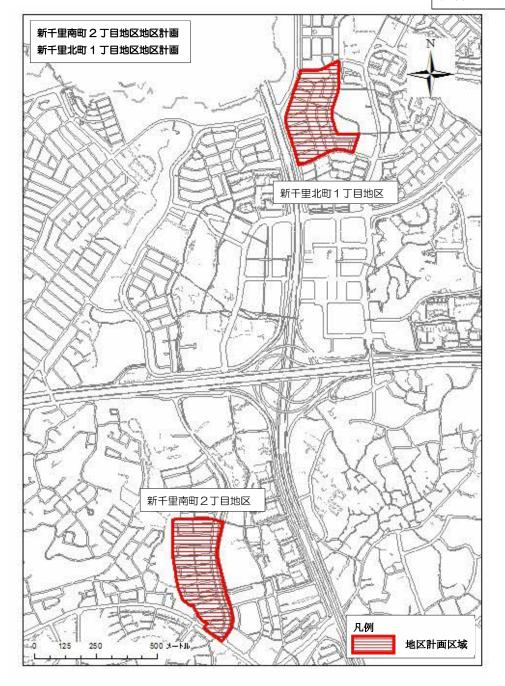
北部大阪都市計画地区計画の変更について

- 資料 1-1 新千里南町 2 丁目地区 新千里北町 1 丁目地区 地区計画変更案の概要
- ・資料1-2 意見書の要旨と市の考え方について
- 資料 1-3 グループホーム立地制限に係る地区計画変更の取組みについて

令和5年度第3回豊中市都市計画審議会 (令和6年1月29日)

新千里南町2丁目地区・新千里北町1丁目地区 地区計画変更案の概要

				変更箇所を下線で示しています	
名称			新千里南町2丁目地区地区計画(区域の面積:約8.2ha) 新千里北町1丁目地区地区計画(区域の面積:約7.1ha)		
変更の理由		認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームの建築を可能とするため、 本案のとおり変更を行う。			
建築物等の用途の制限	新千里南町 2 丁目地区 地区計画	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1.住宅(届出住宅又は3戸以上の長屋を除く。) 2. 住宅で事務所を兼ねるもの (住宅部分が延べ面積の2分の1以上かつ事務所部分の床面積が50㎡以内のもの) 3.認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホーム(延べ面積が200㎡未満のもの) 4.巡査派出所 5.前各号の建築物に附属するもの			
	新千里北町 1丁目地区 地区計画	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1.住宅(届出住宅又は3戸以上の長屋を除く。) 2.住宅で事務所を兼ねるもの (住宅部分が延べ面積の2分の1以上かつ事務所部分の床面積が50㎡以内のもの) 3.認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホーム(延べ面積が200㎡未満のもの) 4.前3号の建築物に附属するもの			
・地区計画原 縦覧・意見 (土地利用 ・都市計画案	 ・地区計画原案の公告 縦覧・意見書の提出(3週間) (土地利用の調整に関する条例) ・都市計画案の公告 縦覧・意見書の提出(2週間) 		※意見書の提出あり(40件) 令和5年12月1日	【新千里北町1丁目地区】 令和5年11月13日 令和5年11月14日~12月4日 ※意見書の提出あり(19件) 令和5年12月14日 令和5年12月14日~12月28日	
(都市計画法) ・都市計画審議会での付議			※意見書の提出あり(58件) 令和6年1月	※意見書の提出あり(12件) 29日	
今後の予定	, C ~> 1 J U3%		5,504 1737		
・建築物の制限に関する条例			令和6年3月		
・都市計画決定の告示				令和6年3月下旬	
・建築物の制限に関する条例施行			令和6年3月	令和6年3月下旬	



■意見書の要旨と市の考え方について

・資料1-2-1

新千里南町2丁目地区地区計画原案への意見書の要旨と市の考え方について

•資料1-2-2

新千里南町2丁目地区地区計画案への意見書の要旨と市の考え方について

・資料1-2-3

新千里北町1丁目地区地区計画原案への意見書の要旨と市の考え方について

•資料1-2-4

新千里北町1丁目地区地区計画案への意見書の要旨と市の考え方について

新千里南町2丁目地区地区計画原案への意見書の要旨と市の考え方

縱覧期間:令和5年10月20日~令和5年11月9日

意見書件数: 40件

意見の要旨

市の考え方

1. 住宅地におけるグループホームの必要性に関するご意見

商業地域に建てればよいところわざわざ住 宅地に建てる必要性がない。近隣地域におい てもグループホームを原因とするトラブルが あったと聞く。事が起こってからでは遅く、 その場合の行政の責任は重大である。

戸建住宅地域で高齢の住民や子どもも多く、共同住宅が建てられるのは、交通や防犯の面から不安がある。戸建て住宅地にグループホームができた例を見ましたが、我々の現状の生活が保てるとは言い難い様に思う。危険や不安が出た場合、建てられてからでは、こちらが転居するという解決策しかなく、購入した家を引っ越すことは、賃貸物件ではないので、容易ではない。住宅地区内に、強硬に建てる意図が理解できない。この2丁目西住宅に住み、建替え等で家の建築も、制限を守って建て、住環境を守ってきたが、住民の意見が市の提起によって、すべての意味がなくなってしまうのは許し難い。

グループホームなどを戸建住宅の中で出来る条件を事前に作成しておく審議会は手順としては妥当と思いますが、そこに住居して長年自治会があって守ってきた住環境を崩していくことは理解しがたいです。必要があって戸建住宅の中で求める人がいるかどうか、まず数的データを示してから検討していいのではと考えらえます。9地区のうち終り5地区と示されても、それぞれの地区で考え方も違うから、横並びに一緒に終わらせたいやり方は無理で出来ません。

グループホームは、障害のある人や認知症の高齢者の地域における住まいの一つの形態として重要なものであり、誰もが住みたい・住み続けたいと思う場所で暮らすことができる社会の実現にむけた取り組みが全国的に進められています。

このグループホームが市内の一部地域において、地区計画により立地が制限されていることについて都市計画審議会及び市議会において議論があり、地区計画の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がされています。

市としてもグループホームは住まいであって居住者の属性により「住まい」の立地が制限されていることは地区計画の運用として問題があると考えており、障害者グループホームと認知症高齢者グループホームについて立地を可能とする取り組みを進めています。

今回地区計画で制限しないよう変更しようとしているグループホームは、戸建て住宅を転用等して設置が可能な小規模なもの(延べ面積が 200 ㎡未満)で、住環境に与える影響も一般の戸建て住宅と大きく変わるものでないと考えています。このため、戸建住宅を中心とした良好な住環境を守るという新千里南町2丁目地区地区計画の趣旨を損なうものではないと考えています。

何の改革や変更は望みません。今のままの「まち」が好きです。余計なことはしないでそっとしておいて欲しいです。そもそも厳しい建築物の用途に制限があったからこそ現在の良好な住環境の形成が維持できている。今迄の先代の人々がこの厳しい制限を守り、若い世代に引き継いできて頂いた。我々の代で何事にも代えられない誇れる「まち」を絶体に壊すことはできない。

地区計画は障害を持つ方々がこの地域に居住することを制限するものでは一切ない。地区計画を変更しないことで障害のある方々に実害や不利益が及ぶことは一切ない。変更することで長年かけて苦労して地区計画を作り上げてきた住民に及ぼす不利益は多大なものがある。にも関わらず、豊中市は「誰でも住みたいところに住める社会にするためにはこの地区計画があっては不都合」との全く的外れな理由で地区計画を住民の強い反対を無視して変更しようとしている。障害者の権利を守るために変更が必要であるという正当な理由があれば住民もここまで反対しないと思うが、このような経緯で一方的に変更しようとすることは到底納得できない。

地区計画では「営利目的の施設は入居不可」 としているのを、豊中市は「障害者グループ ホームだけを許可」と変更しようとしている が、このこと自体が障害者に対する偏見なの ではないか。

新千里南町はそんなに広い所ではありません。もっと広い緑豊かな所に開業される方がよいと思います。

住宅地の有効利用の観点から戸建型グループホームの立地は自然の流れかも知れません。しかしトラブルなく住民と共存していくのが必須条件です。戸建型グループホームの立地は慎重に精査しなければいけないと思います。

また、グループホームは国の基準およびそれに準拠した市条例で地域住民との交流の機会が確保される住宅地に立地しなければならないとされています。現在、市内には100軒弱の障害者グループホーム、30軒の認知症高齢者グループホームがありますが、それらの多くは住宅地に立地しています。

住宅の規制が厳しかったのに、一方では、 グループホームを認めるとは、おかしいこと だと思います。第一種住宅専用地区なのに… この住宅を選んで引っ越してきた人が多いは ずです。絶対反対です。子どもの防犯の面で も気になります

この地域は住居専用地区であり、従来の地区計画通り順守したい。

もはや当施設が出来ると一家屋に何人の 方々が暮らされるのか、営利目的で有る事に は変わらず、現状のゆとりのある戸建住宅を 主体とした静かで高度な住宅地として、良好 な住環境の維持、保全を図ることは不可能で あると考えます。上記の建物が建築されるな らば、現在の住んでいる家屋の売却を考える に当り、敷地面積の現状の制限を解除する事 を要求致します。

審議会及び市議会の付帯意見・附帯決議をふまえて、地域共生社会の実現に向けた行政課題の解決のため必要最小限の内容としており、敷地面積の最低限度等その他の制限の変更は考えていません。

今回の地区計画の変更については都市計画

戸建て住宅地に出来たグループホームによるトラブルは色々耳にする。それにより、せっかく手に入れた住宅・土地の資産価値が下がるのは許せない。

グループホームは「地域共生社会」の実現のためと云うが地域毎の立地が異なることにより一率に定められないことを行政が認識していないのではないか。隣接地などの財産権の問題あり。

今の変更内容では、グループホームが乱立 してもおかしくない。今後の資産価値や住環 境を豊中市はどう保障してくれるのか。

大規模施設ではない、戸建ての認知症高齢者や障害者のグループホームが作られることに対して、これからの超高齢化社会や多様性を認める社会を考えると、強く積極的に反対する理由が見つかりません。

不動産価値への影響については、低層戸建て 住宅地に合わない用途や規模の建物が立地した場合に周辺の不動産価値への影響が懸念されますが、今回地区計画の制限を解除しようとしているグループホームは、障害のある人や認知症の高齢者にとっての住居として、国基準に準拠した市条例で住宅地に立地することが求められており、戸建て住宅を転用して設置可能な小規模なもので、住環境に与える影響も一般の戸建て住宅と大きく変わるものでないと考えています。市内には戸建住宅を転用するなどして多数のグループホームが設置されていますが、市としてはグループホームが設置されたことにより、近隣の不動産価値に影響を及ぼしたという事例は把握していません。

ご意見のとおり、市は、この度の地区計画の変更により、障害者や認知症高齢者のグループホームの立地制限をなくすことは「地域共生社会」の実現に欠かすことのできないものであると考えております。引き続き、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

2. 地区計画の用途制限について

グループホームはれっきとした「寄宿舎」である。ましてやそれを生業とする業者が運営する。当地区にはこれまでも営利を目的とする様々な施設を排除してきた。一部議員からの提起によりこれまでの決まりを変更することは考えられない。

営利目的の施設を 1 ヶ所でも許すと住民の 安心と安全な住環境を破壊する。

以前からこの地区は営利を目的とした塾 や店舗などの建物は自治会が全力で阻止し てきた。今後もこういった営利目的の建物を 建てることには断固反対する。

私達は、最初から一貫して営利目的の事業 を認めないと主張しています。障害者の方達 を差別している訳では決してありません。ど うしても、市が建設したいのであれば、南町 会館を有効利用するとか、別の方法を検討さ れたら如何ですか。

この地区計画はここに住んでいる住民がこの住環境を守るために長い時間をかけて何度 も話し合いを重ね一戸一戸を訪ねてアンケートをとり作り上げたものです。そこに絶対受 け入れられない営利目的の施設ができること は断固反対です。

グループホームはボランティア活動ではなく、公的な介護保険制度ならびに利用者からお金を頂いて運営されるグループホーム。営利目的禁止に十分該当する内容である。

この地区は住宅地であり、営利目的のものは禁止の地区のため、この地区に来られた方がほとんどだと思います。そのような中で、今回のような施設ができる規約になる事は、今後住んでいく上で安心して過ごすことができません。

グループホームは、障害のある人や認知症の高齢者にとって地域で暮らすための住まいとして重要なもので、障害者総合支援法や介護保険法に基づくサービス提供を行うためには市の指定を受ける必要がある等、一般の営利を目的とした建築物とは異なるものです。

地区計画は良好な住環境の維持、保全のために建築物の制限等を行うものであって、そこに住む人の属性によって居住が制限されることは運用上問題があると考えております。

そのため、市はこれらの地域について、戸建て住宅と同等規模の障害者・高齢者のグループホームについて、地区計画により立地を制限しないよう変更が必要と考えております。

また、今回の変更で制限が解除されるグループホームは延べ面積 200 ㎡未満と小規模なものに限られており、住環境を大きく変えるものではないと考えています。

なお、現行の地区計画には営利目的の施設を制限するとの規定はなく、戸建住宅を中心とした良好な住環境を守ることを主旨としており、今回の変更はその趣旨を損なうものではないと考えています。また、地区計画は建築物に係る制限であることから、建築基準法において規制できる内容が定められており、制度上運営内容や建築軒数に制限を設けることはできません。

グループホームは事業者(法人)によって運営される営利目的であるという点で、寮や下宿や保育所と同様であると思います。なぜ、寮や下宿や保育所の制限は地区計画で認められるのに、グループホームの制限は解除しないと問題なのでしょうか。

グループホームが一般の営利目的とは異なるとするなら何故、市営にせず一般の事業者に任せるのか。また生活に関わる細かい事柄が何も知らされず、事業者任せで責任の所在が明確にされていないことも反対の大きな理由になっている。

私たちの地区計画には属性により住まいの 立地を制限している、という箇所はなく、営 利目的の施設の設置を認めていない。

建築基準法において規制できる内容が定められており、制度上運営内容や建築軒数に制限を設けることは出来ないからこそ地区計画の変更に反対している。営利目的の施設の設置を一切認めてこなかったことの大きな理由である。

今回、食い違っているのは、私たちの地区 計画ではグループホームだけではなく「営利 目的の施設の建築を認めない」としているこ とに対して、市は人権的観点について指摘が ありグループホーム建築が可能になるよう制 限解除をするとしている点です。反対してい る住民が抱えているのは高齢者や障害者への 差別意識では決してなく、対話もなく強行さ れることについての不満や憤り、今後のこと が明確に示されない事への不安や心配です。

これはグループホームだけではなく、事務 所や学習塾であっても同じです。どういう営 業形態なのか、どんな人がどれぐらいの時間 出入りするのか、トラブルになった場合は誰 に相談が出来て、対処してもらえるのか。地 区内に建築する施設の建築軒数に制限をかけ て欲しい。今後、永久的に市は責任を持って くれるのか・・・など。市は地区計画を変更 することに必死ですが、私たちにとっては一 生の生活に関わることなのです。先日の最終 の説明会で住民側からの質問で、初めて今後 建築するグループホームの軒数に制限がない ことも分かりました。これまで私たちの地区 は営利目的の施設の建築を認めてこなかった どころか、一台の自動販売機の設置も認めず 良好な住環境を守ってきたのです。

3. グループホームの運営等について

要支援の方が入居されるにあたって支援者に何らかの資格もなく、また入居者 10 人に対して支援者が1人であるということに不安を感じる。加えて管理責任者が常駐しないという点も不安である。

管理責任者が常駐されないなど、グループ ホームに入られる方も、2丁目の住民の方も、 とても不安だと思います。

グループホーム開業に向けて、不安を感じる。(夜間の常駐者がおられない、トラブルの発生例もある)よって、従来の地区計画の区分を遵守してほしい。

管理者のいないグループホームがもたらす デメリットとして、様々な住民とのトラブル 等が上げられる。問題が生じた時の責任の所 在、対応策、住民へのケアが不明のまま話を 進めることは、理不尽なのではないのか。

認知症高齢者や障害者のグループホームが 出来れば、それにより人の出入りが増え、親 族等の面会者の路上駐車が頻繁におこり、問 題になるように思います。施設周辺の路上駐 車の制限などの路上駐車が増えない施策が必 要になると思います。

毎回、一般的なグループホームの形態についての説明はされますが、はっきりとしているのは「延床面積が200㎡未満」という箇所だけです。トラブルになった際、市は「事業者に対して、指導、助言をしていく」と言われるものの、グループホームの近隣住民に対して、入居者の情報提供はしない、としています。相手を理解することは相手を知ることから始まります。日中は施設に通う。車の出入りは1日1、2回。支援者は在宅しているかわからない。これだけの情報では地域住民の理解は得られません。

障害者グループホームの運営事業者は、社会福祉法人、株式会社、合同会社等の法人格が必要で、市が人員・設備・運営に関する基準、消防局で防災対策基準を満たしていることを確認し、事業者として指定します。また、夜間等の対応について、指定基準において一定の範囲内に主たる事業所を設置するよう定められています。市内においては、共同住宅に設置された障害者グループホームで世話人等が巡回している例がありますが、市内の戸建住宅型の障害者グループホームは夜間に人を配置するところがほとんどです。

認知症高齢者グループホームについては、運 営事業者は社会福祉法人等、障害者グループホ ームと同様で、職員の常駐が指定基準に定めら れています。

地区計画は建築物に係る制限であることから建築基準法において規制できる内容が定められており、制度上駐車場の付置義務を設けることはできませんが、障害者グループホームの車の出入りについては、入居者はほぼ車を持っておらず、平日朝夕に通所施設から来る送迎車(1~2台、ほとんどが普通車両)、1日1回の食料品の宅配車などで、通勤・買い物や宅配を頼むといった一般家庭での車の出入りと大きくは変わらないものです。

また、認知症高齢者グループホームにおける 入居者の外出は低頻度です。外出する際は職員 等の同行が必要となります。車の出入りについ ては障害者グループホームとほぼ同様となり ます。

障害者グループホーム設置時の近隣住民や 自治会への説明や同意については、『障害を理 由とする差別の解消の推進に関する法律案』に 関する国会の附帯決議においても、周辺住民の 運営段階に入って、①近隣に音・光で迷惑にならないように②車(自転車・単車・自動車等)駐車は規行の規則を守っていただくこと等、守りごとを取り決め住民にも知らせていただきたい。

不特定多数の方々や施設の入居される老人 の方の出入は、危険性がありますので反対致 します。

グループホームには反対です。認知症の方をみることは、必要だと思います。しかし、この閑静な住宅地で開設する理由がないと思います。夜間の静けさを壊されることや昼夜を問わず徘徊が見られたりすることは我慢出来ません。また行方不明の捜索などが行われることも懸念される状況があり、安心してこの土地に住むことが出来なくなる様に思います。

地区計画の変更について強く反対します。地区の安全と治安を奪わないでほしい。

同意を求めないことを徹底するよう記載されていることから、本市においても近隣住民や自治会への個別の情報提供・同意等を指定の要件とはしていませんが、事業者に対しては地域のルールなど自治会へ確認するように案内をしています。

また、市条例では障害者グループホームおよび認知症高齢者グループホームの設置基準を国基準に準拠した形で定めており、それに合致しているかどうかを審査し、指定しています。市は定期的な立入を行っており、基準に沿った運営をしているかどうかの指導・監督を行っています。運営における問題について市にご意見をいただいた際は、指定事業者に対し指導・助言します。

4. 市の進め方に対するご意見について

地区計画は誰の為にあるものなのか。市は 変更することだけを目的とし、その地区に暮 らす住民のその後の生活について考えもし ない。住民の理解を得ず、グループホーム設 置を強行した際、住民も事業者も入居者も誰 一人良い思いをする人はいない。「地域共生」 社会の実現」や「誰一人取り残されない社会」 と掲げているが、実績作りの為に中身のない 枠だけ作っても何も意味がない。今回の変更 が「市の責務」というなら変更するだけでは なく、地域住民の同意を得ることも責務なの ではないか。地区計画を変更する本当の目的 は豊中市全域でグループホームの設置に制 約のある地域がなくなった、とするためなの か。豊中市内のグループホームには常に空き 部屋があるようだが、本当にグループホーム の設置場所がなく確保を目的としているの

平成29年の都市計画審議会、市議会9月定例会での審議において、地区計画の制限により障害者グループホームが立地できないことについて議論があり、翌年の平成30年の都市計画審議会、市議会7月臨時会では高齢者や障害者の住まいである戸建型のグループホームの立地を制限する地区計画の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がされました。

市は、市民の代表である市議会の全会一致の附帯決議を重く受け止めるとともに、グループホームは障害のある人や認知症の高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるための住まいとして重要なものであって、市民の皆様と共に取り組んでいる「地域共生社会」の実現において欠かせないものと考えております。

この度の地区計画の変更は、このような観点から住まいであるグループホームの立地制限を、地域により区別することなく市域から

このまま折り合いをつけず決定強行をし、 今後グループホームが建築された時、一番困 るのは入居者の方々だと思います。「誰もが住 みたい町に住めるように」と言うのであれば、 地区計画変更だけに走り、ただ「住める」よ うにするだけではなく、「住みやすい」ように 地域の住民の意見も取り入れ、折り合いをつ けるところまでを「案」に含むべきではない でしょうか。

地区計画に賛同し、豊中市が「だれもが住みやすい、住み続けたいまち」になるように努力してきた市民の一人として今回の案にも市の対応にも納得出来ません。住民の意見は聞き入れられず折り合いをつける努力や地域の特性を取り入れる工夫など、全く感じられないものです。どこに地区住民の意見は反映されているのでしょうか。市はこの先の生活がどう変化するかについても明確に示さず、これではあまりにも説明不足です。新千里地区の説明会のやり直し、地区計画変更原案から住民の意見を反映した案に作成し直すように強く求めます。

グループホームの立地条件に地域住民との 交流の機会の確保というなら尚更、地域住民 の理解と協力、同意が不可欠なのではないか。 市はこれまで新千里地区に対して「理解を得 るための積極的な啓発活動」は行っておらず、 問いに対する明確な回答をしない消極的な説 明会の開催を数回しただけである。豊中市の ホームページにグループホームに関する動画 を掲載してはいるが、一般の人にはほとんど 知られていないページである。少なくとも理 解を得るための努力は全くなかった。詳細が 分からない一般的なグループホームについて の説明をしただけである。 なくすという行政的な課題であると考えていることから、当地区で地区計画を策定した際の住民の合意形成に基づいた申出による方法とは異なり、行政が主体となって変更手続きを進めています。

地区計画変更により、建てられる用途に追加を行うグループホームは、延べ面積 200 ㎡ 未満と戸建て住宅と同様の小規模なものに限定しており、良好な住環境を保全するという当地区の地区計画の主旨やこれまで培われてきた住環境を損なうものではないと考えています。

地区計画の変更にあたっては、住民発意で 策定された経過に配慮し、地区計画の申し出 団体と情報共有を行いながら、平成 29 年 12 月、平成 31 年 1 月、令和 2 年 1 月、令和 5 年 9 月、10 月と継続して地域にお住まいの方、 地権者の方を対象とした住民説明会を実施 し、グループホームの概要や地区計画変更の 必要性、地区計画の制度やこれまでの経緯な どについて、ご説明や質疑応答を行いながら、 ご理解を深めていただく取り組みを進めてき たところです。

また、説明会に参加いただけない方にもご理解いただくため、複数回にわたり、地区計画変更の内容や計画案を記載したチラシを新千里南町2丁目地区に全戸配布するとともに地区外の権利者の方にも送付しています。

今後の手続きにおいても、今回の条例に基づく縦覧と都市計画法に基づく縦覧において 皆様からいただいたご意見は、これまで変更 を行った地区同様、都市計画審議会や市議会 に報告します。地区計画の都市計画変更と建 築条例の改正にあたっては、これらの報告を ふまえ都市計画審議会や市議会で審議が行わ れます。

なお、過去の都市計画審議会や市議会の議

住民発意の地区計画は8割の同意が必要であり、この同意を得るために大変な労力を要した。今回の一部議員の提起による変更では、市又は議員が同じように住民の8割の賛成を取り付けるべきである。市は数回の説明会を開いたこと、形式的な縦覧と意見の聴取、形式的な都市計画審議会への諮問と答申という、一環して事務的かつ形式的な手続きをすることで正当化しようとしている。

事録は市のホームページ等で確認いただけます。

地域の特性を生かすため地区計画や建築協定などの制度が認められていると認識している。まさにこの地区はこれらの制度を活用し、形成された良好な住宅地であり、モデル的な地区と自負している。そういった地区に市が強硬に変更手続きに入るというのは納得できません。

市が提唱する「住民発意の地区計画」とは何か。「特色を活かしたまちづくりに取り組むことでまちの魅力は高まっていきます」という市が作成したハンドブックの文面は今のこういったまちづくりを進めるということではないのでしょうか。これからも変更を強行するならば豊中市は「まちづくり」というスローガンが外すべきです。新千里地区の他の地区における変更において、こういった原案が縦覧されるまでに開催された説明会において出された意見や説明会の雰囲気は都市計画審議会ではどのように報告されているのか。委更を余儀なくされた他の地区での審議の様子を知りたい。

住民からの反対意見が多数ある中で、豊中 市が強行しようとする地区計画変更は、もは や「住民発意の地区計画」とは呼べるもので はない。地域住民が長年守ってきた住環境を これからも保存されることを望むとともに、 今後地区内に移住される方にも現存の地区計 画の規約に則っていただきたいと思う。

この地区は、これまで良好な住環境を守る ため様々な手法を検討してきた。建築協定、 自治会の申し合わせ、景観協定などに取り組 み、平成25年にこの地区で最良・最適な「地 区計画」を策定した。これは住民自らが権利 を制限してまでも良好な住環境を守ろうとす る姿勢であり、それによる成果が現われてい る。そういった経過を知ったうえで変更を強 行するのは理解できない。

この地区は、建物の色や、塀の高さまで指 定されている。住民自らが制限をかけ、まち づくりに取り組んでいる実態を知ってほし い。

地域の特性に応じた自治を推進する地域自 治組織の自律性を軽視するものであり、自治 体は都合のいい時だけ支援するとしてきた豊 中市および議会の見識を疑う。

市は数回の説明会を開催し、住民の説得に 当たったというが、住民は賛同していない。 これまでの説明会において、住民は多くの意 見を述べたが、これらの意見は、この原案に はまったく反映されていない。この状況の中、 変更手続きを強行するという市の姿勢は理解 できない。この地区は50年前に開発され、こ れ迄この良好な町を守る為のあらゆる手法を 研究してきた。今の町の住環境は住人自らが 制限をかけて、守ってきた結果である。それ を外部の一部の人たちに壊されたくない。 何年もかけて住民が汗と努力の結果、やっと制定され守ってきた地区計画を今回いとも簡単に変更しようとするのはどなたですか?「福祉!福祉!」と叫んで実績作りしたいとしか思えません。形だけ整えても中身のない施策は受け入れられません。不信感でいっぱいです、とても残念です。

今回の改正については、住民への問いかけ や賛否決議もなく、騙しうちのように事を運 ぶことが、住民への不信感へとつながります。 一度も住民への賛否アンケートも取ることも なく、改正できる地区計画ということになれ ば、今後も自由に数人の意志により変更する こともできる前例となり「地区計画」そのも のの存在意義に疑問をもちます。建築基準、3 世帯以上禁止、営業活動禁止など厳しすぎる 地区計画であります。その中で、今回改定事 案だけ緩く認可することに対し、不公平であ ると憤りを感じております。

変更をするなら住民の80%の賛同を市はとるべきです。コロナ禍で住民が話し合いする機会もなく、市が住民に説明会をする機会も無く、コロナがやっと5類に移行して蓋を開けてみたら既に決まったことで変更は無いの説明では納得できません。少なくともコロナ前に戻すべきでは。豊中市も行政も、市民〜住民がいてこそ成り立っているはず。ここに住みたいという思いで高い金額で必死に土地を買い家を建て、きっちり住民税を払い自分たちでこの環境を守ろうとしている住民の声を聞かない行政に不信感しかありません。先ずは市は説明会ではなく住民との話し合いをするべきです。

新千里南町2丁目地区は、千里ニュータウ ン開発時より住民全体が自発的に環境維持 並びに保全に向けて協定等結んできました。 当地区住民が脈々と維持を続けて守ってき た環境が、豊中市は住民を無視した形で有無 を言わさない形で計画変更へ進めようとし ている。豊中市の説明会と全戸への紙面告知 (地区計画変更案)はなされたものの、形式だ けにすぎない。豊中市は当地区が福祉への差 別と主張するが、それは福祉を盾にした建築 実現への乱用ととれる。グループホームを差 別しているのではない。あくまでも住環境維 持の区別である。グループホーム運営は、不 特定多数の利用者となり、広義にみたら寮の 一環となる。福祉だけの1点を見つめての解 釈は、当地区住民の今までの協定を無視した 内容であり、反対に 50 年以上築き上げてき た住環境を、豊中市は破壊しようとしてい る。住民を無視した進め方に反対である。

これまで当地区では、良好な住宅地を保全する為、住民自らが制限をかけ町を守ってきた。市は住民が賛同していない状況であるにも拘わらず強硬に変更をしようとしているのは納得できない。実際に住んでいる住民の意志を軽視して、わだかまりが残る形で進めば結果、誰も良い気持ちにならず後に何らかの問題が発生した時には取り返しがつかない。

障害者や高齢者の方のグループホームを 拒絶する意図はありませんが、いきなりの 「地区計画の変更手続きを進める」ことは、 驚きと怒りに近い思いがあります。"建てる ことのできる建築物の用途"についても、何 度も話し合いの末に決定しました。まず住民 全員にアンケートを実施し、意見を聞くのが 筋ではないかと思います。 住民の方の何割の人達が反対しているのか 調べ、反対意見が半数以上あれば進めるべき ではないと思います。

住民発意によって決定した既存の地区計画を行政が変更できるものなのでしょうか。 (法的に) 地区計画は都市計画法に基づき市が定める ものです。本市においては住民発意で地区計 画の素案の申出を行うことができる制度を条 例で設けていますが、申し出を受けた際も市 が案を作成します。

この度の変更は行政的な課題であることか ら、市が変更案を作成し手続きを進めていま す。

もう既に社会福祉法人が南町2丁目住宅内に土地、建物を所有しており、今回はその事業を進めるべく、「地域計画の変更」を推進しているようにしか思えません。

地区計画の変更に向けた取組みは都市計画 審議会からの付帯意見、豊中市議会からの附 帯決議をうけ、「地域共生社会」の実現に向け た本市の全市的な取組みとして進めているも のです。特定の法人や個別の事業とは一切関 係ありません。

新千里南町2丁目地区地区計画案への意見書の要旨と市の考え方

縱覧期間:令和5年12月1日~令和5年12月15日

意見書件数: 58件

意見の要旨

市の考え方

1. 地区計画の変更の必要性について

「北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の変更」に関する意見書を提出します。 この意見書は地区住民の意向についてアンケート調査を実施したものであり、これを地区計画委員会が取りまとめたものです。

アンケート調査の結果は、

地区内区画数	1	8	8
対象区画数	1	5	9
変更に賛成			6
変更に反対	1	4	7
意見保留			6

なお、対象区画数は、所有者不明、不在、未 回答を除いたものです。

決して偏見や差別ではなく、常識的に今豊中市が一部の営利企業の片棒を担ぐことにとても違和感を感じます。市民の安心・安全を守るのが市の仕事ではありませんか?何か事が起きてからでは遅いです。この計画はなぜどのような市民のためなのか教えてください。

現在の地区計画を強く支持します。

我々住民にとってメリットのない地区計画 の変更には合意できない。

現在の基本方針を維持してほしい。

グループホームは、障害のある人や認知症 高齢者の地域における「住まい」の一つの形態として重要なものであり、地区計画により立地が制限されていることについて都市計画審議会及び市議会において議論があり、地区計画の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がされています。

市としても、グループホームは「住まい」であって居住者の属性により「住まい」の立地が制限されていることは地区計画の運用として問題があり、多様な属性の人達が地域で共に生活する「地域共生社会」の実現のため、障害者グループホームと認知症高齢者グループホームについて立地を可能とする地区計画変更が必要と考えています。

なお、この地区計画変更の取り組みは、特定の法人や個別の事業とは一切関係ありません。

2. 住宅地におけるグループホームの必要性に関するご意見

新千里南町2丁目に「住居を、住みたい」と 願う方々を優先に。治安、環境に優れた地区の 維持を望みます。

住民主導のまちづくりが行われるべきであ り、良好な住環境を守りたい。

50 年前に開発されてから良好な住環境を守ってきた。この環境を永遠に保全していきたい。豊中市との対話の場を切に望みます。

現在の環境を維持すべきである。住民の意見 に反した変更は行うべきではないと考える。

人を差別するわけではありませんが、長年維持されてきた"住環境の良さ"を今になって潰すことは残念ですし、現状維持を希望します。

親の時代から住んで52年間、住民の方々と力を合わせ良い環境、良い住宅地になるよう努めてきました。そして今、世間からも良い住宅地と認められるようにもなり、将来も安心して生活できる環境でありたいです。決して差別や人権をないがしろにするものではなく、あくまでも開発当初からの住宅地を継続し、次の世代に安心して引き継いでいきたいと思います。

環境が良いので引越してきたので反対です。

周辺への影響は大きく、住民の物理的、精神的負担は大きくなる。

地区計画を変更してまでこの地域に施設を 建設する意図が不明。

グループホームは「地域共生社会」の実現の ためと云うが、地域ごとの立地が異なることに より行政が十分認識せず進めているのは困る。

他の地域で病院を併設した中規模のグループホームを造られたらよいではと思います。

これから人口減も考えられるので他の地域にできると思う。良いように作りあげた場所を使いたいのは人間の常だとは思うが、30数年かけて作りあげた地域は残してほしい。

市内の住宅地で建築可能な地域はたくさん あると思います。制限を設けている当地区にわ ざわざ強引に推し進めることに不信感を覚え ます。何年もかけて作ってきた地区計画を余り に軽く考えているとしか思えず、腹立たしく思 っています。 今回の地区計画の変更は、戸建住宅を中心とした良好な住環境を守るという新千里南町2丁目地区地区計画の趣旨を鑑み、戸建住宅を転用等して設置が可能な小規模なグループホーム(延べ面積が200㎡未満)に限って立地を可能とするもので、周辺の住環境に大きな影響を与えるものではないと考えています。

障害者グループホーム及び認知症高齢者グループホームは、障害のある人や認知症高齢者が必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送るための「住まい」であり、国の基準およびそれに準拠した市条例で地域住民との交流の機会が確保される住宅地に立地しなければならないとされています。

「住まい」であるグループホームの立地を制限することは地区計画の運用として問題があると考えています。

今回の地区計画の変更はグループホーム の立地を制限している地区をなくすことを 目的としています。

それぞれの地域には特性があります。その地 域ごとに歴史や伝統、住民の思いがあります。 私たちの地域は「営利目的の施設の設置を一切 認めない」とし、良好な住環境を守ってきまし た。今後もこの住環境を守り、若い世代の人た ちや孫世代をこの住環境で育てたい、受け継い でいって欲しいとの強い思いを持ってきまし た。今回のように市がそれぞれの地域の特性に 着目することもせず「地域共生社会の実現を」 と掲げても、市民置き去りの市政では決して実 現出来ません。そこで生活するのは私たち住民 なのです。市は地区計画変更後の私たちの生活 については全く考えもしません。住民の理解も 同意も得ることをせずに強行した後、住民はも ちろん入居者の方々の中に良い思いをする人 は誰一人いません。昨今は多様性を尊重する世 の中なのです。地域の特性に応じた住民目線 で、きめ細やかな対応をするのが市政の役割で はないでしようか。グループホームの設置が出 来さえすれば地域共生社会が実現するのです

「グループホーム設置だけを解除する」これ こそが差別である。「地域共生社会の実現を」 や「誰もが住みたい街に住めるように」と掲げ 障害者や高齢者の方々の為の案だ、としている がこの案は、実績作りに走る議員と事業者の為 の案である。これまで地区計画は営利目的の施 設の設置を一切認めていないのである。今回、 グループホーム設置を強行しても老人ホーム や福祉ホームなどは設置不可なのである。私た ちが長年何の為に認めてこなかったかも考え ず想像すらしない。地域住民を無視し、豊中市 全域で地区計画の制限解除をしてグループホ ーム設置可能としさえすれば良いとは浅はか な考えである。

他市の例にあるように、市の宅地開発などの際に最初からその地域にグループホームを設置し地域に根ざす努力をするべきである。そこからスタートし市民に共生社会のあり方に理解を求める、これこそが市がしなければならない「地域住民に理解を求める積極的な啓発活動」である。住民が守り続けてきたものを潰してまで強行しても本当の地域共生社会は実現出来ない。

千里ニュータウンの低層住宅地では分譲 時から現在に至るまで戸建住宅を中心とし た良好な住環境を守る住民主体の取組みが 進められており、新千里南町2丁目地区地区 計画はその趣旨を目標として策定されたも のです。地区計画の用途の制限では、戸建住 宅のみではなく、「住まい」である事務所兼用 住宅や2戸までの長屋を建築可能としていま す。グループホームは他の介護を目的とした 施設や営利を目的とした施設とは異なり、単 独で生活することが困難な障害のある人や 認知症高齢者が地域で自立した生活をする ための「住まい」です。今回の地区計画の変 更は延べ面積が 200 m 未満の戸建住宅規模に 限り立地を可能とするもので、地区計画の趣 旨を損なうものではないと考えています。

また、今回の地区計画の変更はグループホームを市内のどこでも立地を可能とすることで多様な属性の人達が地域で共に生活する「地域共生社会」の基礎となるもので、その実現に繋がる一歩であると考えています。

閑静な住宅街に営利目的のGH設置で地価が下がること、静かな環境がなくなる等、個人の視点のみとなってしまうが、他に設置可能な地域があるのに改定理由が分からない。地価が下がった場合に保障などないと思う。

地区計画が有る事がここを購入する決め手でした。資産価値が下がるので断固反対です。

今回、地区計画の制限を解除しようとしているグループホームは障害のある人や認知症高齢者の「住まい」であり、戸建住宅規模(延べ面積が200㎡未満)で、住環境に与える影響も一般の戸建住宅と大きく変わるものでないと考えています。市内には戸建住宅を転用するなどして多数のグループホームが設置されていますが、市としてはグループホームが設置されたことにより、近隣の不動産価値に影響を及ぼしたという事例は把握していません。また、既にグループホームの立地を制限しないよう地区計画を変更した地区の不動産価値に影響を及ぼしたという事例も把握していません。

地価や資産価値は地区計画だけではなく 周辺環境や社会情勢など様々な条件により 形成されるものと考えています。

市としては、地区計画の目的は住環境の保全等であり、「住まい」であるグループホームの立地を制限することは運用上問題があるため、変更は必要であると考えています。

3. 地区計画の用途制限について

50 年近くも守られてきた規約を改定しなければならないのは、行政の一方的な押し付けでしかないと思われる。第一住専地区に管理者不在の営利事業所の設立は受け入れられない。先代たちが守ってこられた今の環境を壊されたくない。

隣家が営利目的の施設となると、今まで守られてきた環境が悪くなると思います。

営利目的だと多くの人が来て、住んでいる人の環境を大きく乱す可能性もあり、人権侵害になると思います。

今までさんざん規制、規制と言っておきなが ら、突然営利目的の施設なんて絶対反対です。

閑静な住宅地に商業目的のグループホーム は容認できない。

営利目的の施設ができれば、環境が変わって しまい、今までのように安心して生活できませ ん。

住民の意向を尊重し、地区計画変更案を撤回 すべきと考える。営利目的施設が近隣住民の生 活を維持することは出来ないと悪心する。何か 事件・事故が起こってからでは遅いです。

私たちが、「営利目的の施設の設置を認めな い」としているのに対して、市は「グループホ ームは障害者の人たちの大切な住まいと考え 営利目的の施設とは異なると考えている」と言 っています。しかしグループホーム事業者が営 利目的でないなら、何故、介護給付費を不正に 請求したり、規定より少ない支援員を配置した り、常駐させなかったりするような事例が発生 しているのですか。これらのどこを見て「営利 目的の施設ではない」と言えるのですか。もし 事業者が不正を働き市から処分を受けてもこ の地区で営業し続けるのですか。市は事業者に 対してどこまで責任を持つのですか。このよう なことが容易に想像出来るからこそ、「営利目 的の施設の設置を認めない」と言っているので す。入居者について反対したり差別しているの ではないです。

グループホームは、障害のある人や認知症 高齢者にとって地域で暮らすための「住ま い」であり、障害者総合支援法や介護保険法 に基づくサービス提供を行うためには市の 指定を受ける必要がある等、一般の営利を目 的とした建築物とは異なるものです。

障害のある人・認知症高齢者の「住まい」であるグループホームの立地が地区計画によって制限されていることは運用上問題があると考えており、立地を制限しないよう変更が必要と考えています。

また、今回の変更で制限が解除されるグループホームは戸建住宅と同等規模の延べ面積 200 ㎡未満のものに限られており、住環境を大きく変えるものではないと考えています。

今回、営利目的のGHを認めてしまえば、形態を変えた営利目的の業者が入る可能性も大いにあると思う。

今回の変更により立地を制限しないこととするものは、認知症高齢者グループホームについては「老人福祉法」に規定する「認知症対応型老人共同生活援助事業」を行う施設、障害者グループホームについては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に規定する「共同生活援助」を行う施設のみです。現行の地区計画における建築可能な用途と上記グループホーム以外の立地を認めるものではありません。

豊中市が強硬に施設設置を求めるのであれば、ルールを決めていただきたい。(例えば○○m以内の設置はダメ、等。今のままではグループホームが乱立する恐れあり。また、統き2区画利用の場合はグループホームも2倍になるのか。具体的な意見交換を求めます。現行の規制を了承の上、この地に居住。今の環境より悪化(営利目的)することを福祉を盾に許可はできません。

地区計画は建築物に係る制限であること から、建築基準法において規制できる内容が 定められており、制度上運営内容や建築軒数 に制限を設けることはできません。

なお、1つの敷地に建築することができる グループホームの延べ面積は200㎡未満であ り、敷地の大小によって延べ面積の上限が変 わることはありません。

事業者は住民ではない。私たちは隣人が「住民」ではなく営利を目的とする「事業者」になることを反対しているのである。市はグループホームの入居者の方々を「隣人」と捉え、「住まう人の属性を制限することは…」と言うが入居者の方々は「隣人」ではないのである。何故なら入居者と私たち住民の間には「事業者」が存在するからである。私たちの地区計画に住まう人の属性を制限している箇所はない。計り知れない数々の住民の努力を一方的に踏み漬し、差別のない所にまるで差別があるかのように言い地区計画変更を強行するやり方は絶対に間違っている。地区計画に問題がある、とするのはこじつけである。

グループホームは障害のある人や認知症 高齢者の「住まい」であり、「住まい」に住ま われる方が住民です。グループホームが国の 基準およびそれに準拠した市条例において 地域住民との交流の機会が確保される住宅 地に立地しなければならないと明記された 意義は、障害のある人もない人も認知症高齢 者も共に地域住民として当たり前に地域で 生活することができることを期待するもの であると考えています。

全市域において地域共生社会の実現に向けた基礎をつくるため、グループホームの立地制限をなくす地区計画の変更を行うものです。

4. グループホームの運営等について

誰によって、どのような運営がなされ、どれ くらいの規模のものを想定した制限の撤廃な のでしょうか。

美しい町づくりに寄与し、安心・安全を心掛けてきた住民の皆さんの努力が水の泡となる。不安感が大きい。高齢者が多い地区に、さらに障害者施設が増えてくるとこの町の未来が心配。医療従事者、介護スタッフ、施設管理者が24時間、365日常駐して、これまでの住民の町づくりにも協力・貢献していただける施設であればいい。

障害者のGHに支援者・介助者が常駐されないという状況は不安でしかない。

営利目的の業者は、低いレベルでの基準で認可され、設置したのちは豊中市は何も責任を持たない。豊中市の営利業者の認可の基準では、責任者はそこには不在でも、「30分以内には駆け付けられる。」というような基準では住民は安心して住むことができない。

営利企業の戸建型グループホームをこの地域に作る必要性が全く理解できない。安全で、環境が整っていてきにいって、すうせだいに跨って住んでいるこの地域に、企業建物として社員や車の出入りがあること。支援員(それも資格のない人でもいいという事自体信じられない)が常駐しない施設を作ることは断固反対です。

障害者グループホームの運営事業者は、社会福祉法人、株式会社、合同会社等の法人格が必要で、市が条例で定めた人員・設備・運営に関する基準を満たしていること、消防局で防災対策基準を満たしていることを確認し、事業者として指定・運営されます。

認知症高齢者グループホームについては、 運営事業者は社会福祉法人等、障害者グルー プホームと同様で、市が公募を行い条例で定 めた基準等の要件を満たしている事業者から 選定されます。

今回の地区計画の変更は戸建住宅規模である延べ面積200㎡未満のグループホームに限り立地が可能となるよう変更します。

障害者グループホームは指定基準において 一定の範囲内に主たる事業所を設置するよう 定められています。市内においては、共同住 宅に設置された障害者グループホームで世話 人等が巡回している例がありますが、戸建住 宅型の障害者グループホームは夜間も職員を 配置するところがほとんどです。

認知症高齢者グループホームにおいては職 員の常駐が指定基準で定められています。

障害者グループホームの車の出入りについては、入居者はほぼ車を持っておらず、平日朝夕に通所施設から来る送迎車(1~2台、ほとんどが普通車両)、1日1回の食料品の宅配車などで、通勤・買い物や宅配を頼むといった一般家庭での車の出入りと大きくは変わらないものです。

また、認知症高齢者グループホームにおける入居者の外出は低頻度です。外出する際は職員等の同行が必要となります。車の出入りについては障害者グループホームとほぼ同様となります。

車の違法駐車や騒音、話し声で静かな環境が壊れる。

地域住民以外の出入りが増えると不安を感じる。

しっかりとした責任者がいらっしゃればそのような施設もありかとは思うのですが、建ってしまってからでは取返しがつきませんので。 道が狭いため車の出入りが多い施設ではどうしても隣家への迷惑が考えられますし、危険であると思います。

車の出入りが多く、事故が起きやすくなる。

地域の安全が担保されない。実際に生活している住民の意向を尊重すべき。

グループホームを民間企業がするにあたり、 いろいろな問題があり、こちらの地域での施設 の建設は反対です。

トラブルが発生することがあった場合に営利目的の施設が全て責任を負うのか。

営利を目的とした支援員も常駐しない当施設のGHが出来たら安心して夜も眠れません。営利目的の施設はできないはずですが。もしもGHによる当地区に住む住民の苦情が出た場合には豊中市は営利を目的とした民間企業が住民に与えた損害を補償できるのでしようか。変更した責任は取ってくれるのでしょうか。

グループホームについては理解しています。 ただ、公的施設ではなく、経営主体が営利目的 の業者であることが懸念されます。何か問題が 生じたときに市は関知しないのでしょう。その 点の解決の方策が明確に決められていなけれ ば不安です。 市では障害者グループホームおよび認知 症高齢者グループホームの設置基準を国基 準に準拠した条例で定めており、それに合致 しているかどうかを審査し、指定していま す。市及び消防局は定期的な立入を行ってお り、基準に沿った運営をしているかどうかの 指導・監督を行っています。運営における問 題について市にご意見をいただいた際は、必 要に応じて指定事業者に対し指導・助言しま す。

グループホームが社会的に必要であることは 充分認識している。問題は事業者についてであ る。グループホームの事業者は全て市から指定 を受けた事業者に限られる。しかし指定を受け ても不正行為や虐待などを行う悪質事業者も いる。市から指定を取り消された場合はどうな るのか。豊中市はどこからどこまで責任を持つ のか。一旦、地区に指定事業者として入った事 業者が指定を取り消されても私たち住民には 分かり辛い。指定を取り消されても、その地で 類似した事業をやり続けるかもしれない。事業 者が利益を上げるために人員、設備、防災対策 基準などを満たさずに運営することも充分に 考えられる。事故や火災が多発する恐れも出て くる。このようなことが塀一枚で隔てられた住 宅地で起こればどうなるのか。市内全域でグル ープホーム設置が出来るようにするのなら、ま ずグループホーム事業者に対して指定取り消 し後や廃業した場合までを市が責任を持って 基準を決めるべきである。そして細かく基準を 決め、さまざまな地域に対応出来るようにする べきである。

障害者グループホームおよび認知症高齢者グループホームの設置基準は国基準に準拠した条例で定めており、処分の基準等については障害者総合支援法や介護保険法等で定められています。

事業者が指定の取消し処分を受けた際は 障害者総合支援法や介護保険法に基づくサ ービスの提供を行うことができなくなりま す。

建物の用途については、今回の地区計画の変更により立地を制限しないこととするグループホームに該当しなくなるため、建築基準法に基づき市が対応することとなります。

5. 市の進め方に対するご意見について

全戸アンケートで決まった地区計画なら、住 民の意見を重視すべきだと思います。

地域の住民の説明不十分なまま、長年反対している意見が多くなる中、強硬に進めているように思われる。

住民が主体となって長期間かけてつくりあげた地区計画を行政(豊中市)がなかば強引に変更しようとする動きには同意できない。

豊中市は営利目的のGHを設置できるよう 地区計画を住民の意見を聞くことなく、全く無 視し力づくで変更しようとしている。コロナ禍 で住民には集まるな!話し合いするな!と豊 中市は指導しておき、コロナが落ち着いた途 端、「地区計画変更は決定しており、このスケジ ュールで進める。」という説明は納得できない。

地区計画変更しようとするのは行政の一方 的な見解であり、この行政の施策に対し自治会 の意見を無視し、ことを推し進めようとしてい るようにしか思えない。何年も前からこの件に ついて討論を実施しているが、行政と自治会は 平行線の状態だ。

南町2丁目全戸で合意した地区計画を変更するためには、再度時間をかけて検討すべきで、一時的な発動により変更することはおかしいと考えます。住民からの発動でない意見をそのまま全戸調査アンケートもしないまま市の職員の方と委員の方の話し合いのみで決行されることは理に反すると考えます。まるで、市からの圧力のようにとらえてしまいます。

住民の 9 割以上の反対意見は何も反映されないばかりか耳を傾けることすらしません。 「地区計画変更は5年前からの話だ」と言われますがそのうち3年半はコロナ禍で市も自治会も思うように活動出来なかったのです。 平成 29 年の都市計画審議会、市議会での 審議において、地区計画の制限により障害者 グループホームが立地できないことについ て議論があり、翌年の平成 30 年の都市計画 審議会、市議会では高齢者や障害のある人の 「住まい」である戸建型のグループホームの 立地を制限する地区計画の変更に取り組む よう付帯意見・附帯決議がされました。

市は、市民の代表である市議会の全会一致の附帯決議を重く受け止めるとともに、グループホームは障害のある人や認知症高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるための「住まい」として重要なものであって、「地域共生社会」の実現において欠かせないものと考えています。

この度の地区計画の変更は、このような観点から「住まい」であるグループホームの立地制限を、地域により区別することなく市域からなくすという行政的な課題であると考えていることから、住民発意で地区計画の素案の申出をいただいた経過に配慮しつつ、行政が主体となって変更に向けた取組みを進めてきました。

今後の手続きにおいても、縦覧において皆様からいただいたご意見は、都市計画審議会や市議会に報告します。地区計画の都市計画変更と建築条例の改正にあたっては、これらの報告をふまえ都市計画審議会や市議会で審議が行われます。

地区計画の変更が決定事項として通達した のは残念です。一方的な説明会ではなく、住民 意見を汲み取った上で決定していただきたか ったです。ただ、戸建型グループホームの立地 制限の有無の是非に関し、私個人の率直な意見 としましては正解がわかりません。

安心できる地区計画があったため、2丁目に 家を建てたにもかかわらず、市が住民の意見を ないがしろにして地区計画を変更するのは納 得ができません。市には説明と対話を続けてほ しいと思います。

今までのような一方的な説明会でなく、住民 と対話することを市に求めます。その場に、都 市計画審議会委員と市議会議員の同席を求め ます。

住民発意によって策定された地区計画を十分な話し合いもなく、一方的に市側が変更する 今回の変更には同意できない。住民側が納得で きるような丁寧な説明の機会を設けてほしい と思います。

長年にわたって市と協力して地区計画が制 定されたのだから住民との話し合いで決めて いただきたいです。

民主主義を大切に。住民の意向も尊重し、対 話の場を設けるべきだ。今後とも、この良好な 住環境を守り育てていきたい。

今回の変更が市の責務と言うなら住民の理解同意を得ることが最大の責務ではないでしょうか。そして市が主体となってやるべきこと、と言うなら事業者に対しても最後の最後まで責任を持つ体制にしなければなりません。入居者、住民、どの立場の人に対しても安心安全で納得のいく説明をしてください。

市は障害者グループホームの説明をしてから高齢者グループホームの説明をする為、住民の中で設置対象のグループホームが何であるかを正しく認識出来ていない人が多かった。市は正しく仕事をしていない。この不誠実さが市に対する更なる不信感に繋がっている。一時停止し、説明会のやり直しを強く求める。

地区計画の変更にあたっては、地区計画の 申し出団体と情報共有を行いながら、平成29 年12月、平成31年1月、令和2年1月、令 和5年9月、10月と継続して地域にお住ま いの方、地権者の方を対象とした住民説明会 を実施し、グループホームの概要や地区計画 変更の必要性、地区計画の制度やこれまでの 経緯などについて、ご説明や質疑応答を行う など、ご理解を深めていただく取り組みを進 めてきたところです。また、説明会に参加い ただけない方にもご理解いただくため、複数 回にわたり、地区計画変更の内容や計画案を 記載したチラシを新千里南町2丁目地区に全 戸配布するとともに地区外の権利者の方に も送付しています。

住民と市の対話については、制度等に係る ご説明など、今後も必要に応じ対応していき ます。

今回の地区計画の変更により立地制限を 解除するのは障害者グループホームと認知 症高齢者グループホームです。変更内容に ついてはもれなく説明させていただく必要 があると考え、それぞれのグループホーム について説明を行っています。

新千里北町 1 丁目地区地区計画原案への意見書の要旨と市の考え方

縱覧期間:令和5年11月14日~令和5年12月4日

意見書件数: 19件

意見の要旨

市の考え方

1. 地区計画の変更の必要性について

地区計画変更には、反対です。変更する意義は何なんでしょうか。今変更しなければならない理由が在りますか。どこそこが決めたから…あちらも決めたから…皆一緒にって事ですか。右にならえって事なんでしょうか。それってどうなんでしょう。先ずは今住んでいる人達の気持ちが一番だと思いますが…

住民の意見大切だと思います 尊重して頂きたく存じます。

もし、お互いに何かあれば誰が責任をとってくれるのでしょうか。なぜ北町1丁目なのですか。考えれば考えるほど反対いたします。

この地区での、戸建型グループホームには 反対です。

反対です。一度決まった議案を豊中市の市 議会を味方につけて、元にもどすなんてゆる せません。もし、事故でもあったら豊中市は どう責任を取るつもりですか。

変更には反対です。これまで厳しい用途制限があったからこそ良好な住環境が保たれてきました。この環境を守りたいから住民発意で通した地区計画です。それを一方的に変更しようとする事は納得できません。

グループホームは、障害のある人や認知症の高齢者の地域における住まいの一つの形態として重要なものであり、誰もが住みたい・住み続けたいと思う場所で暮らすことができる社会の実現にむけた取り組みが全国的に進められています。

このグループホームが市内の一部地域において、地区計画により立地が制限されていることについて都市計画審議会及び市議会において議論があり、地区計画の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がされています。

市としてもグループホームは住まいであって居住者の属性により「住まい」の立地が制限されていることは地区計画の運用として問題があると考えており、障害者グループホームと認知症高齢者グループホームについて立地を可能とする取り組みを進めています。

今回地区計画で制限しないよう変更しようとしているグループホームは、戸建て住宅を転用等して設置が可能な小規模なもの(延べ面積が200㎡未満)で、住環境に与える影響も一般の戸建て住宅と大きく変わるものでないと考えています。このため、戸建住宅を中心とした良好な住環境を守るという新千里北町1丁目地区地区計画の趣旨を損なうものではないと考えています。

地区計画変更には、反対します。市の考え 建築条例における特例許可は、公益上必要な と取組みで、戸建規模のグループホームは、 建築物でやむを得ないと認めるものなどにつ 公益上必要な建築物として市長による特例許 いて、公聴会や建築審査会での意見をふまえて 可を適用するのであれば、地区計画を変更す 総合的な判断のもと市長が特例として許可を 行うものです。グループホームの特例許可の適 る必要はないと考えます。 用は、地区計画が変更されるまでの暫定的な対 応と考えており、誰もが住みたい・住み続けた いと思う場所で暮らすことができる社会の実 現のためにはグループホームの立地を制限し ないよう地区計画の変更が必要と考えていま す。

2. グループホームの運営等について

今回の変更は住民の賛否も問わず、市が市の方針として押し進められており、驚いております。平成28年の障害者グループホームの説明会で夜間に責任者がいないことで、反対の気持ちを強くしました。今年10月の地区計画変更の説明会に出席し、障害者グループホームは入居する時に審査を受け、必要とあれば夜間も介護者をおくとのことで、事業者まかせとのことですが、それで本当に大丈夫なのでしょうか。高齢者グループホームの様に夜間も介護職員等常駐する様に制度を作って頂きたいです。

個人のお住居でなく、数人が住まわれます と、もしもの事が心配になります。

当該地区は永く住宅専用となっていた経緯があり、その環境を好んで住んできました。 今回の地区用途変更については、住民の希望によるものではなく、過去に起こった事業者とのトラブル事例もあり、将来に不安が残ります。したがって、以下の点を併せて検討いただくよう要望いたします。

- ・管理能力のない業者や反社会的勢力等の介 入は未然に防いでいただきたい。
- ・施設には管理責任者が常駐するように指導いただきたい。
- ・具体的な施設の設置計画にあたっては、事業者が近隣住民に説明会を開くよう指導いただき、その場に行政も立ち会っていただきたい。
- ・施設の設置は無制限に拡大するのではなく、 分布状況なども考慮しながら当初は社会実験 的に段階的に行っていただきたい。
- ・各施設の運営実態や近隣との関係を定期的 に調査し、レビュー等を行い、問題があれば 解決に助力いただきたい。

障害者グループホームの運営事業者は、社会福祉法人、株式会社、合同会社等の法人格が必要で、市が人員・設備・運営に関する基準、消防局で防災対策基準を満たしていることを確認し、事業者として指定します。また、夜間等の対応について、指定基準において一定の範囲内に主たる事業所を設置するよう定められています。市内においては、共同住宅に設置された障害者グループホームで世話人等が巡回している例がありますが、市内の戸建住宅型の障害者グループホームは夜間に人を配置するところがほとんどです。

認知症高齢者グループホームについては、運 営事業者は障害者グループホームと同様で社 会福祉法人等であり、職員の常駐が指定基準に 定められています。

地区計画は建築物に係る制限であることから建築基準法において規制できる内容が定められており、制度上運営内容や建築軒数の制限を設けることはできません。

障害者グループホーム設置時の近隣住民や自治会への説明や同意については、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案』に関する国会の附帯決議においても、周辺住民の同意を求めないことを徹底するよう記載されていることから、本市においても近隣住民や自治会への個別の情報提供・同意等を指定の要件とはしていませんが、事業者から市へ指定について相談があった際は、地域のルールなど自治会へ確認するように案内をしています。また、国基準に準拠した市条例で住宅地に立地することが求められている主旨を理解し、自治会への加入や地域活動への参加に積極的な事業者も多くあります。

また、市条例では障害者グループホームおよ

グループホームの制限がなくなることは反対ですが、もしなくなるのであれば…。以下のことを希望します。

事業者の選定の際に必ず夜間もスタッフが 駐在し、そのスタッフが地域の自治会活動(当番・役員会)などにも積極的にご参加いただ ける業者を選定していただきたいこと。その スタッフを駐在させる費用にも納得していた だける利用者にグループホーム利用の許可を 出していただきたい。自治会活動は、高齢化 のため、各役員の負担も多く退会を考える方 も多い。地域住民との軋轢はできるだけ避け、 地域住民と共に平和に生活をしていくことを 考えてくれる業者しかこの地域ではグループ ホームはできないことを、豊中市の責任で業 者・利用者に徹底していただきたい。

グループホーム建設について漠然とした不 安感が一番強いです。危険なんじゃないかな ど、わからない事が多い分不安です。以前の 説明会では、夜間にスタッフがいないなど言 っていたので、何かあった場合(火事やトラブ ルなど)誰が対応してくれるのか、など心配が あります。どのようなグループホームが建つ のかも分からないのに賛成はできません。障 害がある方もサポートが必要ですし、周りの 理解も必要だと重々承知しています。ただ、 家のとなりにグループホームができるかも、 と考えると、万が一何かあればどうしよう。 など考えてしまい不安がなくなりません。他 の地域の方は受け入れておられるかもしれま せんが私はとにかく不安があります。乱文乱 筆で申し訳ありませんが、反対として出させ て頂きます。

び認知症高齢者グループホームの設置基準を 国基準に準拠した形で定めており、それに合致 しているかどうかを審査し、指定しています。 運営開始後、市は定期的な立入を行っており、 基準に沿った運営をしているかどうかの指 導・監督を行っています。運営における問題に ついて市にご意見をいただいた際は、指定事業 者に対し指導・助言します。 グループホームの運営について介護スタッフが不在もしくは、近隣で待機の時間がある以上賛成できません。介護施設に入居するほどではない認知症の家族を自宅で看ていますが、24時間必ず誰かがついているように仕事やプライベートを犠牲にしています。失火などが怖いからです。それなのに、近くにスタッフの目が届かない認知症患者の方たちが生活されるのは、先住者として許せない思いです。

万が一施設が運営されるとなった場合、住 民への徹底した説明を求めます。問題が生じ た場合の責任の所在、対応、業者の選定には 責任を持って頂きたい。いかなる場合も静か な住環境は守って頂きたいです。

グループホームの管理の責任を、職務経歴を求めるではなくもっと具体的に決め、何かがおこった時に責任のなすりあいにならないようにグループホームをたちあげる以上もっと管理の責任を具体的に決めてからにしてほしいし、安心できるように願いたい。不安は色々あります。

グループホームができると車の出入が増加 すると思われます。25年間住んでおります が、自動車事故は聞いたことがありません。

最近になって、デイサービスの車や食品やその他の宅配の車が多くなり、住宅地内の速度制限(30 km/h)を超えていることがあり、危険を感じております。グループホームへ出入する車の安全走行も心配です。これまで通りの住宅環境(安全)を守るためグループホーム立地は反対です。

障害者グループホームの車の出入りについては、入居者はほぼ車を持っておらず、平日朝夕に通所施設から来る送迎車(1~2台、ほとんどが普通車両)、1日1回の食料品の宅配車などで、通勤・買い物や宅配を頼むといった一般家庭での車の出入りと大きくは変わらないものです。

また、認知症高齢者グループホームについて も、入居者の外出は低頻度です。外出する際は 職員等の同行が必要となります。車の出入りに ついては障害者グループホームとほぼ同様と なります。

3. 市の進め方に対するご意見について

反対の多い地区計画変更手続きを豊中市が 進めるは都市計画法違反に当たるので原案縦 覧を中止してください

数年前から、豊中市の方から「グループホ ーム」を建築できるよう地区計画の変更を何 度も求められていますが、地区住民は変更を 望んでいません。また住民からグループホー ムを認めてもらいたいと豊中市へ発意・提案 したこともありません。そもそも地区計画は、 都市計画法及び建築基準法に基づき区域内で 建築制限を可能とするよう1980年に国で 創設された法定事項であり、現在、当地区で 「グループホーム」の建設が認められていな いのは合法であり、何ら住民に落ち度はあり ません。豊中市の行政運営方針として「グル ープホーム」などを豊中市内で推奨するのは 分かりますが、グループホームへ反対の声が 多い当地区において、グループホームの建設 を可能とするよう地区計画変更手続きを市が 一方的に進めるのは、都市計画法違反に当た ると思います。市がつくった原案や変更案を 縦覧して大きな反対意見がなければ強行しよ うとする姿勢は住民自治を否定するもので す。背景に議会からの強い要請があると聞い ていますが、議会がいつから市民と行政の間 で決めた法定事項を変更させる権限を持つよ うになったのか教えてもらいたいものです (異常事態です)。地方議会は法定事項に口を 挟む権限はなく、市長の政策方針が法定事項 を上回ることも法体系上あり得ません。市長 は法律に従って業務を執行する義務があるか らです。

平成29年の都市計画審議会、市議会9月定例会での審議において、地区計画の制限により障害者グループホームが立地できないことについて議論があり、翌年の平成30年の都市計画審議会、市議会7月臨時会では高齢者や障害者の住まいである戸建型のグループホームの立地を制限する地区計画の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がされました。

市は、市民の代表である市議会の全会一致の附帯決議を重く受け止めるとともに、グループホームは障害のある人や認知症の高齢者が住みたい・住みなれた地域で暮らす・暮らし続けるための住まいとして重要なものであって、市民の皆様と共に取り組んでいる「地域共生社会」の実現において欠かせないものと考えております。

この度の地区計画の変更は、このような観点から住まいであるグループホームの立地を制限する地域を市域からなくすという行政的な課題であると考えていることから、住民の合意形成に基づいた申出時の手法とは異なり、行政が主体となって変更手続きを進めています。

本市においては住民発意で地区計画の素案の申出を行うことが出来る条例を設けていますが、地区計画は制度上都市計画法に基づき市が定めるもので、申出を受けた際も市が案を作成します。

今回の地区計画の変更にあたっては、住民 発意で策定された経過に配慮し、地区計画の 申出団体と情報共有を行いながら、平成29年 12月、平成31年1月、令和2年1月、令和3 年2月、令和5年10月と継続して地域にお住 拙速だと思います。以前の地区計画を設定 した時に、グループホームを立地可能にする ように変更予定と決まっていたとは思います が、このコロナで失われた3年間行政は何も せず、自治会でも議論する機会も無く、突然 結果だけ求められても困惑します。

- ・地区計画の変更に関する説明会は現在まで何度も行われているということだったが、11月26日の説明会終了直後の参加者の反応からも説明はまだまだ十分でないと感じられた。
- ・まず、グループホーム自体の説明について も説明会の直後に参加者に理解を確認したと ころ、まだまだグループホームについて理解 が十分でなく、不安が強いために近隣に開設 されることには反対であるという意見が多く 聞かれた。
- ・高齢者グループホームの説明内容に比べ、 障害者グループホームの説明内容が乏しく、 詳細がわからなかった。
- ・地区計画変更の原案の縦覧についても、「今までの説明会でも反対意見を出しているので、改めて意見を出す必要はない」と考えている住民が多く、今回改めて意見を出す必要があるということが伝わっていないと感じられた。
- ・地区計画変更の原案の縦覧への意見については説明会に参加していなかった住民の多くも、今回意見を改めて出す必要があると理解できておらず、縦覧のシステム自体の住民の理解ができていないと感じられる。
- ・説明会の直後に説明会参加者に確認したと ころでは、「地区計画の変更の必要性が全く分 からない」という意見も多く聞かれた。

まいの方、地権者の方を対象とした住民説明 会を実施し、地区計画変更の必要性、地区計 画の制度やこれまでの経緯、グループホーム の概要などについて、ご説明や質疑応答を行 いながら、ご理解を深めていただく取り組み を進めてきたところです。

また、複数回にわたり地区計画変更の内容や計画案を記載したチラシや原案の縦覧について詳細を記載したチラシを新千里北町1丁目地区に全戸配布するとともに、説明会に参加いただけない方にもご理解いただくため地区外の権利者の方にも送付しています。

今後の手続きにおいても、今回の市条例に 基づく縦覧と都市計画法に基づく縦覧におい て皆様からいただいたご意見は、都市計画審 議会や市議会に報告します。地区計画の都市 計画変更と建築条例の改正にあたっては、こ れらの報告をふまえ都市計画審議会や市議会 で審議が行われます。

- ・グループホーム自体の説明会は形の上では何度かされており、縦覧についても「お知らせ」として配布はされている。しかし、「説明会を開いているし、お知らせを配ったから理解できないほうが悪い」と言わんばかりの進め方はいかにも住民を軽視しているように感じられ、許されるものではない。今回の進め方からは、豊中市ホームページにあるような「みんなでつくるみんなのまち」とは感じられない。
- ・また、従来の説明方法では、特に高齢の住 民には全く内容が伝わっていないと考えら れ、説明の内容・方法についても改める必要 がある

新千里北町 1 丁目地区地区計画案への意見書の要旨と市の考え方

縱覧期間:令和5年12月14日~令和5年12月28日

意見書件数: 12件

意見の要旨

市の考え方

1. 地区計画の変更の必要性について

高齢者・障害者の福祉施設の必要性は認識して おり、私自身も高齢者の一人として、そうした施 設にお世話になる日が来るかもしれないことを 考えると無責任に反対する立場でないことも分 かった上で、それでもこの地域に「障害者及び認 知症対応型高齢者グループホーム」の建設には賛 成できません。この地域に30年以上暮らしてき た者として、この地域はとても閑静で住みやす く、隣人トラブルも無く、とても良い住宅地であ ると思っております。そんな地域で「障害者・認 知症対応型高齢者グループホーム」が隣に出来る と聞けば、隣人になる家族は私を含め、それを快 く思わない方は少なくないでしょう。若い世代の 方であれば尚更そのように考えるのではないか と想像します。そうした施設が1件出来ると周り に波及していく可能性が大きいとも聞きます。

「誰もが住みたい・住み続けたいと思う場所で 住むことが出来るまちづくり」が目的なら、住宅 街に規模の小さい施設をやみくもに増やすこと よりも、障害者や認知症高齢者にとって、より安 全で安心できる環境を提供すべきではないでし ょうか。グループホームの規模により異なるので しょうが、障害者や認知症高齢者といった責任能 力を問えない立場の方々のみが共同生活されて いる状況は、たとえ夜間のみであったとしても作 るべきではなく、やはり安全に、何か起きた際に は問題に対応できるレベルの人員を確保できる 規模の施設を作り、住んでいただくことが障害者 や認知症高齢者にとって良い環境なのではない かと考えます。

この地域は様々な住宅規制があることで、住宅 地としての価値、評価も高く、その規制を納得し た上でその価値を求めてこの地域を選んで居住 グループホームは単独で生活することが困難な障害のある人や認知症高齢者が地域で自立した生活をするための「住まい」の一つの形態として重要なものであり、都市計画審議会及び市議会で地区計画によりグループホームの立地が制限されていることについて議論があり、地区計画の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がされています。

市としても、障害者グループホームと認知症 高齢者グループホームは「住まい」であって、 居住者の属性により「住まい」の立地が制限さ れていることは地区計画の運用として問題であ り、これらのグループホームが市内のどこでも 立地を可能とすることは、多様な属性の人達が 地域で共に生活する「地域共生社会」の基礎と なるものと考えています。

また、千里ニュータウンの低層住宅地では分譲時から現在に至るまで戸建住宅を中心とした良好な住環境を守る住民主体の取り組みが進められており、新千里北町1丁目地区地区計画はその趣旨を目標として策定されたものです。

今回の地区計画の変更は地区計画の趣旨を鑑み、住環境に与える影響も一般の戸建住宅と変らない延べ面積が200㎡未満の規模のグループホームに限り立地を可能とするものです。

グループホームは国の基準およびそれに準拠した市条例で地域住民との交流の機会が確保される住宅地に立地しなければならないとされています。現在、市内には100軒弱の障害者グループホーム、30軒の認知症高齢者グループホームがあり、それらの多くは住宅地に立地しています。

されている方が多いのではないでしょうか。子供 たち、孫たち世代に安心して居住してもらえる良 い住宅環境を維持することが長年この地域に住 んできた者の責務であり、条例変更の見直し、撤 回を強く求めます。そして、我々この地域の住民 にとっても「住みたい・住み続けたいと思う場所 で住むことが出来るまちづくり」となる地区計画 になることを切に願います。

戸建型グループホームは必要なのは理解できま すが、北町1丁目のような閑静な住宅地内に建設 するのはいかがなものかと考えます。北町会館の あたりとかにまとめて建設されてはいかがでしょ うか?

結論から言うと、グループホームを立地可能に する地区計画変更について絶体反対です。廃案に して下さい。豊中市千里ニュータウン地区住宅環 境保全を優先するべきだと考えるからです。これ は、北町1丁目地区に住む全員に関係するからで す。住宅の環境が良いことがこの地区の第一の"売 り"であることを忘れないで下さい。高齢者や障 害者への対応即ち介護と環境保全は切離して検討 してほしいと思います。

グループホームだけを追加することにも疑問が あります。福祉的配慮であればケアハウスや老人 福祉施設なども追加すべきと思います。小規模を 理由にグループホームだけを無理やり押し込むの は施策として問題があります。

グループホームは他の介護を目的とした施設 とは異なり、単独で生活することが困難な障害 のある人や認知症高齢者が地域で自立した生活 をするための「住まい」であり、グループホー ムの立地が制限されていることは地区計画の運 用として問題があると考えています。

また、今回の地区計画の変更は戸建住宅を中 心とした住環境の保全という地区計画の趣旨を 鑑み、延べ面積が 200 m³未満の戸建住宅規模に 限り立地を可能とするものです。

地区計画の変更について反対です。

由がないから。説明会での説明によると、グ

平成 29 年の地区計画決定時には都市計画審 ①以前決定された事案を覆すだけの合理的な理┃議会、市議会での審議において、地区計画の制 限により障害者グループホームが立地できない

ループホームの必要性について、新たに必要 となった理由が出てきたという事実はない。 従って、すでに決定している内容を変更する 理由がないことになる。

②新千里北町1丁目住民の中で、近隣のグループホームに入居したいという声がないから。 近所に住んでいる方で、介護が必要となった場合にディサービスやショートスティの利用されている場合は少なくない。さらに要介護が進んだ場合、特養や老人ホームに入所されているのが現状である。集団生活を希望するような人は、わざわざ多額の費用をかけて一戸建てには住まない、ということ。

億単位の出費をして購入した自宅の横にグループホームができたら資産価値が下がるのは間違いありません。そんな家を高く購入してくれる人はいないですから。グループホームはこれから先必要度が増えるでしょうから、建つことには反対しませんが、隣にあとから建つのは反対です。

ことについて議論となりました。また、翌年の 平成 30 年に民泊の立地制限をする地区計画の 変更をした際には、都市計画審議会、市議会で 高齢者や障害のある人の「住まい」である戸建 型のグループホームを立地可能とする地区計画 の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がさ れています。

市は、市民の代表である市議会の全会一致の 附帯決議を重く受け止めるとともに、グループ ホームは障害のある人や認知症高齢者が住みな れた地域で暮らし続けるための「住まい」とし て重要なものであって、「地域共生社会」の実現 において欠かせないものと考えていることか ら、グループホームの立地制限を市域からなく すよう地区計画の変更手続きを進めています。

地区計画の制限を解除しようとしているグループホームは、障害のある人や認知症高齢者にとっての「住まい」として、国基準に準拠した市条例で住宅地に立地することが求められており、戸建住宅を転用して設置可能な小規模なもので、住環境に与える影響も一般の戸建住宅と大きく変わるものでないと考えています。

市内には戸建住宅を転用するなどして多数の グループホームが設置されていますが、市とし てはグループホームが設置されたことにより、 近隣の不動産価値に影響を及ぼしたという事例 は把握していません。また、既にグループホー ムの立地を制限しないよう地区計画を変更した 地区の不動産価値に影響を及ぼしたという事例 も把握していません。

資産価値は地区計画だけではなく周辺環境や 社会情勢など様々な条件により形成されるもの と考えています。

市としては、地区計画の目的は住環境の保全等であり、「住まい」であるグループホームの立地を制限することは運用上問題があるため、変更は必要であると考えています。

2. グループホームの運営等について

平成29年、30年にこの地域で条例を制定した際にも問題に上がりましたが、障害者や認知症高齢者のグループホームでは火災発生の危険性が高まること、また問題行動がある話も耳にします。そうした危険性がたとえ非常に低い確率であったとしても、起こりうる可能性があると考えれば誰しも嬉しくないはずです。

地区計画変更について反対です。グループホームの管理について不安しかないから。仮にグループホームができた場合、誰が管理するのか、しっかりした管理ができるのか信用できない。何か問題が起こった場合の責任は誰が負うのかの説明もなく、我々住民にはリスクでしかなく、全くメリットがない。

ノーマライゼーションの観点からグループホームの立地に関して反対する合理的な理由は思い当たりませんが、立地が決定した場合に実際に運営する法人の姿勢が重要になると考えます。 具体的に申しあげますと、

- ①法人の基本理念
- ②毎年度の事業計画(特に防災やBCP)及び 事業報告
- ③福祉第三者評価の定期受審 等が挙げられます。

北和会住民の要望に対して誠意をもって対応 してもらえる法人による運営が望ましいと考え ます。とは言え、実際に近隣にグループホームが できると、現在のような穏やかな生活が送れると は思いません。本当に北町1丁目に必要でしょう か。

「戸建型のグループホームを立地可能にする」 という地区計画変更手続きについて、反対致しま す。北町1丁目は集団生活には適さずもしも火な どの不始末などがおきた場合、その責任の所在は どうなるのか心配です。

グループホーム自体に反対する気はないです が、10年ぐらい前に地域で話し合った時と考え 障害者グループホームの運営事業者は、市が 人員・設備・運営に関する基準、消防局で防災 対策基準を満たしていることを確認し、事業者 として指定します。

また、指定基準において一定の範囲内に主たる 事業所を設置するよう定められており、市内に おいては、共同住宅に設置された障害者グルー プホームで世話人等が巡回している例がありま すが、戸建住宅型の障害者グループホームは夜 間も職員を配置するところがほとんどです。認 知症高齢者グループホームについては、職員の 常駐が指定基準で定められています。

グループホームの運営開始後、市及び消防局は定期的な立入を行っており、基準に沿った運営をしているかどうかの指導・監督を行っています。運営における問題について市にご意見をいただいた際は、必要に応じて指定事業者に対し指導・助言します。

また、障害者グループホーム設置時、事業者から市へ指定について相談があった際は、地域のルールなどを自治会へ確認するように案内をしています。また、国基準に準拠した市条例で住宅地に立地することが求められている趣旨を理解し、自治会への加入や地域活動への参加に積極的な事業者も多くあります。

は全く変わっていません。つまり、隣にグループ ホームがある家だったら購入はしません。トラブ ルが予想されるからです。火事や騒音など。 北町1丁目自治会において、地区計画の中にグ ループホームを作らないということを明文化し たのにもかかわらず、市議会で簡単に変更するの はいかがなものかと思う。とは言え、時代の流れ は福祉ファーストのようで、もし、それを受け入 れるのなら事件、事故(火事、傷害など)が発生し た場合は、豊中市が全責任を負うという念書を北 町1丁目自治会(北和会)に入れてもらいたいと 空き家が増えるより、住む人が増える方が良い。 安全確保の実施をお願いします。

3. 市の進め方に対するご意見について

地区計画の目的が、本当に「誰もが住みたい・ 住み続けたいと思う場所で住むことが出来るま ちづくり」なのであれば、地区計画に反対する立 場の人々の思いも理解すべきであり、我々地域住 民が非常な努力のもとに制定に至った条例を簡 単に覆えし、一方的に変更を押し付けられること に私は納得できません。

障害のある人も地域の中で暮らしていける社会を作っていくことは大事だと思いますが、それにより今の閑静な住環境が変わるのではないかと懸念しています。住民の疑問や不安を払拭してから地域計画変更の案件を進めて頂くようお願いします。

前述のとおり、都市計画審議会、市議会で高齢者や障害のある人の「住まい」である戸建型のグループホームの立地を制限する地区計画の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がされており、市としてもグループホームは障害のある人や認知症高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるための「住まい」として重要なものであって、「地域共生社会」の実現において欠かせないものと考えています。

この度の地区計画の変更は、このような観点から「住まい」であるグループホームの立地制限を、地域により区別することなく市域からなくすという行政的な課題であると考えていることから、行政が主体となって変更手続きを進めています。

地区計画の変更にあたっては、住民発意で策定された経過に配慮し、複数回にわたり説明会を実施し、また地区計画変更の内容や計画案を記載したチラシや縦覧手続について詳細を記載したチラシを新千里北町1丁目地区に全戸配布するとともに、地区外の権利者の方にも送付するなど、ご理解を深めていただく取り組みを進めてきました。

今後の手続きにおいても、市条例に基づく縦 覧と都市計画法に基づく縦覧において皆様か らいただいたご意見は、都市計画審議会や市議 会に報告します。地区計画の都市計画変更と建 築条例の改正にあたっては、これらの報告をふ まえ都市計画審議会や市議会で審議が行われ ます。 個人としては、反対です。この北町1丁目地区の地区計画は、豊中市の職員の方の是非作って下さいとの意見で作った物です。何度も集まって、話し合い、時間をかけて作りました。

当地区においては、自治会の申し合わせや千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針などの法律に基づかないルールから法的拘束力のある地区計画への移行について平成28年1月に市の職員による勉強会にて提案し、それを受けて自治会が検討会の開催やアンケートの実施等地区計画策定に向け取り組まれ、市としても地域の取り組みを支援しております。

その後、平成30年の都市計画審議会、市議会において高齢者や障害のある人の「住まい」である戸建型のグループホームの立地を制限する地区計画の変更に取り組むよう付帯意見・附帯決議がされ、市としても「住まい」であるグループホームの立地が制限されていることは地区計画の運用として問題があると考え、今回は市が主体となって変更手続きを進めています。

地区住民が反対しているグループホームを豊中市が市の施策を理由に建築できるように強引に追加することは都市計画法違反と思います。地区計画は住民の意思を尊重する制度であり法の趣旨に反しています。グループホームだけを特例的に建築できるようにするには地区計画法を所管している国土交通省の判断が必要であり、委任事務を受けている豊中市の裁量権を逸脱しています。このような裁量権逸脱は住民訴訟で敗訴する可能性がありますので警告しておきます。

地区計画は都市計画法において市が定めるよう規定されています。本市においては住民発意 で地区計画の素案の申出を行うことができる制 度を条例で設けていますが、申出を受けた際も 市が案を作成し、市が決定します。

この度の変更は行政的な課題であることから、市が変更案を作成し手続きを進めています。 なお、地区計画等の作成に関する事務は市町 村の自治事務となっています。

グループホーム立地制限に係る地区計画変更の取組みについて

(新千里南町2丁目地区・新千里北町1丁目地区)

概要

●市内には地区計画で建物用途を住宅等に限定していたことで、障害者や認知症高齢者の住まいである 戸建型のグループホームの立地が制限されている地区が9地区あった。これまで7地区について地区 計画の変更により制限の解除をおこなってきており、現在残る2地区について取組みを進めている。

経過

- ●平成25年11月新千里南町2丁目地区地区計画の決定。 【用途を住宅等(事務所兼用可)に限定】
- ●平成29年度 新千里西町2丁目地区地区計画・新千里北町1丁目地区地区計画の決定
 - ・8 月 都市計画審議会にて地区計画の都市計画決定について審議。【用途を住宅(事務所兼用可)に限定】
 - ➡都市計画審議会で「地区計画の制限により障害者グループホームが立地できないのは問題がある」 との指摘があったが賛成多数で承認
- ・9月 都市計画決定された地区計画に法的拘束力を持たせるため建築条例を市議会で審議。「用途を 住宅(事務所兼用可)に限定】
- ➡可決したものの、以下の意見が示される。
- 「今後、新規の地区計画を決定する際は、グループホームを建築可能な用途にしなければ認めない」 「既存の地区計画決定地区に対してもグループホームを建築可能な用途に変更するよう働きかけること」
- ●平成 29 年 10 月から新規地区計画検討地区及び既存の地区計画決定地区に対L説明会を実施。
- ●平成30年度 当時地区計画の制限でグループホームの立地が制限されていた9地区のうち、6地区につい て民泊を規制する地区計画の変更(住宅宿泊事業法施行に伴う民泊を規制)と新規の永楽荘2丁目地区地 区計画の決定
- •5月 都市計画審議会にて地区計画の都市計画決定と変更について審議。

【民泊規制・グループホーム立地可能に変更】

緑丘地区、永楽荘地区

【民泊規制・グループホーム立地不可のまま】

新千里南町1丁目地区、新千里南町2丁目地区、新千里西町2丁目地区、新千里北町1丁目地区 (住民理解が不十分であることを理由として民泊規制のみ追加。)

- ➡付帯意見「高齢者や障害者の住まいである戸建型のグループホームを立地可能とする地区計画 変更に関する議論を地区で継続的に進めることし
- •7月 建築条例を制定及び改正するため、市議会で審議
- ➡建築条例の改正に対して付帯決議。(全会一致)
- ・「地区計画の変更に当たっては、建築物の用途の制限について、高齢者や障害者の住まいである戸建型 のグループホームを立地可能とするよう、対応がされていない地区に引き続き働きかけを行うこと。」
- ●既存の地区計画決定地区のグループホーム立地制限解除

緑丘4丁目地区、西緑丘3丁目地区、新千里西町団地地区 令和2年3月

令和5年9月 新千里西町2丁目地区、新千里南町1丁目地区

市の考えと取組み

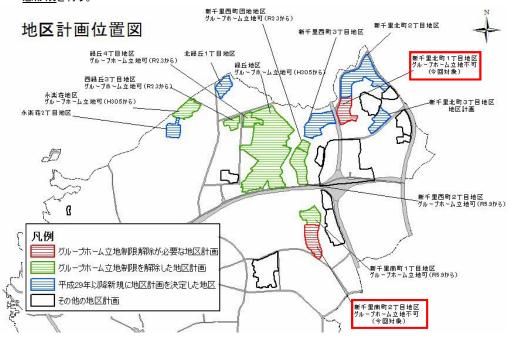
●誰もが住みたい・住み続けたいと思う場所で住むことが出来るまちづくりを目的として、戸建規模(延べ面 積が 200 ㎡未満)の障害者・認知症対応型高齢者グループホームの立地を制限する区域をなくすよう対

(既存地区に対して)

- ・グループホームの制限解除を行っていない既存地区に変更の働きかけを行う。
- ・戸建規模のグループホームは公益上必要な建築物として市長による特例許可を適用する。

(新規地区に対して)

・地区計画の新規決定にあたっては、戸建規模のグループホームを建築可能とした用途制限として合 意形成を行う。



地区計画に関する住民説明会の実施状況

新千里南町2丁目地区

•平成 29 年 12 月 9 日

平成 30 年 地区計画変更 (民泊立地制限)

- ·平成31年1月26日
- 令和 2 年 1 月 25 日
- 令和 5 年 9 月 10 日
- •令和5年10月22日

※地区計画の申出の主体である自治会には H29 以降継 続して働きかけをおこなっている。

新千里北町1丁目地区

·平成 29 年 12 月 17 日

平成 30 年 地区計画変更 (民泊立地制限)

- 平成31年1月20日
- 令和 2 年 1 月 26 日
- 令和 3 年 2 月 21 日
- •令和5年10月15日
- •令和5年11月26日

※地区計画の申出の主体である自治会には H29 以 降継続して働きかけをおこなっている。

資料1-3

豊中市立地適正化計画の変更について

- 資料2-1 豊中市立地適正化計画の変更について(概要)
- 資料 2-2 豊中市立地適正化計画 新旧対照表
- 資料 2-3 豊中市立地適正化計画の変更 意見と対応について

令和5年度第3回豊中市都市計画審議会 (令和6年1月29日)

豊中市立地適正化計画の変更について(概要)

立地適正化計画制度の概要

【豊中市における立地適正化計画】計画の位置づけ

「第4次豊中市総合計画」

「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」



【第2次豊中市都市計画マスタープラン】

【豊中市立地適正化計画(平成31年1月策定)】

「第2次豊中市都市計画マスタープラン」の一部



調和

【経過】

平成 26 年 (2014 年) 8月 都市再生特別措置法 改正 ⇒ 立地適正化計画が制度化

平成30年(2018年)4月 第2次豊中市都市計画マスタープラン 策定

平成 31 年 (2019 年) 1月 豊中市立地適正化計画 策定

令和2年(2020年) 6月 都市再生特別措置法 改正

計画に記載すべき事項に、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針(防災指針)が追加。

現行計画の概要・改定の概要

【目標年次】令和 22 年 (2040 年)

【対象区域】豊中市域全域

【構成】

〇序 章 策定にあたって

〇第4章 誘導施策

○第1章 市の現状と課題

〇第5章 届出制度

○第2章 まちづくりの方針

〇第6章 進行管理

〇第3章 土地利用誘導

改定の概要

今回の改定では、令和2年(2020年)6月の都市再生特別措置法の改正を受け、新たに防災指針を定め、現況の上位計画や関連計画、施策との整合を図った。

なお、策定より5年が経過したため、計画の進行管理として進捗状況に関する調査・分析・評価を行っており、その結果、計画の方向性に影響するような大きな変化は見られなかった。また、居住誘導区域、都市機能誘導区域及び産業誘導区域の変更は行わない。主な改定内容は以下のとおり。

主な改定内容

種別	内容	章・節
見直し	データの更新	第1章
見直し	誘導施設の見直し	第3章 第3節
新規	防災指針	第3章 第6節
見直し	市が独自に行う施策	第4章 第2節
見直し	目標と効果	第6章 第1節

※前回の都市計画審議会以降、一部内容(データ、図、名称等)の時点更新をしている。

改定内容

第3章 土地利用誘導

第3節 駅周辺市街地における誘導区域

〇 令和6年(2024年)2月改定時における誘導施設の改定 ※赤字:改定内容 [追加

) 134H O T (202			· Æ///
誘導施設	誘導施設の定義	誘導区域	見直し理由
図書館	図書館法第2条第1項に定める図	庄内駅周辺	豊中市立図書館
	書館のうち、豊中市立図書館み	千里中央駅周辺	みらいプラン(令
	らいプランの施設階層が「中央	豊中駅・岡町駅周辺	和5年(2023年)
	館」又は「地域館」に該当する	曽根駅・服部天神駅周辺	3月策定)との整
	市が設置する公立図書館		合を図るもの
児童発達 支援センター	豊中市立児童発達支援センター 条例第4条に掲げる事業を実施 する施設	曽根駅・服部天神駅周辺	令和元年 (2019 年)4月の同セン ター設置に伴う
			改定
交流施設	令和5年(2023年)4月の組織村	機構の改編に伴う改定(地域)	連携センター)

第3章 土地利用誘導

第6節 防災指針

1 防災指針について

O防災指針とは

・「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導 を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(都市再生特別措置法第81条2項5号)」

防災指針の検討フロー

第3章 第6節 防災指針

- 1 防災指針について
- 2 災害ハザードの把握
- 3 災害リスクの評価
- 4 防災課題の抽出
- 5 防災まちづくりの将来像、取組方針
- 6 具体的取組み



防災関連計画 「豊中市地域防災計画」 「豊中市強靭化地域計画」 「下水道関連計画」 「流域治水プロジェクト」 など

2 災害ハザードの把握

〇主な災害ハザード

種類	災害ハザード	備考
	洪水浸水想定区域	
洪水	洪水浸水継続時間	想定最大規模:
	家屋倒壊等氾濫想定区域	1,000 年確率を上回る規模(降雨量)
内水	内水浸水想定区域	
	高潮浸水想定区域	想定最大規模:下記の台風を想定
高潮	高潮浸水継続時間	・中心気圧:910hPa・台風の中心から台風の周辺で風速が 最大となる地点までの距離:75km・移動速度:73km/hr
津波	津波浸水想定区域	
ため池	ため池浸水想定区域	ため池7箇所(令和3年(2021年)2月 公表済みのもの)
土砂災害	土砂災害警戒区域・特別警戒区域	
地震	地震の震度分布	上町断層帯地震
地辰	液状化危険度	南海トラフ地震

第3章 土地利用誘導

第6節 防災指針

3 災害リスクの評価

〇主なリスク評価対象

災害リスクの考え方

: 主なリスク評価対象

	· 工 · 5) · 7 · 7 · 1 · 1 · 1 · 1 · 3 · 7 · 7 · 1 · 1 · 1 · 1 · 3 · 7 · 7 · 1 · 1 · 1 · 1 · 3 · 7 · 7 · 7 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1
種類	考え方
洪水	浸水想定区域が広範囲に広がっており、浸水継続時間が72時間以上の区域も見ら
	れることから、災害リスクを踏まえた取組み等の検討が必要。
内水	市の大部分が 0.5m未満の浸水想定であり、概ね洪水のハザードに包含される。
高潮	浸水想定区域が、広範囲に広がっており、浸水継続時間が 72 時間以上の区域も見
同期	られることから、災害リスクを踏まえた取組み等の検討が必要。
津波	津波浸水想定区域は神崎川以南の一部であり、指定緊急避難場所が確保されてい
净	る。
ため池	浸水想定区域で浸水深が3m以上となる区域は決壊地点直近に限られる。
土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域全域を居住誘導区域から除外している。
地震	大規模地震の際には、市全域で震度6弱以上の揺れが想定されていることから、
地辰	耐震化や避難路の確保など全市的な対策が必要。

〇災害ハザードと都市情報の重ね合わせによるリスク分析

災害リスクの分析・評価

<u> </u>	スプリカー 計画	
種類	分析:災害ハザード×都市情報	評価
洪水	①浸水区域内の人口:	浸水深 3m 以上の区域内に居住する人口
-	浸水深×人口メッシュ	
高潮	②垂直避難が困難となる住宅数:	垂直避難が困難な住宅数
	浸水深×垂直避難困難住宅	(浸水深 0.5~3m区域の平屋建、浸水深 3
		m以上区域の2階建以下)
	③長期(3日以上)浸水区域内の人口:	浸水継続時間 72 時間以上区域内に居住す
	浸水継続時間×人口メッシュ	る人口
	④指定緊急避難場所の配置:	浸水想定区域内に立地する指定緊急避難場
	浸水深×指定緊急避難場所	所数
	⑤緊急交通路の活用可能性:	緊急交通路のうち 0.5m以上浸水する道路
	浸水深×緊急交通路	の延長
	⑥家屋倒壊の危険性:	家屋倒壊等氾濫想定区域内で倒壊の危険性
	家屋倒壊等氾濫想定区域×住宅	がある住宅数
	⑦要配慮者利用施設の浸水可能性:	浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施
	浸水深×要配慮者利用施設	設数

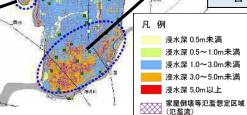
4 防災課題の抽出

〇防災課題図

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

- ・家屋倒壊の危険がある区域に住宅が立地
- ・家屋倒壊の危険がある区 域に要配慮者利用施設が 立地
- 浸水深3m以上の地域で、 かつ人口密度が高い地域 が存在
- ・浸水が 72 時間以上継続す る区域で、かつ人口密度が 高い地域が存在
- ・浸水想定区域内に要配慮 者利用施設が立地

- ・浸水深3m以上の地域で、 かつ人口密度が高い地域 が存在
- ・垂直避難が困難な建物が 集積
- ・浸水が 72 時間以上継続す る区域で、かつ人口密度が 高い地域が存在
- ・浸水による緊急交通路の 遮断が懸念
- ・浸水想定区域内に要配慮 者利用施設が立地



特に災害リスクが高いエリア

垂直避難困難住宅

家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸浸食)

5 防災まちづくりの将来像、取組方針

○防災まちづくりの将来像 (豊中市地域防災計画「防災ビジョン」)

「安全、安心、災害に強いまち豊中」

目標 1 災害に柔軟に対応する「減災」を推進するまち

目標2 生命と暮らしを守るまち

目標3 市民相互が「多様な視点」で支えあうまち

〇取組方針図

【家屋倒壊等氾濫想定区域】

Oソフト

- 避難体制の確保
- 防災意識の向上と地域防災力 の強化
- 要配慮者への支援体制の整備

0ハード

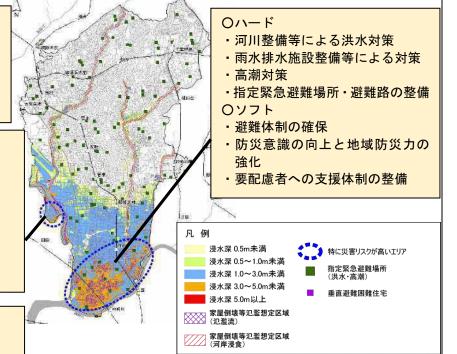
- ・河川整備等による洪水対策
- 高潮対策

Oソフト

- 避難体制の確保
- 防災意識の向上と地域防災力 の強化
- 要配慮者への支援体制の整備

(共通)

- ・ライフライン施設の災害対策
- 物資供給体制の整備



第3章 土地利用誘導

第6節 防災指針

6 具体的取組み

〇具体的取組み (別紙)

・取組みの実施にあたっては、防災まちづくりの取組方針の推進に向け計画的に対策の進捗 を図る。

〇防災に関する目標値

指標	現状値	目標値
洪水・高潮避難ビル指定数	令和5年(2023 年) 7件	令和 10 年度(2028 年度) 17 件
マイ・タイムライン作成支援サービス を利用して作成した人数	令和5年(2023年) 0人※	令和9年度(2027年度) 1,000人
校区自主防災組織の組織率	令和5年(2023 年) 73.2%	令和9年度(2027 年度) 80%

[※]令和5年度(2023年度)にサービス提供開始

第4章 誘導施策

第2節 市が独自に行う施策(※変更箇所のみ)

【方針1:居住と産業の適切な土地利用誘導】

- ① 居住と産業のそれぞれを誘導する区域を設定
- 〇空き家の利活用【※新規】
 - →令和5年度(2023年度)に豊中市空家等対策計画を策定し、空き家等の活用を促進
- ○老朽化した都市計画施設の改修事業の推進【※新規】
 - →既に整備された都市計画施設の計画的な改修

②公共交通網で結ばれた拠点の魅力向上による居住誘導

- 〇公共交通網の充実【※見直し】
 - →令和6年度(2024年度)に豊中市公共交通改善計画を中間見直し予定(地域公共交通計画化)
- ○新たな図書館サービス網の構築【※新規】
 - → (仮称) 中央図書館を核とした新たな施設配置と、将来ニーズを見据えたサービス展開
- 〇東西軸活性化【※新規】
 - →地域に点在する様々な資源をみがき、つなぎ、人の往来や交流の促進等を図る

【方針2:南部地域の活力を高める都市づくり】

- ・神崎川駅周辺の活性化【※新規】
 - →安全安心で魅力と賑わいあるまちづくりを目指し、「魅力と賑わいの創出」「多様な世代 の居住」「防災機能の強化」の3つのテーマでまちづくりに取り組む

第6章 進行管理

第1節 目標と効果

1 目標

方針1:居住と産業の適切な土地利用誘導

_				
	指標 1-①	策定時 平成 27 年(2015 年)	現況値 令和4年(2022年)	目標値 令和 22 年 (2040 年)
	全人口に対する居住誘導 区域内人口の割合	99. 3%	⇒ 99.3%	99.3%以上

指標 1 一②	策定時	現況値	目標値
	平成 28 年 (2016 年)	令和4年(2022年)	令和 22 年(2040 年)
産業誘導区域内の工業・ 運輸系事業所延床面積	699, 136 m [‡]	→ 746, 709 m²	699, 136 ㎡以上

指標 1 一③	策定時	現況値	目標値
	平成 27 年 (2015 年)	令和4年(2022年)	令和 22 年 (2040 年)
公共交通の利用圏域 カバー率	99. 1%	1 00.0%	99.1%以上

方針2:南部地域の活力を高める都市づくり

指標 2	策定時	現況値	目標値
	平成 27 年(2015 年)	令和4年(2022年)	令和 22 年(2040 年)
全年少人口に対する南部 地域の年少人口の割合	10. 6%	9.9%	12.3%以上

効果:適切な土地利用誘導と拠点の魅力向上による均衡のとれた都市

指標	策定時 平成 28 年 (2016 年)	現況値 令和5年(2023年)	目標値 令和 22 年(2040 年)
住宅地地価変動の地域差指数	0.07	0.96	1 00 N F
(南部地域)	0. 97	0.90	1.00 以上

経緯と予定			
	8月9日	第1回都市計画審議会(報告)	
	9月	大阪府意見照会	
	10月	パブリックコメント(意見公募条例)	
	11月~12月	縦覧(土地利用条例)	
	1月29日	第3回都市計画審議会(諮問)	
	2月	計画公表	

第2章

6 具体的取組み

(1)具体的取組み及びスケジュール

取組みの実施に当たっては、防災まちづくりの取組方針の推進に向け計画的に対策の進捗を図るため、取組みの実施時期として、短期(概ね5年程度)、中期(概ね10年程度)、長期(概ね20年程度)のスケジュールを設定します。

表 33 防災指針の具体的取組み(1)

具体的取組み	実施	取組み		
	主体	短期	中期	長期
【取組方針①】河川整備等による洪水対策				
〇(猪名川流域)流域治水プロジェクトの推進				
水害リスクの増大に備え、あらゆる関係者が共同して、	国/府/県			
ハード・ソフトー体の事前防災対策により流域全体で水	/市/住民 /事業者	0	0	0
書を軽減させる「流域治水」の考え方に基づく対策を総	/ 尹未日			
合的に推進する				
〇(猪名川)河道掘削と堤防強化	国/府/県	0	0	0
猪名川の河道掘削を実施				
	府	0	0	0
神崎川の河床掘削により浸水被害軽減を図る				
〇(神崎川流域)流域治水プロジェクトの推進				
水害リスクの増大に備え、あらゆる関係者が共同して、	国/府/市			
ハード・ソフトー体の事前防災対策により流域全体で水	/ 住民 / 事業者	0	0	0
書を軽減させる「流域治水」の考え方に基づく対策を総 - 今かに#####	/ -			
合的に推進する				
〇(旧猪名川)高潮の逆流防止対策 旧猪名川水門の閉鎖により、神崎川から旧猪名川への逆				
流を防止し、水門閉鎖時には、旧猪名川から神崎川へポ	府/県/市	0	0	0
ンプ排水を行うことで、河川の排水機能も維持していく				
【取組方針②】雨水排水施設整備等による対策				
	Τ	l	I	
〇下水処理場、雨水ポンプ場の耐水化 - 大切りばは白いは下が同様をなります。				
南部地域は自然流下が困難な低地であり河川氾濫時の排	市	0		
水機能の確保が重要であることから、施設の耐水化を進				
める				
○下水道施設の整備による浸水対策 ・ 新名エリス等の浸水がまる反域に対して、即				
新免エリア等の浸水被害の危険がある区域に対して、既 に設置している下水道管(既設管)に加え、更に新しい	市		0	C
下水道管 (雨水バイパス管)等を設置することにより、	16			
下が道管 (関がハイバス官) 寺を設置することにより、 浸水被害を軽減する				
受が被害を軽減する 〇公共施設における雨水流出抑制の推進				
校庭、公園、空港等での雨水貯留施設(貯留池)設置な	市	0	0	\circ
大阪、 ム国、 土心寺 (の) 内が (利) 田旭成 (利) 田旭 (利) 田旭 (大) 田祖	, , ,)
		l	1	

表 34 防災指針の具体的取組み(2)

日什么为中心	実施	取組みの実施時期		
具体的取組み	主体	短期	中期	長期
【取組方針③】高潮対策				
○治水安全度の確保 神崎川の防潮ラインは、防潮堤及び防潮鉄扉で高潮の進入 を防ぎ、治水安全度を確保する	府	0	0	0
〇高潮に備えた防災訓練の実施 台風来襲による高潮を想定し、職員各自の役割の確認と市 や水防組合などと連携のもと、水門や排水機場の運転指令 など、情報伝達確認を行う	府/市	0	0	0
【取組方針④】指定緊急避難場所・避難路の整備				
〇公共施設整備における防災機能の導入 浸水想定区域内で新たに整備された庄内さくら学園と同様に、(仮称) 南校においても、指定緊急避難場所となる アリーナを2階に配置する	市	0	0	0
○避難路の整備 都市計画道路の整備推進	府/市	0	0	0
【取組方針⑤】ライフライン施設の災害対策				
〇災害時の上下水道の機能強化、保全 災害時の上下水道の機能低下、供給停止を防止するため、 災害時の迅速な復旧に向けた体制の整備や関係機関等と の協力応援体制の充実など、施設機能の維持、保全に努め る	市/ 供給事業者	0	0	0
【取組方針⑥】物資供給体制の整備	•		I.	
○緊急輸送体制の整備 民間との協定による災害時輸送手段の確保、関係機関との 応援要請・受入体制の整備を図る	国/府/市 /事業者	0	0	0
○防災活動拠点の整備・充実 災害時の災害応急対応活動を迅速、的確に実施するため、 浸水想定区域等に配慮しつつ、防災活動拠点の確保を図る	市	0	0	0
【取組方針⑦】避難体制の確保				
〇指定緊急避難場所の確保 洪水時に氾濫による生命の危険がなくなるまでの期間、臨時的に受け入れすることのできる指定緊急避難場所を確保する。指定緊急避難場所へは、氾濫が開始する前に徒歩で避難することを原則とする	市	0	0	0
○浸水想定区域での円滑・迅速な避難の確保 ハザードマップを全戸配布し、市民に周知・啓発を図ると ともに、浸水が予測される地域住民等に対し、情報伝達の 経路、指定緊急避難場所や避難方法等についての出前講座 や啓発を行う	市/住民/ 事業者	0	0	0

表 35 防災指針の具体的取組み(3)

実施 取組みの実施時期				
具体的取組み	主体	短期		
〇避難誘導体制の整備 避難誘導体制の整備を図り、避難行動要支援者等の避難が 円滑に行えるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や 自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する	市/住民	0	0	0
○洪水・高潮避難ビルの確保 浸水想定区域内において津波、洪水及び高潮発生時の一時 的な指定緊急避難場所となる「洪水・高潮避難ビル」を建 物所有者等との協定締結により確保し、被害の軽減を図る	市/住民/事業者	0	0	0
○コミュニティタイムラインの策定の促進 災害時の避難行動を円滑にするため、校区単位で「いつ」 「誰が」「何をするのか」を時系列で整理したコミュニティタイムライン策定を促進する	市/住民	0	0	
○災害情報網の整備 情報伝達体制の強化、災害時広報体制の整備を図る	市	0	0	
【取組方針⑧】防災意識の向上と地域防災力の強化				
○防災知識の普及と意識啓発 パンフレット、ハザードマップ、防災出前講座や防災の専 門家による講演、防災教育等を通じた普及啓発を推進する	市	0	0	0
○マイ・タイムライン作成支援ツールの導入 豊中市ホームページ上で公開している「デジタル・ハザードマップ」と連動する形で「マイ・タイムライン作成支援サービス」の構築により、マイ・タイムライン作成の手間が大幅に短縮するとともに、市民の防災意識の向上をめざす	市/住民	0		
〇自主防災活動の充実・強化 校区自主防災組織の結成・活動の促進、防災マップ、地区 防災計画の策定を促進する	市/住民	0	0	0
○事業者による防災対策 事業継続計画(BCP)の策定・運用の促進、事業所の実態・規模等に応じた防災計画作成を促進する	市/事業者	0	0	0
○各種防災訓練の実施 総合的防災訓練、個別防災訓練、事業所・市民の防災訓練	市/住民	0	0	0
〇市民一人ひとりの防災対策 災害危険度の把握、家庭内備蓄の備え、マイ・タイムラインによる避難行動の確認、地域でのコミュニティづくりを 促進する	住民	0	0	0
○災害リスクの周知 ハザードマップの更新・周知、想定浸水深表示看板の整備 を図る	市	0	0	0

表 36 防災指針の具体的取組み(4)

日体が取扱な	実施	取組み	かの実施	他時期
具体的取組み	主体	短期	中期	長期
【取組方針⑨】要配慮者への支援体制の整備				
○社会福祉施設等における防災対策 高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者の安全を図るため、防災計画の作成、防災訓練、施設の安全点検など日頃からの対策を講じる	市/事業者	0	0	0
○要配慮者利用施設避難確保計画の策定及び訓練実施の推進 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者 利用施設要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の 作成及び避難訓練の実施が義務化されたことから、周知徹 底に取り組む	市/事業者	0		
〇避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進 市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難 行動要支援者の同意が得られる場合について、避難支援等 を実施するための計画(個別避難計画)を作成する	市/事業者	0		
○福祉避難所の整備豊中市福祉避難所基本方針に基づく、福祉避難所の選定、整備を推進する	市	0	0	0

(2)防災に関する目標値

防災まちづくりの取組みの進捗を分かりやすく示すため、定量的な目標値を設定します。

指標	現状値	目標値
洪水・高潮避難ビル指定数	令和5年(2023年) 7件	令和 10 年度(2028 年度) 17 件
マイ・タイムライン作成支援サービス を利用して作成した人数	令和5年(2023年) 〇人 ※	令和9年度(2027年度) 1,000人
校区自主防災組織の組織率	令和5年(2023年) 73.2%	令和 9 年度(2027 年度) 80%

[※]令和5年度(2023年度)にサービス提供開始

※駅名、元号のみ更新したページは掲載を省略している。





IΒ

はじめに

豊中市では、少子高齢化をはじめ、ライフスタイルの多様化から地域分権制度の変革に至るまで、さまざまな社会経済状況の変化に適応し、かつ今後想定される人口減少、高齢化の進行などに起因する新たな行政課題に対応していくため、昨年度、市政運営の根幹を示す「第4次豊中市総合計画」を策定するとともに、総合計画がめざす将来像の実現に向け、都市計画の総合的な指針となる「第2次豊中市都市計画マスタープラン」を策定しました。

そして、「第 2 次豊中市都市計画マスタープラン」では、都市づくりの重点的な視点として "周辺都市との広域連携によるまちづくり"と"住・商・工が適切に立地し、公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくり"を掲げ、新たに居住・都市機能・産業の誘導を進めるゾーンと、隣接市や市内のネットワークを形成するバス路線による地域連携網を都市空間の将来像に位置づけ、多様な主体の参画と協働により都市づくりを進めていくものとしています。

一方、これまでの土地利用需要が旺盛な時代では、行政が主体となり、計画的なインフラ整備や市街地再開発と、民間の強い開発需要のコントロールにより都市づくりに取り組んできましたが、一定の都市機能の整備が進み、人口減少に伴う民間の投資意欲が減退するなかでは、財政・金融・税制などの経済的インセンティブを与え、民間活力を誘引しながら、将来像の実現をめざすことが求められています。

そこで、本市では、都市再生特別措置法に基づき、都市計画マスタープランの一部として、公民連携により取り組む基本的な方針などを示す「豊中市立地適正化計画」を策定するものとし、良好な住環境の確保や市内各駅の特性を活かして、各拠点の魅力向上を図るとともに、本市の強みであるものづくりを活かした産業振興により、人口密度の維持をはじめ、現在のコンパクトな都市構造の維持・充実を進めていきます。

最後に、「豊中市立地適正化計画」の策定にあたり、ご指導、ご助言、ご協力をいただきました多くの方々に、心からお礼申しあげます。

平成31年(2019年)1月 豊中市 新

はじめに

豊中市では、少子高齢化をはじめ、ライフスタイルの多様化から地域分権制度の変革に至るまで、さまざまな社会経済状況の変化に適応し、かつ今後想定される人口減少、高齢化の進行などに起因する新たな行政課題に対応していくため、平成 29 年度(2017年度)、市政運営の根幹を示す「第4次豊中市総合計画」を策定するとともに、総合計画がめざす将来像の実現に向け、都市計画の総合的な指針となる「第2次豊中市都市計画マスタープラン」を策定しました。

「第2次豊中市都市計画マスタープラン」では、都市づくりの重点的な視点として "周辺都市との広域連携によるまちづくり"と"住・商・工が適切に立地し、公共交通を中心とした歩いて暮らせるまちづくり"を掲げ、新たに居住・都市機能・産業の誘導を進めるゾーンと、隣接市や市内のネットワークを形成するバス路線による地域連携網を都市空間の将来像に位置づけ、多様な主体の参画と協働により都市づくりを進めていくものとしています。

一方、これまでの土地利用需要が旺盛な時代では、行政が主体となり、計画的なインフラ整備や市街地再開発と、民間の強い開発需要のコントロールにより都市づくりに取り組んできましたが、一定の都市機能の整備が進み、人口減少に伴う民間の投資意欲が減退するなかでは、財政・金融・税制などの経済的インセンティブを与え、民間活力を誘引しながら、将来像の実現をめざすことが求められています。

そこで、本市では、良好な住環境の確保や市内各駅の特性を活かして、各拠点の魅力向上を図るとともに、本市の強みであるものづくりを活かした産業振興により、人口密度の維持をはじめ、現在のコンパクトな都市構造の維持・充実を進めていくため、都市再生特別措置法に基づき、都市計画マスタープランの一部として、公民連携により取り組む基本的な方針などを示す「豊中市立地適正化計画」を平成31年(2019年)1月に策定しました。

その後、令和2年(2020年)6月の都市再生特別措置法の改正により、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための防災指針を定めることが必要になりました。この法改正を受け、今回の改定では、新たに防災指針を定めました。併せて計画の進捗状況に関する調査・分析・評価を行うとともに、現況の上位計画や関連計画などとの整合を図りました。

最後に、「豊中市立地適正化計画」の改定にあたり、ご指導、ご助言、ご協力をいただきました多くの方々に、心からお礼申しあげます。

令和6年(2024年)2月

豊中市

旧

~ 目次~

	- **	
序章策	定にあたって	
第1節	立地適正化計画制度の概要	3
第2節	豊中市における立地適正化計画	4
第3節	めざすべき都市の骨格像	10
第1章 市	の現状と課題	
第1節	まちの成り立ち	13
第2節	市の現状	
第3節	市の現状分析と課題	72
第2章 ま	ちづくりの方針	
第1節	基本的な方針	77
第2節	誘導方針 (ストーリー)	78
第3章 土	地利用誘導	
第1節	土地利用誘導の基本的な考え方	83
第2節	住居系市街地における誘導区域	85
第3節	駅周辺市街地における誘導区域	87
第4節	工業系市街地における誘導区域	99
第5節	全市的な誘導区域	103
第4章 誘	導施策	
第1節	国等が行う施策	107
第2節	市が独自に行う施策	108
第5章 届	出制度	
第1節	建築等の届出	113
第2節	休廃止の届出	114
第6章 進	行管理	
第1節	目標と効果	117
第2節	進行管理	119
参考資料		
豊中市立	z地適正化計画の策定経緯	126
豊中市都	『市計画審議会委員	126

新

~目次~

序章策	定にあたって	
第1節	立地適正化計画制度の概要	3
第2節	豊中市における立地適正化計画	4
第3節	めざすべき都市の骨格像	<u>11</u>
第4節	令和6年(2024年) 2月改定の概要	12
	の現状と課題	
第1節	まちの成り立ち	<u>15</u>
第2節	市の現状	<u>16</u>
第3節	市の現状分析と課題	72
第2章 ま	ちづくりの方針	
	基本的な方針	
第2節	誘導方針 (ストーリー)	78
	地利用誘導	
第1節	土地利用誘導の基本的な考え方	83
第2節	住居系市街地における誘導区域	85
第3節	駅周辺市街地における誘導区域	87
第4節	工業系市街地における誘導区域	99
第5節	全市的な誘導区域	103
第6節	防災指針	104
第4章 誘		
第1節	国等が行う施策	137
第2節	市が独自に行う施策	138
第5章 届	出制度	
	建築等の届出	
第2節	休廃止の届出	<u>144</u>
第6章 進	行管理	
	目標と効果	WALL SHOOT SALE MANUAL CONTRACT OF SALES
第2節	進行管理	<u>151</u>
参考資料		
	地適正化計画の策定経緯	AMBERTAL SOCIETY OF STATE STAT
豐中市都	市計画審議会委員	<u>159</u>

旧

序章

策定にあたって

100

新

序章

策定にあたって

第1節 立地適正化計画制度の概要	3
第2節 豊中市における立地適正化計画	4
第3節 めざすべき都市の骨格像	11
第4節 令和6年(2024年)2月改定の概要	12

1

旧

序章 策定にあたって

音

第

音

第5

章

第

章

序 章 策定にあたって

第1節 立地適正化計画制度の概要

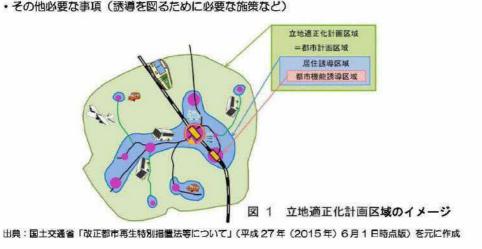
全国的な人口の急激な減少と高齢化の進行を背景に、地方都市においては、これまでの 郊外開発により拡散した市街地のまま人口の低密度化が進むと、一定の人口密度に支えら れてきた、医療・福祉・商業などの生活サービス機能の維持が将来困難になりかねない状 況にあります。また、都市部においても、超高齢社会の到来により、医療・福祉のサービ ス提供や、地域の活力が維持できなくなるなどの懸念が、現実的なものとなりつつありま す。さらに、厳しさを増す財政制約のもとでの社会資本の老朽化への対応が、併せて求め られています。

そこで、これからの日本の都市におけるまちづくりでは、高齢者や子育て世代にとって、 安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、持続可能な行財政運営基盤を構築す ること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害に強いまちづくりを推進していくこと などを目的に、都市の基本的構造のあり方について見直しを行い、『コンパクト・プラス・ ネットワーク』(地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり)の考え方をもとに、都 市構造を転換していくことが重要とされています。

このような考え方をもとに、平成26年(2014年)に都市再生特別措置法の改正が行 われ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを進めるため、人 口密度を維持し、生活サービス機能などの適切な誘導を図る方針や区域などを示し、長期 的に穏やかに土地利用を誘導する「立地適正化計画」が制度化されました。

【計画に記載すべき主な事項】

- 立地適正化計画の「区域」
- ・立地の適正化に関する「基本的な方針」
- ・都市の居住者の居住を誘導すべき「居住誘導区域」
- 都市活動に必要な施設の立地を誘導すべき「都市機能誘導区域」
- 各都市機能誘導区域に立地を誘導すべき「誘導施設」
- その他必要な事項(誘導を図るために必要な施策など)



3

新

序章 策定にあたって

章

章

章

章

章

序 章 策定にあたって

第1節 立地適正化計画制度の概要

全国的な人口の急激な減少と高齢化の進行を背景に、地方都市においては、これまでの 郊外開発により拡散した市街地のまま人口の低密度化が進むと、一定の人口密度に支えら れてきた、医療・福祉・商業などの生活サービス機能の維持が将来困難になりかねない状 況にあります。また、都市部においても、超高齢社会の到来により、医療・福祉のサービス 提供や、地域の活力が維持できなくなるなどの懸念が、現実的なものとなりつつあります。 さらに、厳しさを増す財政制約のもとでの社会資本の老朽化への対応が、併せて求められ ています。

そこで、これからの日本の都市におけるまちづくりでは、高齢者や子育て世代にとって、 安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、持続可能な行財政運営基盤を構築す ること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害に強いまちづくりを推進していくこと などを目的に、都市の基本的構造のあり方について見直しを行い、『コンパクト・プラス・ ネットワーク』(地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり)の考え方をもとに、都 市構造を転換していくことが重要とされています。

このような考え方をもとに、平成26年(2014年)に都市再生特別措置法の改正が行 われ、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを進めるため、人 口密度を維持し、生活サービス機能などの適切な誘導を図る方針や区域などを示し、長期 的に穏やかに土地利用を誘導する「立地適正化計画」が制度化されました。

【計画に記載すべき主な事項】

- 立地適正化計画の「区域」
- 立地の適正化に関する「基本的な方針」
- 都市の居住者の居住を誘導すべき「居住誘導区域」
- 都市活動に必要な施設の立地を誘導すべき「都市機能誘導区域」
- 各都市機能誘導区域に立地を誘導すべき「誘導施設」
- 居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる

都市の防災に関する機能の確保に関する指針(防災指針)

その他必要な事項(誘導を図るために必要な施策など)

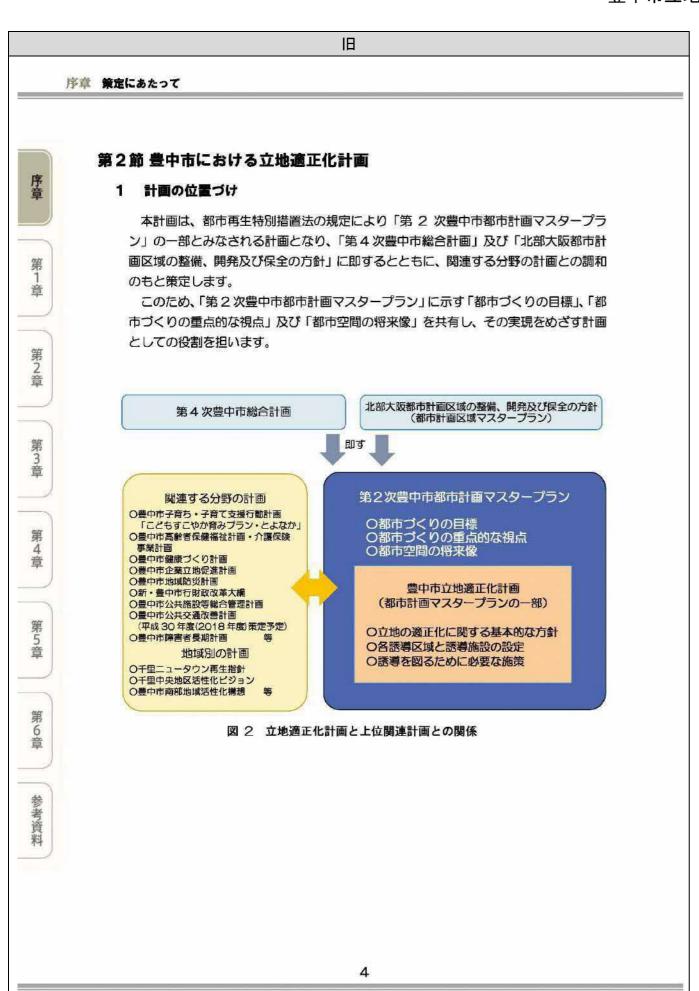


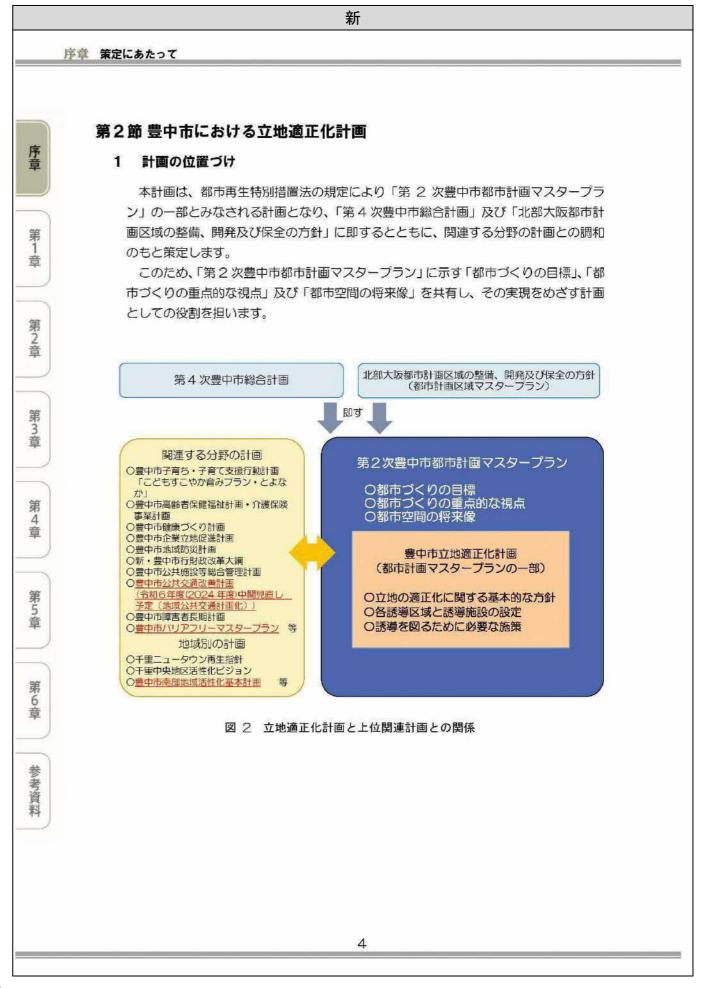
図 1 立地適正化計画区域のイメージ

出典: 国土交通省「改正都市再生特別措置法等について」(平成27年(2015年)6月1日時点版)を元に作成

3

5





旧 新 序章 策定にあたって 新規 2 本計画と SDGs との関わり SDGs (持続可能な開発目標) とは、世界をよりよいものにするために、令和 12 年 (2030年) までに達成すべき 17 の目標として、平成 27年 (2015年) に国連サ ミットで定められた令和 12 年(2030年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体 の 17 の開発目標とそれを実現するための 169 のターゲットのことです。 第2章 本計画の上位計画である「第4次豊中市総合計画」における取組みの方向性と SDGs に掲げられた理念や目標はおおむね合致しており、本計画を着実に取り組むことが、 SDGs の達成につながるものと考えています。 章 SDGs の 17 のゴール (目標) のうち、本計画に特に関連する目標は、「目標3 すべ ての人に健康と福祉を」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標9 産業と技術革新の 基盤をつくろう」、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」です。 章 【目標3 すべての人に健康と福祉を】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 【目標8 働きがいも経済成長も】 章 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用 と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する 【目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促 進及びイノベーションの推進を図る 【目標 11 住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を 実現する 5

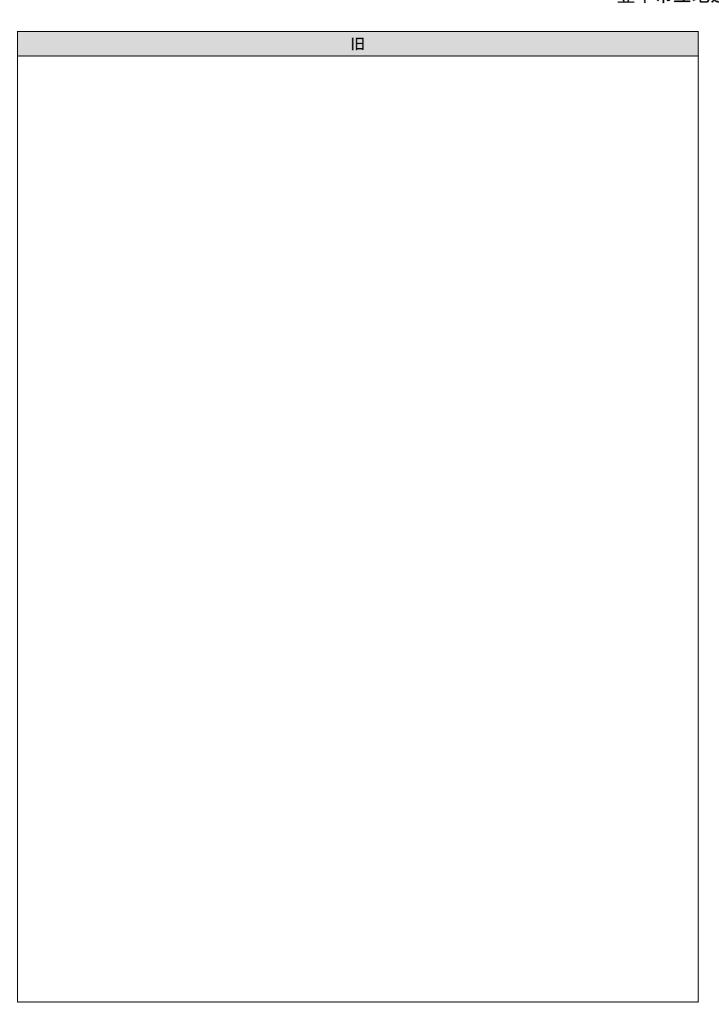
章

第2章

第3章

第4章

第5章



新

序章 策定にあたって

新規

第4節令和6年(2024年)2月改定の概要

今回の改定では、令和2年(2020年)6月の都市再生特別措置法の改正を受け、新たに防災指針を定め、併せて計画の進捗状況に関する調査・分析・評価を行うとともに、現況の上位計画や関連計画などとの整合を図りました。主な改定内容は以下のとおりです。

表 1 主な改定内容

種別	内容	章•節
見直し	データの更新	第1章
見直し	誘導施設の見直し	第3章 第3節
新規	防災指針	第3章 第6節
見直し	市が独自に行う施策	第4章 第2節
見直し	目標と効果	第6章 第1節

12

旧

第1章

市の現状と課題

第1節	まちの成り立ち	13
第2節	市の現状	1
筆3節	市の現状分析と課題	7

11

新

第1章

市の現状と課題

第1節	まちの成り立ち	 15
第2節	市の現状	 16
第3節	市の現状分析と課題	 7:

13

旧 第1章 市の現状と課題 第2節 市の現状 序章 1 人口 (1)人口及び世帯数の推移 人口は昭和60年(1985年)以降、平成17年(2005年)まで減少が続きま したが、その後増加に転じ、平成27年(2015年)には395,479人となって います。 年齢別では、年少人口(14歳以下の人口)は平成17年(2005年)まで減少 が続きましたが、その後増加に転じています。高齢人口(65 歳以上の人口)は 第2章 増加傾向が続き、その割合は平成 27年(2015年)には 25.3%となり、この 20年間で2倍以上増加しています。 世帯数は増加傾向が続き、平成27年(2015年)には170,325世帯となって います。 第3章 (人口/人) (世帯数) 450,000 403174 413213 409,837 398,908 391,726 398.384 386,623 400,000 第 368,498 250,000 350.000 章 291,936 200,000 300,000 250,000 129,997 199,065 150,000 第5章 114,458 86.13 150,000 127,678 100,000 100.000 29,251 50,000 50,000 第 6 章 昭40 昭45 昭50 昭55 昭60 平2 平7 平12 平17 平22 平27 0~14歳 15~64歳 55歳以上 総人口 ※総人口には年齢不詳人口を含む 参考資料 出典:国勢調査 図 8 人口・世帯数の推移 14



第1章

第2章

章

第4

章

第5

章

第6章

人口遍少。

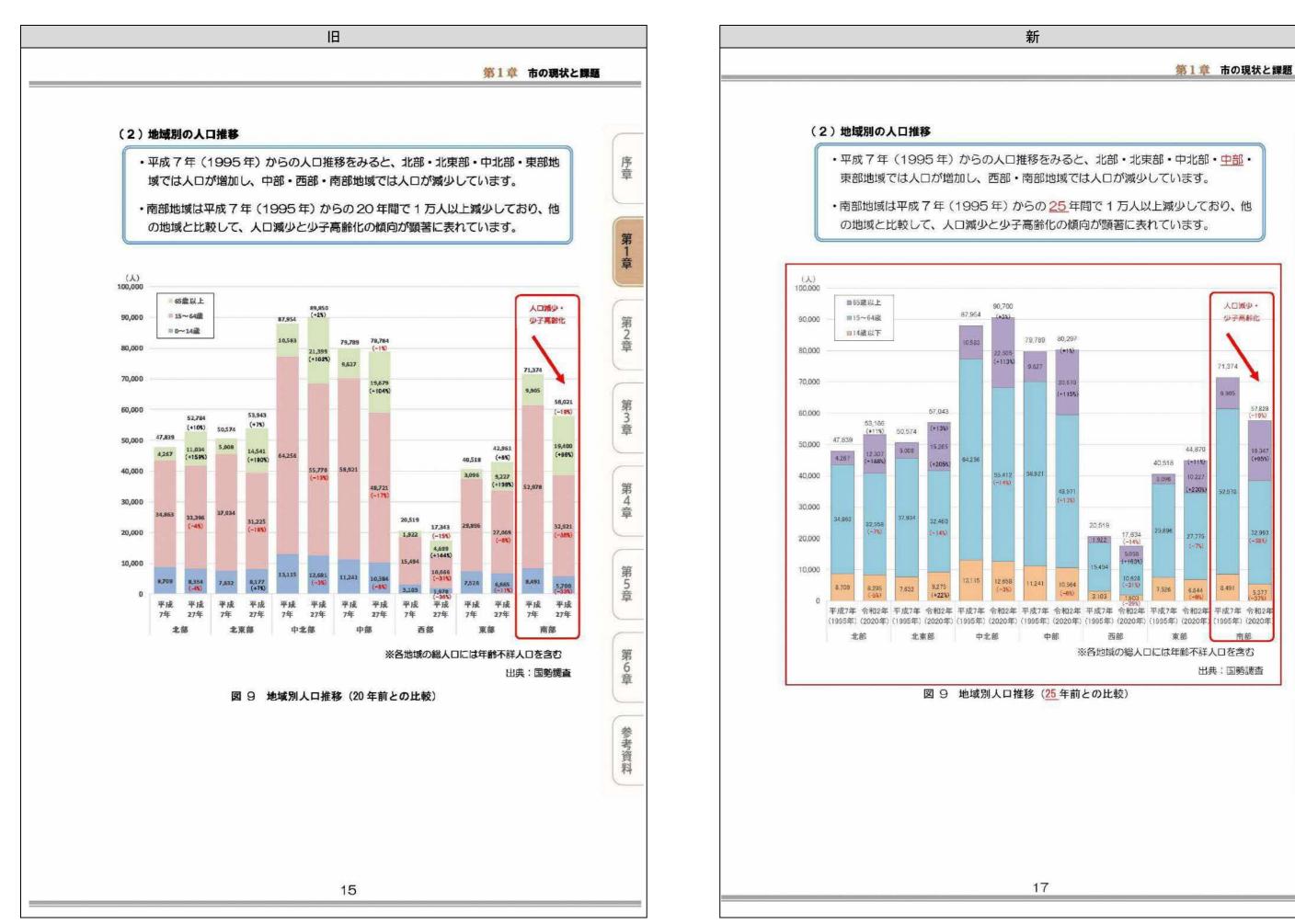
71,374

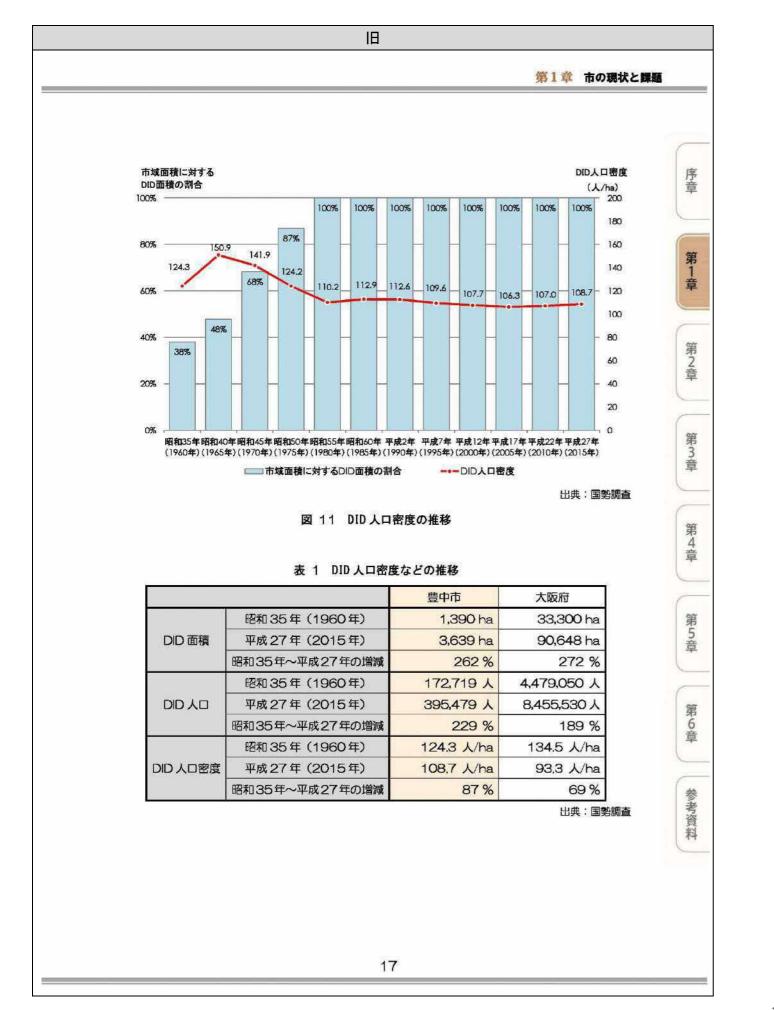
出典:国勢調査

44,870

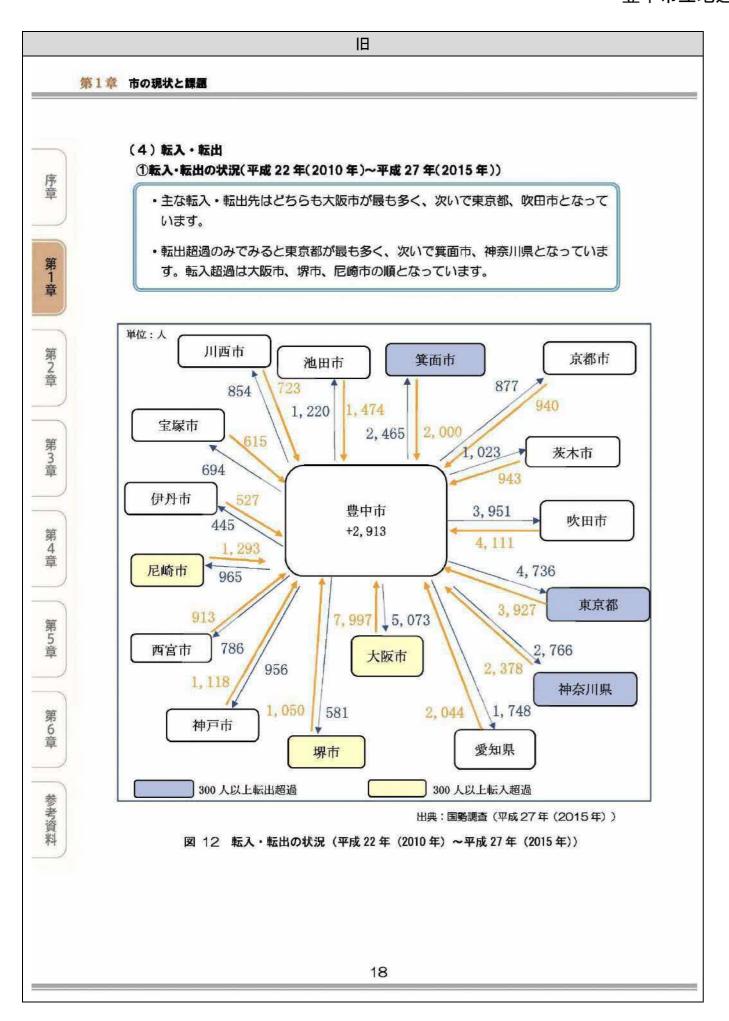
10.227

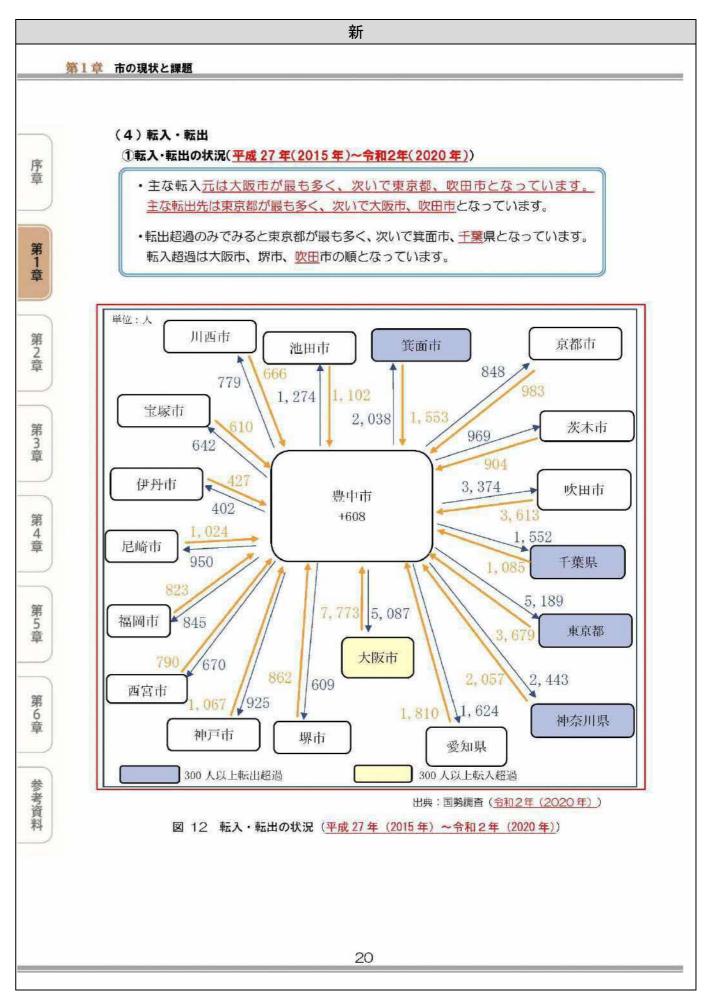
(+230%)

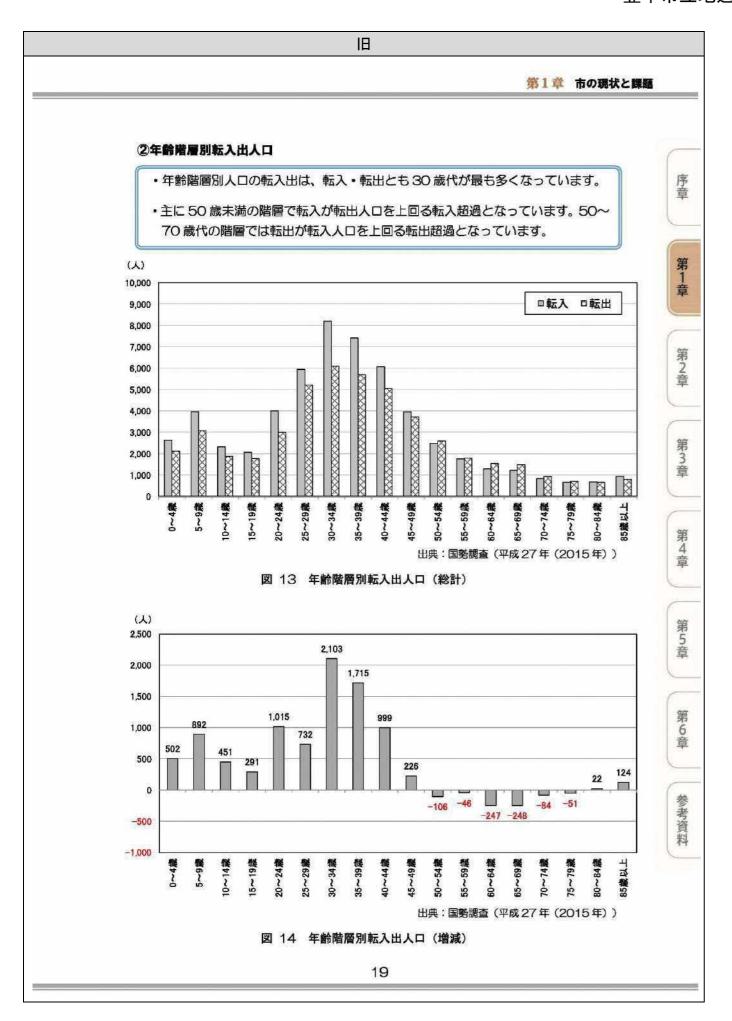


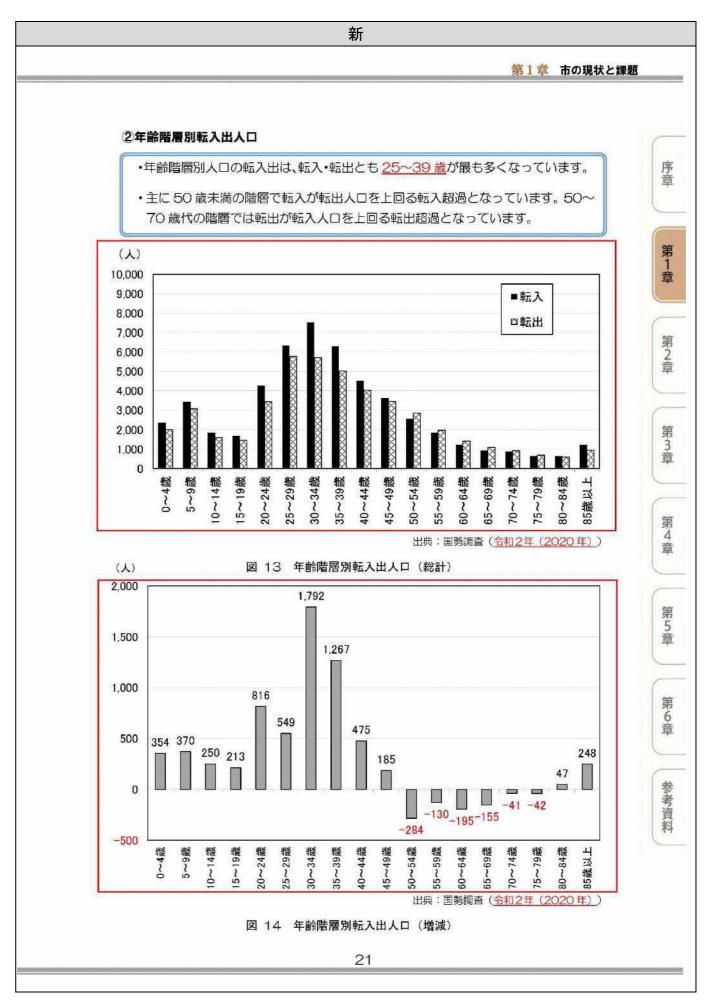






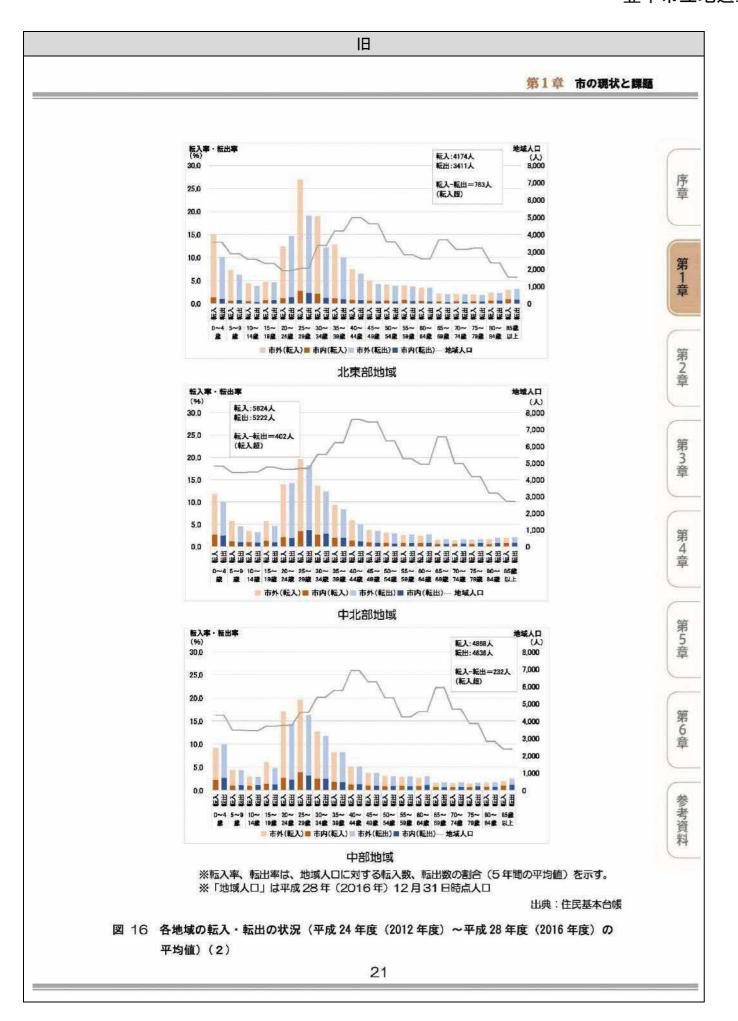


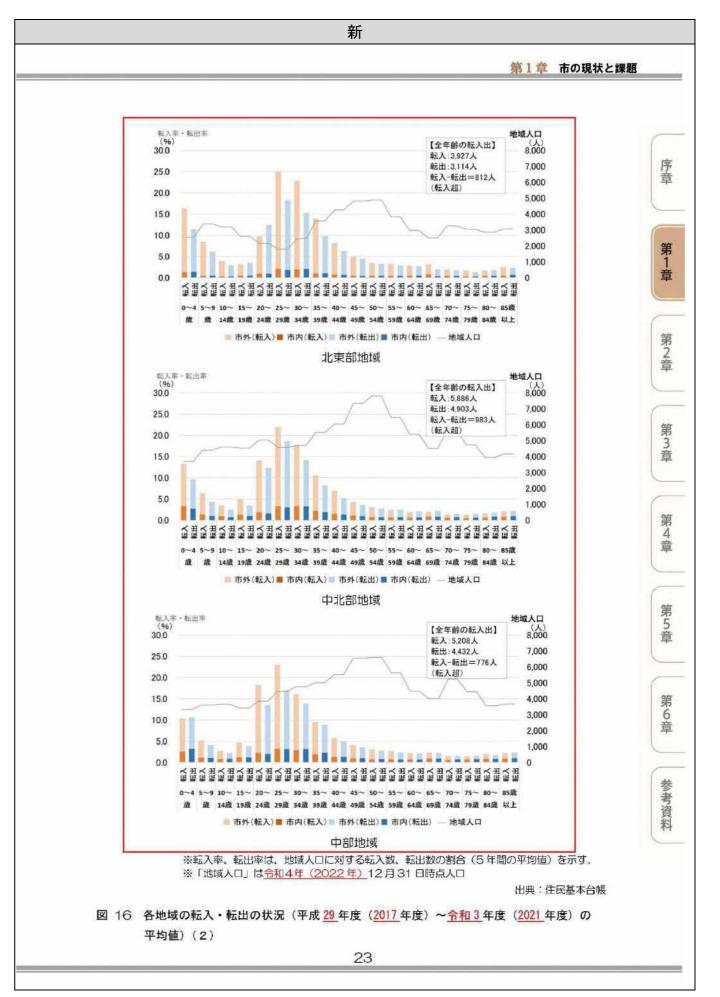


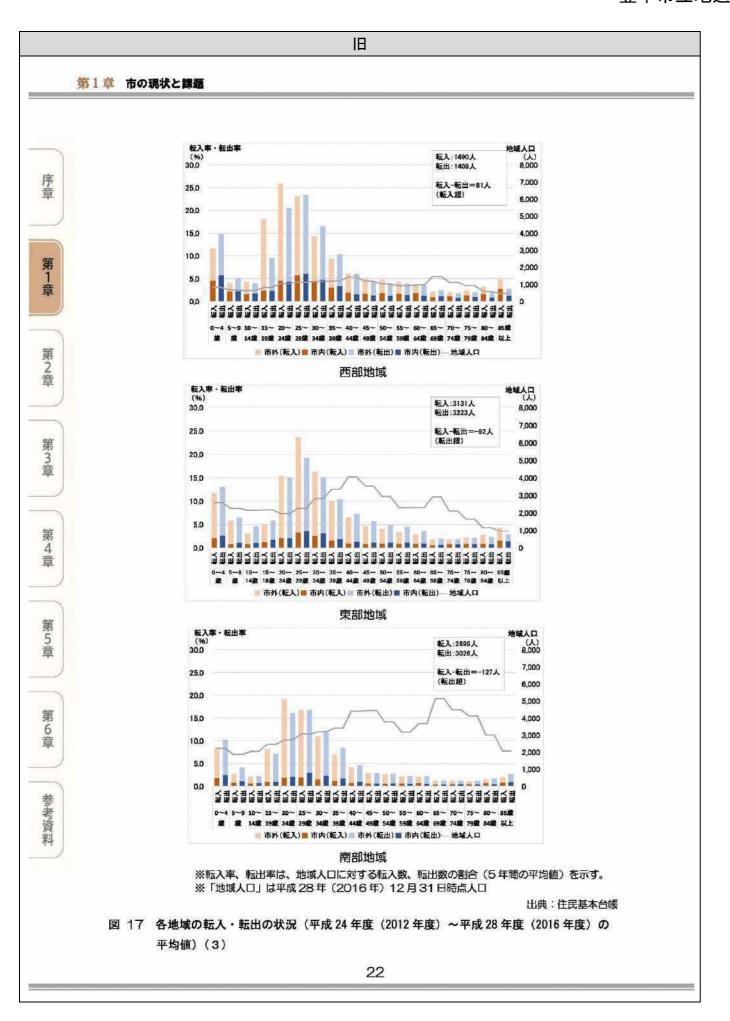


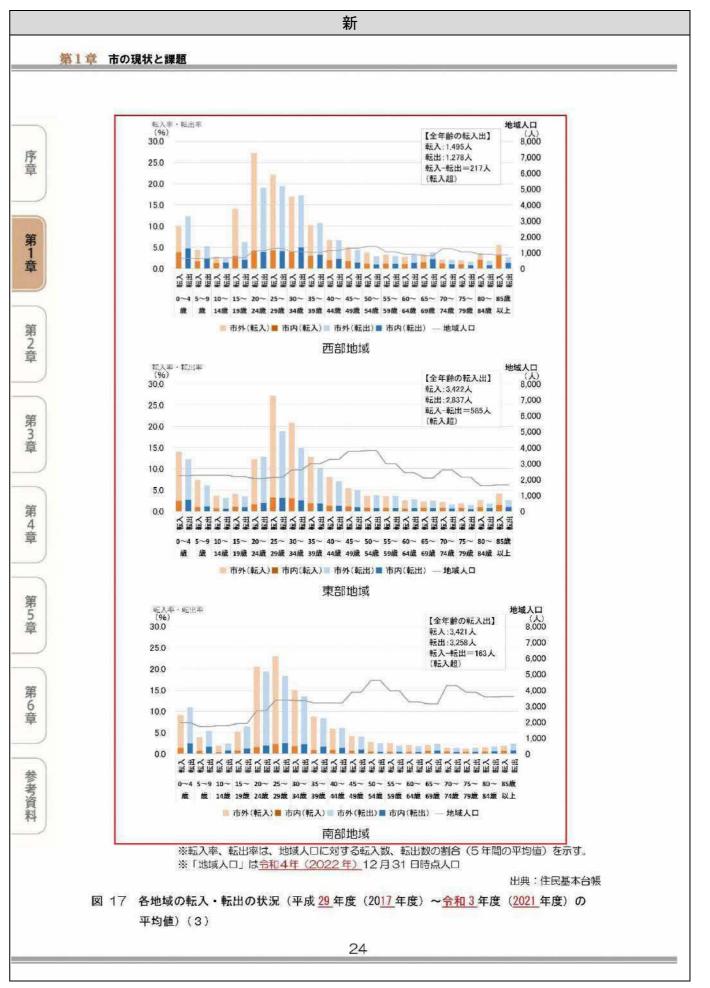
旧 第1章 市の現状と課題 ③各地域における転入・転出 序章 ・各地域の転入・転出の状況をみると、北部地域、北東部地域、中北部地域、中部 地域、西部地域は転入超過傾向にありますが、東部地域、南部地域は転出超過傾 向にあります。 ・年齢階層別にみると、各地域とも、20~39歳の転入率、転出率が高い傾向にあ ります。 ・他の地域と比較して、北東部地域の25~29歳の転入率が高くなっています。 ・20~39歳の転入・転出状況をみると、南部地域以外は転入超過となっています 第2章 が、南部地域は転出超過となっています。 地域人口 (%) 30.0 転入:3756人 (人) 8,000 第3章 7,000 転入-転出=223人 (転入超) 25,0 6,000 20,0 5,000 15.0 4,000 3,000 第4章 10.0 15~ 20~ 25~ 30~ 35~ 40~ 45~ 50~ 55~ 60~ 65~ 19歳 24歳 29歳 34歳 39歳 44歳 49歳 54歳 59歳 64歳 69歳 第5章 市外(転入)■ 市内(転入)■ 市外(転出)■ 市内(転出)— 地域人口 北部地域 ※転入率、転出率は、地域人口に対する転入数、転出数の割合(5年間の平均値)を示す。 ※「地域人口」は平成28年(2016年)12月31日時点人口 出典:住民基本台帳 第6章 図 15 各地域の転入・転出の状況 (平成 24 年度 (2012 年度) ~平成 28 年度 (2016 年度) の 平均値)(1) 参考資料 20

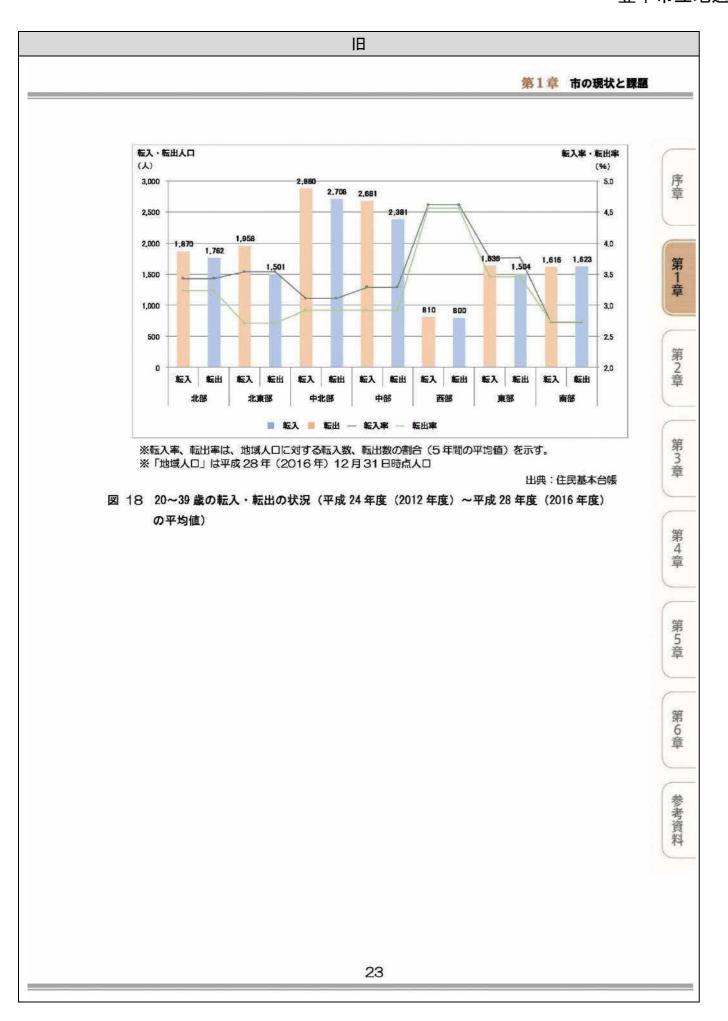


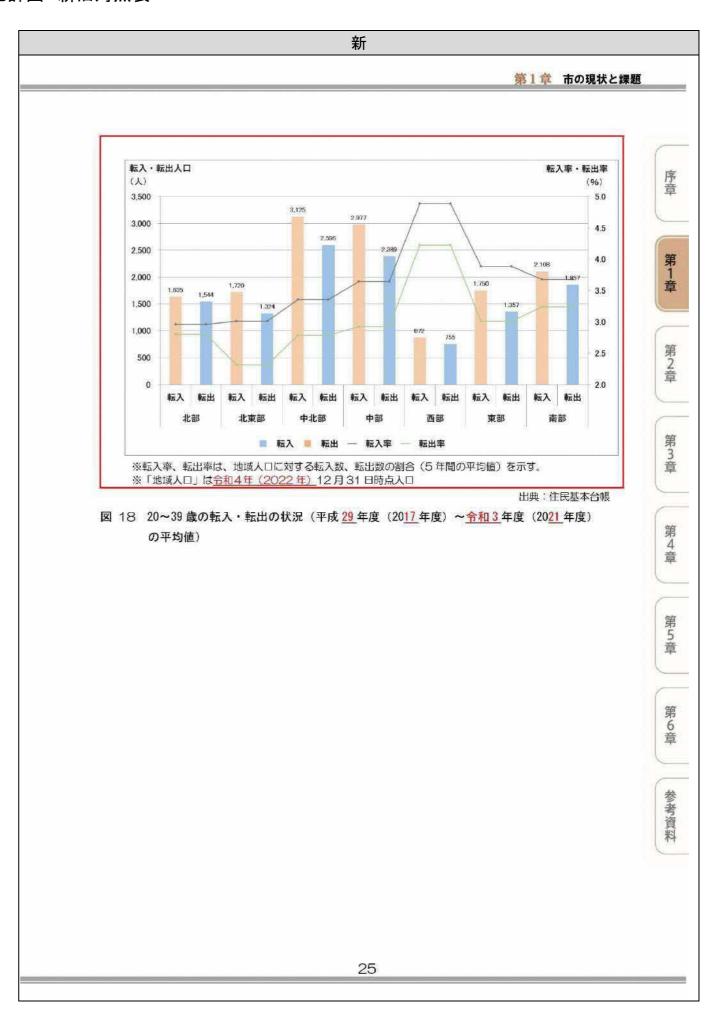












第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

旧

第1章 市の現状と課題

序

第1元

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(5) 小学校・中学校の児童数・生徒数

- ・小学校の児童数は、平成 21 年度(2009 年度)から平成 29 年度(2017 年度)にかけて、大きな変化はありませんが、北東部地域では他の地域に比べて増加傾向にあり、南部地域では他の地域に比べて減少傾向にあります。
- ・中学校の生徒数は、平成25年度(2013年度)以降減少傾向にあり、南部地域では他の地域に比べて特に減少しています。

表 2 小学校の児童数

				!	児童数(人)									
i	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22年度 (2010 年度)	平成 23年度 (2011 年度)	平成 24年度 (2012 年度)	平成 25年度 (2013 年度)	平成 26年度 (2014 年度)	平成 27年度 (2015 年度)	平成 28年度 (2016 年度)	平成 29年度 (2017 年度)	增減比				
北部地域	3,820	3,803	3,761	3,669	3,647	3,609	3,637	3,564	3,574	94%				
北東部地域	2,474	2,502	2,492	2,488	2,542	2,655	2,745	2,893	3,264	132%				
中北部地域	5,021	4,994	4,965	5,012	4,984	4,999	5,073	5,095	5,202	104%				
中部地域	3,967	3,979	3,887	3,817	3,739	3,716	3,776	3,836	3,876	98%				
西部地域	928	905	860	822	844	805	790	776	790	85%				
東部地域	2,927	2.962	3.002	2,971	2,921	2,924	3,004	2,957	2,775	95%				
南部地域	2,707	2,647	2,532	2,431	2,332	2,249	2,219	2,151	2,138	79%				
全体	21,844	21,792	21,499	21,210	21,009	20,957	21,244	21,272	21,619	99%				

出典:豊中市立小学校在籍児童数

表 3 中学校の生徒数

	生徒数(人)									
	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23年度 (2011 年度)	平成 24年度 (2012 年度)	平成 25年度 (2013 年度)	平成 26年度 (2014 年度)	平成 27年度 (2015 年度)	平成 28年度 (2016 年度)	平成 29年度 (2017 年度)	増減比
北部地域	2,087	2,109	2,120	2121	2,136	2149	2106	2127	2111	101 %
北東部地域	1,043	1,015	1,056	1,083	1,093	1,089	1,118	1,125	1,125	108%
中北部地域	2,247	2,323	2,486	2,581	2,678	2,656	2,631	2,503	2,473	110%
中部地域	1,329	1,301	1,344	1,302	1,324	1,270	1,245	1,202	1,156	87 %
西部地域	273	265	272	298	281	282	259	270	245	90 %
東部地域	1,625	1,575	1,627	1,620	1,695	1,650	1,601	1,547	1,519	93 %
南部地域	1,073	1,065	1,041	1,026	1.007	969	919	885	822	77 %
全体	9,677	9,653	9,946	10,031	10,214	10,065	9,879	9,659	9,451	98 %

出典: 豊中市立中学校在籍生徒数

24

新

第1章 市の現状と課題

(5) 小学校・中学校の児童数・生徒数

- ・小学校の児童数は、平成21年度(2009年度)から令和5年度(2023年度)にかけて、大きな変化はありませんが、北東部地域では他の地域に比べて増加傾向にあり、南部地域では他の地域に比べて減少傾向にあります。
- ・中学校の生徒数は、北東部地域では平成30年度(2018年度)以降、他の地域に 比べて増加傾向にあり、南部地域では、他の地域に比べて減少傾向にあります。

表 3 小学校の児童数

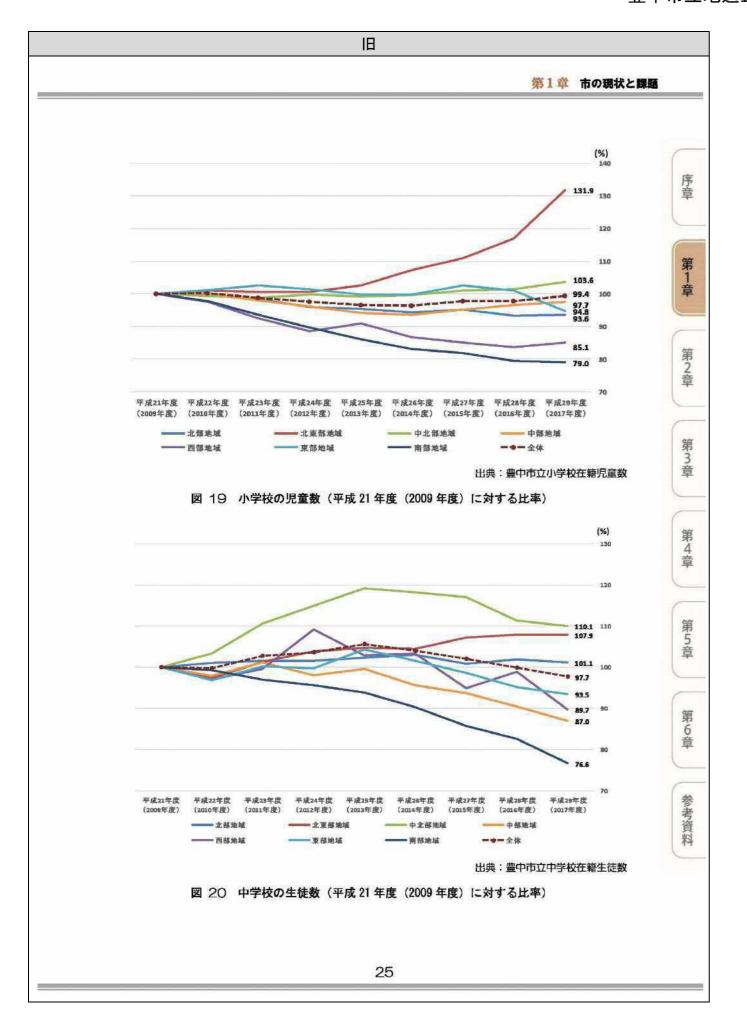
							3	蓬数(人)							
	平成 21年度 (2009 年度)	學成 22年度 (2010 年度)	平成 23年度 (2011 年度)	平板 24年度 (2012 年度)	平成 25年度 (2013 年度)	平成 26年度 (2014 年度)	平成 27年度 (2015 年度)	平成 28年版 (2016 年度)	平规 29年度 (2017 年度)	平成 30年度 (2018 年夏)	令和 元年度 (2019 年度)	令和 2年度 (2020 年度)	名和 3年度 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年度 (2023 年度)	地域比
北部地域	3,820	3,803	3,761	3.669	3,647	3.609	3,637	3,564	3574	3.588	3,619	3.585	3,628	3.643	3,677	96%
北東部地域	2,474	2,502	2,492	2.488	2,542	2,655	2,745	2,893	3,264	3,403	3,597	3,715	3847	3,858	3,813	154%
中北部忠诚	5,021	4,994	4,965	5,012	4,984	4,999	5,073	5,095	5,202	5,240	5,258	5,276	5,255	5,231	5,186	103%
中部地域	3,967	3,979	3,887	3,817	3,739	3,716	3,776	3,836	3,876	4,014	4,063	4,113	3,923	4,159	4,176	105%
西部地域	928	905	860	822	844	805	790	776	790	794	780	770	766	746	719	77%
東部地域	2,927	2,962	3,002	2.971	2,921	2.924	3,004	2,957	2,775	2,675	2,719	2,795	2,703	2.703	2,692	92%
南部地址	2,707	2,647	2,532	2,431	2,332	2,249	2,219	2,151	2,138	2,132	2,074	2,064	1,962	1,957	1,951	72%
全体	21.844	21,792	21,499	21,210	21,009	20,957	21,244	21,272	21,619	21,846	22,105	22,318	22,084	22297	22,214	102%

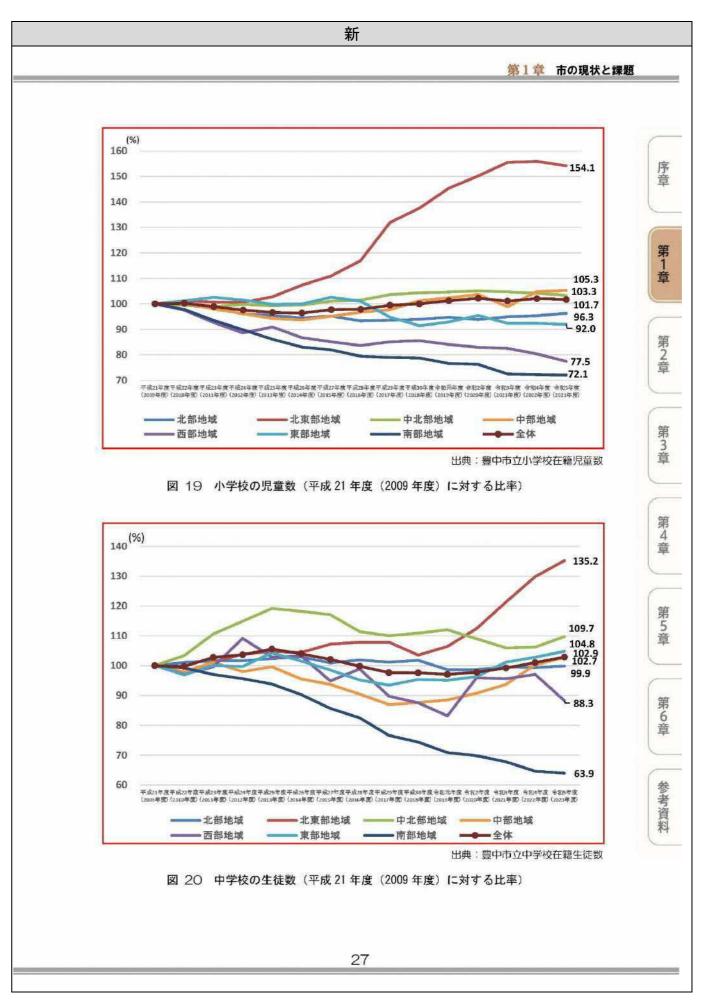
出典: 豊中市立小学校在籍児童数

表 4 中学校の生徒数

							3	E徒数(人)).:							
	平成 21年度 (2009 年度)	平成 22年度 (2010 年度)	平成 23年衰 (2011 年度)	平成 24年版 (2012 年度)	平成 25年度 (2013 年度)	平成 26年夏 (2014 年度)	平成 27年度 (2015 年度)	平成 28年度 (2016 年度)	平成 29年度 (2017 年度)	平成 30年度 (2018 年度)	行和 元年度 (2019 年度)	令和 2年度 (2020 年度)	令和 3年衰 (2021 年度)	令和 4年度 (2022 年度)	令和 5年展 (2023 年度)	增減世
北部地域	2087	2.109	2120	2.121	2.136	2,149	2.106	2127	2.111	2.124	2,059	2.059	2.079	2073	2.085	1009
北英部的城	1,043	1.015	1.056	1,083	1,093	1,089	1,118	1.125	1,125	1,080	1.110	1,173	1,265	1,354	1/110	135%
中北部地域	2.247	2.323	2.496	2.581	2.678	2.656	2.631	2503	2473	2,492	2,517	2449	2.381	2,387	2486	1109
中部地域	2/3	265	272	298	281	282	259	270	245	239	227	262	261	265	241	889
西部地域	1,625	1.5/5	1,627	1,620	1,695	1,650	1.601	1,547	1.519	1.550	1,545	1,565	1.644	1,671	1,703	105%
東部地域	1,329	1,301	1,344	1,302	1,324	1.270	1.245	1,202	1,156	1,164	1,176	1,206	1.245	1.333	1.365	1039
南部金城	1,073	1.065	1.041	1,026	1,007	.969	919	885	822	798	760	749	727	693	686	649
全体	9,677	9,653	9.946	10,031	10,214	10,065	9.879	9,659	9,451	9.447	9,394	9,463	9,602	9,776	9.956	1039

出典:豊中市立中学校在籍生徒数





第2章

第3章

第4章

第5章

6章

考資料

第1章 市の現状と課題

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(6)人口増減状況の推移

・自然増減をみると、自然増数は減少を続け、平成28年(2016年)に自然減となります。社会増減をみると、平成16年(2004年)までは社会減で、それ以降は概ね社会増となっています。

旧

- ・昭和62年(1987年)までは、社会減を自然増が上回って人口が増加しています。昭和63年(1988年)~平成16年(2004年)は、概ね自然増を社会減が上回って人口が減少しています。
- ・現状では、自然増かつ社会増となっているか、または自然減を社会増が上回って おり、人口が増加しています。今後は、社会増を自然減が上回って人口が減少す ることが予想されます。

表 4 人口増減の状況の推移

	自然增減	社会増減	差引	
人口增加期 (~昭和62年(1987年))	増(社会減より大きい)	減	人口增加	
人口減少期 (~平成16年(2004年))	増	減 (自然増より大きい)	人口減少	
	増	増	人口增加	
現状の人口増加期	減	増(自然減より大きい)		
今後の人口減少期	減 (社会増より大きい)	増	人口減少	
z mar naz na	減	減	7137	



図 21 人口増減状況の推移

出典:住民基本台帳

26

新

第1章 市の現状と課題

(6)人口増減状況の推移

- ・自然増減をみると、自然増数は減少を続け、平成28年(2016年)以降、自然 減となっています。社会増減をみると、平成16年(2004年)までは社会減で、 それ以降は概ね社会増となっています。
- ・昭和62年(1987年)までは、社会減を自然増が上回って人口が増加しています。昭和63年(1988年)~平成16年(2004年)は、概ね自然増を社会減が上回って人口が減少しています。
- ・近年では、自然増かつ社会増となっているか、または自然減を社会増が上回っており、人口が増加していましたが、令和3年(2021年)は自然減が社会増を上回り、人口が減少しました。今後も、引き続き、人口が減少することが予想されます。

表 5 人口増減の状況の推移

	自然増減	社会増減	差引	
人口增加期 (~昭和62年(1987年))	増(社会減より大きい)	減	人口增加	
人口減少期 (~平成16年(2004年))	増	減 (自然増より大きい)	人口減少	
	増	増	人口増加(い)	
現状の人口増加期	減	増(自然減より大きい)		
今後の人口減少期	減 (社会増より大きい)	増	人口減少	
2,227, (-1,32,10)	減	減	71019	

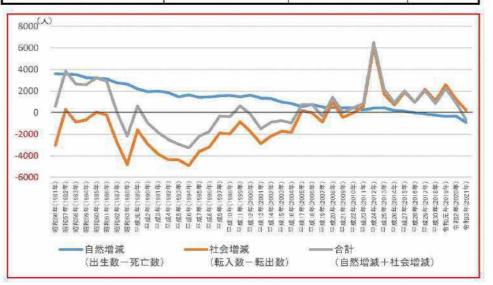


図 21 人口増減状況の推移

出典:住民基本台帳

旧

第1章 市の現状と課題

序章

第

章

第3

章

第

章

第

章

第

章

参

考資料

(7) 将来推計人口

- ・国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」と表記します)の「日本の地域別将来推計人口(平成25年(2013年)3月推計」によると、本市の人口は減少を続け、平成52年(2040年)には約33万5千人となり、平成27年(2015年)の約38万8千人に比べて約5万3千人減少する推計となっています。
- ・一方、「豊中市将来人口推計マニュアル(平成27年(2015年)3月)(以下「市マニュアル」と表記します)」に基づき将来人口を推計(国勢調査ベース)すると、 社人研の推計と同様に人口は減少を続けますが、平成52年(2040年)の人口は約36万4千人となり、社人研推計より約2万9千人多い結果となっています。
- ・年齢別の将来人口推計では、社人研の推計、市マニュアルに基づく推計(国勢調査ベース及び住基台帳ベース)ともに、年少人口、生産年齢人口(15歳~64歳の人口)が減少するのに対して、高齢人口は増加し続け、平成47年(2035年)には総人口に占める割合は両推計とも30%を超え、今後は一層、少子高齢化の進行が想定されます。
- 75歳以上の後期高齢者は、社人研の推計、市マニュアルに基づく推計(国勢調査ベース及び住基台帳ベース)では、平成27年(2015年)~平成52年(2040年)にかけて、約1万7千人~1万9千人増加することが予想されます。

表 5 推計にあたっての条件

推計手法	社人研の推計	市マニュアルに基づく推計
基準人口*	平成 22 年国勢調査人口	①平成27年国勢調查人口 (年齢不詳人口を各年齢階級に按分) ②平成27年住基台帳人口 (平成26年12月31日時点)
推計方法	コーホート要因法*	コーホート要因法*
純移動率*	平成 17年~平成 22 年で算出 10年後に 0.5 倍になり以後一定	平成 22 年~平成 26 年で算出 10 年後に 0.5 倍になり以後一定(低位)
出生に関する仮定	子ども女性比* 子ども女性比率の換算合計特殊出 生率 1.36~1.30 程度	出生率* 合計特殊出生率 1.37 が将来一定 平成 22 年~平成 25 年の平均値
生残率*	社人研仮定値(公表値)	社人研仮定値(公表値)

※都市計画運用指針では、将来人口の推計について社人研推計を採用すべきとされており、仮に市町村独自の推計を行うとしても社人研推計を参酌すべきとされています。これは、居住誘導区域の設定にあたっては、施策の効果を見込んだ市町村独自推計ではなく、現状の人口の動向に基づく抑制的な観点で行うことが望ましいという主旨です。そこで、本計画では、豊中市独自の推計(住基台帳人口を基準人口とする)を採用しますが、純移動率については社人研推計の純移動率の考え方と合わせるため、豊中市推計の純移動率「低位」とします。なお、「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、都市の魅力を高める施策を展開する効果を見込んで純移動率高位(将来一定)を採用しています。

*用語について

- 基準人口:人口推計の基準となる年次の人口
- ・コーホート要因法:同じ年に生まれた人の集団ごとの出生・死亡・移動の時間変化を軸に、人口の推移をとらえる方法
- ・純移動率:ある期間の転入超過数を初年度の人口で割ったもの
- ・子ども女性比:0~4歳人口に対する女性人口の比
- ・出生率: ある人口に対する出生数の割合。合計特殊出生率は、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
- ・生残率:ある年の人口が推計年次において生き残っている率

27

新

第1章 市の現状と課題

序章

章

第

章

章

第

章

章

第

章

考資

(7)将来推計人口

- ・国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」と表記します)の「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計」によると、本市の人口は減少を続け、令和22年(2040年)には約38万2千人となり、令和2年(2020年)の約39万9千人に比べて約1万7千人減少する推計となっています。
- ・年齢別の将来人口推計では、社人研の推計、市マニュアルに基づく推計(住基台帳ベース)ともに、年少人口、生産年齢人口(15歳~64歳の人口)が減少するのに対して、高齢人口は増加し続け、全和17年(2035年)には総人口に占める割合は両推計ともほぼ30%となり、今後は一層、少子高齢化の進行が想定されます。
- 75歳以上の後期高齢者は、社人研の推計、市マニュアルに基づく推計(住基台帳ベース)では、令和2年(2020年)~令和22年(2040年)にかけて、約9 千人~1万人増加することが予想されます。

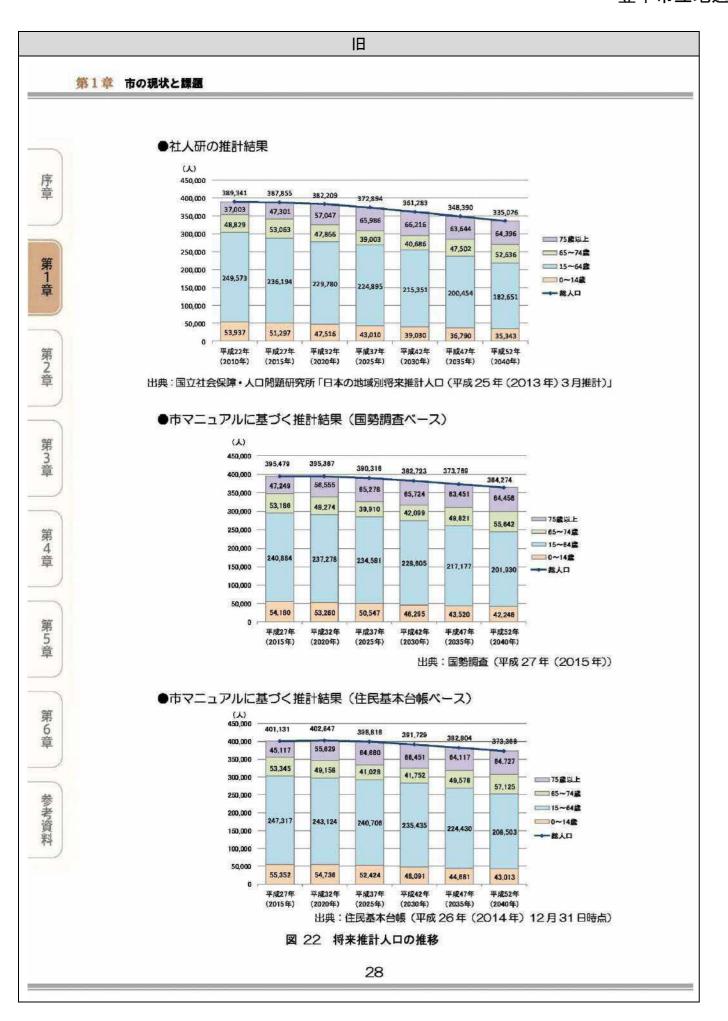
表 6 推計にあたっての条件

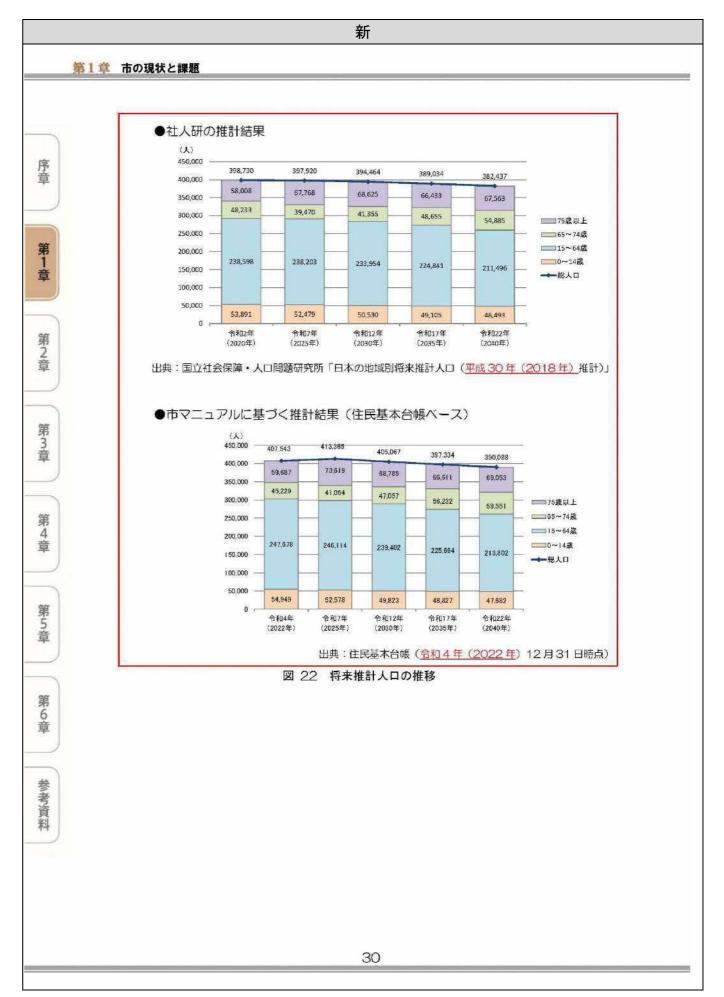
3 O TENTION COOKIT									
推計手法	社人研の推計	市マニュアルに基づく推計							
基準人口*	平成27年国勢調査人口 (平成30年(2018年)推計)	<u>令和4年</u> 住基台帳人口 (令和4年12月31日時点)							
推計方法	コーホート要因法*	コーホート要因法*							
純移動率*	平成 <u>22</u> 年~平成 <u>27</u> 年で算出	平成 <u>29</u> 年~ <u>令和 3</u> 年で算出							
出生に関する仮定	10年後に 0.5 倍になり以後一定 子ども女性比* 子ども女性比率の換算合計特殊出 生率 1.53~1.44 程度	10年後に 0.5 倍になり以後一定(低位) 出生率* 合計特殊出生率 1.46 が将来一定 平成 27年~ <u>令和3</u> 年の平均値							
生残率*	社人研仮定値(公表値)	社人研仮定値(公表値)							

※都市計画運用指針では、将来人口の推計について社人研推計を採用すべきとされており、仮に市町村独自の推計を行うとしても社人研推計を参酌すべきとされています。これは、居住誘導区域の設定にあたっては、施策の効果を見込んだ市町村独自推計ではなく、現状の人口の動向に基づく抑制的な観点で行うことが望ましいという主旨です。そこで、本計画では、豊中市独自の推計(住基台帳人口を基準人口とする)を採用しますが、純移動率については社人研推計の純移動率の考え方と合わせるため、豊中市推計の純移動率「低位」とします。なお、「第4次豊中市総合計画後期基本計画の人口ビジョン」では、都市の魅力を高める施策を展開する効果を見込んで純移動率高位(将来一定)を採用しています。

*用語について

- ・基準人口:人口推計の基準となる年次の人口
- ・コーホート要因法:同じ年に生まれた人の集団ごとの出生・死亡・移動の時間変化を軸に、人口の推移をとらえる方法
- ・純移動率:ある期間の転入超過数を初年度の人口で割ったもの
- ・子ども女性比:0~4歳人口に対する女性人口の比
- ・出生率:ある人口に対する出生数の割合。合計特殊出生率は、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計 したもの
- ・生残率:ある年の人口が推計年次において生き残っている率





序章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

旧		
	第1章	市の現状と課題

表 6 年齢構成別人口の将来推計

●社人研の推計結果

	平成27年 (2015年)	平成52年 (2040年)	增減比
人口総数	387,855 人	335,026 人	86 %
後期高齢者人口(75歳以上)	47,301 人	64,396 人	136 %
前期高齢者人口(65~74歳)	53,063 人	52,636 人	99 %
生産年齢人口(15~64歳)	236,194 人	182,651 人	77%
年少人口(O~14 歳)	51,297 人	35,343 人	69 %

※平成27年(2015年)人口は、平成22年(2010年)人口を基準とした推計値 出典:国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口(平成25年(2013年)3月推計)」

●市マニュアルに基づく推計結果(国勢調査ベース)

	平成27年 (2015年)	平成 52 年 (2040 年)	增減比
人口総数	395,479 人	364,274 人	92 %
後期高齢者人口(75歳以上)	47,249 人	64,456 人	136 %
前期高齢者人口(65~74歳)	53,186 人	55,642 人	105 %
生産年齢人口(15~64歳)	240,864 人	201,930 人	84 %
年少人口(O~14 歳)	54,180 人	42,246 人	78 %

出典: 国勢調査 (平成 27年 (2015年))

●市マニュアルに基づく推計結果(住民基本台帳ベース)

	平成27年 (2015年)	平成 52 年 (2040 年)	增減比
人口総数	401,131 人	373,368 人	93 %
後期高齢者人口(75歳以上)	45,117 人	64,727 人	143%
前期高齢者人口(65~74歳)	53,345 人	57,125 人	107%
生産年齢人口(15~64歳)	247,317 人	208,503 人	84 %
年少人口(0~14歳)	55,352 人	43,013 人	78%

出典:住民基本台帳(平成26年(2014年)12月31日時点)

29

新

第1章 市の現状と課題

第2章

第3章

章

第5章

表 7 年齢構成別人口の将来推計

●社人研の推計結果

	<u> </u>	<u> </u>	増減比
人口総数	398,730 人	382,437 人	96%
後期高齢者人口(75歳以上)	58,008 人	67,563 人	116%
前期高齡者人口(65~74歳)	48,233 人	54,885 人	114%
生産年齢人口(15~64歳)	238,598 人	211,496 人	89%
年少人□(0~14歳)	53,891 人	48,493 人	90%

※<u>令和2年(2020年)</u>人口は、<u>平成27年(2015年)</u>人口を基準とした推計値

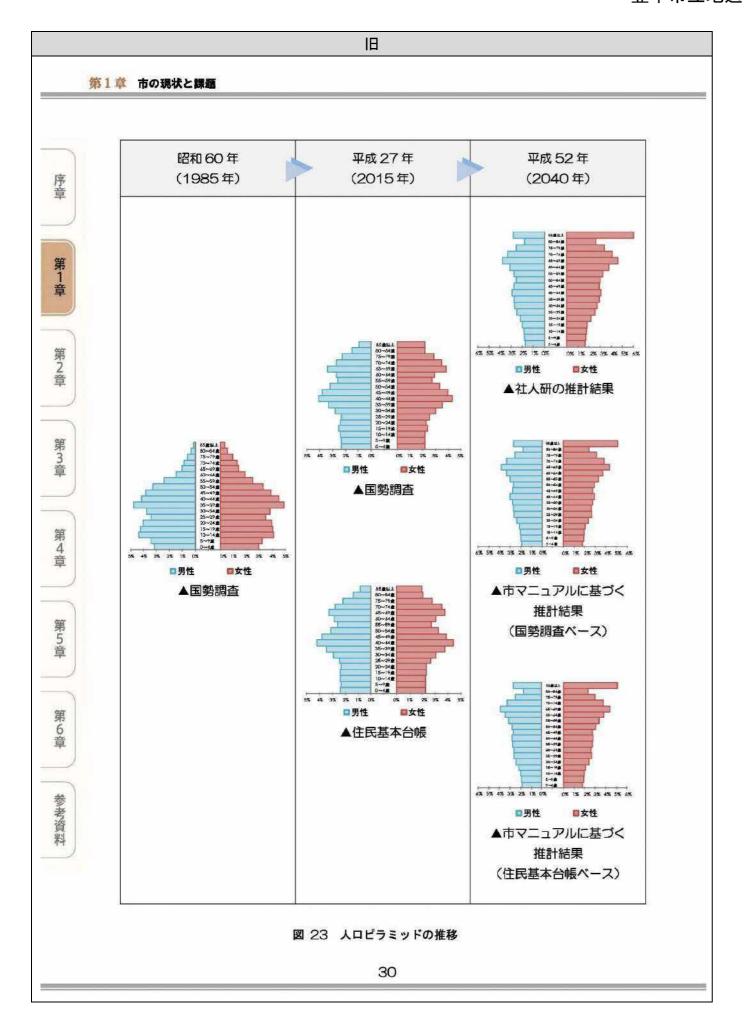
出典:国立社会保障·人口問題研究所

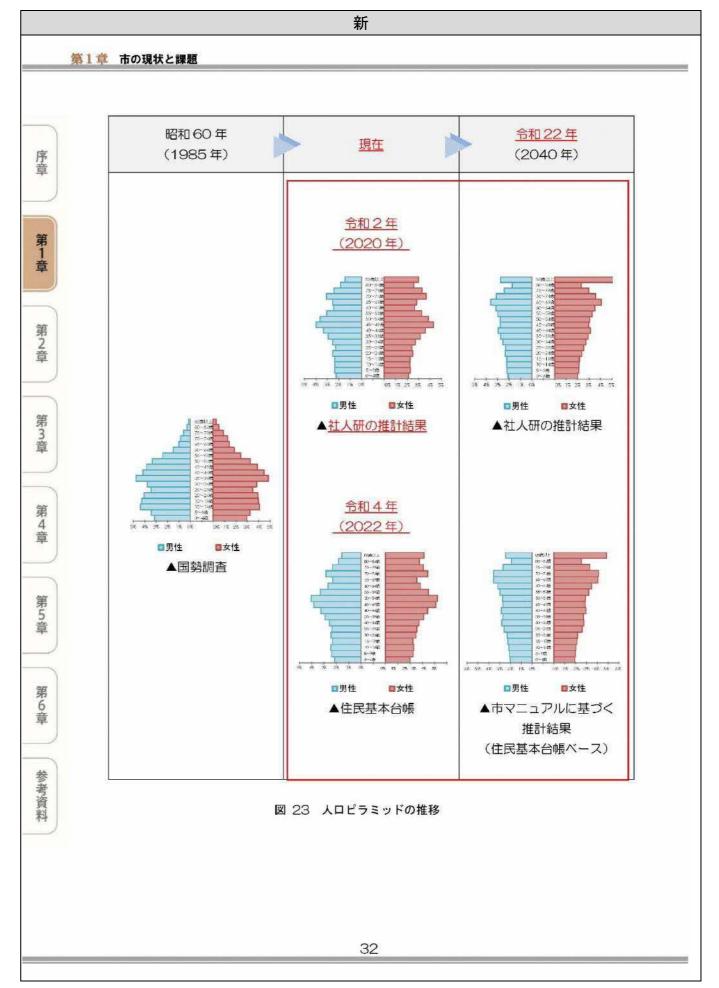
「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」

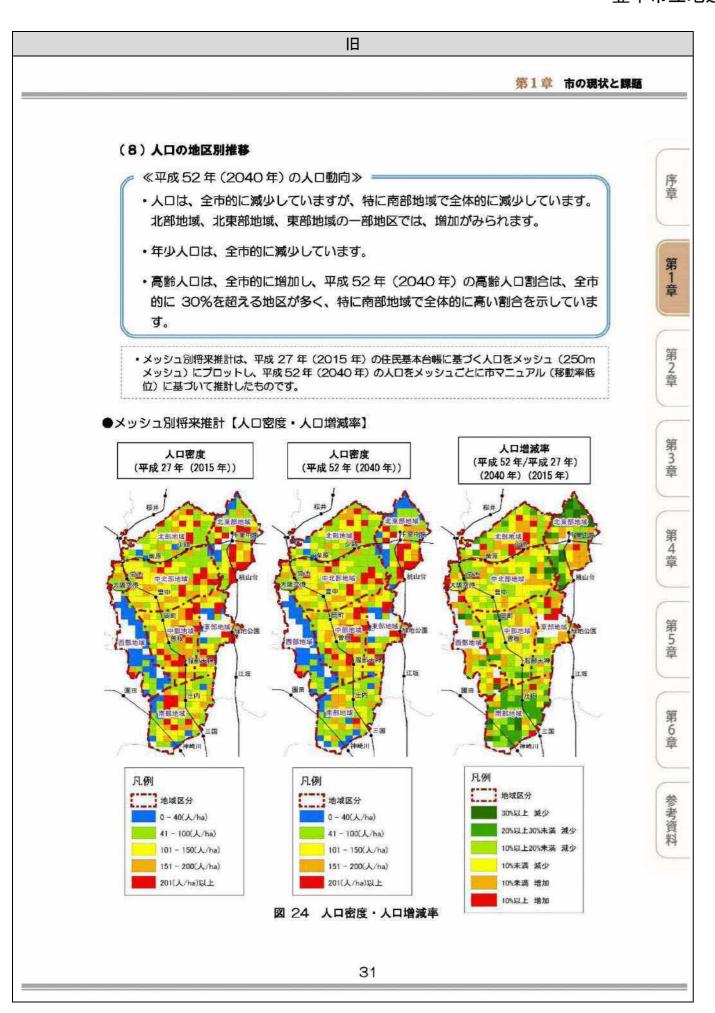
●市マニュアルに基づく推計結果(住民基本台帳ベース)

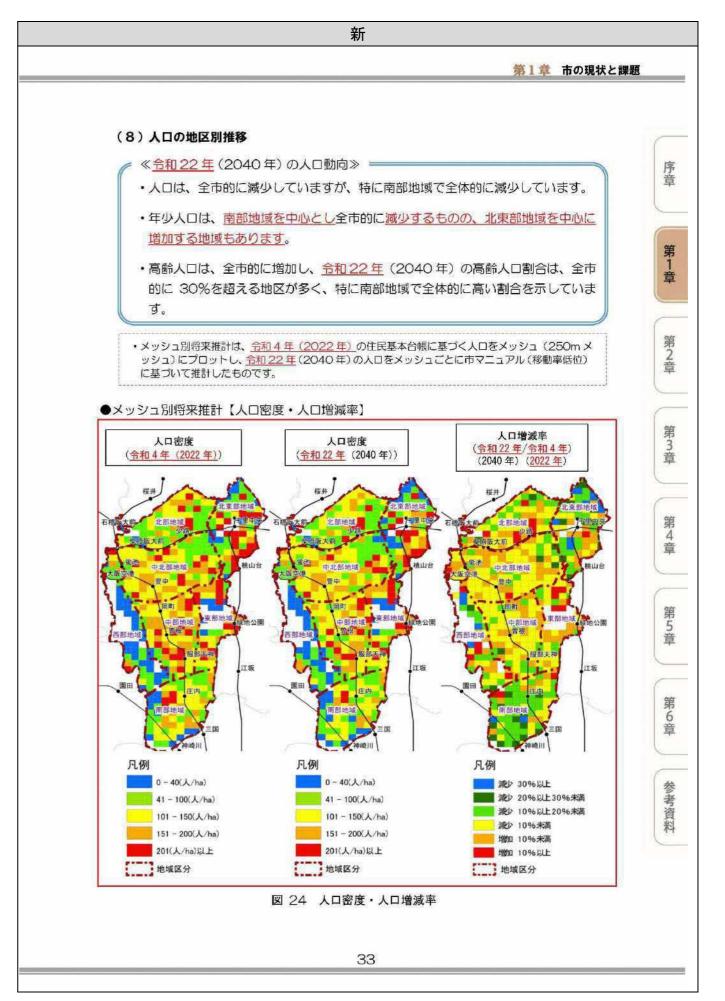
	<u> </u>	<u>令和 22 年</u> (2040 年)	增減比
人口総数	407,543 人	390,088 人	96%
後期高齢者人口(75歳以上)	59,687 人	69,053 人	116%
前期高齢者人口(65~74歳)	45,229 人	59,551 人	132%
生産年齢人口(15~64歳)	247,678 人	213,802 人	86%
年少人口(O~14歳)	54,949 人	47,682 人	87%

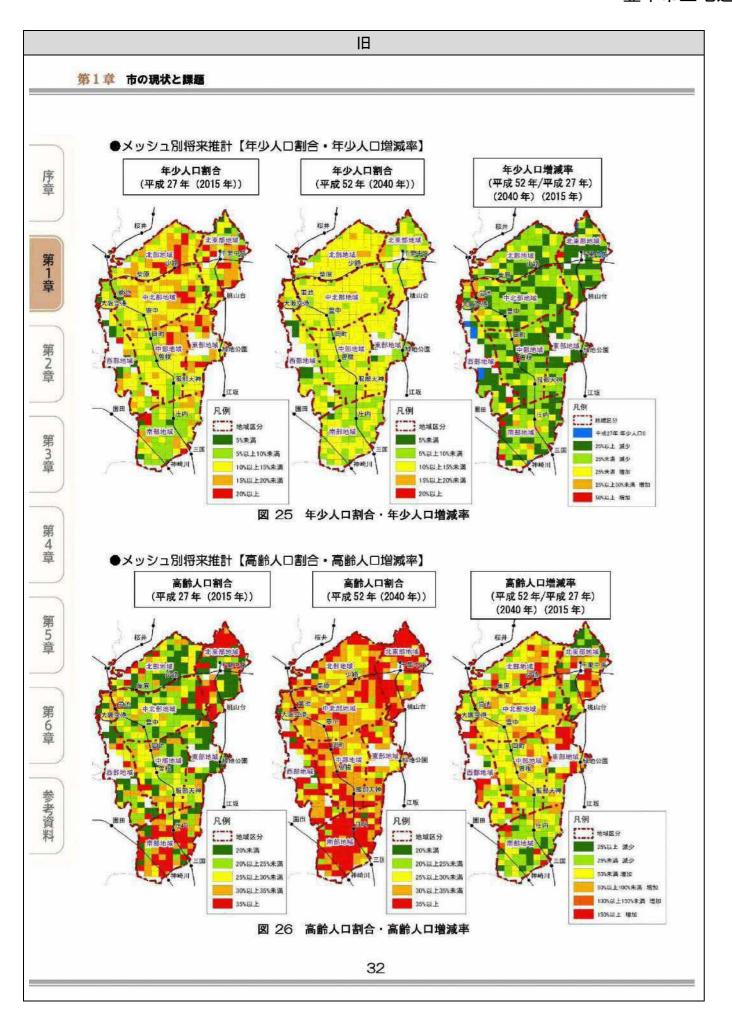
出典:住民基本台帳(<mark>含和4年(2022年)</mark>12月31日時点)

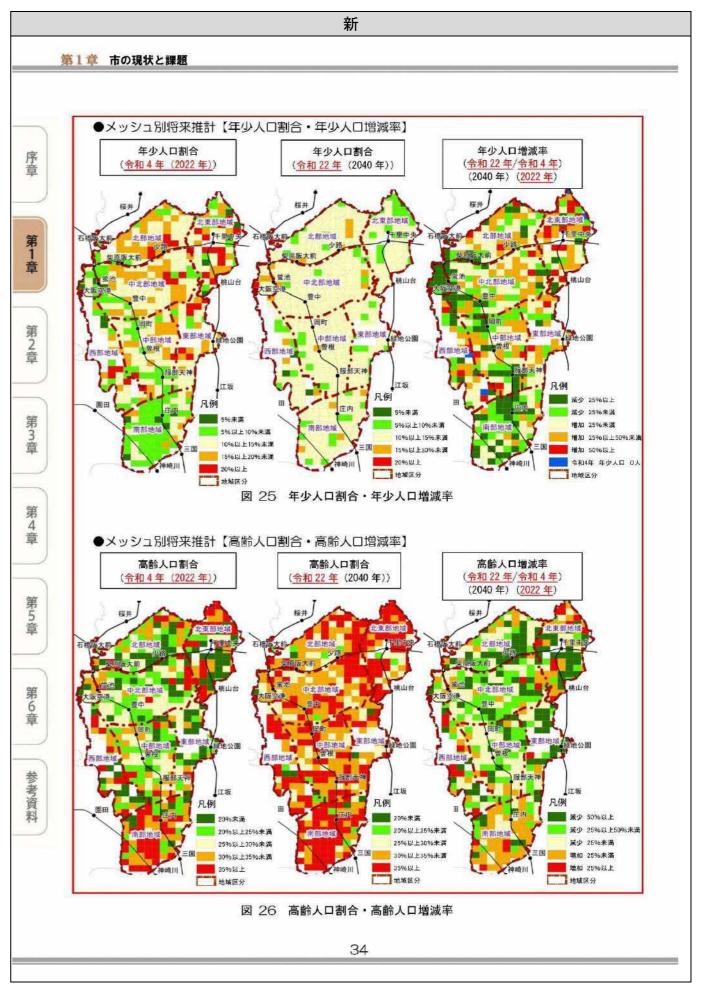


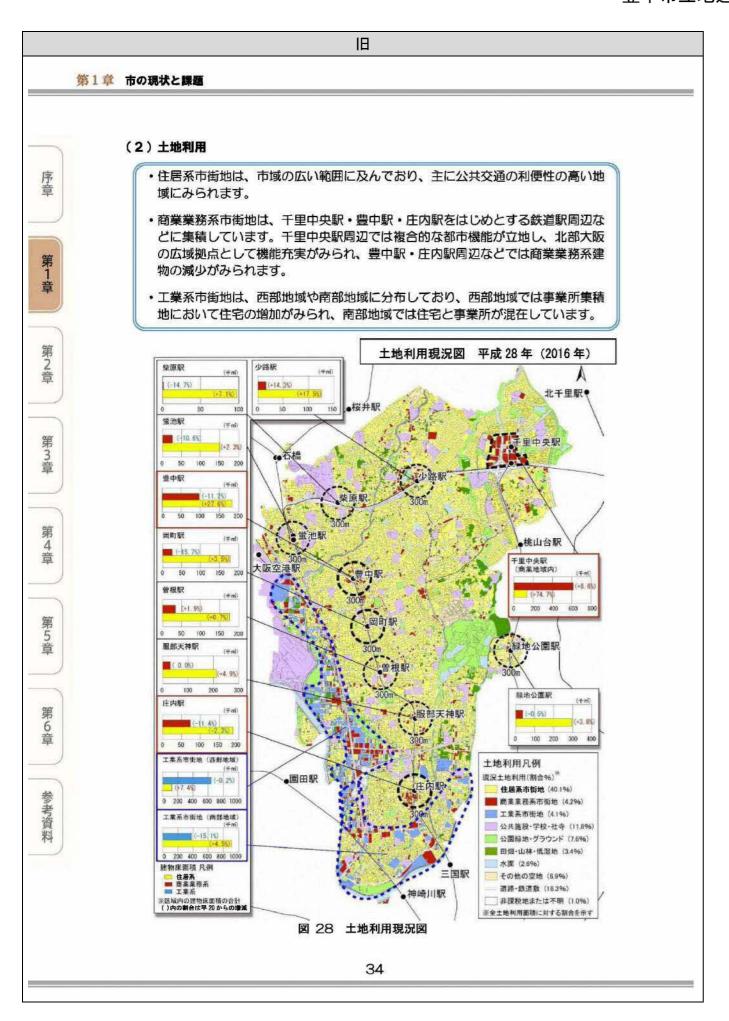


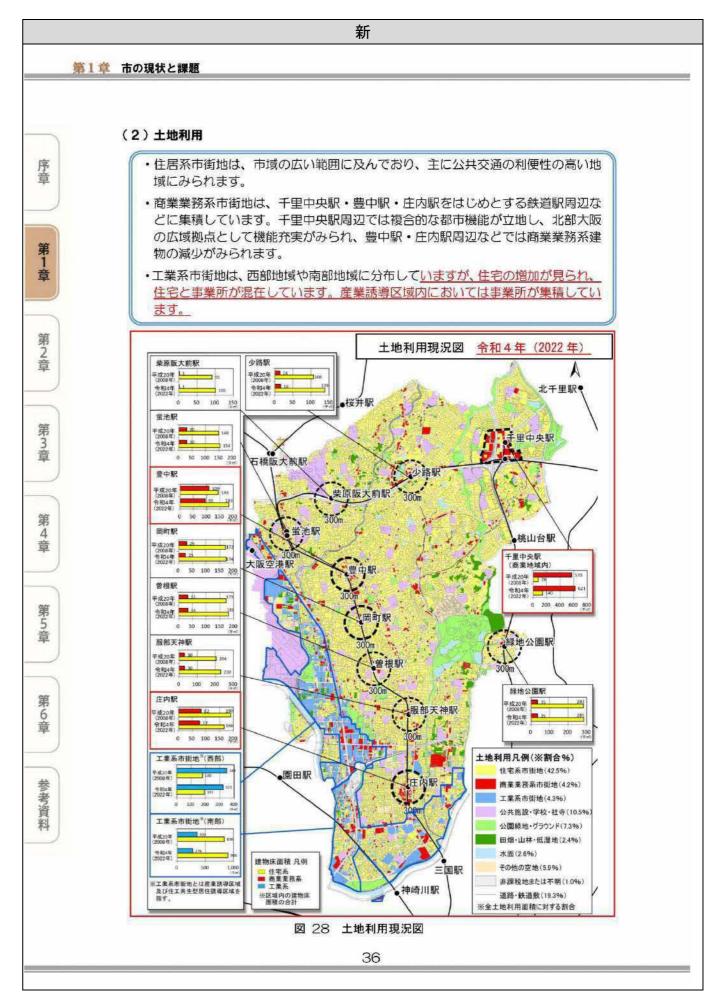


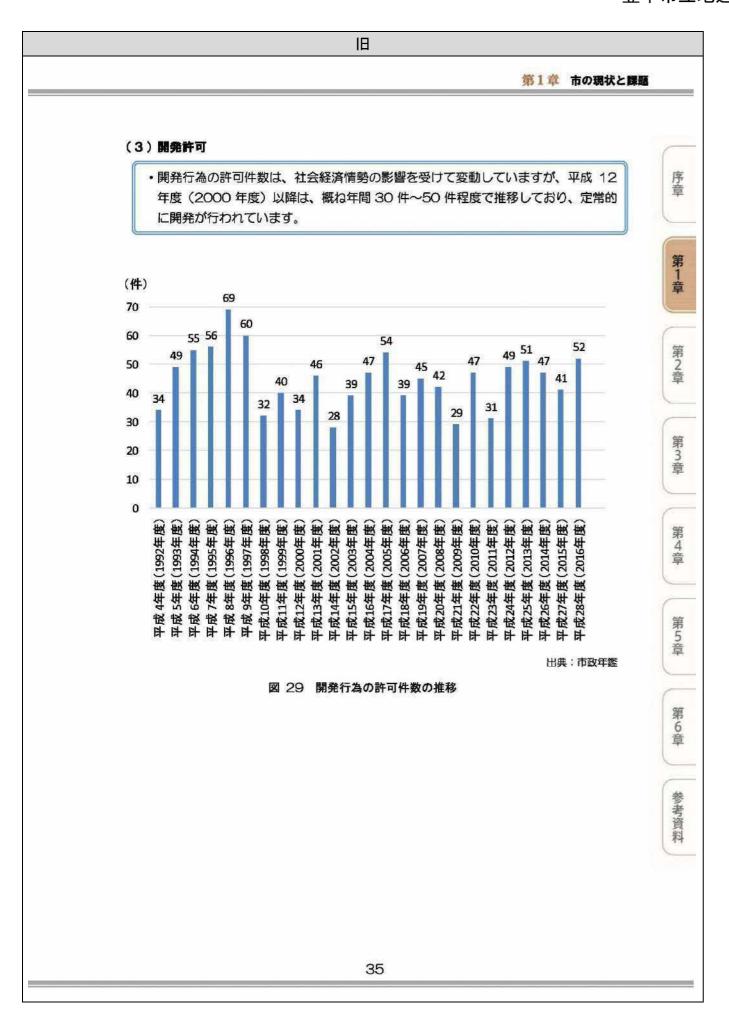














旧 第1章 市の現状と課題 (4)空き家 序章 ・空き家数は、平成10年(1998年)から増加傾向にあり、平成25年(2013) 年) の空き家率は 14,29%となっています。 空き家率は平成 10年 (1998年) から全国平均を上回っています。 (戸・世帯) (96) 15.35 250,000 14.29 14.15 13.14 14 13.52 12.23 200,000 199,850 193,700 12 181,070 173.610 170.570 第2 162,240 10 150,000 153,810 146,900 章 100,000 第 50,000 章 29,730 28,550 25,620 22,360 (1998年) (2003年) (2008年) 世帯総数 | 一 住宅総数 | 一 空き家数 | 一 空き家率 | 空き家率(全国) 第4 出典:住宅•土地統計調查 章 図 30 空き家数・空き家率の推移 表 7 空き家数・空き家率の推移 第5 平成 10 年 平成 15 年 平成20年 平成 25 年 章 (1998年) (2003年) (2008年) (2013年) 世帯総数 (世帯) 146,900 153,810 162,240 170,570 173,610 181,070 193,700 199,850 住宅総数(戸) 空き家数(戸) 22,360 25,620 29,730 28,550 第 14.29 空き家率(%) 12.88 14.15 15.35 空き家率(全国)(%) 11.47 12.23 13.52 章 13.14 出典:住宅•土地統計調查 参考資料 36



旧

第1章 市の現状と課題

序章

第2章

第3章

第4章

第5章

(7)地価

- 商業地の地価は、全体的に上昇しており、特に複合的な都市機能が集積している 千里中央付近の増加幅が最も大きく、平成 28 年(2016 年)では平成 18 年 (2006年)と比較して41.4%上昇しています。
- ・工業地の地価は、下降傾向にあります。
- ・住宅地の地価は、大阪市に近い市域南側が低く、北側は高くなっています。さらに、増減傾向をみると市域北側は上昇傾向にあり、南側にいくほど下降傾向にあります。

表 10 商業地の地価推移

		地価 (円	9/m)	平成 18年と			
	住居表示	平成 18年 (2006年)	平成28年 (2016年)	平成 28 年の 差	增減比		
豊中 5-1	本町 1-9-21	475,000	530,000	55,000	111.6%	(+11.6%)	
豊中 5-3	中桜塚 3-2-34	251,000	286,000	35,000	113.9 %	(+13,9%)	
豊中 5-4	服部元町 1-9-18	339,000	339,000	0	100.0 %	(±0.0%)	
豊中 5-5	庄内西町 2-22-10	375,000	395,000	20,000	105.3 %	(+5.3%)	
豊中 5-6	新千里東町 1-5-1	580,000	820,000	240,000	141.4%	(+41.4%)	
豊中 5-7	寺内 2-13-57	302,000	340,000	38,000	112.6%	(+12.6%)	
豊中 5-8	東豊中町 4-1-20	239,000	253,000	14,000	105.9 %	(+5.9%)	
豊中 5-10	曾根西町 3-1-4	260,000	270,000	10,000	103.8 %	(+3.8%)	
	平均	352,625	404,125				

出典:地価公示

表 11 工業地の地価推移

	_	地価(円/㎡)		平成 18年と		
	住居表示	平成 18年 (2006年)	平成28年 (2016年)	平成 28 年の 差	増減比	
豊中 9-1	三和町 1-3-1	144,000	129,000	-15,000	89.6 %	(-10.4%)
豊中 9-2	今在家町 1-7	149,000	133,000	-16,000	89,3 %	(-10.7%)
豊中 9-3	箕輪 3-6-23	132,000	121,000	-11,000	91.7%	(-8.3%)
豊中 9-4	庄内宝町 1-6-9	138,000	127,000	-11,000	92,0 %	(-8,0%)
平均		140,750	127,500			Selv.

出典: 地価公示

39

新

第1章 市の現状と課題

第2章

章

章

第5章

(7) 地価

- ・商業地の地価は、全体的に上昇しており、特に複合的な都市機能が集積している 千里中央付近の増加幅が最も大きく、<u>令和5年(2023年)</u>では平成18年(2006年)と比較して227.6%上昇しています。
- 工業地の地価は、若干上昇傾向にあります。
- ・住宅地の地価は、大阪市に近い市域南側が低く、北側は高くなっています。<u>また、</u>全市的に上昇傾向であるものの、上昇幅は北東部地域、中北部地域、中部地域が大きくなっています。

表 11 商業地の地価推移

		Ħ	始(円/mi)		平成 18年と	im:	tet+v
			平成 28年 (2016年)			増減比 (平成 18 年から <mark>令和 5 年</mark>)	
豊中 5-1	本町 1-9-21	475.000	530,000	695.000	220.000	146.3 %	(+46.3%)
豊中 5-3	中桜塚 3-2-34	251,000	286,000	400.000	149.000	159.4%	(+59.4%)
豊中 5-4	服部元町 1-9-18	339,000	339,000	353,000	14,000	104.1 %	(+4.1%)
豊中 5-5	庄内西町 2-22-10	375,000	395,000	415.000	40,000	110.7%	(+10.7%)
豊中5-6	新千里東町 1-5-1	580,000	820,000	1,900,000	1.320.000	327.6 %	(+227.6%)
豊中5-7	寺内 2-13-57	302,000	340,000	490,000	188.000	1623%	(+62.3%)
豊中5-8	東豊中町 4-1-20	239,000	253,000	255,000	16,000	106.7%	(+6.7%)
豊中5-10	当根西町 3-1-4	260,000	270,000	279,000	19.000	107.3%	(+7.3%)
	平均	352,625	404.125	598.375		1972	

出典:地価公示

表 12 工業地の地価推移

		地価 (円/㎡)			平成 18年と	+#4'Ye	tH
	住居表示	平成 18年 (2006年)	平成28年 (2016年)	<u>令和5年</u> (2023年)	全和5年の差	増減比 (平成 18 年から <mark>合和 5 年</mark>)	
豊中 9-1	三和町 1-3-1	144,000	129,000	同一地点なし	=	5	· ·
豊中9-2	今在家町 1-7	149,000	133,000	151,000	2,000	101.3%	(+1.3%)
豊中9-3	箕輪3-6-23	132,000	121.000	135.000	3,000	102.3%	(+2.3%)
豊中9-4	庄内宝町 1-6-9	138,000	127,000	142,000	4.000	102.9 %	(+2.9%)
	平均	140,750	127.500	142,667			

出典:地価公示

				旧			
AF	第1章 市の現	状と課題					
-	47.2						
			= 10 A	宝地の地価推	-16		
		Vi.	3X 1Z 13	七地の地価権	:139		
F F		1000 - 100 -	地価 (P	9/m²)	平成 18年と		
P Line		住居表示	平成 18年	平成 28 年	平成 28 年の	增洞	妣
			(2006年)	(2016年)	差		
1	豊中-1	本町 4-6-28	214,000	218,000	4,000	101.9%	(+1.9%)
	豊中-2	小曽根 4-26-5	174,000	165,000	-9,000	94.8 %	(-5.2%)
	豊中-3	新千里南町 3-27-9	234,000	251,000	17,000	107.3 %	(+7.3%)
	豐中-4	蛍池中町 3-8-23	212,000	212,000	0	100.0 %	(±0.0%)
	豊中-5	曽根南町 2-3-27	189,000	185,000	-4,000	97.9 %	(-2.1%)
	豊中-6	永楽荘 1-4-3	194,000	189,000	-5,000	97.4 %	(-2.6%)
	豊中-7	本町 6-5-18	222,000	233,000	11,000	105.0 %	(+5.0%)
	豐中-8	南桜塚 3-12-20	216,000	232,000	16,000	107.4 %	(+7.4%)
	豊中-9	西緑丘 2-1-13	205,000	211,000	6,000	102,9 %	(+2.9%)
	豐中-11	岡町北 3-7-32	203,000	208,000	5,000	102.5 %	(+2.5%)
	豊中-12	服部南町 5-1-13	173,000	168,000	-5,000	97.1 %	(-2.9%)
	豐中-13	服部西町 2-14-17	183,000	175,000	-8,000	95.6 %	(-4.4%)
	豊中-14	上津島 2-2-13	165,000	153,000	-12,000	92.7 %	(-7.3%)
	豊中-15	大島町 2-5-14	160,000	148,000	-12,000	92.5 %	(-7.5%)
	豐中-16	庄内西町 2-7-5	193,000	185,000	-8,000	95.9 %	(-4.1%)
	豊中-17	庄内栄町 4-4-15	179,000	167,000	-12,000	93,3 %	(-6.7%)
	豊中-19	熊野町 2-2-5	170,000	161,000	-9,000	94.7%	(-5.3%)
	豐中-20	刀根山 6-11-16	194,000	194,000	0	100.0 %	(±0.0%)
	豊中-21	緑丘 3-25-10	218,000	230,000	12,000	105.5 %	(+5.5%)
	豐中-22	新千里西町 2-11-3	234,000	264,000	30,000	112,8 %	(+12,8%)
	豊中-23	北桜塚 4-9-9	224,000	242,000 252,000	18,000	108.0 % 106.8 %	(+8.0%) (+6.8%)
	豊中-28	末広町 3-2-6 東豊中町 2-2-47	236,000	214,000	16,000	101.9 %	(+0.8%)
	豊中-29	東豊中町 5-27-23	204,000	204,000	4,000	100.0 %	(±0.0%)
	豊中-30	新千里北町 2-24-9	211,000	211,000	0	100.0 %	(±0.0%)
	豊中-31	春日町 3-6-23	175,000	169.000	-6,000	96.6 %	(-3.4%)
	豊中-32	蛍池南町 1-18-10	186,000	182,000	-4,000	97.8 %	(-2.2%)
	豊中-33	上野西 3-5-44	210,000	220,000	10,000	104.8 %	(+4.8%)
	豊中-34	上新田 2-7-28	175,000	183,000	8,000	104.6 %	(+4.6%)
	豐中-35	岡町南 2-7-4	205,000	216,000	11,000	105.4 %	(+5.4%)
	豊中-36	宮山町 4-27-3	190,000	182,000	-8,000	95.8 %	(-4.2%)
	豊中-38	城山町 4-5-21	205,000	199,000	-6,000	97.1 %	(-2.9%)
	豐中-39	東泉丘 2-9-3	190,000	188,000	-2,000	98.9 %	(-1.1%)
	豊中-40	原田元町 1-22-11	184,000	178,000	-6,000	96.7%	(-3.3%)
	豐中-41	利倉西 2-1-18	174,000	161,000	-13,000	92.5 %	(-7.5%)
	豊中-42	宮山町 2-14-12	203,000	198,000	-5,000	97.5 %	(-2.5%)
	豐中-43	刀根山 3-8-2	197,000	198,000	1,000	100.5 %	(+0.5%)
/	豐中-44	永楽荘 4-2-26	183,000	175,000	-8,000	95.6 %	(-4.4%)
	## A.C.	邮店町 5 4 40	407.000	101000	2,000	00.5.0/	(4 E0/)

出典:地価公示

98.5 % (-1.5%)

102.4 % (+2.4%)

109.4 % (+9.4%)

108.4 % (+8.4%)

95.0 % (-5.0%)

100.0 % (±0.0%)

101.0 % (+1.0%)

96.1 % (-3.9%)

40

194,000

210,000

244,000

220,000

171,000

210,000

205,000

195,000

199,348

-3,000

5,000

21,000

17,000

-9,000

2,000

-8,000

0

197,000

205,000

223,000

203,000

180,000

210,000

203,000

203,000

198,217

豊中-45

豐中-46

豊中-47

豊中-48

豊中-49

豊中-50

豐中-51

豊中-52

柴原町 5-4-12

上野坂 1-21-8

中桜塚 4-9-8

南桜塚 1-9-35

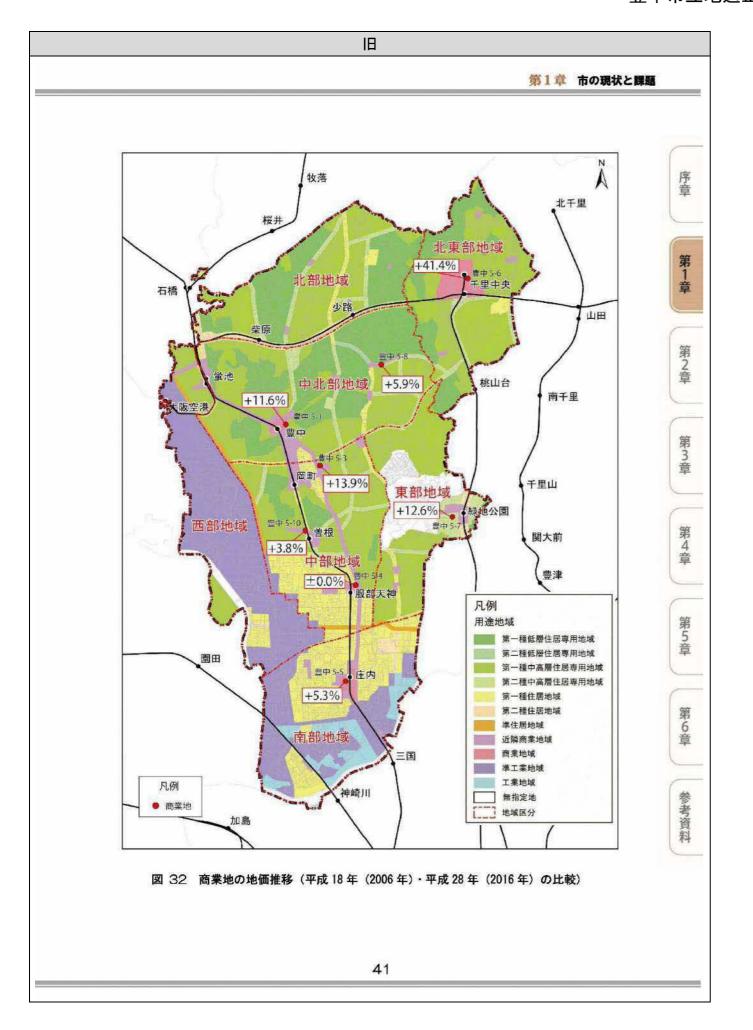
桜の町 5-9-15

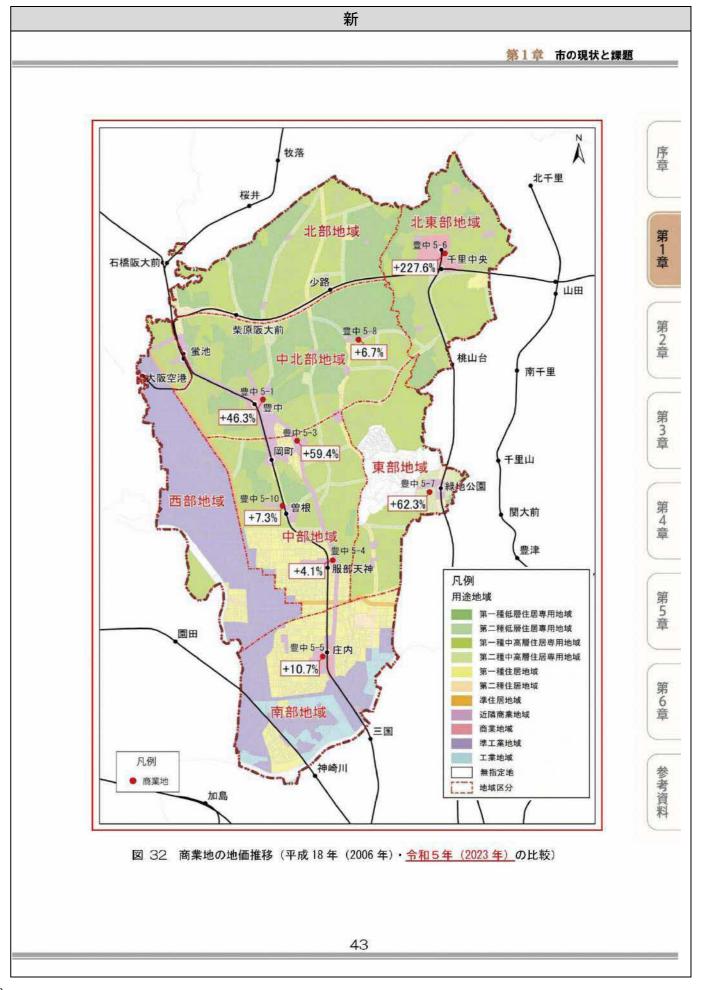
東豊中町 4-19-21

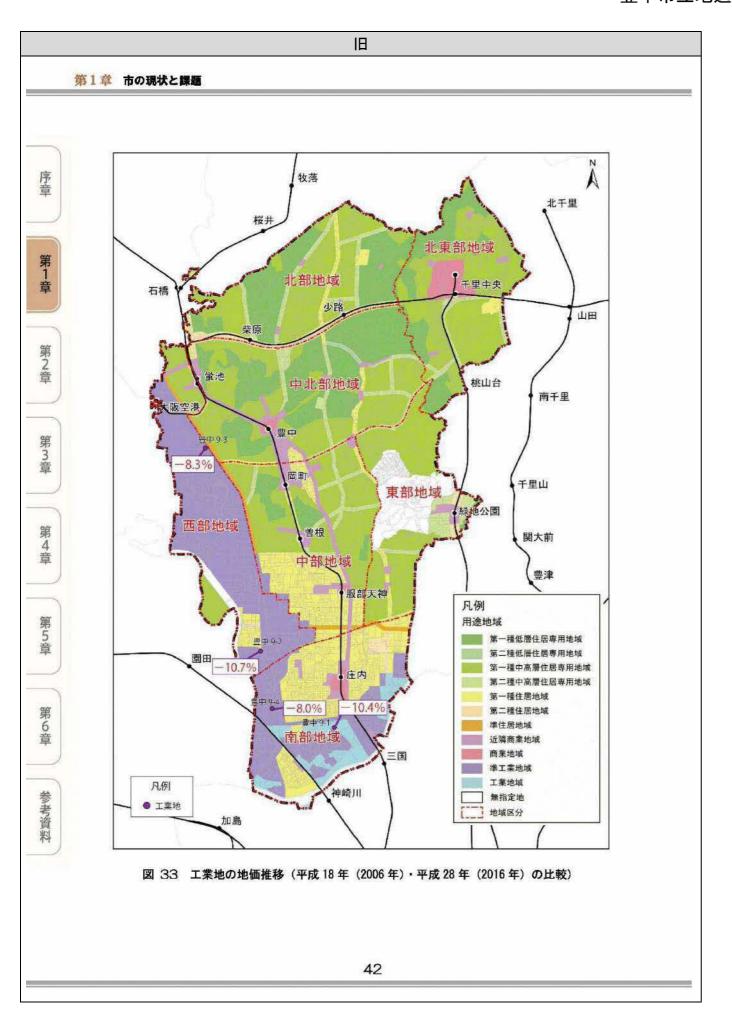
服部豊町 1-9-19

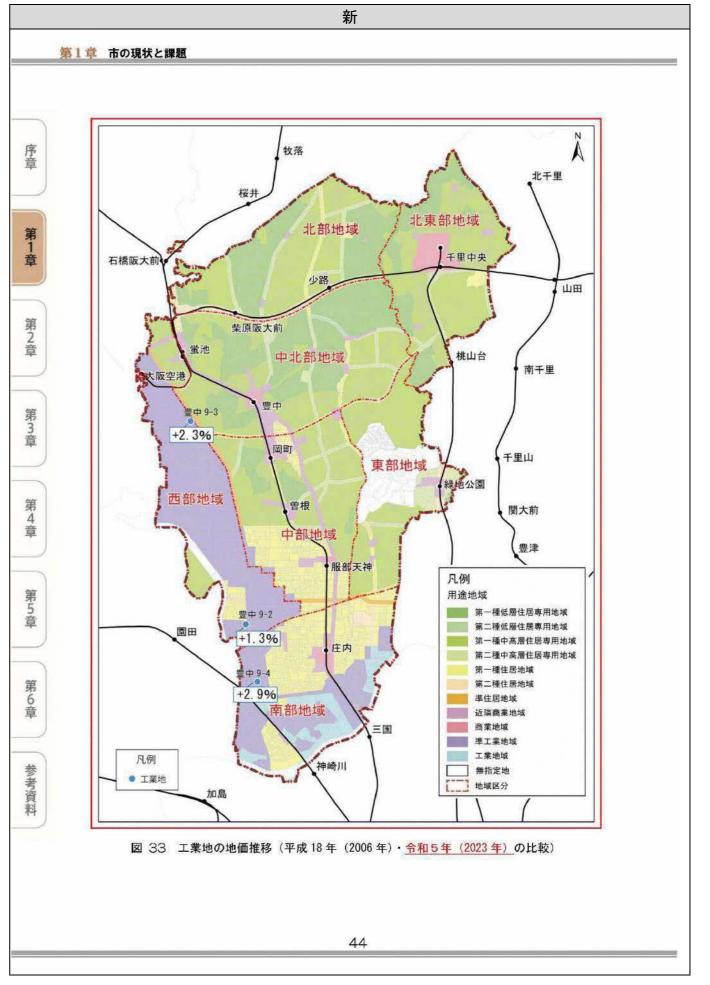
立花町 3-5-17

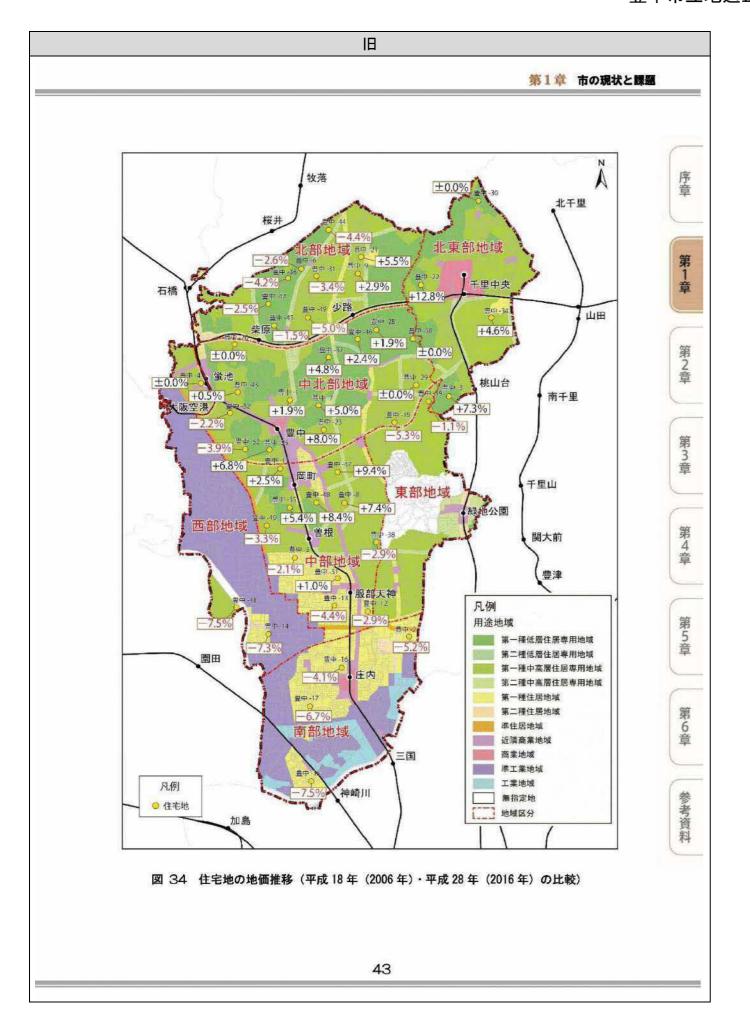
		表	13 住宅地	の地価推移			
	住居表示	平成 18年	地価 (円/㎡) 平成 28 年	<u> 令和5年</u>	平成 18年と <u>令和5年</u> の差	100	減比 から令和5年)
the co	+m: 4 c no	(2006年)	(2016年)	(2023年)	- Control of the Cont	X LIM TO T	O DINGO TO
豊中-1	本町 4-6-28 小曽根 4-26-5	214,000 174,000	218,000 165,000	<u>同一地点なし</u> 167.000	-7000	96.0 %	(-4.0%)
豊中-3	新千里南町 3-27-9	234.000	251,000	283.000	49.000	120.9 %	(+20.9%)
豊中-4	蛍池中町 3-8-23	212,000	212,000	230.000	18,000	108.5 %	(+8.5%)
豊中-5	曾根南町 2-3-27	189,000	185,000	197.000	8.000	104.2 %	(+42%)
豊中-6	永楽荘 1-4-3	194,000	189,000	192.000	-2.000	99.0 %	(-1.0%)
豊中-7	本町 6-5-18	222,000	233,000	同一地点なし	-	-	
豊中-8	南桜塚3-12-20	216,000	232,000	267,000	51,000	123.6 %	(+23.6%)
豊中-9	西緑丘2-1-13	205,000	211.000	同一地点なし	-	-	=
豊中-11	岡町北3-7-32	203,000	208,000	220,000	17,000	108.4 %	(+8.4%)
豊中-12	服部南町 5-1-13	173,000	168,000	173.000	0	100.0 %	(±0.0%)
豊中-13	服部西町 2-14-17	183,000	175,000	同一地点なし	120	-	-
豊中-14	上津島2-2-13	165,000	153,000	154,000	-11.000	93.3 %	(-6.7%)
豊中-15	大島町 2-5-14	160,000	148,000	150,000	-10.000	93.8 %	(-6.3%)
豊中-16	庄内西町 2-7-5	193,000	185,000	195.000	2.000	101.0%	(+1,0%)
豊中-17	庄内栄町 4-4-15	179,000	167,000	169.000	-10.000	94.4 %	(-5.6%)
豊中-19	熊野町 2-2-5	170,000	161,000	162,000	-8.000	95.3 %	(-4.7%)
豊中-20	刀根山6-11-16	194,000	194,000	200.000	6,000	103.1 %	(+3.1%)
豊中-21	緑丘 3-25-10	218,000	230,000	242.000	24.000	111.0%	(+11.0%)
豊中-22	新千里西町 2-11-3	234,000	264,000	316,000	82,000	135.0 %	(+35.0%)
豊中-23	北桜塚 4-9-9	224,000	242,000	276.000	52.000	123.2 %	(+23.2%)
豊中-25	末広町3-2-6	236,000	252,000	292.000	56.000	123.7%	(+23.7%)
豊中-28	東豊中町 2-2-47	210,000	214,000	219.000	9,000	104.3 %	(+4.3%)
豊中-29	東豊中町 5-27-23	204,000	204,000	212,000	8,000	103.9 %	(+3.9%)
豊中-30	新千里北町 2-24-9	211,000	211,000	225,000	14,000	106.6 %	(+6.6%)
豊中-31	春日町 3-6-23	175.000	169.000	173,000	-2.000	98.9 %	(-1.1%)
豊中-32	蛍池南町 1-18-10	186,000	182.000	186,000	0	100.0 %	(±0.0%)
豊中-33	上野西3-5-44	210,000	220,000	229,000	19.000	109.0 %	(+9.0%)
豊中-34	上新田 2-7-28	175,000	183,000	194,000	19.000	110.9%	(+10.9%)
豊中-35	岡町南 2-7-4	205,000	216,000	246,000	41,000	120.0 %	(+20.0%)
豊中-36	宮山町 4-27-3	190,000	182,000	184,000	_6000	96.8%	(-3.2%)
豊中-38	城山町 4-5-21	205,000	199,000	212,000	7,000	103.4 %	(+3.4%)
豊中-39	東泉丘 2-9-3	190,000	188,000	193,000	3.000	101.6%	(+1.6%)
豊中-40	原田元町 1-22-11	184,000	178,000	同一地点なし		N.	
豊中-41	利倉西 2-1-18	174,000	161,000	163,000	-11,000	93.7%	(-6.3%)
豊中-42	宮山町2-14-12	203,000	198,000	200.000	-3.000	98.5 %	(-1.5%)
豊中-43	刀根山3-8-2	197,000	198,000	208.000	11.000	105.6 %	(+5.6%)
豊中-44	永楽荘 4-2-26	183,000	175,000	176,000	-7,000	96.2 %	(-3.8%)
豊中-45	柴原町 5-4-12	197.000	194,000	200,000	3.000	101.5%	(+1.5%)
豊中-46	上野坂 1-21-8	205,000	210,000	226,000	21.000	110.2%	(+10.2%)
豊中-47	中桜塚 4-9-8	223,000	244,000	286,000	63.000	128.3 %	(+28.3%)
豊中-48	南桜塚 1-9-35	203,000	220,000	247,000	44,000	121.7%	(+21.7%)
豊中-49	桜の町5-9-15	180,000	171,000	172,000	-8,000	95.6 %	(-4.4%)
豊中-50	東豊中町 4-19-21	210,000	210,000	212,000	2.000	101.0%	(+1.0%)
豊中-51	服部豊町 1-9-19	203,000	205,000	224,000	21.000	110.3%	(+10.3%)
豊中-52	立花町 3-5-17	203.000	195,000	200,000	-3.000	98.5 %	<u>(-1.5%)</u>
	平均	198,217	199,348	211.512			
				,		11	1典:地価公示

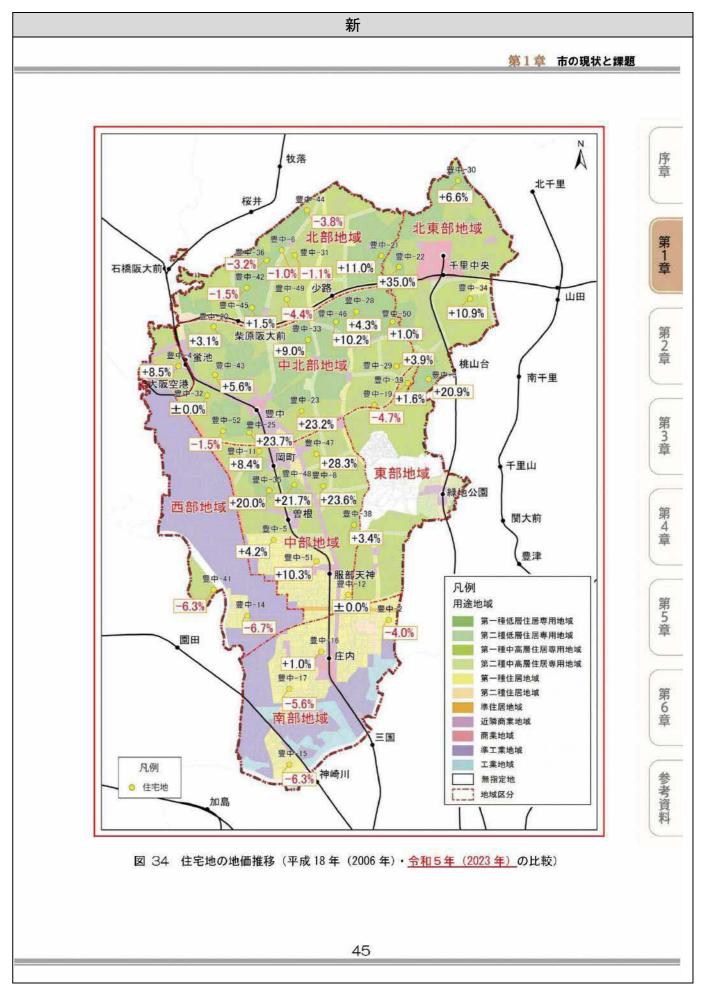




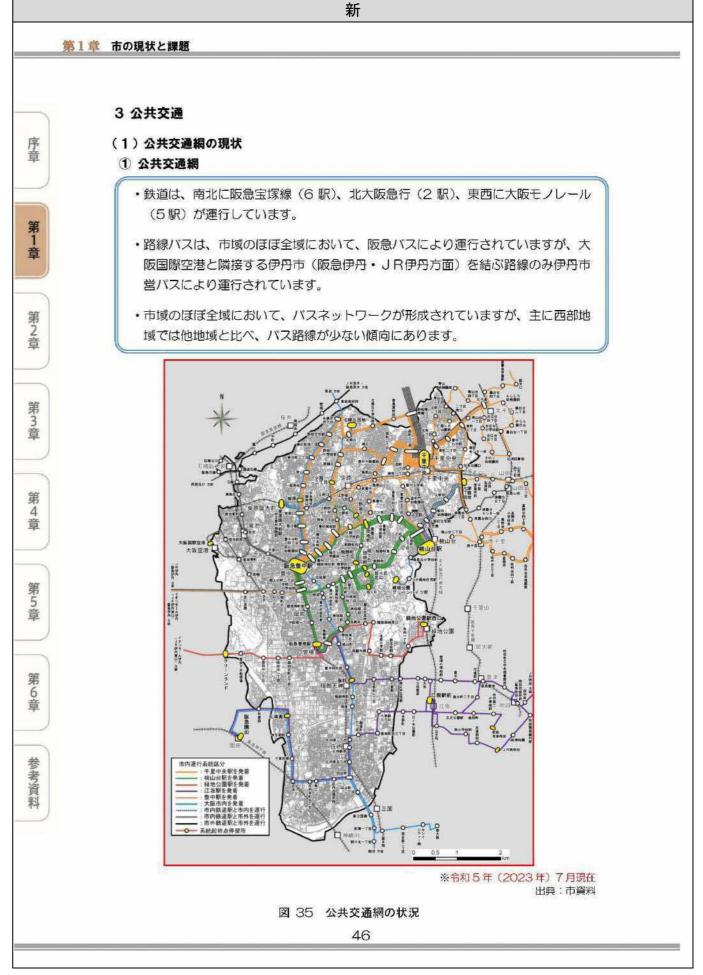


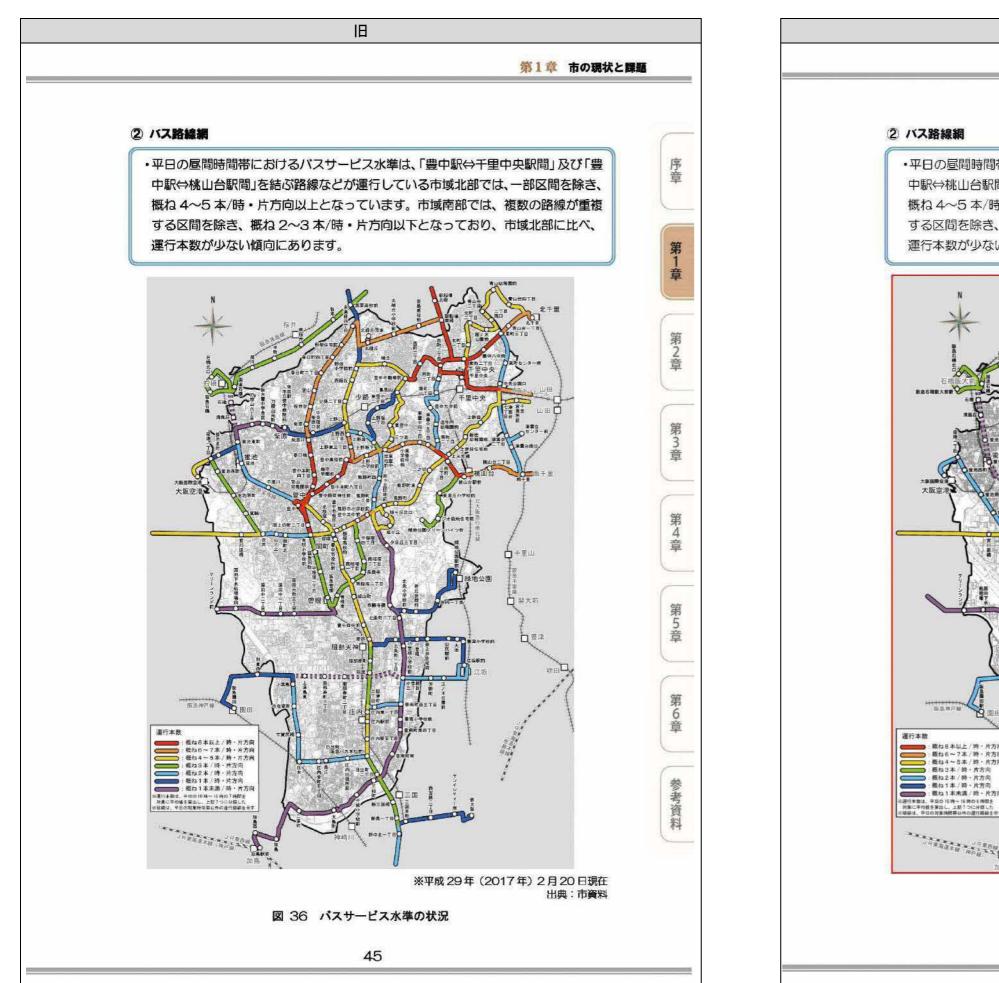


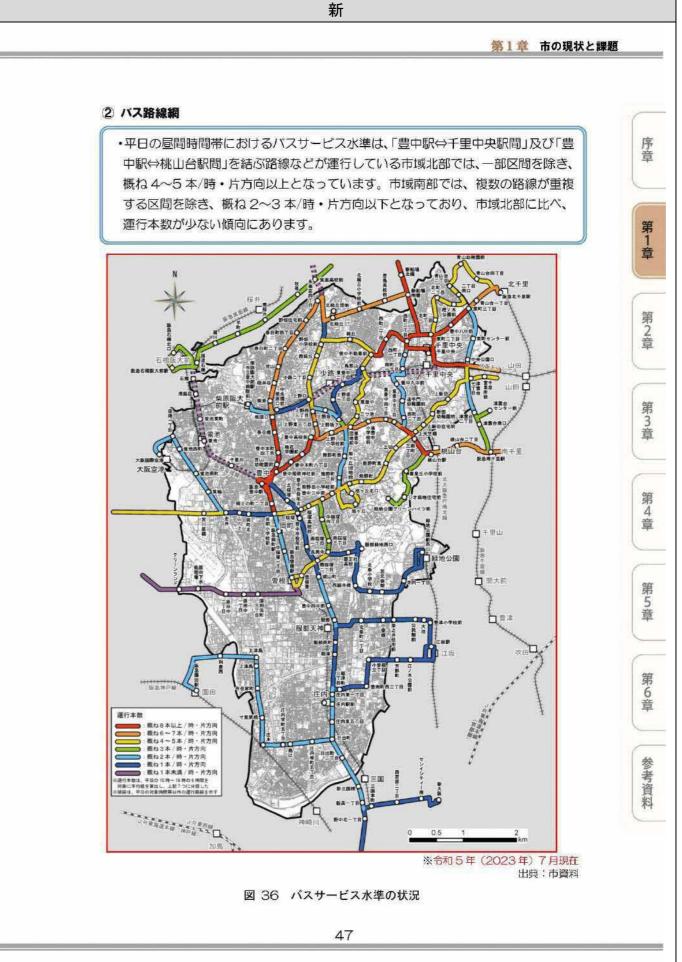




旧 第1章 市の現状と課題 3 公共交通 (1)公共交通網の現状 ① 公共交通網 ・鉄道は、南北に阪急宝塚線(6駅)、北大阪急行(2駅)、東西に大阪モノレール (5駅) が運行しています。 ・路線バスは、市域のほぼ全域において、阪急バスにより運行されていますが、大 阪国際空港と隣接する伊丹市(阪急伊丹・JR伊丹方面)を結ぶ路線のみ伊丹市 営バスにより運行されています。 ・市域のほぼ全域において、バスネットワークが形成されていますが、主に西部地 域では他地域と比べ、バス路線が少ない傾向にあります。 章 ※平成29年(2017年)2月20日現在 出典:市資料 図 35 公共交通網の状況 44







2章

音

章

第5章

章

考資料

旧

第1章 市の現状と課題

序章

第

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

(2)交通空白地と交通不便地

- ・公共交通の利用勢圏からみた交通空白地は、西部地域のほか、市域の一部にみられるものの、面積は 0,31km² (市域全体に対して約 0,9%)、交通空白地内の人口は約 950 人 (総人口の約 0.2%) と少なく、全国の状況と比較すると、本市は公共交通が比較的充実しているといえます。
- 一方、交通不便地の面積は5.72km²(市域全体に対して約15.7%)であり、交通不便地内の人口は約50,300人(総人口の約12.7%)となっています。交通不便地は、西部地域から南部地域にかけて多くみられます。

(交通空白地及び交通不便地について)

交通空白地に明確な定義はありませんが、一般的に、国が交通に対する基本的な需要が適切に充足される地域として定めた鉄道駅勢圏及びバス停勢圏から外れた地域と されています。

本市においては、過去に交通の利便性の低い地域についてさまざまな場で議論されてきましたが、あらためて、立地条件や高齢化の進行を考慮し、駅(バス停)勢圏を 定め、本市における交通空白地及び交通不便地を下記のとおりに定義します。

交通空白地:鉄道駅勢圏(半径 1,000m)及びバス停勢圏(半径 500m)

以外の地域

交通不便地: 鉄道駅勢圏(半径800m)以外の地域及びピーク時運行本数 (片道)3本/時以上のバス停勢圏(半径300m)以外の地域

(鉄道駅勢圏内は除く)

表 13 豊中市の現状

刘象地	面積	市域に占める割合	対象地内人口	市人口に占める割合
交通空白地	0.31 km ²	0.9 %	951 人	0.2 %
交通不便地	5.72 km ²	15.7 %	50,337 人	12.7 %
豊中市域	36.39 km²	-	395,479 人	-

※面積は可住地が対象

※人口は平成 27年 (2015年) 10月1日現在

表 14 【参考】全国の状況

	空白地面積	空白地人口
バス 500m 圏外	36,477km²	7,351 干人
鉄道 1km 圏外	(我が国の可住地面積の約30%)	(我が国の人口の約5.8%)

出典: 平成23年度(2011年度)国土交通省調査

46

新

第1章 市の現状と課題

(2)交通空白地と交通不便地

- ・公共交通の利用勢圏からみた交通空白地は、<u>令和元年(2019年)から運行が開始された乗合タクシー及び令和3年(2021年)から運行が開始された豊中東西線バスにより解消されています。</u>
- ・一方、交通不便地の面積は 5.55km² (市域全体に対して約 15.3%) です。また、 交通不便地内の人口は約 46.500人 (総人口の約 11.8%) となっています。交 通不便地は、西部地域から南部地域にかけて多くみられます。

(交通空白地及び交通不便地について)

交通空白地に明確な定義はありませんが、一般的に、国が交通に対する基本的な需要が適切に充足される地域として定めた鉄道駅勢圏及びバス停勢圏から外れた地域と されています。

本市においては、過去に交通の利便性の低い地域についてさまざまな場で議論されてきましたが、あらためて、立地条件や高齢化の進行を考慮し、駅(バス停)勢圏(乗合タクシー含む)を定め、本市における交通空白地及び交通不便地は下記のとおりとなっています。

交通空白地:鉄道駅勢圏(半径 1,000m)及びバス停勢圏(乗合タクシー含む) (半径 500m)以外の地域

交通不便地:鉄道駅勢圏(半径 800m)以外の地域及びピーク時運行本数 (片道)3本/時以上のバス停勢圏(半径 300m)以外の地域 (鉄道駅勢圏内は除く)

表 14 豊中市の現状

対象地	面積	市域に占める割合	対象地内人口	市人口に占める割合
交通空白地	<u>0 km²</u> *1	0.0 %	<u>O</u>	1
交通不便地	5.55 km ² *1	15.3%	46,470 人※2	11.8%
豊中市域	36.39 km²	140	395,479 人※3	-

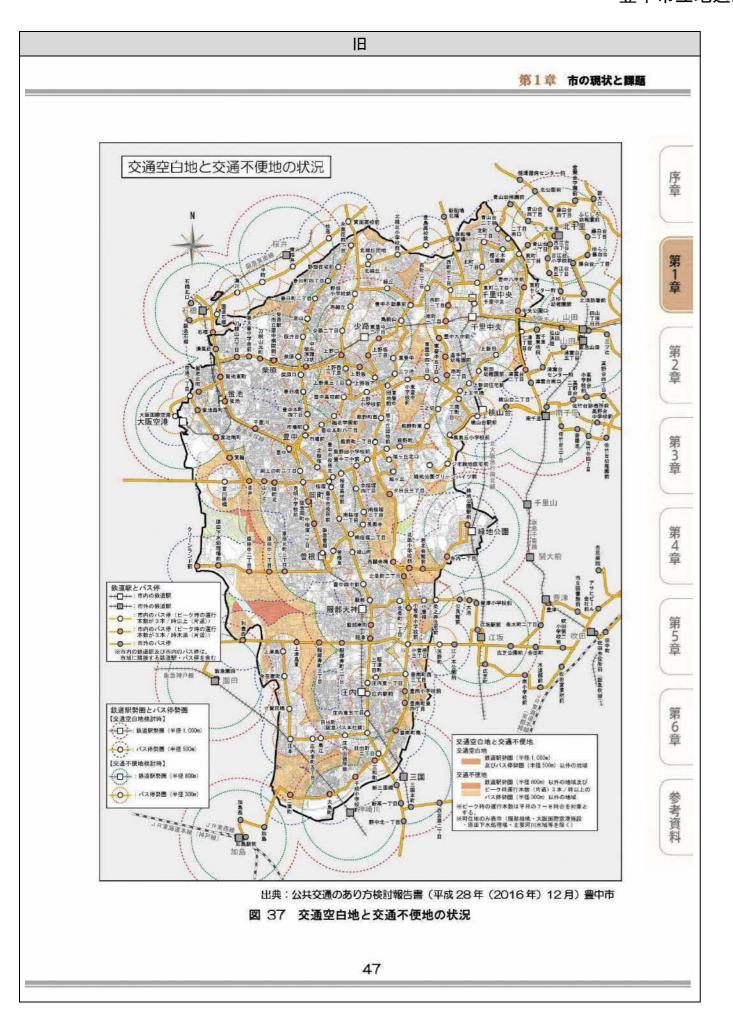
※1:面積は可住地が対象

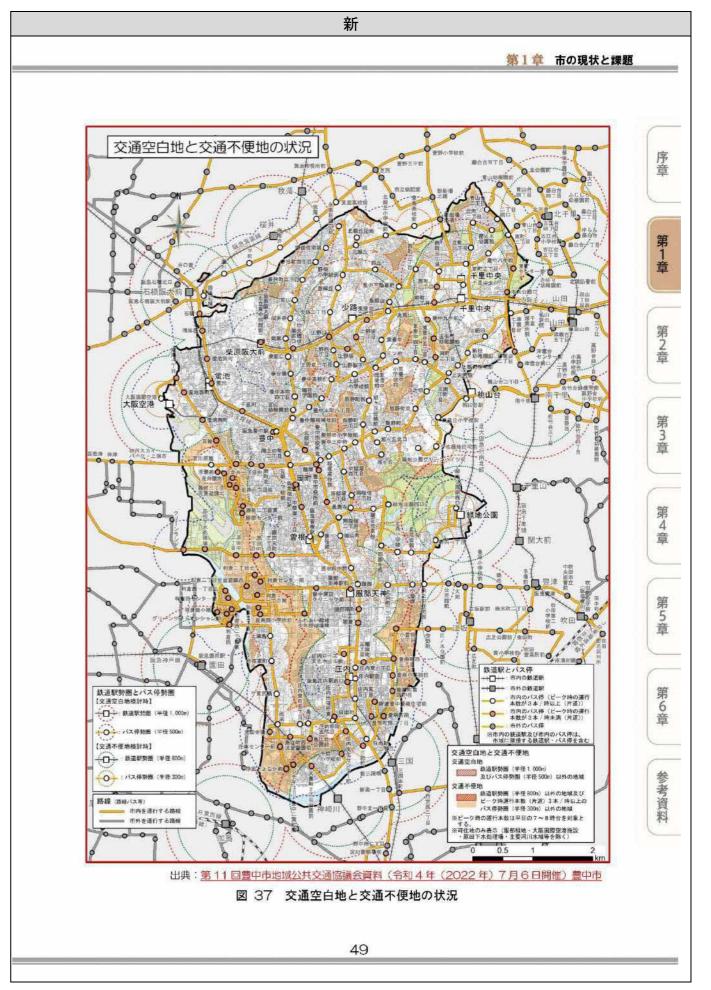
※2: 平成27年(2015年) 10月1日(平成27年国勢調査)を基に算出したもの。※3: 平成27年(2015年) 10月1日(平成27年国勢調査)

表 15 【参考】全国の状況

	空白地面積	空白地人口
バス 500m 圏外	36,477km²	7,351 千人
鉄道 1km 圏外	(我が国の可住地面積の約30%)	(我が国の人口の約5.8%)

出典: 平成 23 年度(2011年度) 国土交通省調査





旧

第1章 市の現状と課題

第2章

第3

章

第4

章

章

第

(4)公共交通利用者数の状況

① 鉄道利用者数

- ・平成 17年(2005年)から平成 27年(2015年)における市内鉄道駅の乗降 者数の推移をみると、減少率が大きいのは庄内駅で約8.7%減であり、次いで大 阪空港駅が約5.9%減、岡町駅が約3.5%減です。
- ・大阪モノレール沿線の蛍池駅、柴原駅、少路駅、干里中央駅では増加傾向にあり ます。
- ・路線ごとの鉄道駅乗降者数をみると、大阪モノレールが約28.4%増、北大阪急行が約2.0%増、阪急宝塚線が約0.3%増であり、市内鉄道利用者は増加~微増傾向です。

表 15 市内鉄道駅の乗降者数の推移

		乗降者数	(人/日)		
路線	鉄道駅名称	平成 17年	平成 27年	增流	或比
		(2005年)	(2015年)		
	蛍池駅	36,469	41,354	113.4 %	(+13.4 %)
	豊中駅	53,782	53,350	99.2 %	(-0.8 %)
	岡町駅	19,130	18,451	96.5 %	(-3.5 %)
阪急宝塚線	曽根駅	26,203	25,586	97.6 %	(-2.4 %)
	服部天神駅	25,837	26,287	101.7%	(+1.7%)
	庄内駅	34,742	31,707	91.3 %	(-8.7%)
	計	196,163	196,735	100.3 %	(+0.3 %)
	大阪空港駅	15,143	14,252	94.1 %	(-5.9 %)
	蛍池駅	20,242	25,237	124.7%	(+24.7%)
大阪モノレール	柴原駅	8,094	9,693	119.8 %	(+19.8%)
人級モノレール	少路駅	6,257	11,573	185.0 %	(+85.0 %)
	千里中央駅	29,077	40,420	139.0 %	(+39.0 %)
	計	78,813	101,175	128.4 %	(+28.4 %)
	千里中央駅	88,040	90,866	103.2 %	(+3.2 %)
北大阪急行	緑地公園駅	33,337	32,885	98.6 %	(-1.4 %)
	計	121,377	123,751	102.0 %	(+2.0 %)
豊中市内銀	共道駅 合計	396,353	421,661	106.4 %	(+6.4 %)

※乗降者数は、乗車人員と降車人員の合計

出典: 豊中市統計書(平成22年度(2010年度)、平成28年度(2016年度))

49

新

第1章 市の現状と課題

第2章

章

章

(4)公共交通利用者数の状況

① 鉄道利用者数

- ・平成 17 年 (2005 年) から平成 27 年 (2015 年) における市内鉄道駅の乗降 者数の推移をみると、減少率が大きいのは庄内駅で約 8.7%減であり、次いで大 阪空港駅が約 5.9%減、岡町駅が約 3.5%減です。
- ・ <u>平成 27 年(2015 年)時点において、</u>大阪モノレール沿線の蛍池駅、<u>柴原阪大</u> 前駅、少路駅、千里中央駅では増加傾向にあります。
- ・路線ごとの鉄道駅乗降者数をみると、平成27年(2015年)時点において、大阪モノレールが約28.4%増、北大阪急行が約2.0%増、阪急宝塚線が約0.3%増であり、市内鉄道利用者は増加~微増傾向です。
- 令和3年(2021年)はコロナ禍での数値です。

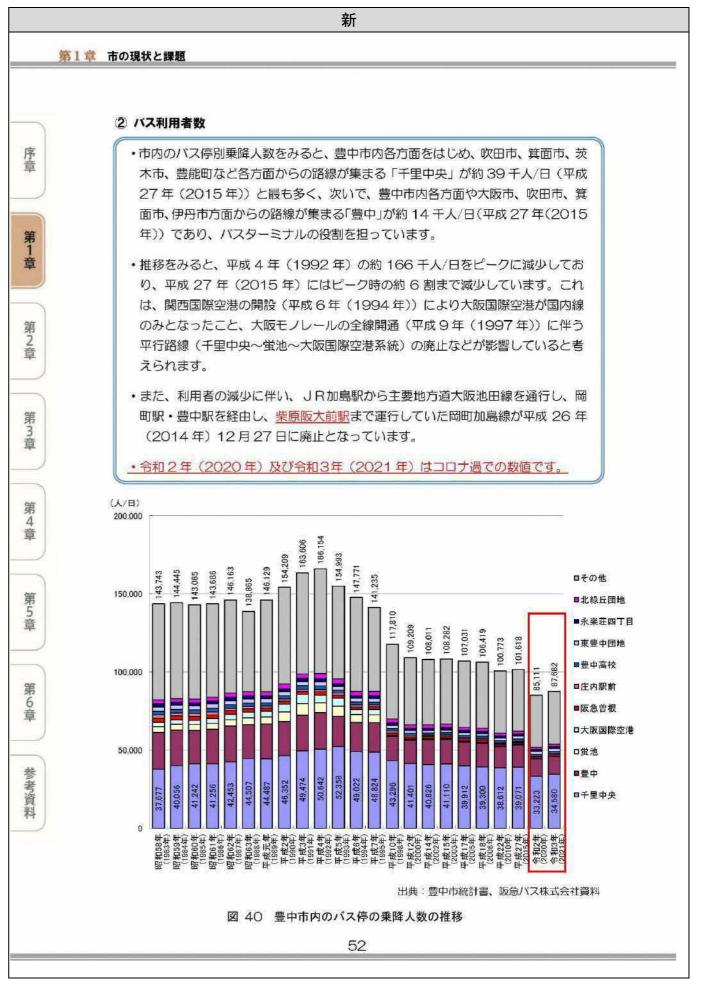
表 16 市内鉄道駅の乗降者数の推移

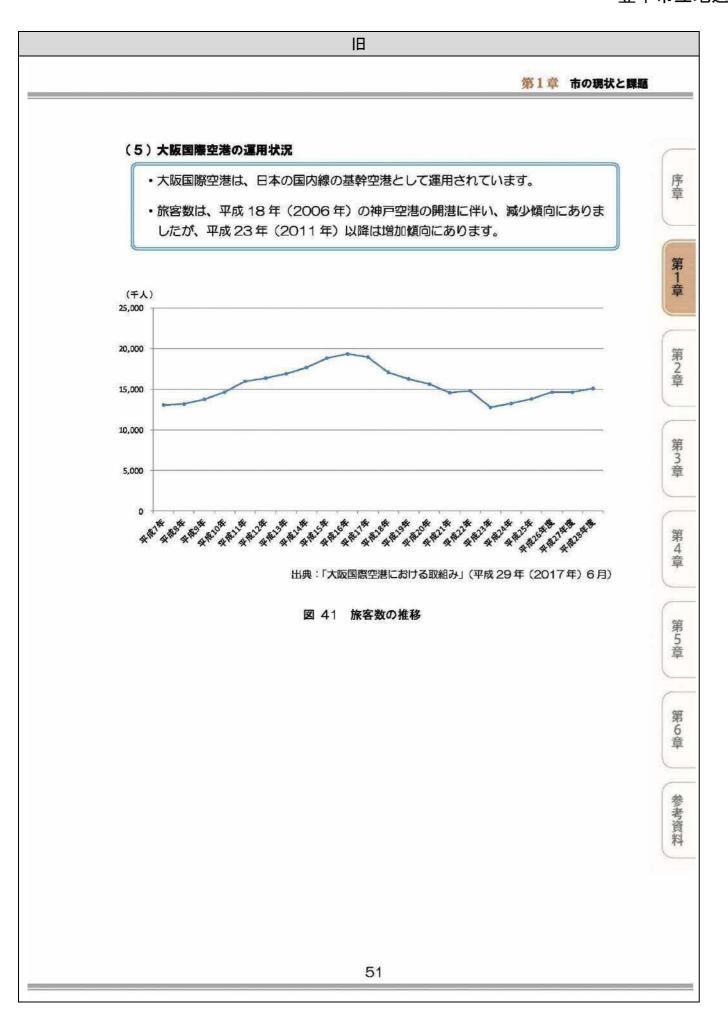
吹		乗隆	者数(人/F	∃)	增源	tt:	增減比		
路線	鉄道駅名称	平成 17年 (2005年)	平成27年(2015年)	<u> </u>	平成 17年 (-平成 27年		平成27年(一令和3年	(2015年) (2021年)	
	蛍池駅	36,469	41,354	29,812	113.4 %	+13.4 %	72.1%	-27.9 %	
	豊中駅	53,782	53,350	36,843	99.2 %	-0.8 %	69.1 %	-30.9 %	
阪	岡町駅	19,130	18,451	13.697	96.5 %	-3.5 %	742%	-25.8 %	
阪急宝塚線	曽根駅	26,203	25,586	18,351	97.6 %	-2.4 %	71.7%	-28.3 %	
塚線	服部天神駅	25,837	26,287	18,505	101.7%	+1.7 %	70.4 %	-29.6 %	
	庄内駅	34,742	31,707	22.095	91.3 %	-8.7 %	69.7 %	-30.3 %	
	計	196,163	196,735	139.303	100.3 %	+0.3 %	70.8%	-29.2 %	
	大阪空港駅	15,143	14,252	9,576	94.1 %	-5.9 %	67.2 %	-32.8 %	
大阪	蛍池駅	20,242	25,237	21,962	124.7%	+24.7 %	87.0%	-13.0%	
大阪モ	柴原阪大前駅	8,094	9,693	8.043	119.8%	+19.8 %	83.0 %	-17.0%	
Ĺ	少路駅	6,257	11,573	10,838	185.0 %	+85.0 %	93.6 %	-6.4 %	
ル	千里中央駅	29,077	40,420	32.070	139.0 %	+39.0 %	79.3 %	-20.7%	
	計	78,813	101,175	82,489	128.4 %	+28.4 %	81.5%	-18.5 %	
北	千里中央駅	88,040	90,866	72,492	103.2 %	+3.2 %	79.8%	-20.2 %	
大阪急行	緑地公園駅	33,337	32,885	29,703	98.6 %	-1.4 %	90.3 %	-9.7%	
急行	計	121,377	123,751	102,195	102.0 %	+2.0 %	826%	-17.4%	
豊中	市内鉄道駅 合計	396,353	421,661	323,987	106.4 %	<u>+6.4 %</u>	<u>76.8 %</u>	-23.2 %	

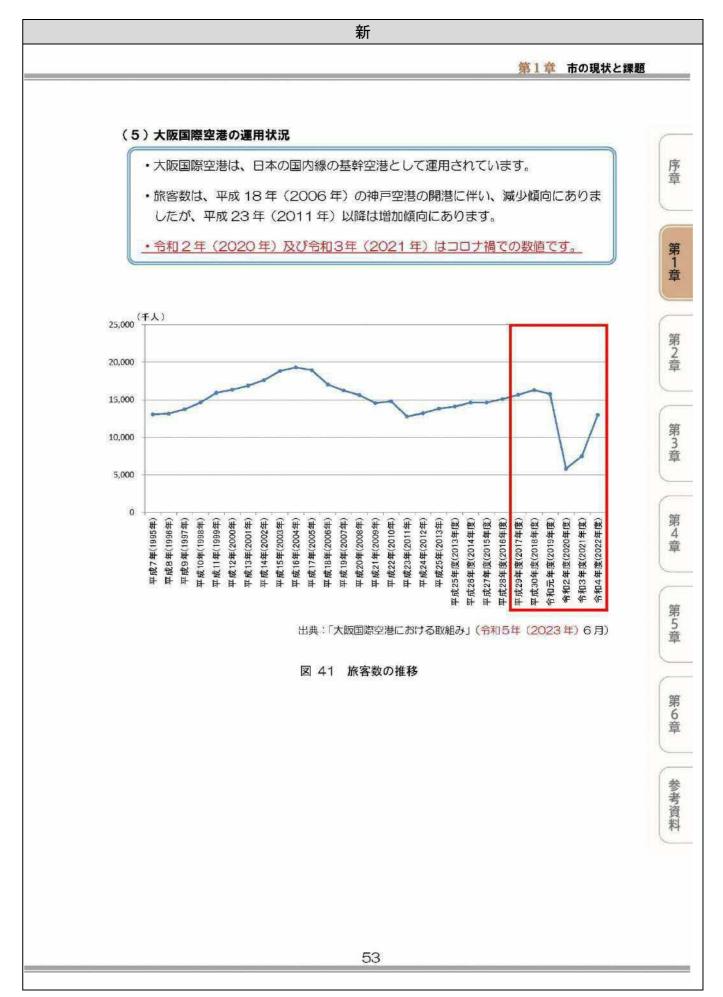
※乗降者数は、乗車人員と降車人員の合計

出典: 豊中市統計書

旧 第1章 市の現状と課題 ② バス利用者数 序章 ・市内のバス停別乗降人数をみると、豊中市内各方面をはじめ、吹田市、箕面市、 茨木市、豊能町など各方面からの路線が集まる「千里中央」が約39千人/日(平 成27年(2015年))と最も多く、次いで、豊中市内各方面や大阪市、吹田市、 箕面市、伊丹市方面からの路線が集まる「豊中」が約 14 干人/日(平成 27 年 (2015年)) であり、バスターミナルの役割を担っています。 ・推移をみると、平成4年(1992年)の約166千人/日をピークに減少してお り、平成27年(2015年)にはピーク時の約6割まで減少しています。これは、 関西国際空港の開設(平成6年(1994年))により大阪国際空港が国内線のみ となったこと、大阪モノレールの全線開通(平成9年(1997年))に伴う平行 第2章 路線(干里中央〜蛍池〜大阪国際空港系統)の廃止などが影響していると考えら れます。 ・また、利用者の減少に伴い、JR加島駅から主要地方道大阪池田線を通行し、岡 第3章 町駅・豊中駅を経由し、柴原駅まで運行していた岡町加島線が平成26年(2014 年) 12月27日に廃止となっています。 (人/日) 200,000 第4章 ロその他 117,810 第5章 □北緑丘団地 ■永楽荘四丁目 5 □東豊中団地 100,000 ■豊中高校 □庄内駅前 第6章 ■阪急曽根 口大阪国際空港 50,000 口蛍池 □豊中 参考資料 平成5年 平成10年 平成12年 平成14年 平成4年 出典:豊中市統計書、阪急パス株式会社資料 図 40 豊中市内のバス停の乗降人数の推移 50







旧 第1章 市の現状と課題 4 経済 (1)事業所数・床面積の推移 ・平成21年(2009年)から平成26年(2014年)にかけて事業所総数では 6.5%減少していますが、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」の業種では増加し ています。 ・平成26年(2014年)における業種別分布をみると、工業・運輸系事業所は西 部・南部地域に、商業・業務系事業所は千里中央駅、豊中駅、庄内駅、服部天神 駅の周辺に集中して立地しています。 従業員数(人) 車拿所為 第2章 平26 平26 平26 平21 平19 增減率 総数(A~R 全産業(S公務を除く)) 14,576 13,632 -6.5% 129,028 130,814 A~B 農林漁業 12.5% -20.8 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 0.0% 0.0% D建設掌 -14.3% 967 829 7,699 6.701 -13.09E 製造業 1,480 1,29 -12.6% 16,548 14,935 -9.79 F 電気・ガス・熱供給・水道業 -11.1% 169 203.69 513 第 G 情報通信業 153 -28.1% 2,995 2,176 -27.39 H 運輸業, 郵便業 308 306 -0.6% 8,388 7.946 -5.3 章 1 卸売業, 小売業 3,280 2932 -10.6% 26,707 26,464 -0.9% 258,539 238,505 J 金融業, 保険業 7 214 184 -14.0% 4,212 3.719 -11.79 K 不動産業、物品賃貸業 1,723 163 -5.3% 5,997 5,551 -7.4 L 学術研究、専門・技術サービス業 471 410 -13.0% 3,209 3,082 -4.09 M 宿泊業, 飲食サービス業 1,998 1748 -12.5% 14,393 12,854 -10.79 第 N 生活関連サービス業、娯楽業 1,333 1240 -7.0% 6,223 5,769 -7.39 546 0 教育, 学習支援業 596 9.2% 6,271 9,168 46.2% 章 1,268 1561 23.1% 17,792 24.8% P 医療, 福祉 22,213 Q複合サービス事業 58 53 -8.6% 484 663 37,0% -5.1% 7,869 9,003 R サービス業(他に分類されないもの) 760 721 14.4% ※床面積は小売業のみ 工業・運輸系事業所の分布 商業・業務系事業所の分布 第5 (平成26年(2014年)) (平成26年(2014年)) 章 北東部 北部 北部 第 中北部 章 東部 中部 参考資料 (ha音の事業所数 05以上)未済 70上 東面 100上 2未清 10年上 20年五 出典: 平成21年(2009年)・平成26年(2014年)経済センサス-基礎調査、豊中市統計書 図 42 事業所分布図 52

新 第1章 市の現状と課題 4 経済 (1)事業所数・床面積の推移 ・平成21年(2009年)から令和3年(2021年)にかけて事業所総数では9.6% 減少していますが、「医療、福祉」「学術研究、専門・技術サービス」「教育、学習 支援業」などの業種では増加しています。 ・令和3年(2021年)における業種別分布をみると、工業・運輸系事業所は西部・ 南部地域に、商業・業務系事業所は千里中央駅、豊中駅、庄内駅、服部天神駅の周 辺に集中して立地しています。 従業員数(人) 床面積(m) 平成21年 令和3年 增減率 增減率 增減率 (2021年) (2009年) (2021年) 章 総数(A~R 全産業(S公務を除く)) 14,576 13,180 9.6% 129,028 130,490 A~B農林漁業 50.03 11.1 12 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 0.0% 0.0% 7.699 D建設業 967 958 -0.9% 7.563 -1.8% E 製造業 1,480 1,182 -20.1% 16,548 14,162 -14,4% 電気・ガス・熱供給・水道業 169 -29.0 120 11.15 G情報通信業 153 127 -17.0% 2.995 2,048 -31.6 章 H 運輸業. 郵便業 308 238 -22.7% 8,388 6,763 -19.49 I 卸売業、小売業 3,280 2.614 -20.3% 26.707 25.251 -5.5% 258,539 223,047 」金融業,保険業 214 191 -10.7% 4.212 3,875 K 不動産業 物品賃貸業 1,723 1.559 -9.5% 5,997 5,619 -6.3% 471 546 15.9% 3,209 3,200 L学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 1,998 1,480 -25.9% 14 393 11,102 -22.9 4 N 生活関連サービス業、娯楽業 1,333 1,125 6,223 5,461 -12.2 -15.6% 章 0 教育. 学習支援業 546 624 14.3% 6.271 10.383 65.6% P 医療, 福祉 1,268 1,725 36.0% 17,792 26,442 48.6% 50 Q複合サービス事業 484 58 27.19 -13.8% 615 R サービス業(他に分類されないもの) 760 739 -2.8% 7,869 7,806 -0.8% ※床面積は小売業のみ 第5章 工業・運輸系事業所の分布 商業・業務系事業所の分布 石棉版大新駅 北部 少胜职 北東部 北東部 禁原版大阶駅 量池駅 章 考資料 1ha当り事業所数 1ha当り事業所数 0.5以上 1未達 2以上 5米湖 1以上 2未満 5以上 10未満 2以上 3未満 10以上 15未満 14年 15UL 出典: 平成21年(2009年)・ 令和3年(2021年)経済センサス、豊中市統計書 図 42 事業所分布図 54





序章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

旧

第1章 市の現状と課題

序

第1

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

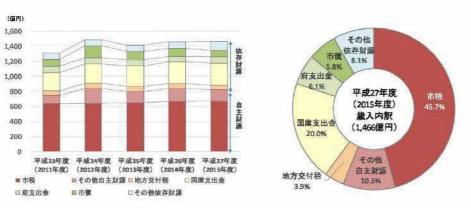
参考資料

5 財政

(1)歳入

①自主財源比率の推移

・歳入は、近年、1,400 億円前後で推移しており、その内訳は、自主財源*が全体 の5割以上を占めています。



出典:豐中市統計書(平成28年(2016年))

図 45 歳入の状況

表 16 歳入の状況(単位:億円)

EM C	平成 23 年度	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成27年度
税目	(2011年度)	(2012年度)	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)
市税	638.1	642.2	650.9	666.7	670.0
その他自主財源	111.8	197.9	151,8	174.7	153,4
地方交付税	58.1	73.1	67.3	64.7	57.4
国庫支出金	243.4	253.0	273.0	286,9	292,7
府支出金	84.9	81.0	80.5	74.5	88.7
市債	90.6	161.7	107.6	104.4	84.6
その他依存財源	80.0	76.9	84.2	88.5	119.2
合計	1,307.0	1,485.8	1,415.4	1,460.2	1,466.1

出典: 豊中市統計書(平成28年(2016年))

54

第1章 市の現状と課題

5 財政

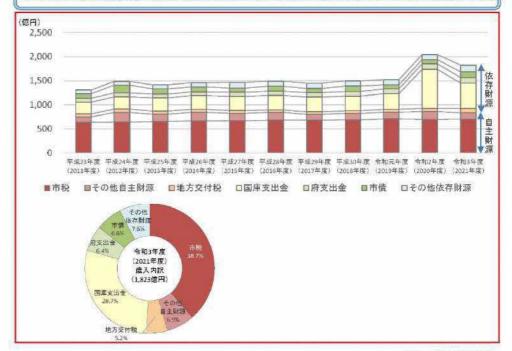
(1)歳入

①自主財源比率の推移

・歳入は、<u>コロナ禍以前は 1.500</u>億円前後で推移しており、その内訳は、自主財源 *が全体の 5割以上を占めています。

新

令和2年度(2020年度)及び令和3年度(2021年度)はコロナ禍での数値です。



出典:豊中市統計書

図 45 歳入の状況

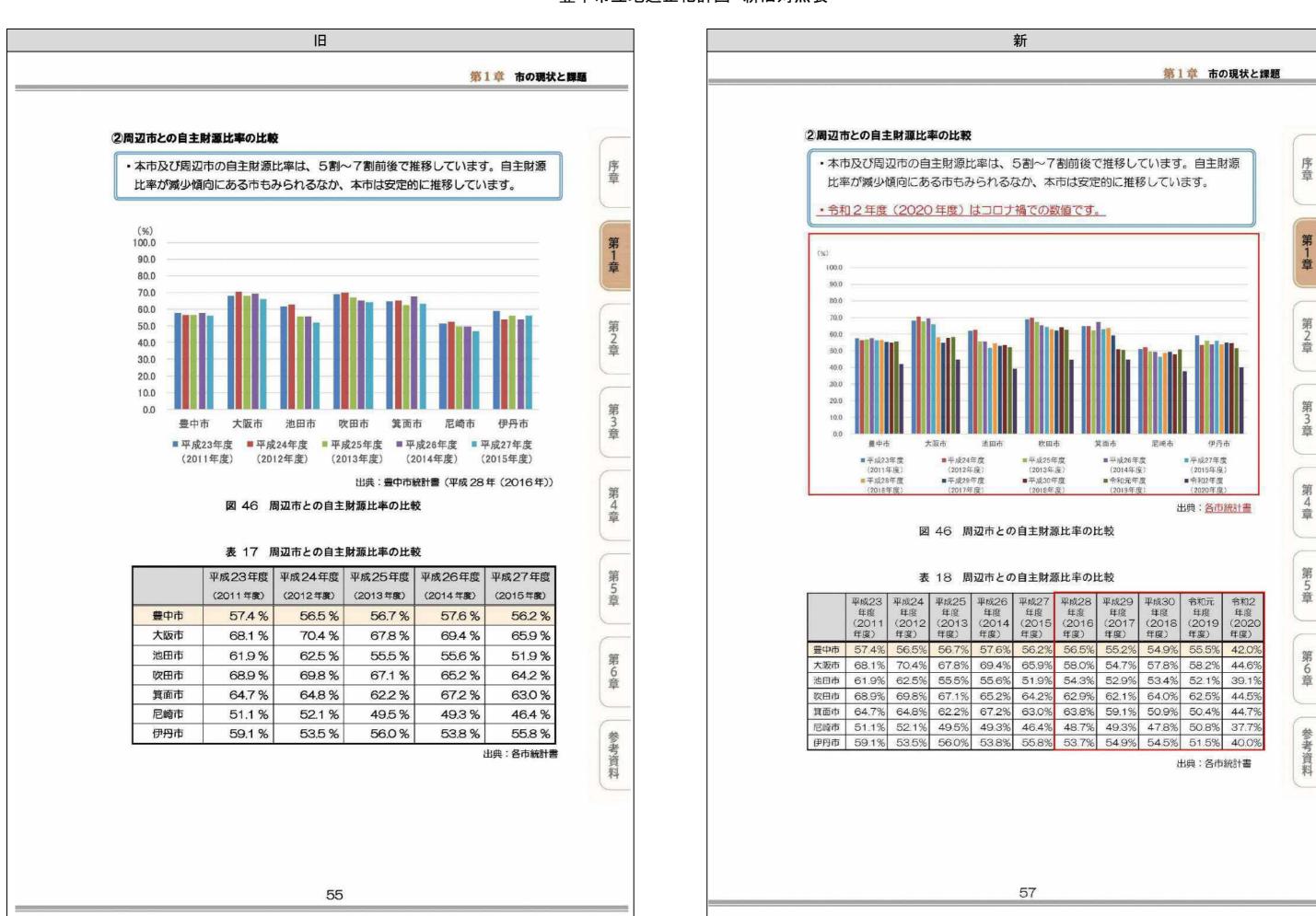
表 17 歳入の状況 (単位・億円)

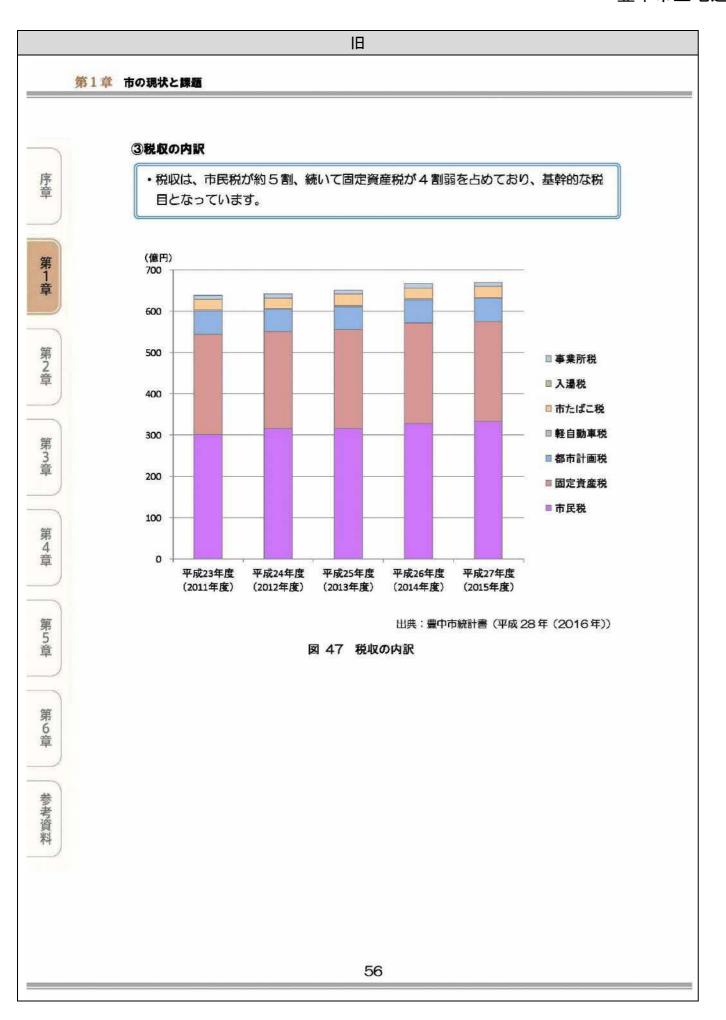
税目	平成23 年度 (2011 年度)	平成24 年度 (2012 年度)	平成25 年度 (2013 年度)	平成26 年度 (2014 年度)	平成27 年度 (2015 年度)	平成28 年度 (2016 年度)	平成29 年度 (2017 年度)	平成30 年度 (2018 年度)	令和元 年度 (2019 年度)	令和2 年度 (2020 年度)	令和3 年度 (2021 年度)
市税	638.1	642.2	650.9	666.7	670.0	680,5	681.3	689,0	708.1	700,9	705.2
その他自主財源	111,8	197.9	151.8	174.7	153.4	160,4	118.7	131.6	136,0	157.8	125.5
地方交付税	58.1	73.1	67.3	64.7	57.4	51,3	52.9	56.2	61.9	67.0	95,3
国庫支出金	243,4	253,0	273.0	286,9	292.7	302,6	307.1	303,2	324,7	811,3	522,5
府支出金	84.9	81.0	80,5	74.5	88.7	87.0	92.8	95.2	101.5	113.3	116.3
市債	90,6	161,7	107,6	104.4	84.6	104.7	88.2	114.6	81.9	87,1	119.7
その他依存財源	80.08	76.9	84.2	88.5	119.2	101.7	108.9	105.9	106.1	106.9	138.5
음타	1,307,0	1,485,8	1,415,4	1.460,2	1,466,1	1,488,2	1,449,9	1,495,7	1,520.1	2,044,3	1,823,0

出典: 豊中市統計書

^{*}自主財源: 地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入など地方公共団体が 自主的に収入する財源

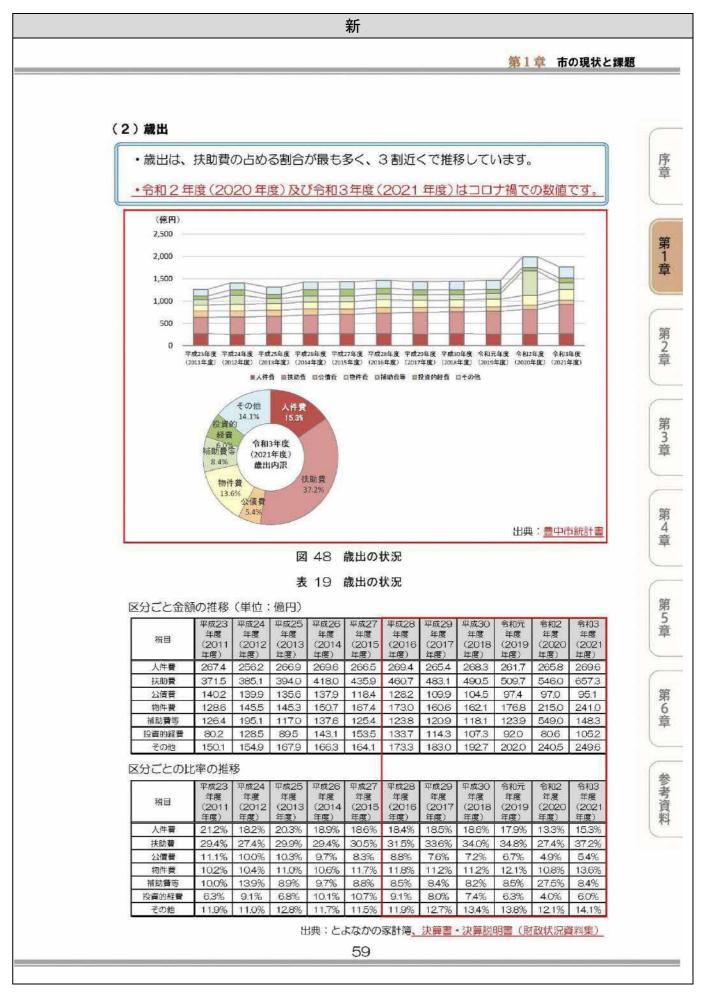
^{*}自主財源:地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入など地方公共団体が自主的に収入する財源



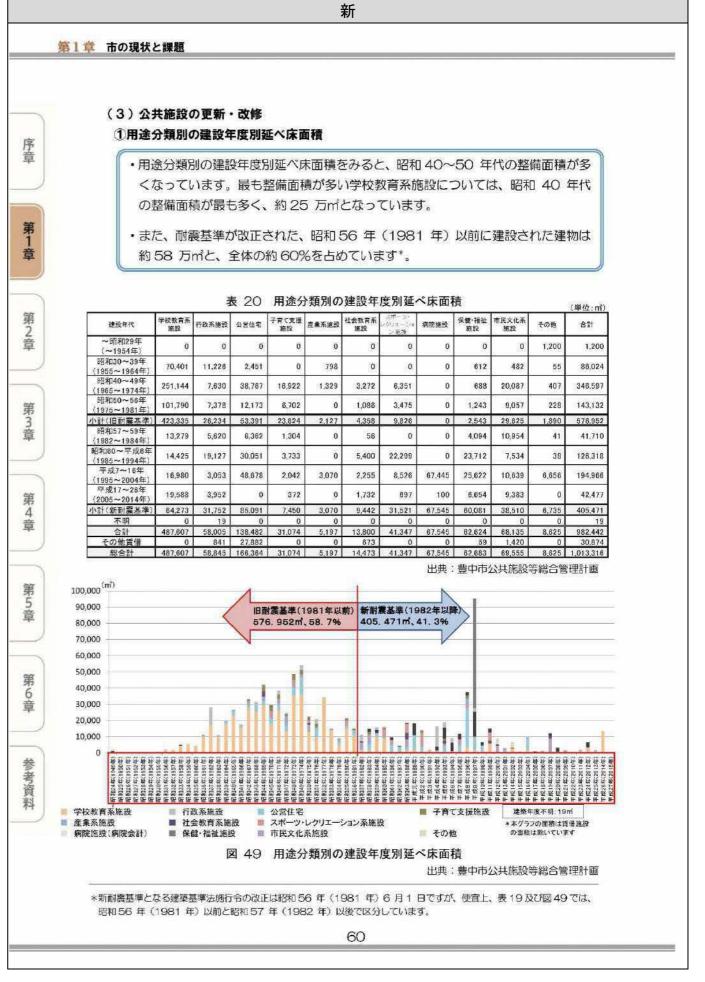


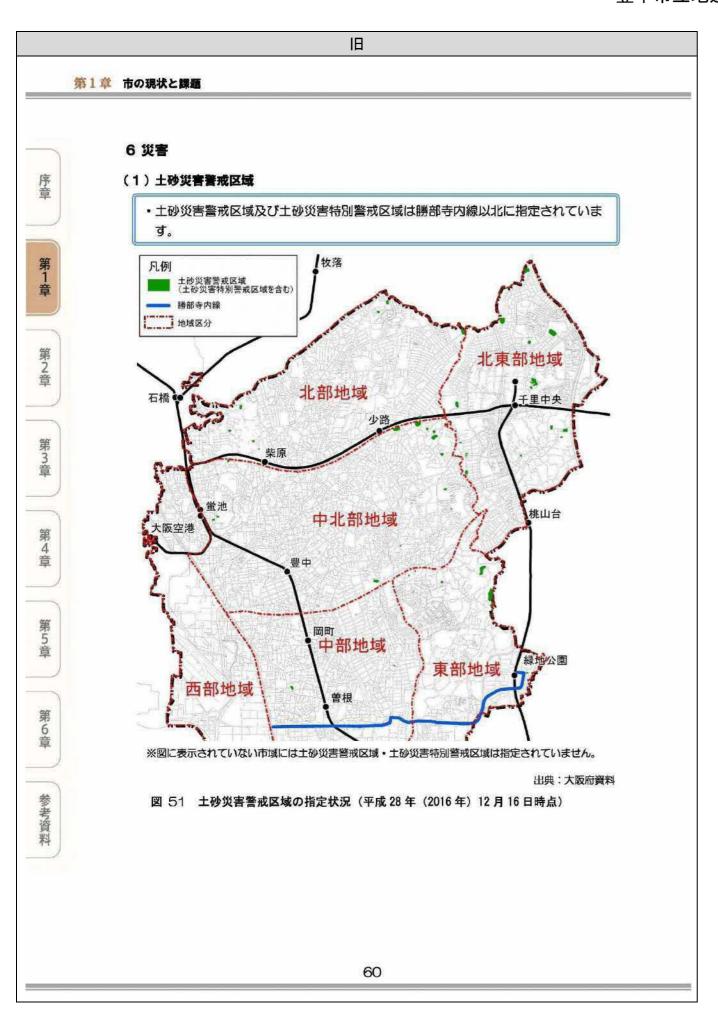


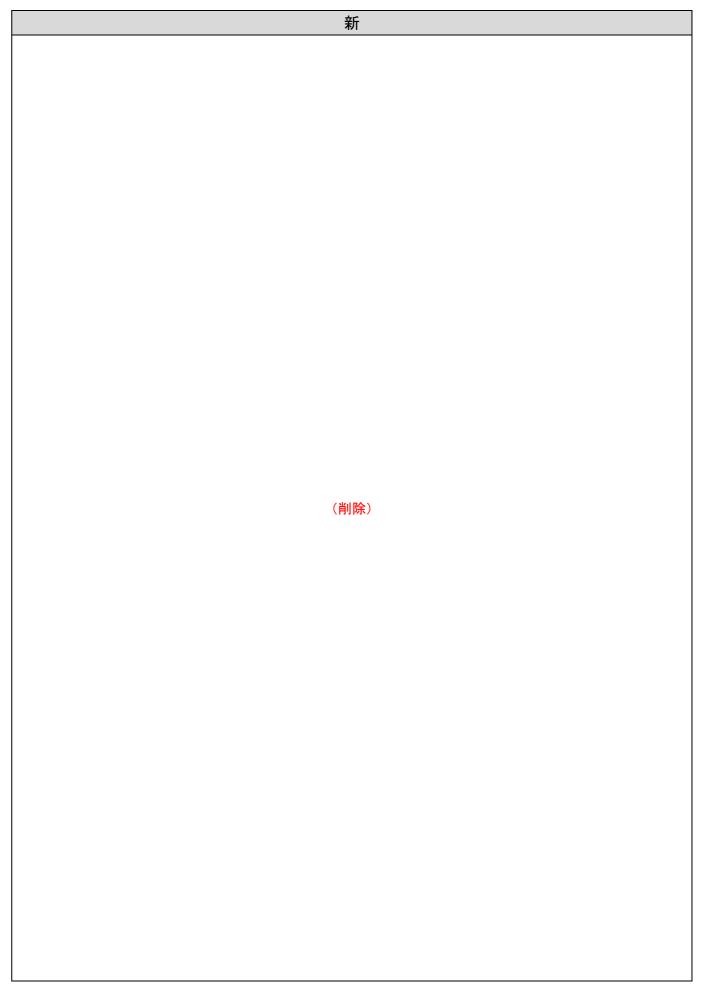




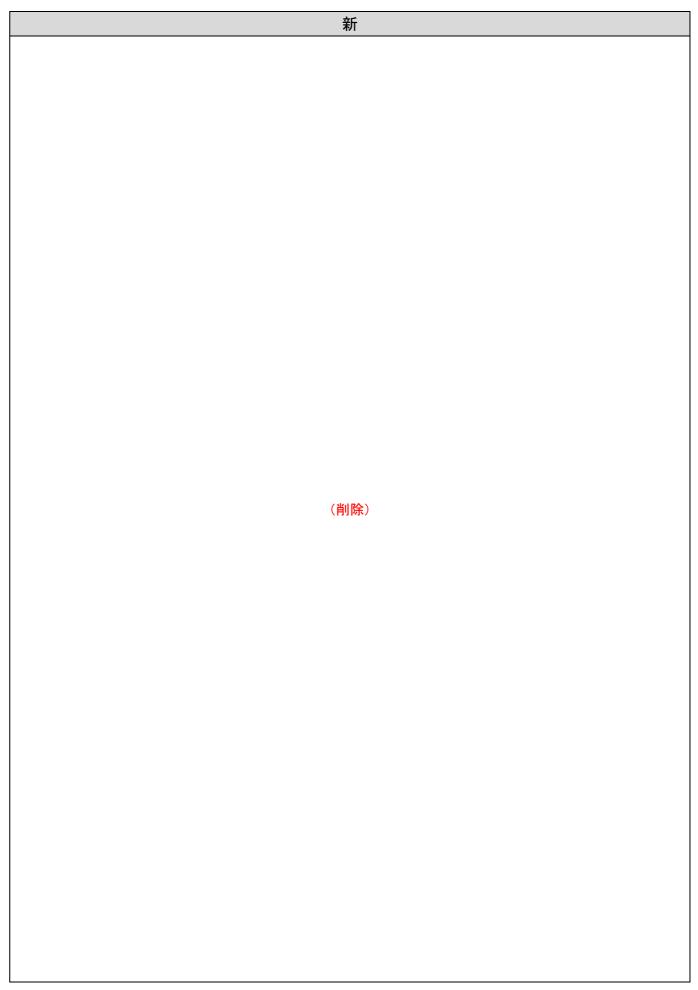
旧 第1章 市の現状と課題 (3)公共施設の更新・改修 ①用途分類別の建設年度別延べ床面積 ・用途分類別の建設年度別延べ床面積をみると、昭和 40~50 年代の整備面積が多 くなっています。最も整備面積が多い学校教育系施設については、昭和 40 年代 の整備面積が最も多く、約25万㎡となっています。 また、耐震基準が改正された、昭和56年(1981年)以前に建設された建物は 約58 万㎡と、全体の約60%を占めています*。 表 19 用途分類別の建設年度別延べ床面積 子育て支援 施設 施設 施章系施設 施設 施力リエーショ 第 学校教育系 施設 行政系施設 病院施設 保健·福祉 市民文化系 施設 合計 章 ~昭和29年 1.200 1 200 (~1954年) 昭和30~39年 11,226 2,451 798 612 482 86,024 70,401 (1955~1964年) 38,767 16,922 3,272 688 20,087 407 346,597 251,144 7,630 1,329 6,351 (1965~1974年) 昭和50~56年 6,702 228 101 790 7378 12 173 1 086 3 475 n 1 243 9 057 143 132 第 (1975~1981年) 3章 小計(旧耐震基準) 423,335 26,234 53,391 23,624 4.358 9.826 2,543 29,625 1,890 576,952 昭和57~59年 13,279 5,620 6,362 1,304 56 0 0 4.094 10.954 41 41,710 (1982~1984年) 昭和60~平成6年 30,051 3,733 5,400 22,299 23,712 126,318 14,425 19,127 (1985~1994年) 16,980 3,053 48,678 2,042 3,070 2,255 8,526 67,445 25,622 10,639 6,656 194,966 (1995~2004年) 平成17~26年 100 19.588 3.952 372 1.732 697 6.654 0 9.383 42.477 第 (2005~2014年) 小計(新耐震基準) 64,273 31,752 85,091 7,450 3,070 9,442 31,521 67,545 60,081 38,510 6.735 405,471 章 不明 19 合計 487,607 58,005 138,482 31,074 5,197 13,800 41,347 67,545 62,624 68,135 8,625 982,442 841 27,882 0 673 59 1,420 30,874 出典: 豊中市公共施設等総合管理計画 第5 (m) 100,000 章 90,000 旧耐震基準(1981年以前) 新耐震基準(1982年以降) 576. 952m, 58. 7% 405. 471m, 41. 3% 80,000 70.000 60,000 第 50,000 章 40,000 30,000 20,000 参考資 10.000 (1945년 전 1947년 전 194 建築年度不明:19㎡ 学校教育系施設 ■ 行政系施設 ■ 公営住宅 ■ 子育て支援施設 産業系施設 ■ 社会教育系施設 ■ スポーツ・レクリエーション系施設 * 本グラフの面積は賃借施設 病院施設(病院会計) ■ 保健·福祉施設 ■ 市民文化系施設 その他 図 49 用途分類別の建設年度別延べ床面積 出典:豊中市公共施設等総合管理計画 *新耐震基準となる建築基準法施行令の改正は昭和56年(1981年)6月1日ですが、便宜上、表19及び図49では、 昭和56年(1981年)以前と昭和57年(1982年)以後で区分しています。 58



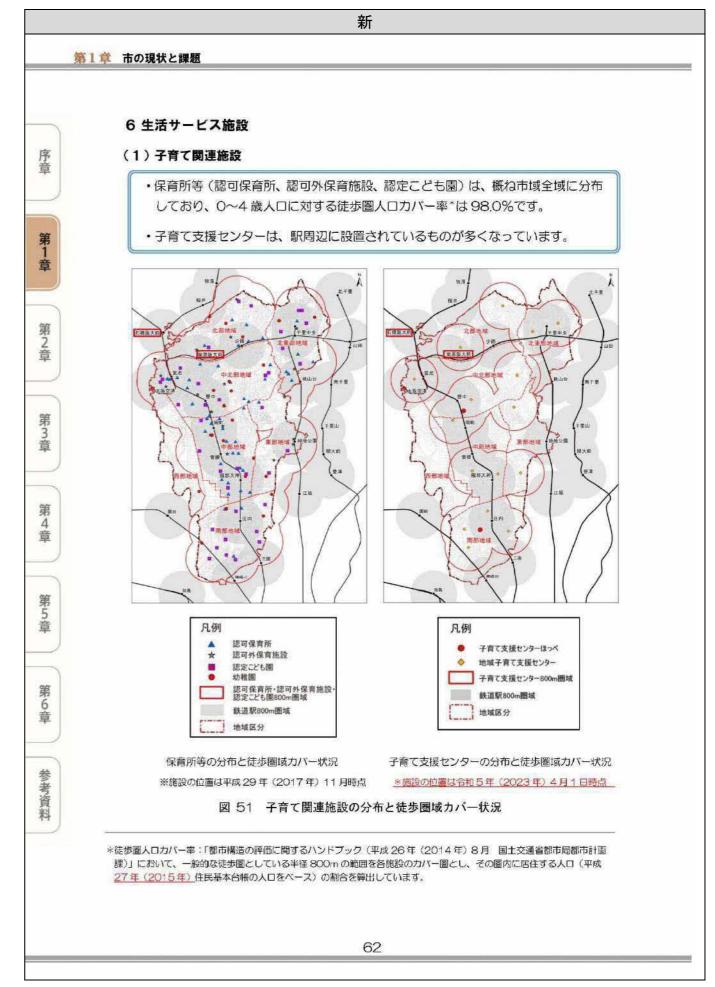






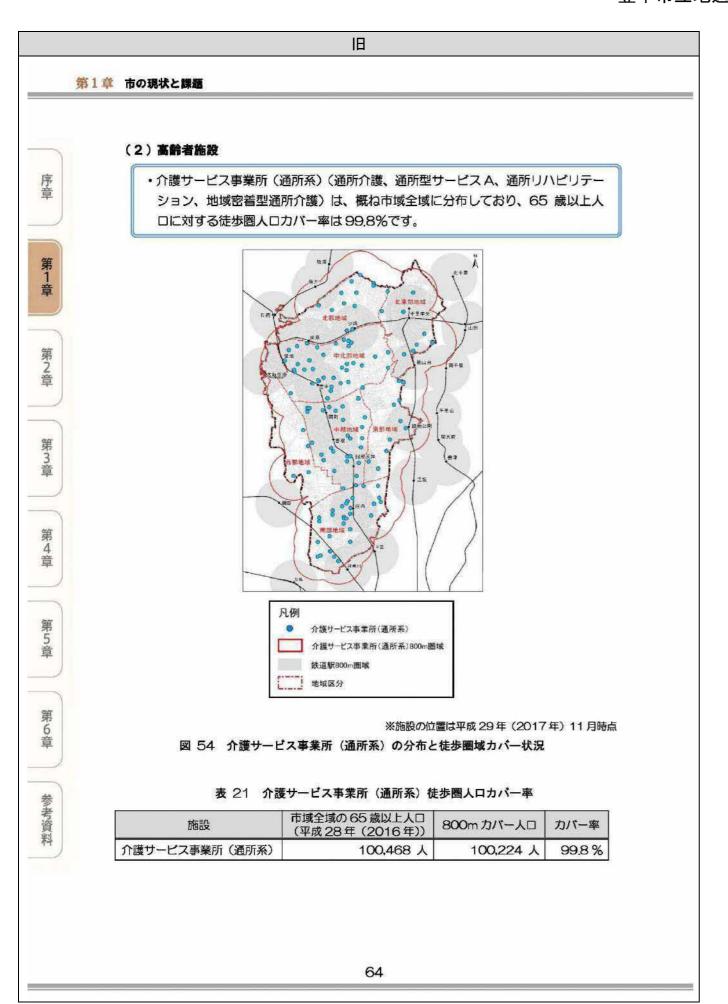


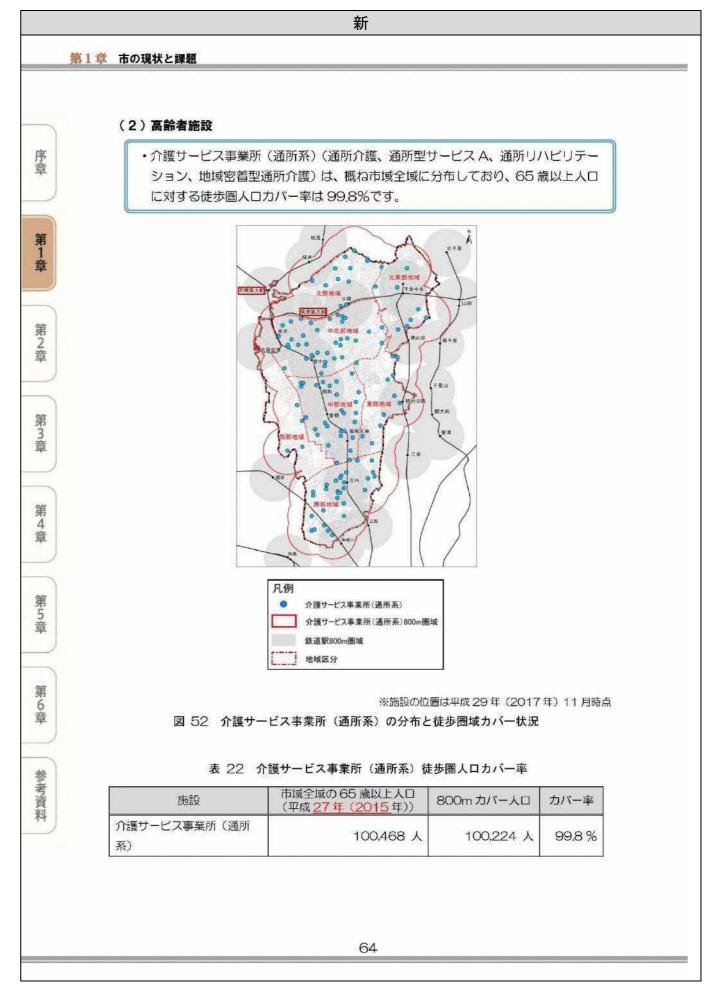
旧 第1章 市の現状と課題 7 生活サービス施設 (1)子育で関連施設 保育所等(認可保育所、認可外保育施設、認定こども園)は、概ね市域全域に分 布しており、0~4歳人口に対する徒歩圏人口カバー率*は98.0%です。 子育て支援センターは、駅周辺に設置されているものが多くなっています。 第2章 第3章 第4 章 第5章 凡例 認可保育所 ● 子育て支援センターほっぺ 認可外保育施設 ◇ 地域子育て支援センター 認定こども闡 幼稚園 子育て支援センター800m圏域 認可保育所・認可外保育施設・ 認定こども園800m圏域 第 鉄道駅800m圏域 地域区分 鉄道駅800m圏域 章 ! 地域区分 保育所等の分布と徒歩圏域カバー状況 子育て支援センターの分布と徒歩圏域カバー状況 参考資料 ※施設の位置は平成 29年 (2017年) 11 月時点 図 53 子育て関連施設の分布と徒歩圏域カバー状況 *徒歩圏人口カバー率:「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年(2014年)8月 国土交通省都市局都市計画課)」 において、一般的な徒歩圏としている半径 800m の範囲を各施設のカバー圏とし、その圏内に居住する人口(平成 28年 (2016年) 住民基本台帳の人口をベース) の割合を算出しています。 62

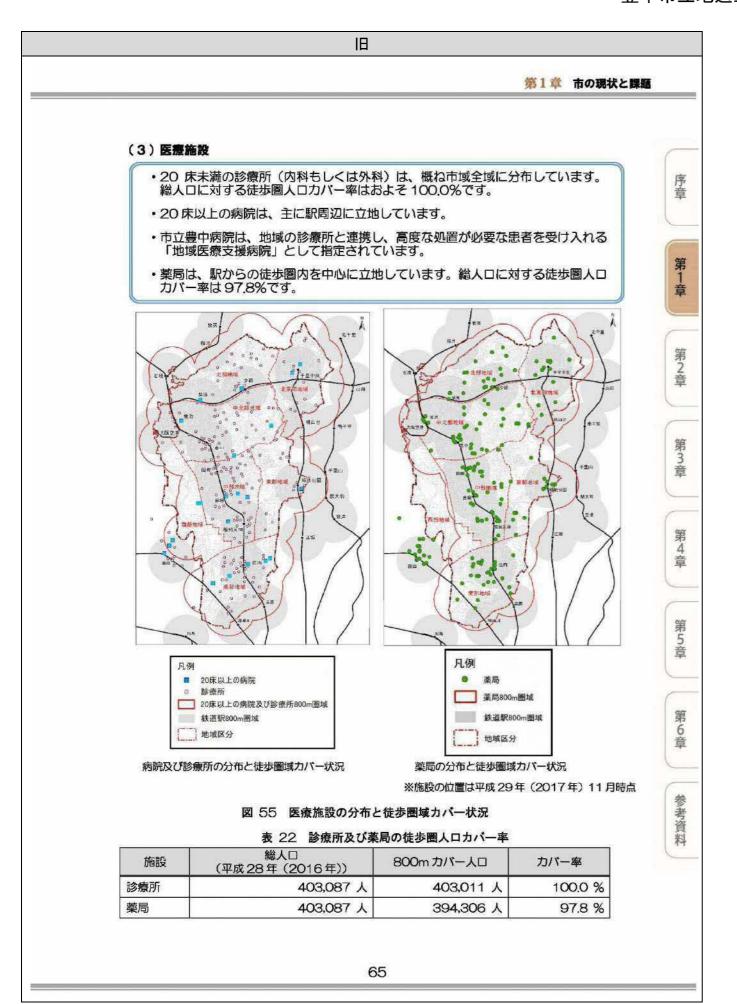


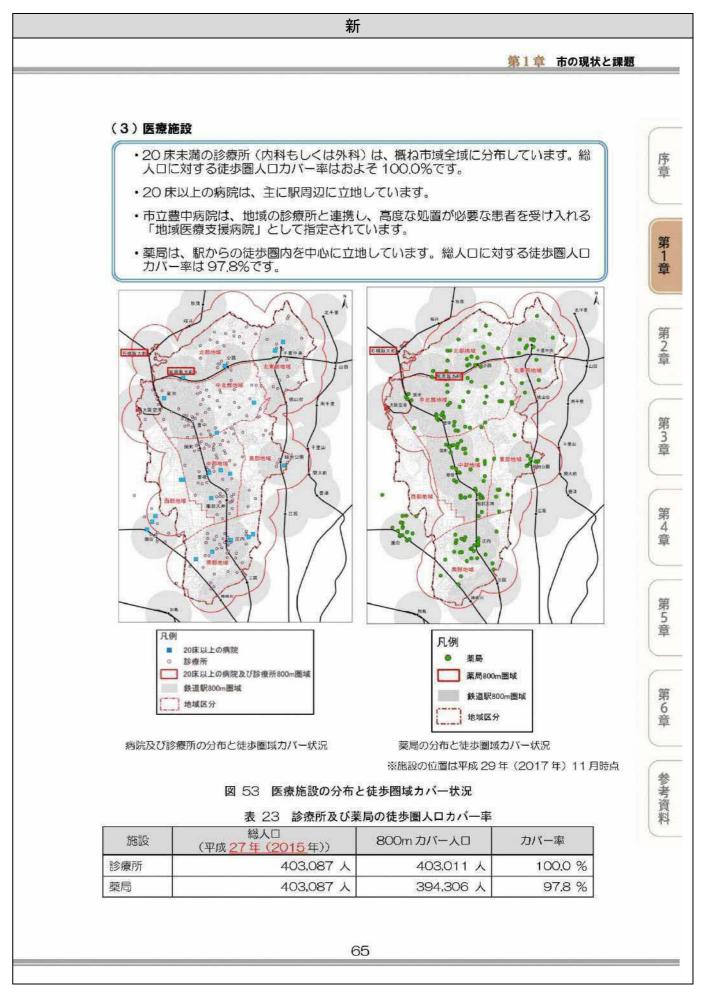
			IΒ	
	章 市の現状と課題	第1:		
		カバー率	長 20 保育所等の徒歩圏人口	
序章	カバー率	800m カバー人口	市域全域の 0~4 歳人口 (平成 28 年(2016 年))	施設
早	87.9 %	16,360 人		①認可保育所
-	68.3 %	12,707 人		②認可外保育施設
	85.1 %	15,847 人	18,612 人	③認定こども園
第1章	98.0 %	18,236 人		保育所等(①+②+③)
章		1		
-				
第				
第2章				
中				
cuts				
第3章				
章				
(
第				
第 4 章				
第				
第5章				
早				
第6章				
章				
6				
参				
100				
参考資料				



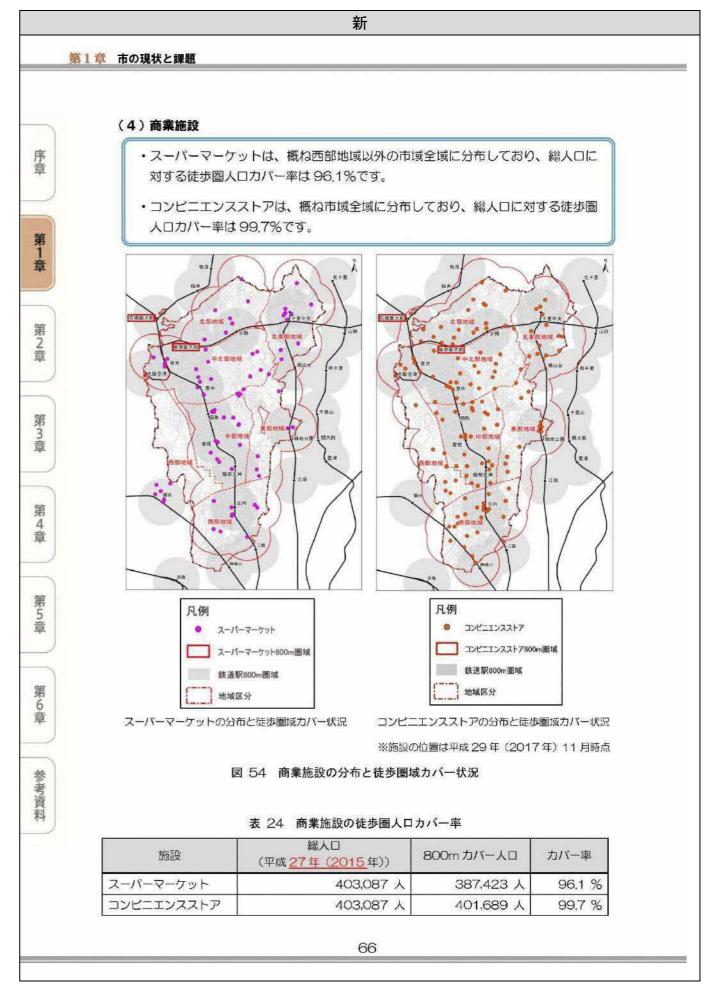


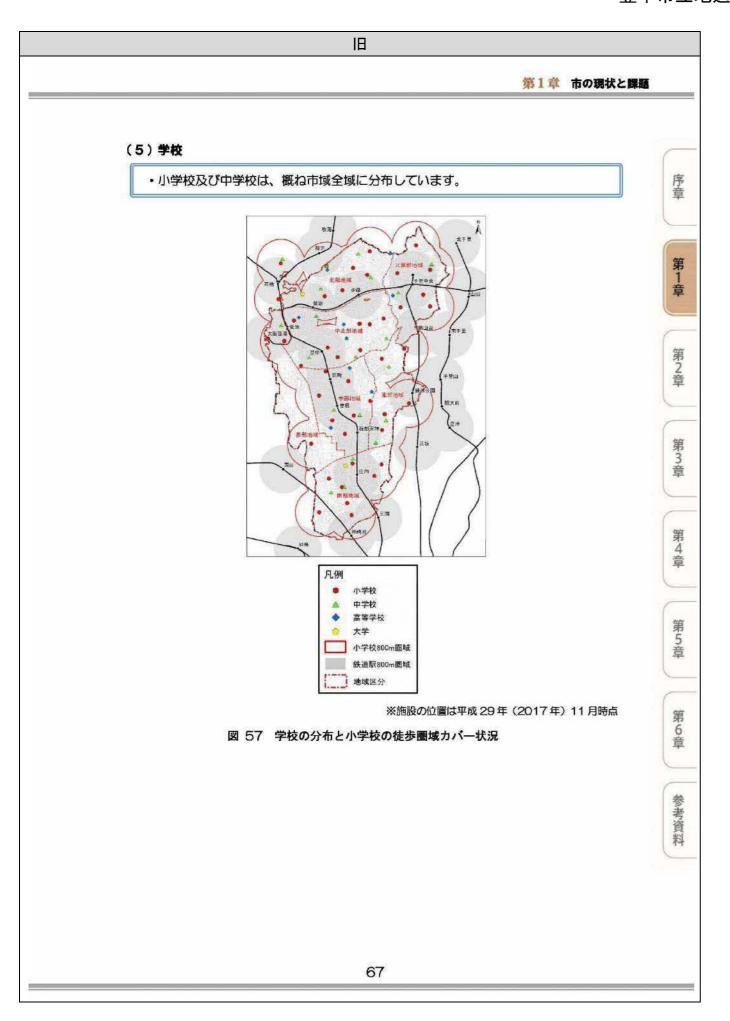


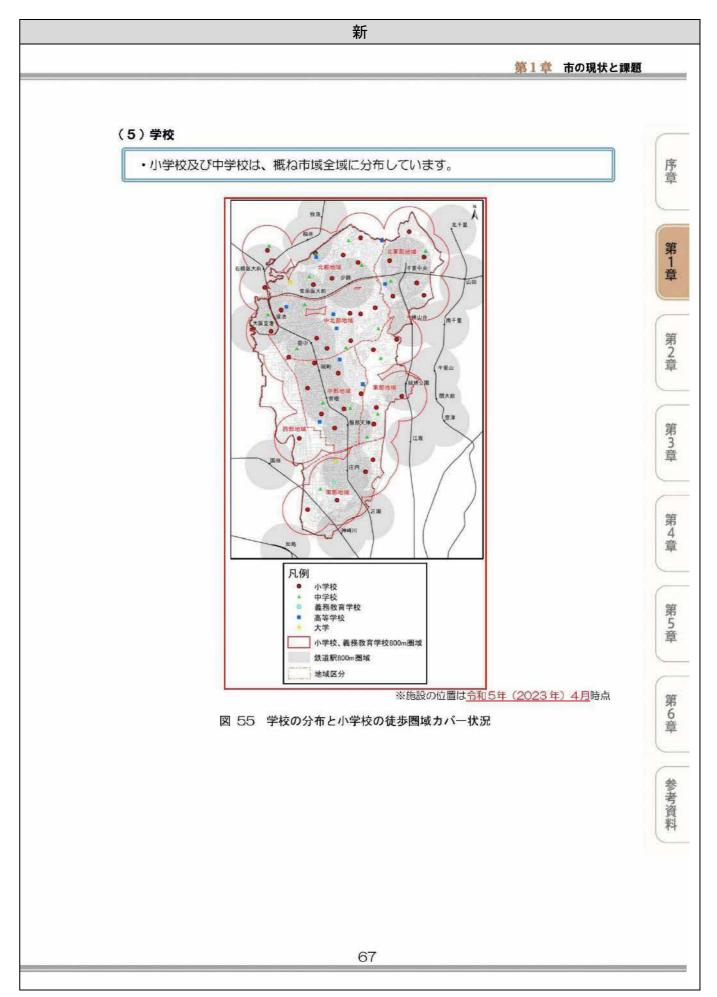


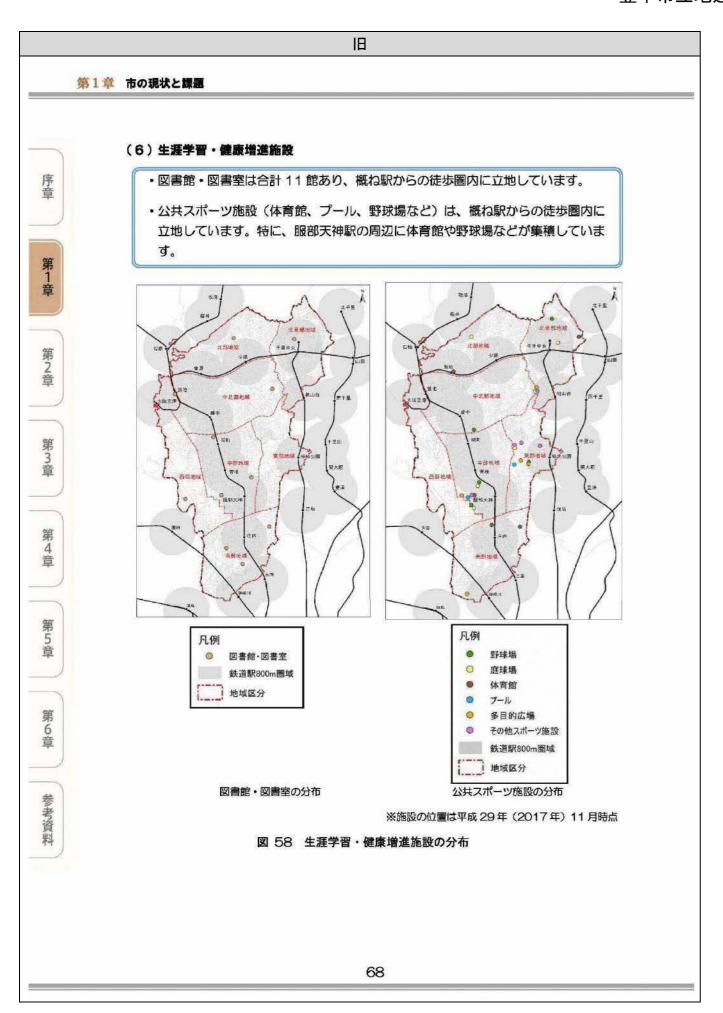


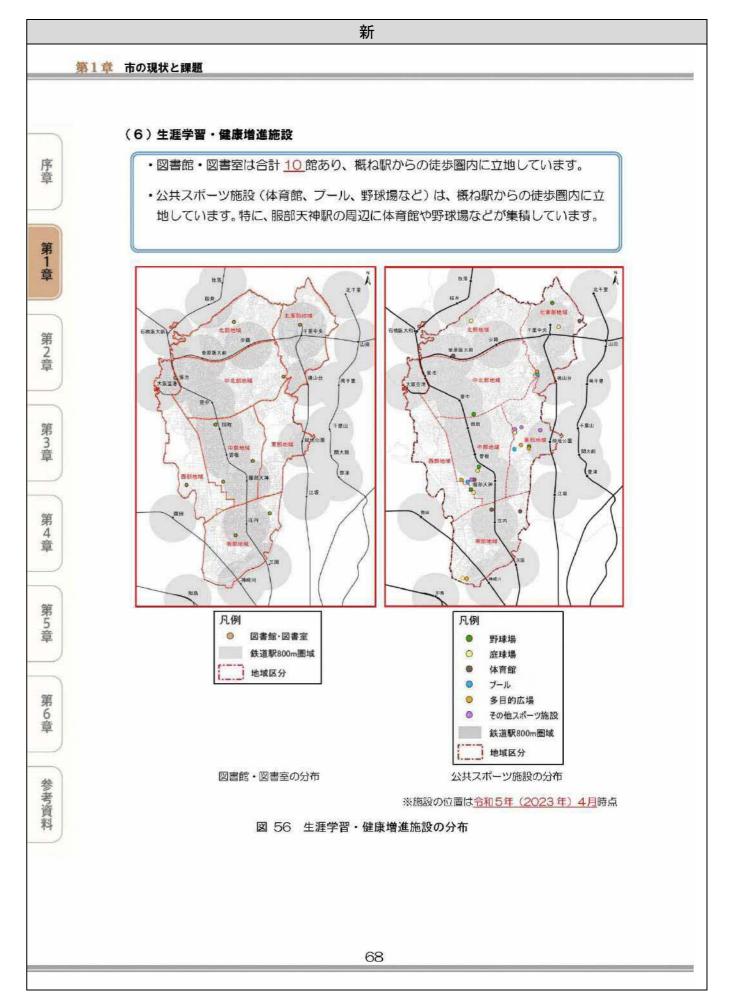
旧 第1章 市の現状と課題 (4)商業施設 ・スーパーマーケットは、概ね西部地域以外の市域全域に分布しており、総人口に 対する徒歩圏人口カバー率は96.1%です。 ・コンビニエンスストアは、概ね市域全域に分布しており、総人口に対する徒歩圏 人口カバー率は99.7%です。 第2章 第3章 第4章 第5章 凡例 凡例 スーパーマーケット ◎ コンピニエンスストア スーパーマーケット800m圏域 コンピニエンスストア800m圏域 鉄道駅800m 圏域 鉄道駅800m圏域 第 地域区分 地域区分 章 スーパーマーケットの分布と徒歩圏域カバー状況 コンピニエンスストアの分布と徒歩圏域カバー状況 ※施設の位置は平成 29年 (2017年) 11 月時点 参考資料 図 56 商業施設の分布と徒歩圏域カバー状況 表 23 商業施設の徒歩圏人口カバー率 総人口 施設 800m カバー人口 カバー率 (平成28年(2016年)) スーパーマーケット 403,087 人 387,423 人 96.1 % コンピニエンスストア 403,087 人 401,689 人 99.7 % 66

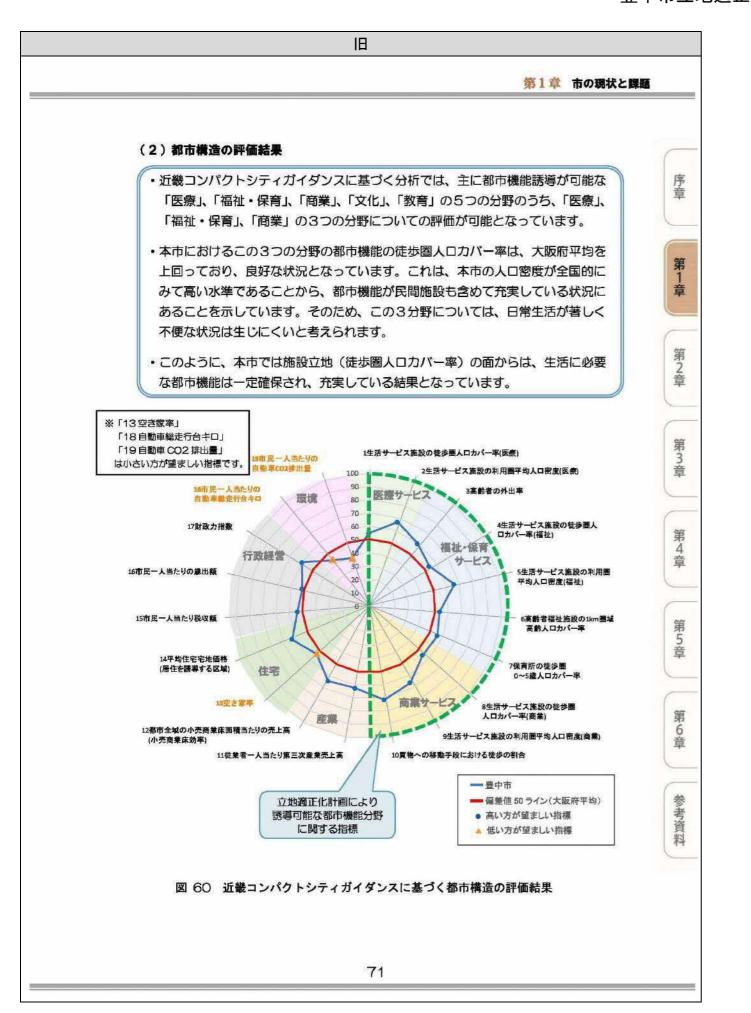


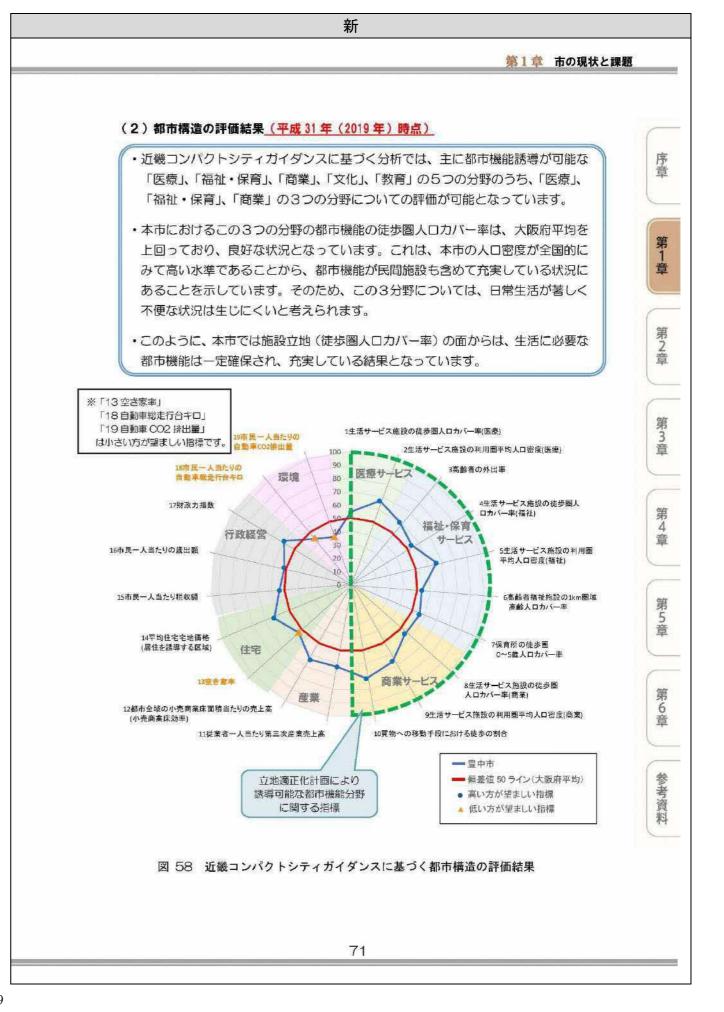












第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

旧

第1章 市の現状と課題

序

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

第3節 市の現状分析と課題

1 現状と分析

本計画により解決すべき課題を整理するために、現状を踏まえて抽出される、本市が抱える課題の分析を行います。

項目	現状
	・本市の人口は昭和60年(1985年)以降、平成17年(2005年)まで減少が終きましたが、その後増加に転じています。少子高齢化は徐々に進行しつつあります。 人口密度はこれまで100人/ha以上で推移していますが、西部地域では40人/ha以下の地域がみられます。
1人口	・地域別に人口推移をみると、平成7年(1995年)〜平成27年(2015年)の 口は、各地区とも概ね横ばい傾向ですが、南部地域は他の地域に比べ人口減少、少 高齢化の進行がみられます。転入・転出状況をみると、南部地域では20〜39歳が 転出超過の傾向にあります。
	・将来推計人口は平成 27 年(2015年)以降減少し続け、年少・生産年齢人口は減少、高齢人口は増加することが予測されます。平成 52 年(2040年)の人口推設結果によると、市の北東部地域、北部地域では人口が増加しますが、南部地域では人口減少・少子高齢化が顕著に進む可能性があります。また、西部地域の空港周辺や神崎川沿いなどでは人口密度が 40人/ha以下となる地域がみられます。
	・市域の大部分は住居系市街地です。商業業務系市街地は駅周辺に分布しています。 干里中央駅周辺では都市拠点としての機能が充実しています。豊中・庄内駅周辺では商業業務系建物が減少傾向にあります。
2 土地利用	 工業系市街地は西部地域、南部地域に分布しています。西部地域では事業所が集積していますが、住宅の増加傾向がみられ、南部地域では住宅と事業所が混在しています。
	・商業地の地価は千里中央を筆頭に上昇しています。住宅地の地価は市域の北側は高く、南側は低い傾向にあります。工業地の地価は下降傾向にあります。
	・鉄道は南北方向に阪急宝塚線(6駅)、北大阪急行(2駅)、東西に大阪モノレー川 (5駅) が運行しています。
3公共交通	・市域のほぼ全域にバスネットワークが形成され、公共交通は概ね充実していますが 主に西部地域に交通空白地・不便地が多くみられます。
	・交通手段については、中部・南部地域では、徒歩・自転車での移動が多くみられる す。
4経済	 直近5年間では事業所総数が減少していますが、「教育、学習支援」「医療、福祉」の事業所は増加しています。
	工業・運輸系事業所は西部・南部地域に集中して立地しています。
	・歳入・歳出は 1,400 億円前後で推移し、自主財源は5割以上を占めています。歳出は扶助費が増加しています。
5財政	・現状と同じ規模で建替え(更新)・改修を行った場合、公共施設(上下水道を除く)の更新・維持管理に関わる将来経費総額は115.4 億円/年かかる見込みです。直近5年間の建替え(更新)・改修の実績総額は77.0億円/年であり、毎年約38億円が不足することになります。
O##	・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が勝部寺内線以北に点在しています。
6災害	・浸水想定区域が主に勝部寺内線より南側に示されています。
7生活 サービス 施設	・生活サービス施設のなかでも「認可保育所、認可外保育施設、認定こども園」や「介護サービス事業所(通所系)」、「診療所(内科もしくは外科)」、「スーパーマーケット」、「小学校」などの人々の生活に密着する施設は、概ね市域全域に分布しています。主な施設の対象人口に対する徒歩圏人口カバー率(徒歩圏を半径800mと想定)をみると、概ね充足しています。
8都市の 評価指針	・「医療」、「福祉・保育」、「商業」の分野における都市機能の徒歩圏人口カバー率は、 大阪府平均を上回っています。

72

新

第1章 市の現状と課題

第3節 市の現状分析と課題

1 現状と分析

本計画により解決すべき課題を整理するために、現状を踏まえて抽出される、本市が抱える課題の分析を行います。

項目	現状
	・本市の人口は昭和 60 年(1985 年)以降、平成 17 年(2005 年)まで減少が総きましたが、その後増加に転じています。少子高齢化は徐々に進行しつつあります。 人口密度はこれまで 100 人/ha 以上で推移していますが、西部地域では 40 人/ha 以下の地域がみられます。
1人口	・地域別に人口推移をみると、平成7年(1995年)~ <u>令和2年</u> (2020年)の人には、各地区とも概ね横ばい傾向ですが、南部地域は他の地域に比べ人口減少、少子高齢化の進行がみられます。転入・転出状況をみると、南部地域では特に20歳未満が転出超過の傾向にあります。
	・将来推計人口は合和 22 年(2040年)に向けて減少し、年少・生産年齢人口は減少、高齢人口は増加することが予測されます。合和 22 年(2040年)の人口推計総果によると、特に南部地域では人口減少・少子高齢化が顕著に進む可能性があります。また、西部地域の空港周辺や神崎川沿いなどでは人口密度が 40 人/ha 以下となる地域がみられます。
	 市域の大部分は住居系市街地です。商業業務系市街地は駅周辺に分布しています。干 里中央駅周辺では都市拠点としての機能が充実しています。豊中・庄内駅周辺では商業業務系建物が減少傾向にあります。
2 土地利用	 工業系市街地は西部地域、南部地域に分布していますが、住宅の増加傾向がみられ、 南部地域では住宅と事業所が混在しています。
	 ・商業地の地価は千里中央を筆頭に上昇しています。住宅地の地価は市域の北側は高く、南側は低い傾向にあります。工業地の地価は若干上昇傾向にあります。
	・鉄道は南北方向に阪急宝塚線(6駅)、北大阪急行(2駅)、東西に大阪モノレール(5駅)が運行しています。
3公共交通	・市域のほぼ全域にバスネットワークが形成され、公共交通は概ね充実していますが、 主に西部地域に交通不便地がみられます。
	・交通手段については、中部・南部地域では、徒歩・自転車での移動が多くみられます。
4 経済	・直近 12 年間では事業所総数が減少していますが、「医療、福祉」「学術研究、専門技術サービス」「教育、学習支援」などの事業所が増加しています。
(ALEXEEASCIO	・工業・運輸系事業所は西部・南部地域に集中して立地しています。
	・歳入・歳出は 1.500 億円前後で推移し、自主財源は5割以上を占めています。歳 出は扶助費が増加しています。 <u>(コロナ禍を除く)</u>
5財政	・現状と同じ規模で建替え(更新)・改修を行った場合、公共施設(上下水道を除く)の更新・維持管理に関わる将来経費総額は115.4億円/年かかる見込みです。直近5年間の建替え(更新)・改修の実績総額は77.0億円/年であり、毎年約38億円が不足することになります。
<mark>6</mark> 生活 サービス 施設	・生活サービス施設のなかでも「認可保育所、認可外保育施設、認定こども園」や 「介護サービス事業所(通所系)」、「診療所(内科もしくは外科)」、「スーパーマ ーケット」、「小学校」などの人々の生活に密着する施設は、概ね市域全域に分布 しています。主な施設の対象人口に対する徒歩圏人口カバー率(徒歩圏を半径 800mと想定)をみると、概ね充足しています。
7 都市の 評価指針	・「医療」、「福祉・保育」、「商業」の分野における都市機能の徒歩圏人口カバー率は、 大阪府平均を上回っています。

※「災害」については、「防災指針(第3章第6節)」において、現状を記載します。

第1章 市の現状と課題

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

【本市が抱える課題の分析】

項目	課題
1人口	 人口の減少、年少・生産年齢人口の減少や高齢人口の増加が見込まれるなか、都市活力の維持や都市インフラの適切な管理の観点から、人口密度の維持につながる居住の適切な誘導やまちの活性化を図るための鉄道駅周辺地区への機能充実などにより、持続可能な都市構造の維持・強化を図る必要があります。 南部地域は市域のなかでも人口減少・少子高齢化の傾向が強くなることが想定され、生産年齢人口割合の増加につながる取組みが必要です。
2 土地利用	・豊中駅・庄内駅周辺では商業業務系建物が減少傾向にあり、拠点機能を維持・充実させる取組みが必要です。 ・工業系市街地が分布している西部・南部地域では、住宅が増加傾向にある地域や住宅と事業所が混在する地域がみられ、雇用創出につながる事業所の操業環境を確保するまちづくりが必要です。
3公共交通	・公共交通網は概ね充実していますが、今後の高齢化の進行などを見据え、公共交通の充実による、歩いて暮らせるまちづくりが必要です。・徒歩、自転車利用が多いことから、安全な通行空間の確保など、道路交通環境の向上を図る必要があります。
4 経済	・事業所数が全体的に減少傾向にあり、本市の活力向上のため、既存事業所の維持や 新たな事業所の誘致など、産業振興を図る必要があります。
5財政	・少子高齢化の進行に伴う市税収入の減少、扶助費や公共施設の更新・維持管理費の 増加を見据え、効率的に行財政を運営していく必要があります。
6災害	 土砂災害や浸水被害の発生が想定される地域があり、災害リスクの低減を図る取組みが必要です。
7生活 サービス 施設	 生活サービス施設のなかでも、保育施設などの生活に密着する施設は、概ね市域全域に分布していますが、人口減少が見込まれるなか、これらの施設を維持するために居住の適切な誘導が必要です。
8都市の 評価指針	・他都市に比べて良好な利便性を活かし、快適に住み続けられる住環境づくりを継続していくことが必要です。

表 24 主な生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率

	施設	カバー率	備考
保育所等	認可保育所、認可外保育施設、 認定こども園	98.0 %	○~4歳人□に対するカバー率
介護サービス事業所(通所系)	通所介護、通所型サービスA、 通所リハビリテーション、地 域密着型通所介護	99.8 %	65歳以上人口に対するカバー 率
医療施設	診療所(内科もしくは外科)	100.0 %	総人口に対するカバー率
商業施設	スーパーマーケット	96.1 %	総人口に対するカバー率

※各人口は平成28年(2016年)時点

73

新

第1章 市の現状と課題

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

【本市が抱える課題の分析】

項目	課題
1人口	 人口の減少、年少・生産年齢人口の減少や高齢人口の増加が見込まれるなか、都市活力の維持や都市インフラの適切な管理の観点から、人口密度の維持につながる居住の適切な誘導やまちの活性化を図るための鉄道駅周辺地区への機能充実などにより、持続可能な都市構造の維持・強化を図る必要があります。 南部地域は市域のなかでも人口減少・少子高齢化の傾向が強くなることが想定され、生産年齢人口割合の増加につながる取組みが必要です。
2 土地利用	・豊中駅・庄内駅周辺では商業業務系建物が減少傾向にあり、拠点機能を維持・充実させる取組みが必要です。 ・工業系市街地が分布している西部・南部地域では、住宅が増加傾向にある地域や住宅と事業所が混在する地域がみられ、雇用創出につながる事業所の操業環境を確保するまちづくりが必要です。
3 公共交通	・公共交通網は概ね充実していますが、今後の高齢化の進行などを見据え、公共交通の充実による、歩いて暮らせるまちづくりが必要です。・徒歩、自転車利用が多いことから、安全な通行空間の確保など、道路交通環境の向上を図る必要があります。
4経済	・事業所数が全体的に減少傾向にあり、本市の活力向上のため、既存事業所の維持や 新たな事業所の誘致など、産業振興を図る必要があります。
5財政	・少子高齢化の進行に伴う市税収入の減少、扶助費や公共施設の更新・維持管理費の 増加を見据え、効率的に行財政を運営していく必要があります。
<u>6</u> 生活 サービス 施設	・生活サービス施設のなかでも、保育施設などの生活に密着する施設は、概ね市域全域に分布していますが、人口減少が見込まれるなか、これらの施設を維持するために居住の適切な誘導が必要です。
<mark>7</mark> 都市の 評価指針	・他都市に比べて良好な利便性を活かし、快適に住み続けられる住環境づくりを継続していくことが必要です。

※「災害」については、「防災指針(第3章第6節)」において、課題を記載します。

表 25 主な生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率

	施設	カバー率	備考
保育所等	認可保育所、認可外保育施設、 認定こども園	98,0 %	0~4歳人口に対するカバー率
介護サービス事業所(通所系)	通所介護、通所型サービス A、 通所リハビリテーション、地 域密着型通所介護	99.8 %	65歳以上人口に対するカバー 率
医療施設	診療所(内科もしくは外科)	100.0 %	総人口に対するカバー率
商業施設	スーパーマーケット	96.1 %	総人口に対するカバー率

※各人口は平成27年(2015年)時点

第3章

土地利用誘導

第1節	土地利用誘導の基本的な考え方	 83
第2節	住居系市街地における誘導区域	 8
第3節	駅周辺市街地における誘導区域	 8
第4節	工業系市街地における誘導区域	 99
筆5節	会市的な誘道区域	 03

81

新

第3章

土地利用誘導

第1節	土地利用誘導の基本的な考え方		83
第2節	住居系市街地における誘導区域		85
第3節	駅周辺市街地における誘導区域		87
第4節	工業系市街地における誘導区域		99
第5節	全市的な誘導区域	1	03
第6節	防災指針	1	04

第3章 土地利用誘導

第

音

第2節 住居系市街地における誘導区域

1 住居系市街地における誘導区域の考え方

市域の大半を占める住居系市街地は、概ね公共交通徒歩圏域(鉄道駅から半径 800m 及びバス停から半径 300m)内となり、既に住宅を中心とした市街地が形成されており、 将来的にも 40 人/ha 以上の高い人口密度が見込まれるため、引き続き一定の人口密度 の維持を図る区域として、原則として全域を一般型居住誘導区域に設定します。

ただし、以下の法令により住宅の建築が制限されている区域や、事前対応が困難な災害が予想される区域は除きます。

〇法令により住宅の建築が制限されている区域

- 森林法に基づく保安林(春日神社風致保安林)
- 生産緑地法に基づく生産緑地地区
- 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区(春日町ヒメボタル特別緑地保全地区)

〇災害の発生が予想される区域

- 国の指針において、居住誘導区域を決める際に考慮する必要のある災害区域は、本市の場合、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「浸水想定区域」が該当します。また、「津波災害警戒区域」は指定されていませんが、「津波浸水想定」が大阪府において設定されています。
- •「土砂災害特別警戒区域」は、国の指針に基づき区域から除きます。「土砂災害警戒区域」 については、地域防災計画において災害予防対策が示され、また、風水害対策の体制も整備されているものの、災害発生や災害リスクの予想が難しいことから、区域から除きます。
- 「浸水想定区域」、「津波浸水想定」については、地域防災計画において災害予防対策が示されており、「浸水想定区域」では、風水害対策の体制が整備されているほか、河川整備計画に基づく改修事業の実施により長期的には災害の軽減が見込めること、「津波浸水想定」では、最も悪条件となる場合であっても浸水深は低位であることが想定されます。さらに、気象情報や地震情報などの災害予測に基づく避難情報などにより、事前に避難などの対策も可能であることから区域に含めます。
- なお、居住誘導区域においても、災害リスクを事前に把握しておくことが重要であり、豊中市浸水ハザードマップなどに示される被害想定や避難にかかる情報を確認するなど、災害に備えることが必要です。

表 25 災害ハザードに対する国の指針

災害区域の種類	根拠法(※名称は略称を使用)	国の指針
・災害危険区域のうち、住居の用に供する 建築物の建築が禁止されている区域	建築基準法	居住誘導区域に含まない。
・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	土砂災害防止法	
• 津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくり法	
· 災害危険区域(上記以外)	建築基準法	・原則として、居住誘導区域に含まな
・地ずべり防止区域	地すべり等防止法	いこととすべきである。
急傾斜地崩壞危険区域	急傾斜地崩壊防止法	1
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害防止法	・それぞれの区域の災害リスク、警戒 避難体制の整備状況、災害を防止し、
• 津波災害警戒区域	津波防災地域づくり法	避難体制の整備状況、災害を防止し、 又は軽減するための施設の整備状況
• 漫水想定区域	水防法	や整備見込みなどを総合的に勘案
• 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法	し、居住を誘導することが適当では ないと判断される場合は、原則とし
• 津波浸水想定	津波防災地域づくり法	て、居住誘導区域に含まないこととすべきである。

85

新

第3章 土地利用誘導

章

萱

第

查

第2節 住居系市街地における誘導区域

1 住居系市街地における誘導区域の考え方

市域の大半を占める住居系市街地は、概ね公共交通徒歩圏域(鉄道駅から半径 800m 及びバス停から半径 300m) 内となり、既に住宅を中心とした市街地が形成されており、将来的にも 40 人/ha 以上の高い人口密度が見込まれるため、引き続き一定の人口密度の維持を図る区域として、原則として全域を一般型居住誘導区域に設定します。

ただし、以下の法令により住宅の建築が制限されている区域や、事前対応が困難な災害が予想される区域は除きます。

〇法令により住宅の建築が制限されている区域

- 森林法に基づく保安林(春日神社風致保安林)
- ・生産緑地法に基づく生産緑地地区<u>(生産緑地法第 14 条による行為の制限が解除された</u>ものを除く)
- 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区(春日町ヒメボタル特別緑地保全地区)

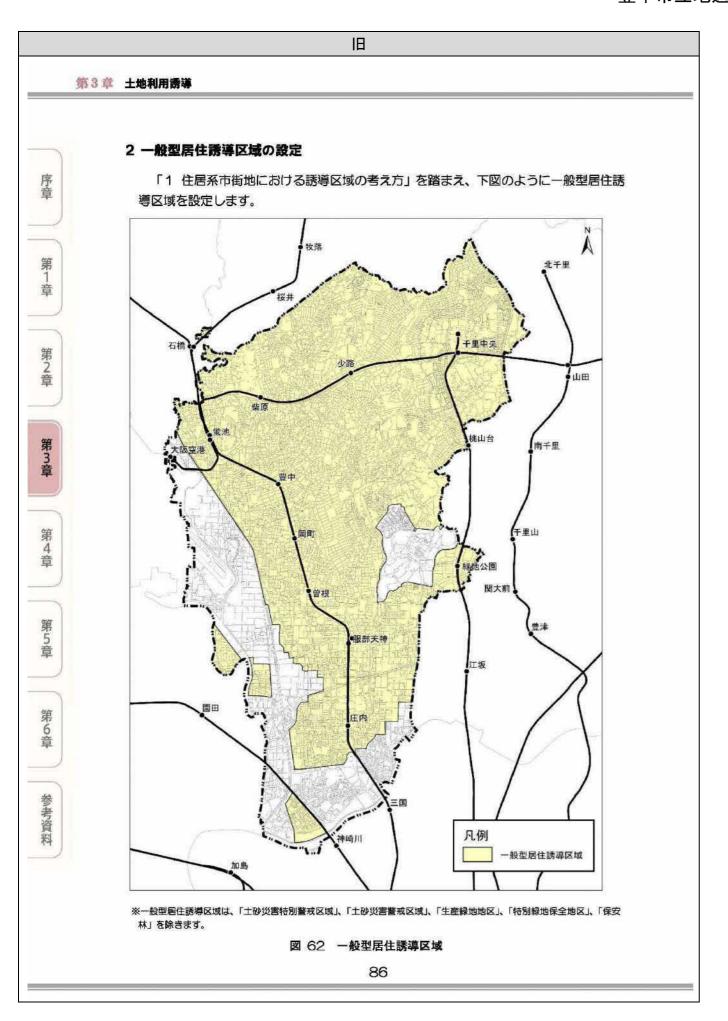
O災害の発生が予想される区域

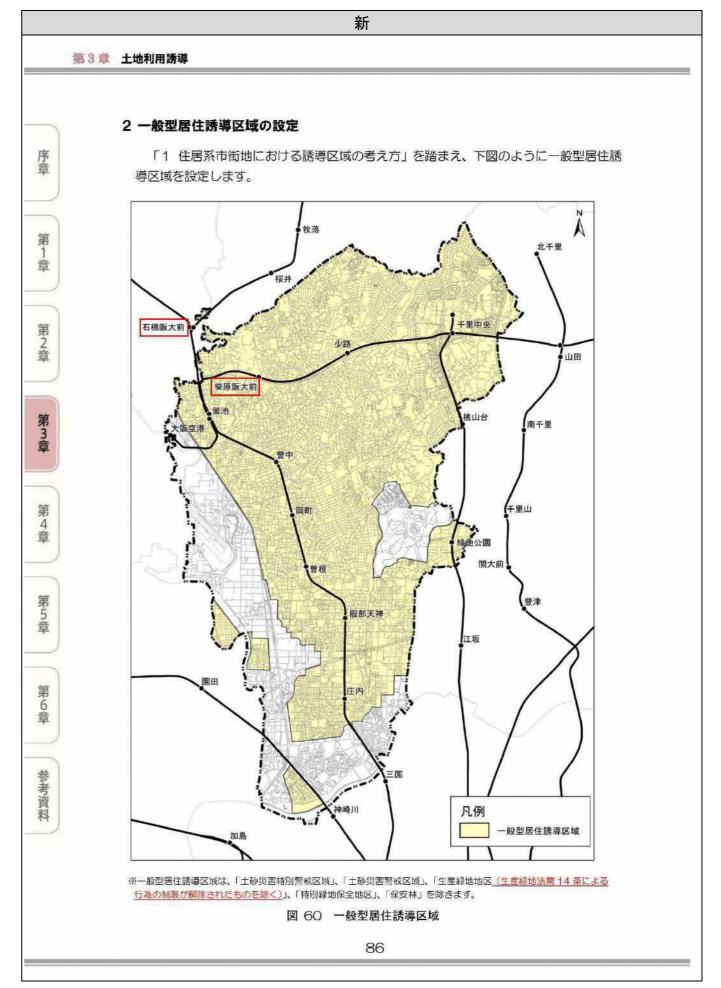
- ・国の指針において、居住誘導区域を決める際に考慮する必要のある災害区域は、本市の場合、「土砂災害特別警戒区域」、「土砂災害警戒区域」、「浸水想定区域」が該当します。また、「津波災害警戒区域」は指定されていませんが、「津波浸水想定」が大阪府において設定されています。
- 「土砂災害特別警戒区域」は、国の指針に基づき区域から除きます。「土砂災害警戒区域」 については、地域防災計画において災害予防対策が示され、また、風水害対策の体制も整備されているものの、災害発生や災害リスクの予想が難しいことから、区域から除きます。
- 「浸水想定区域」、「津波浸水想定」については、第6節「防災指針」において適切に災害 リスク分析を行った上で、災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることによ り、区域に含めます。

表 26 災害ハザードに対する国の指針

災害区域の種類	根拠法(※名称は略称を使用)	国の指針
 ・災害危険区域のうち、住居の用に供する 建築物の建築が禁止されている区域 (市該当無) 	建築基準法	
・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	土砂災害防止法	
・地すべり防止区域 (市該当無)	地すべり等防止法	・居住誘導区域に含まない。
· 急傾斜地崩壞危険区域 <u>(市該当無)</u>	急傾斜地崩壊防止法	
• 漫水被害防止区域(市該当無)	特定都市河川浸水被害対策法	
• 津波災害特別警戒区域 (市該当無)	津波防災地域づくり法	・原則として、居住誘導区域に含まない
・災害危険区域(上記以外) (市該当無)	建築基準法	こととすべきである。
・土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害防止法	・それぞれの区域の災害リスク、警戒避 難体制の整備状況、災害を防止し、又
津波災害警戒区域<u>(市該当無)</u>	津波防災地域づくり法	は軽減するための施設の整備状況や
• 漫水想定区域	水防法	型備見込みなどを総合的に勘案し、 居住を誘導することが適当ではない
·都市洪水想定区域(市該当無) ·都市浸水想定区域(市該当無)	特定都市河川浸水被害对策法	と判断される場合は、原則として、居 住誘導区域に含まないこととすべき
• 津波浸水想定区域	津波防災地域づくり法	である。 ・居住誘導区域に含める場合には、防災 指針において当該地区の災害リスク を踏まえた防災・減災対策を明らか にすることが必要である。

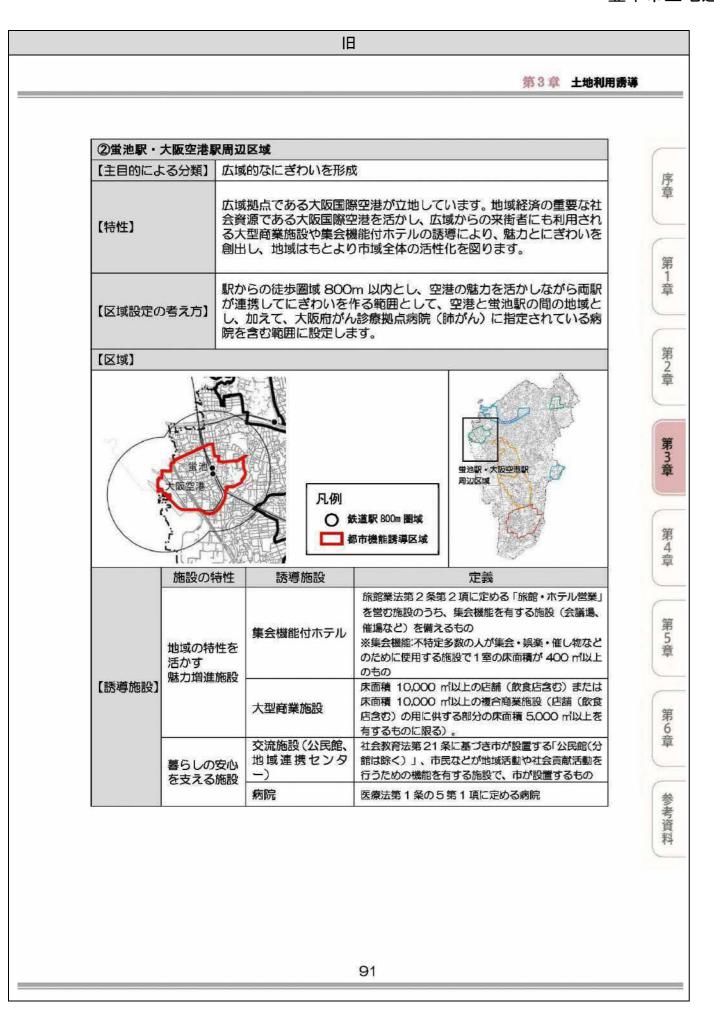
85

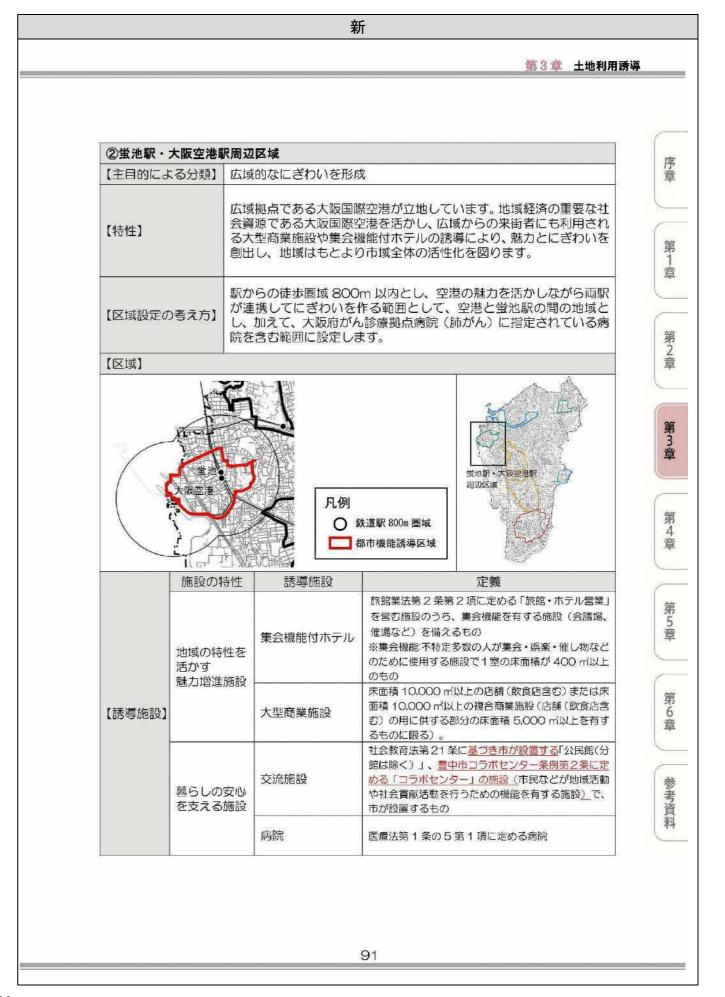




単 土地利用	誘導			
0-E-1				
①千里中央		域的なにぎわいを形成	t	
【特性】	広りる。	域的拠点となる北部プ ています。広域から多 市機能の維持・充実に	大阪の都市拠点 3様な人が訪れ こよる魅力の向	であり、商業・業務機能が集積 る拠点として、商業施設や高次 上により、市内外から多世代の とより、市域全体の活性化を図
【区域設定の	考え方】用は基準	からの徒歩圏域 800m 以内とし、干里ニュータウン地区の土地利の方針を示した「豊中市干里ニュータウン地区住環境保全に関する本方針」において、地区の中心として位置づけられ、商業・業務施などが集積している、干里中央地区を範囲として設定します。		
【区域】	1			
	千里中央	都市	駅 800m 圏域 機能誘導区域	
	施設の特性を 地域の特性を 活かす 魅力増進施設		を営む施設のう 催場など)を備 ※集会機能:不特	定義 系第2項に定める「旅館・ホテル営業」 ち、集会機能を有する施設(会議場、 言えるもの お定多数の人が集会・娯楽・催し物など る施設で1室の床面積が 400 ㎡以上
【誘導施設】	Mb/JJ-有连/Rb文	大型商業施設 • 百貨店	床面積 10,000 ㎡以上の店舗(飲食店含む) または 床面積 10,000 ㎡以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む)の用に供する部分の床面積 5,000 ㎡以上を 有するものに限る)。	
		保健センター	地域保健法第1	18条第2項に定める「市町村保健セ
	暮らしの安心 を支える施設		社会教育法第21条に基づき市が設置する「公民館(分	
	C > C SUBBX	病院 介護予防センター	医療法第1条の5第1項に定める病院 市有財産を活用した事業者による介護予防の推進に 関する条例第2条第5号に規定する事業者が同号の 事業を実施する施設	

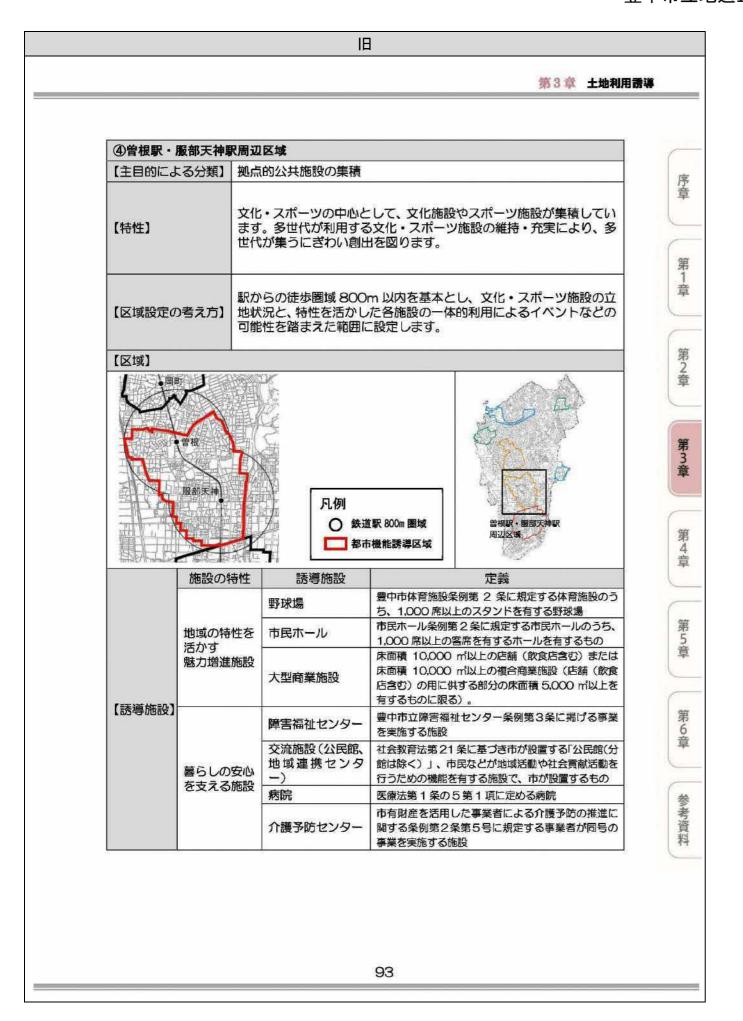
		亲	/1	
土地利用詞	導			
①千里中央	駅周辺区域			
【主目的によ	にる分類】	広域的なにぎわいを形成	戊	
【特性】		しています。広域から多 都市機能の維持・充実に	る様な人が訪れる よる魅力の向_	であり、商業・業務機能が集積 る拠点として、商業施設や高次 上により、市内外から多世代の とより、市域全体の活性化を図
【区域設定の	きえ方】	駅からの徒歩圏域 800m 以内とし、千里ニュータウン地区の土地利用の方針を示した「豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」において、地区の中心として位置づけられ、商業・業務施設などが集積している、千里中央地区を範囲として設定します。		
【区域】				
	千里中央 千里中央	凡例 〇 鉄道	駅 800m 圏域 機能誘導区域	千届中央贸易迈区域
	施設の特	性 誘導施設		定義
地域の特性を活かす		集会機能付ホテル	旅館業法第2条第2項に定める「旅館・ホテル営業」を営む施設のうち、集会機能を有する施設(会議場、催場など)を備えるもの ※集会機能:不特定多数の人が集会・娯楽・催し物などのために使用する施設で1室の床面積が400 m以上のもの	
	活かす		Section Section Section (Pro-	S加設(「至の水面積か 400 m以上
	120 TO 120 TO 1	大型商業施設· 百貨店	のもの 床面積 10,000 床面積 10,000	が以上の店舗(飲食店含む)または が以上の複合商業施設(店舗(飲食 する部分の床面積 5,000 が以上を
【誘導施設】	活かす	大型商業施設•	のもの 床面積 10,000 床面積 10,000 店含む) の用に傾 有するものに限。 図書館法第2条 市立図書館みら	が以上の店舗(飲食店含む)または が以上の複合商業施設(店舗(飲食 する部分の床面積 5,000 が以上を
【誘導施設】	活かす	大型商業施設• 百貨店	のもの 床面積 10,000 床面積 10,000 店含む)の用に依有するものに限 図書館法第2条 市立図書館みら 「地域館」に該 地域保健法第1	が以上の店舗(飲食店含む)または が以上の複合商業施設(店舗(飲食 する部分の床面積 5,000 が以上を る)。 第 1 項に定める図書館のうち、豊中 いブランの施設階層が「中央館」又は
【誘導施設】	活かす	大型商業施設・百貨店図書館保健センター	のもの 床面積 10,000 床面積 10,000 店含む)の用に依有するものに限。 図書館法第2条 市立図書館みら 「地域館」に該 地域保健法第1 ンター」 社会教育法第2 (分館は除く)」 に定める「コラオ	が以上の店舗(飲食店含む)または が以上の複合商業施設(店舗(飲食 はする部分の床面積 5,000 が以上を る)。 第 1 項に定める図書館のうち、豊中 パブランの施設階層が「中央館」又は 当する市が設置する公立図書館 8 条第 2 項に定める「市町村保健セ 1 条に基づき市が設置する「公民館 、豊中市コラボセンター条例第2条 ベセンター」の施設(市民などが地域 活動を行うための機能を有する施設)
【誘導施設】	活かす 魅力増進施	大型商業施設・ 百貨店 図書館 保健センター	のもの 床面積 10,000 床面積 10,000 店含む)の用に傾 有するものに限。 図書館法第2条 市立図書館みら 「地域保健法第1 ンター」 社会教育法第2 (分館は除く)」 に定める、コラデ 活動や社会とで、こうで、 で、市が設置する。 医療法第1条の	が以上の店舗(飲食店含む)または が以上の複合商業施設(店舗(飲食 はする部分の床面積 5,000 が以上を る)。 第 1 項に定める図書館のうち、豊中 いブランの施設階層が「中央館」又は 当する市が設置する公立図書館 8 条第 2 項に定める「市町村保健セ 1 条に基づき市が設置する「公民館 、豊中市コラボセンター条例第2条 ボセンター」の施設(市民などが地域 活動を行うための機能を有する施設) 3 もの 5 第 1 項に定める病院
【誘導施設】	活かす 魅力増進施	大型商業施設・ 百貨店 図書館 保健センター	のもの 床面積 10,000 床面積 10,000 店含む)の用に傾 有するものに限。 図書館法第2条 市立図館」に該 地域保健法第1 ンター」 社会教育は第2 (分館は「コラが活動で、計算で、で、対象とはで、で、で、は、で、で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので	が以上の店舗(飲食店含む)または が以上の複合商業施設(店舗(飲食 はする部分の床面積 5,000 が以上を る)。 第 1 項に定める図書館のうち、豊中 パブランの施設階層が「中央館」又は 当する市が設置する公立図書館 8 条第 2 項に定める「市町村保健セ 1 条に基づき市が設置する「公民館 、豊中市コラボセンター条例第2条 ベセンター」の施設(市民などが地域 活動を行うための機能を有する施設) 3 もの 5 第 1 項に定める病院 した事業者による介護予防の推進に 条第 5 号に規定する事業者が同号の

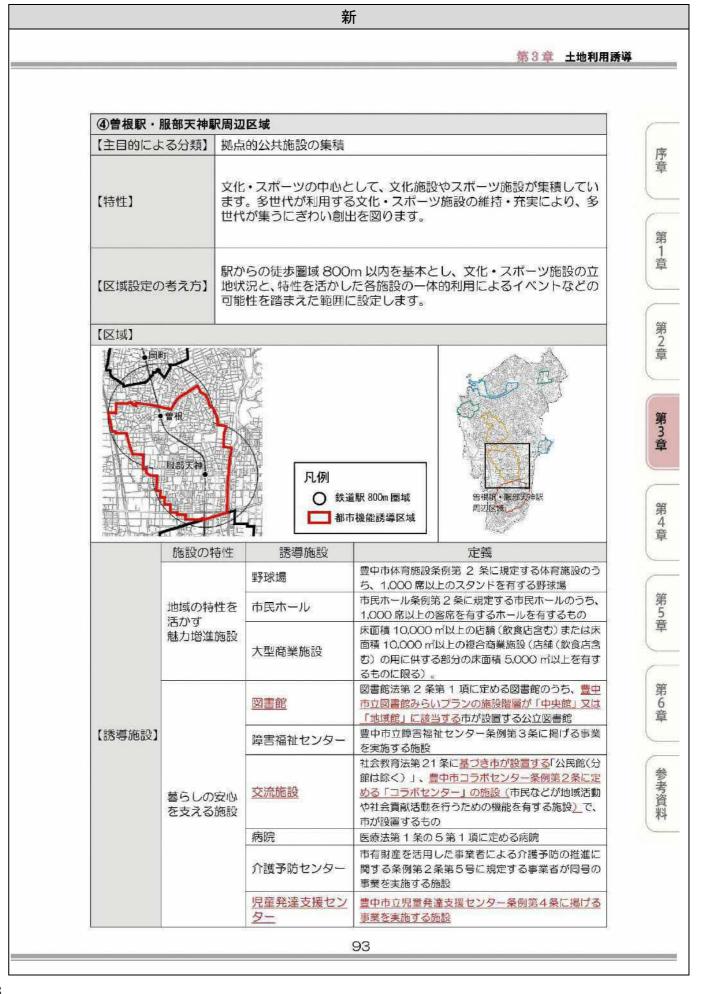




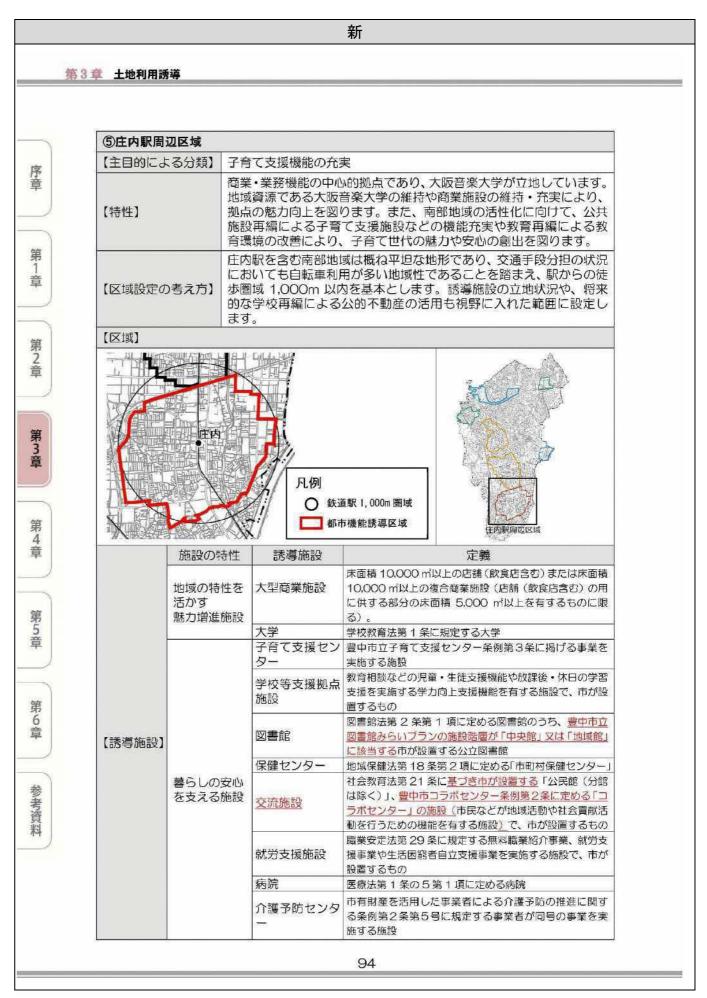
土地利用	秀導				
③豊中駅・	豊中駅・岡町駅周辺区域				
【主目的によ	Control Contro				
【特性】	E company	岡町駅周辺は拠点的な公共施設が集積する公共サービスの中心的拠点であり、また、豊中駅周辺は商業・業務機能の中心的拠点です。公共サービスの中心的拠点として、公共交通を利用して広範囲の市民が利用する拠点的公共施設を維持・充実し、市民の利便性向上を図るとともに、商業・業務施設の維持・充実により拠点の魅力向上を図ります。			
【区域設定の	の考え方] 駅からの徒歩圏域 800m 以内とし、拠点的公共サービス施設や商業・業務施設の立地状況を踏まえた範囲に設定します。				
【区域】					
	費中		凡例		豊中駅、西町駅
	豐中	智	0	鉄道駅 800m 圏域 都市機能誘導区域	月辺区域
	施設の特	曾根	0	部市機能誘導区域 旅館業法第2条 を営む施設のうる 催場など)を備 ※集会機能:不特 のために使用する	定義 第2項に定める「旅館・ホテル営業 5、集会機能を有する施設(会議場、
【************************************	地域の特性活かす	生を	誘導施設 集会機能付ホテル 大型商業施設	部市機能誘導区域 旅館業法第2条 を営む施設のう。 催場など)を備。 ※集会機能:不特。 のために使用するのもの 床面積10,000 ㎡ む)の用に供する。 るものに限る)。	定義 第2項に定める「旅館・ホテル営業 ち、集会機能を有する施設(会議場、 えるもの 定多数の人が集会・娯楽・催し物など る施設で1室の床面積が400 ㎡以上 が以上の店舗(飲食店含む)または成 以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む)
【誘導施設】	地域の特性活かす	生を	誘導施設集会機能付ホテル	部市機能誘導区域 旅館業法第2条 を営む施設のう。 催場など)を備。 ※集会機能:不特。 のために使用するのもの 床面積10,000 ㎡ む)の用に供する。 るものに限る)。	定義 第2項に定める「旅館・ホテル営業 5、集会機能を有する施設(会議場、 えるもの 定多数の人が集会・娯楽・催し物など 3施設で1室の床面積が400㎡以上 が以上の店舗(飲食店含む)または成 以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む) 3部分の床面積5,000㎡以上を有望 支援センター条例第3条に掲げる事
【誘導施設】	地域の特性活かす	生を	誘導施設 集会機能付ホテル 大型商業施設	部市機能誘導区域 旅館業法第2条 を営む施設のうる 催場など)を備 ※集会機能:不特のために使用するのもの 床面積10,000 ㎡む)の用に供するものに限る)。 豊中市立子育て 業を実施する施記	定義 第2項に定める「旅館・ホテル営業 5、集会機能を有する施設(会議場、 えるもの 定多数の人が集会・娯楽・催し物なと 3施設で1室の床面積が 400 ㎡以上 が以上の店舗(飲食店含む) または成 以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む) 3部分の床面積 5,000 ㎡以上を有す 支援センター条例第3条に掲げる事 役
【誘導施設】	地域の特性活かす	生を	京導施設 集会機能付ホテル 大型商業施設 子育て支援センター 母子会会を担ける。 日本のでは、1000年の100年の100年の100年の100年の100年の100年の100	部市機能誘導区域 旅館業法第2条 を営む施設のうう 催場など)を備 ※集会機能:不特 のために使用する のもの 床面積10,000 m むりの用に供する るものに限る)。 豊中市立子育て 業を実施する施 母子及び父子並び 子・父子福祉施 が社会福祉法第10	定義 第2項に定める「旅館・ホテル営業 5、集会機能を有する施設(会議場、 えるもの 定多数の人が集会・娯楽・催し物など 3施設で1室の床面積が400㎡以上 が以上の店舗(飲食店含む)または成 以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む)または は以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む) を選センター条例第3条に掲げる事 役 びに募婦福祉法第38条に規定する係 役
【誘導施設】	地域の特性活かす	生を	誘導施設 集会機能付ホテル 大型商業施設 子育て支援センター 母子父子福祉センター	部市機能誘導区域 旅館業法第2条 を営む施設のを備 ※集会機能:不特のために使用するのもの 床面積10,000 面積10,000㎡ むものに限る)。 豊中市施する施証 母子及び父子福祉 子・父子福祉 がよる事業を実施 地域保健法第1	定義 第2項に定める「旅館・ホテル営業 5、集会機能を有する施設(会議場、 えるもの 定多数の人が集会・娯楽・催し物など 3施設で1室の床面積が400㎡以上 が以上の店舗(飲食店含む)または成 以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む)または は以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む) を選センター条例第3条に掲げる事 役 びに募婦福祉法第38条に規定する係 役
【誘導施設】	地域の特性活かす	生を施設・	・ 誘導施設 集会機能付ホテル 大型商業施設 子育て支援センター 母子父子福祉センター 福祉活動支援センター	部市機能誘導区域 旅館業法第2条 を営む施設のを備 ※集会機能:不特のために使用するのもの 床面積10,000 所 むものに限る)。 豊中市立のに限る)で 業を実施する施証 グラ・父子福祉に が分子。 が対けている。 が対している。 が対している。 が対している。 が対している。 が対している。 がががががががががががががががががががががががががががががががががががが	定義 第2項に定める「旅館・ホテル営業 5、集会機能を有する施設(会議場、 えるもの 定多数の人が集会・娯楽・催し物など る施設で1室の床面積が400㎡以上 が以上の店舗(飲食店含む)または成 以上の複合商業施設(店舗(飲食店含む)またはな なりとの表の表面積5,000㎡以上を有す 支援センター条例第3条に掲げる事 と びに実婦福祉法第38条に規定するほと 209条第1項に規定する団体が同項に をする施設

土地利用詞	導				
③豊中駅・	岡町駅周辺区均	t			
【主目的によ	con programmal to a con-	~ 点的公共施設の集積			
【特性】	岡町駅周辺は拠点的な公共施設が集積する公共サービスの中心的拠点であり、また、豊中駅周辺は商業・業務機能の中心的拠点です。公共サービスの中心的拠点として、公共交通を利用して広範囲の市民が利用する拠点的公共施設を維持・充実し、市民の利便性向上を図るとともに、商業・業務施設の維持・充実により拠点の魅力向上を図ります。				
【区域設定の	域設定の考え方】 駅からの徒歩圏域 800m 以内とし、拠点的公共サービス施設や商業業務施設の立地状況を踏まえた範囲に設定します。				
【区域】					
	●岡町		道駅 800m 圏域 市機能誘導区域	豐中駅・匍匐駅	
	施設の特性	誘導施設		定義	
		集会機能付ホテル	催場など)を備え ※集会機能:不特定	を営む施設のうち、集会機能を有する施設(会議場、 催場など)を備えるもの ※集会機能:不特定多数の人が集会・娯楽・催し物など のために使用する施設で1室の床面積が 400 m以上	
	地域の特性を活かす魅力増進施設	大型商業施設	床面積 10,000 ㎡以上の店舗(飲食店含む) 面積 10,000 ㎡以上の複合商業施設(店舗む)の用に供する部分の床面積 5,000 ㎡以 るものに限る)。		
【誘導施設】		子育て支援センター	豊中市立子育て支援センター条例第3条に掲げる事業を実施する施設		
TOO GROUNT		母子父子福祉セン ター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条に規定する母子・父子福祉施設		
		福祉活動支援セン ター	社会福祉法第 109 条第 1 項に規定する団体が同項に 掲げる事業を実施する施設		
		保健センター	地域保健法第 18 条第 2 項に定める「市町村保健センター」		
	暮らしの安心	図書館法第2条第 市立図書館みらいフ		1 頃に定める図書館のうち、豊中 プランの施設階層が「中央館」又は する市が設置する公立図書館	
	を支える施設	生活情報センター	豊中市立生活情報センター条例第3条に掲げる事業 を実施する施設		
		病院	医療注答 4 名の日	第1項に定める病院	





並 土地利用	誘導			
A++==	w sa ka			
⑤庄内駅周	a company of the company	育て支援機能の充実		
NAS AC		TAPLE DATES OF THE MEDICAL CO. HE I MADE TO A THE MEDICAL CO.		
【特性】	商業・業務機能の中心的拠点であり、大阪音楽大学が立地しています。 地域資源である大阪音楽大学の維持や商業施設の維持・充実により、拠 点の魅力向上を図ります。また、南部地域の活性化に向けて、公共施設 再編による子育て支援施設などの機能充実や教育再編による教育環境 の改善により、子育て世代の魅力や安心の創出を図ります。			
【区域設定6	の考え方】 対域	ハても自転車利用が多 1,000m 以内を基本	い地域性である とします。誘導	がであり、交通手段分担の状況に ることを踏まえ、駅からの徒歩圏 が開設の立地状況や、将来的な学 に入れた範囲に設定します。
【区域】				*
	1 2 L/VPT			A Design of the last of the la
	庄内	SSE//#	駅 1,000m 圏域 機能誘導区域	主为职员汉区域
	施設の特性	〇 鉄道	90% db 90%d599%	定義
		○ 鉄道! 都市付 都市付	機能誘導区域 床面積 10,000 面積 10,000 n	
	施設の特性地域の特性を活かす	○ 鉄道! □ 都市付 都市付	機能誘導区域 床面積 10,000 n 面積 10,000 n む) の用に供する ものに限る)。 学校教育法第 1	定義 定義 か以上の店舗(飲食店含む)まだは床が以上の複合商業施設(店舗(飲食店含る部分の床面積 5,000 が以上を有する条に規定する大学 支援センター条例第3条に掲げる事業
	施設の特性地域の特性を活かす	○ 鉄道! 都市村 都市村	機能誘導区域 床面積 10,000 n 荷 10,000 n む) の用に供する ものに限る)。 学校教育法第 1 豊中市立子育で を実施する施設	定義
【誘導施設】	施設の特性地域の特性を活かす魅力増進施語	○ 鉄道!	機能誘導区域 床面積 10,000 n 積 10,000 n 積 10,000 n む) の用に供すものに限る)。 学校教育法第 1 豊中市立子育でを実施する施設教育相談などの。習支援を実施するもの図書館法第 2 条	定義
【誘導施設】	施設の特性地域の特性を活かす魅力増進施語	○ 鉄道!	機能誘導区域 床面積 10,000 n面積 10,000 n面積 10,000 n む) の用に供すものに限る)。 学校教育法第1 豊中市立子高施設教育相談を実施するとの。習支援を実施するもの図書館法第2条置する公立図書	定義
【誘導施設】	施設の特性地域の特性を活かす魅力増進施語	○ 鉄道 都市 部市 部市 部市 部市 部	機能誘導区域 床面積 10,000 m む)の用に30。 学校教育法第1 豊中市する施設教育法第1 豊中市するをとのが設置するもの図書館法立図書館法立図書間をはま第2条置する保健法第18一」社会教育法第2・館は除く)」、前	定義
【誘導施設】	施設の特性地域の特性を活かす魅力増進施認	○ 鉄道 都市	機能誘導区域 床面積 10,000 n	定義
【誘導施設】	施設の特性地域の特性を活かす魅力増進施認	○ 鉄道 都市	機能誘導区域 床面積 10,000 n 荷 10,000 n 積 10,000 n む の 用に供す ものに限る)。 学校教市 立 3 など	定義



第3章 土地利用誘導

第1章

第2章

第4章

第5章

第6章

参考資料

■都市機能誘導区域と誘導施設

表 27 都市機能誘導区域·誘導施設一覧表

目的 による 区域分類	誘導区域	特性	誘導施設
広域的なにぎ	千里中央駅周辺	商業・業務機能が集 積する北部大阪の 都市拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設・百貨店 【暮らしの安心を支える施設】 保健センター、交流施設(公民館、地域連携センター)、病院、介護予防センター
なにぎわいを形成	蛍池駅・大阪空港駅周辺	広域拠点である大 阪国際空港が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設 【暮らしの安心を支える施設】 交流施設(公民館、地域連携センター)、病院
拠点的公共施設の	豊中駅・岡町駅周辺	拠点的公共施設が 集積する公共サービスの中心的拠点、 商業・業務機能の中心的拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設、子育て 支援センター、母子父子福祉センター、福 祉活動支援センター、保健センター 【暮らしの安心を支える施設】 生活情報センター、病院
穴施設の集積	曽根駅・服部天神駅周辺	文化・スポーツの中心的拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 野球場、市民ホール、大型商業施設 【暮らしの安心を支える施設】 障害福祉センター、交流施設(公民館、地 域連携センター)、病院、介護予防センター
子育て支援機能の充実	庄内駅周辺	商業・業務機能の中 心的拠点、大阪音楽 大学が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 大型商業施設、大学 【暮らしの安心を支える施設】 子育て支援センター、学校等支援拠点施設、 図書館、保健センター、交流施設(公民館、 地域運携センター)、就労支援施設、病院、 介護予防センター
安心を支える	柴原駅・少路駅周辺	医療系施設が集積、 大阪大学が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 大学 【暮らしの安心を支える施設】 病院、介護予防センター
心を支える施設の維持	緑地公園駅周辺	日常生活の利便に 資する拠点	【暮らしの安心を支える施設】 病院

[※] 市有施設については、『豊中市公共施設等総合管理計画』に基づく施設再編方針により施設再編が具体化 した場合は、誘導施設の指定の見直しを行います。

98

新

第3章 土地利用誘導

■都市機能誘導区域と誘導施設

表 28 都市機能誘導区域・誘導施設一覧表

目的によ	595,000	誘導区域	特性	誘導施設
	広域的なにぎわいを形成	千里中央駅周辺	商業・業務機能が集 積する北部大阪の 都市拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設・百貨店 【暮らしの安心を支える施設】 図書館、保健センター、 <u>交流施設</u> 、病院、 介護予防センター
	わいを形成	蛍池駅・大阪空港駅周辺	広域拠点である大 阪国際空港が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設 【暮らしの安心を支える施設】 <u>交流施設</u> 、病院
	拠点的公共	豊中駅•岡町駅周辺	拠点的公共施設が 集積する公共サービスの中心的拠点、 商業・業務機能の中心的拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 集会機能付ホテル、大型商業施設、子育て 支援センター、母子父子福祉センター、福 祉活動支援センター、保健センター 【暮らしの安心を支える施設】 図書館、生活情報センター、病院
	拠点的公共施設の集積	曽根駅・服部天神駅周辺	文化・スポーツの中 心的拠点	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 野球場、市民ホール、大型商業施設 【暮らしの安心を支える施設】 図書館、障害福祉センター、 <u>交流施設</u> 、病院、介護予防センター、 <u>児童発達支援セン</u>
	子育て支援機能の充実	庄内駅周辺	商業・業務機能の中 心的拠点、大阪音楽 大学が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 大型商業施設、大学 【暮らしの安心を支える施設】 子育て支援センター、学校等支援拠点施設、 図書館、保健センター、 <u>交流施設</u> 、就労支 援施設、病院、介護予防センター
施設の	安心を支える	柴原阪大前駅・少路駅周辺	医療系施設が集積、 大阪大学が立地	【地域の特性を活かす魅力増進施設】 大学 【暮らしの安心を支える施設】 病院、介護予防センター
持	える	緑地公園駅周辺	日常生活の利便に 資する拠点	【暮らしの安心を支える施設】 病院

[※] 市有施設については、『豊中市公共施設等総合管理計画』に基づく施設再編方針により施設再編が具体化 した場合は、誘導施設の指定の見直しを行います。

〇令和6年(2024年)2月改定時における誘導施設の改定

• 図書館

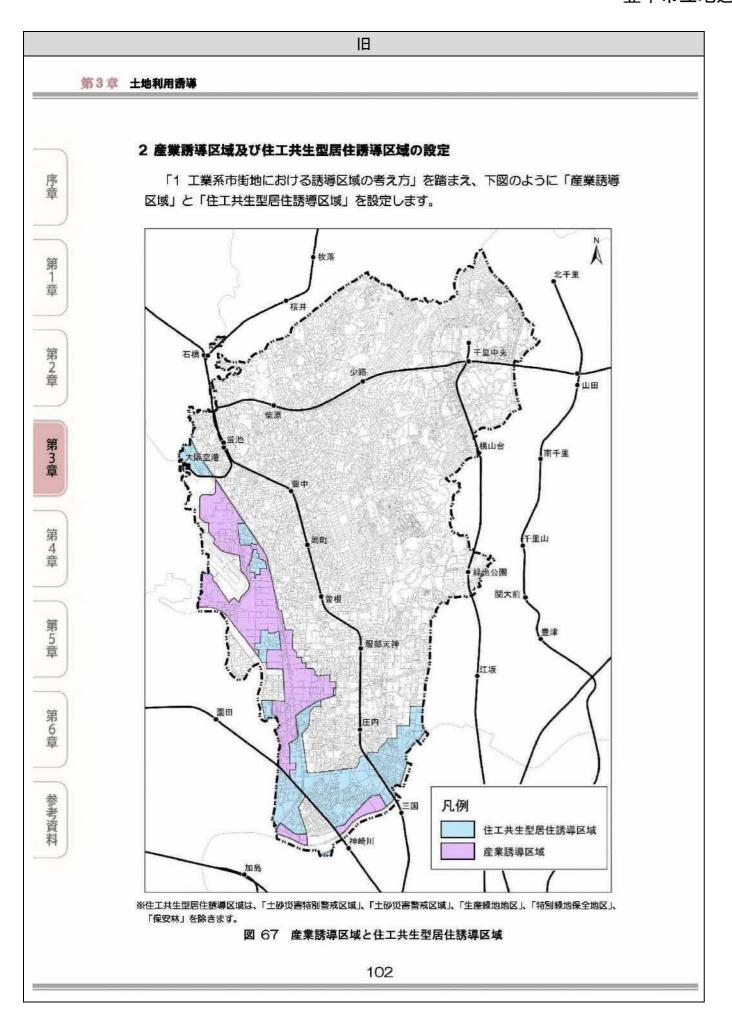
豊中市立図書館みらいプラン(令和5年(2023年)3月策定)を踏まえた改定を行いました。

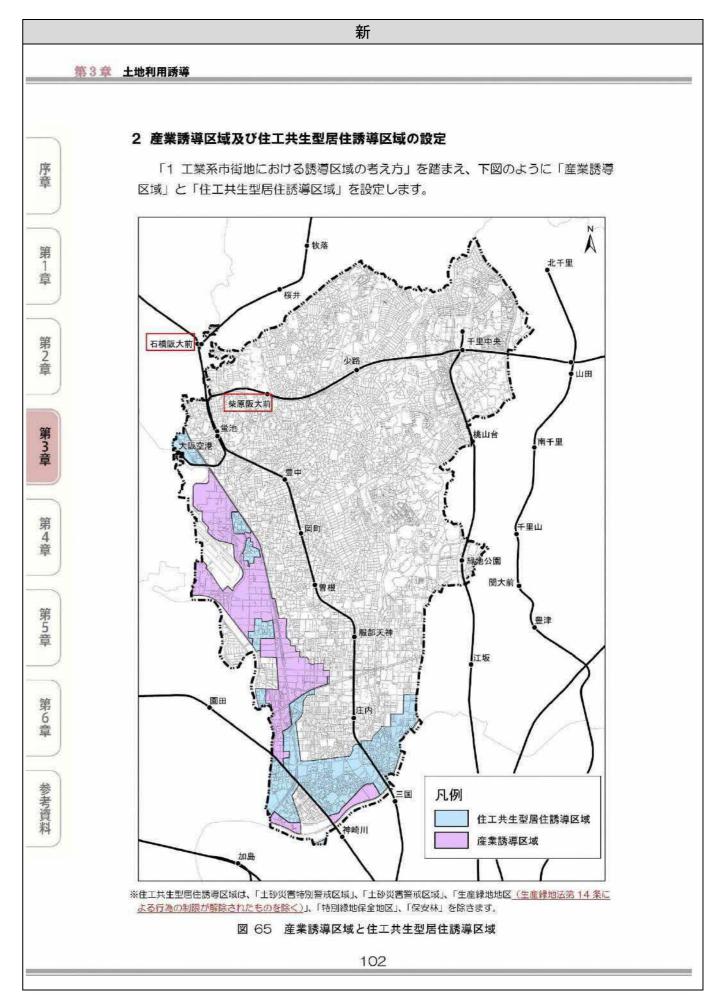
・児童発達支援センター

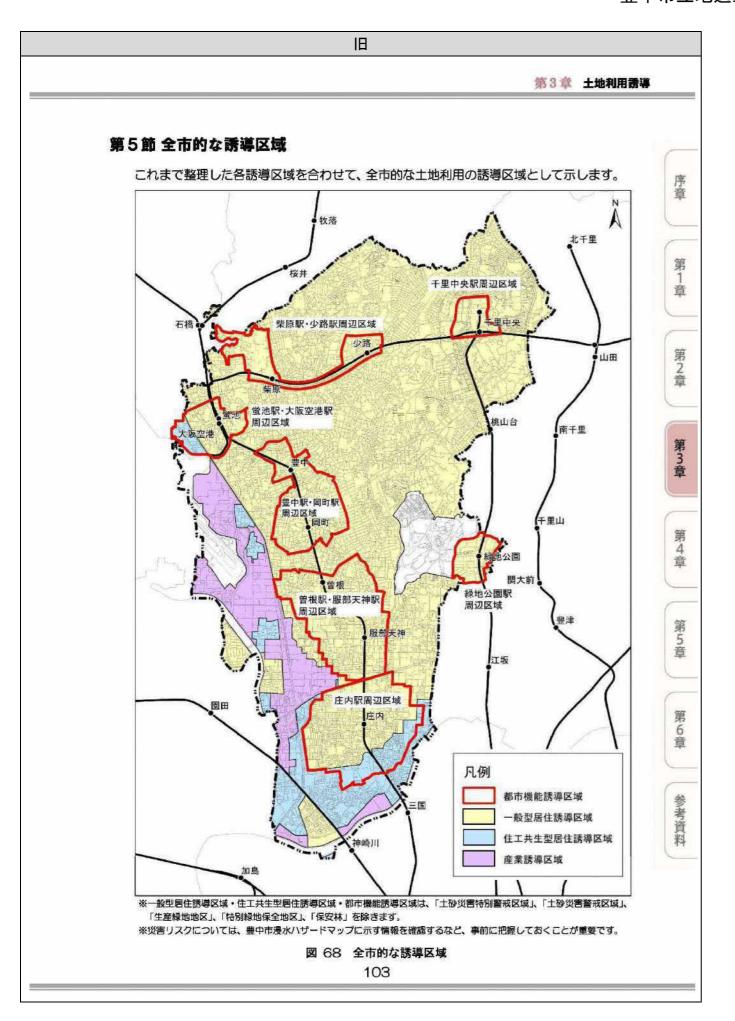
令和元年(2019年)4月の同センター設置に伴う改定を行いました。

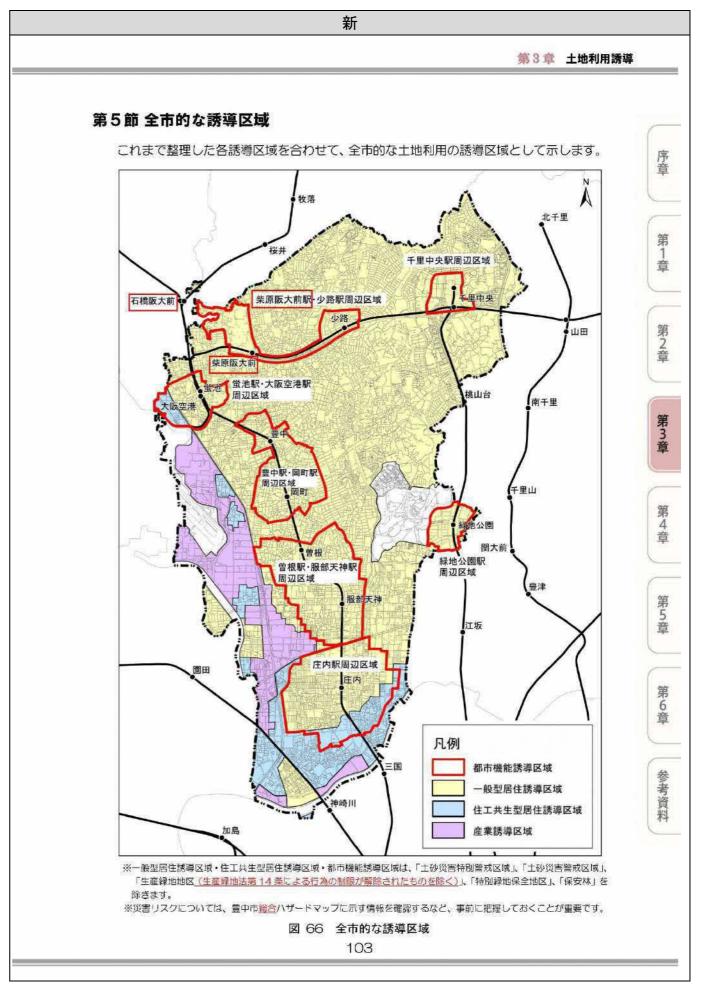
• 交流施設

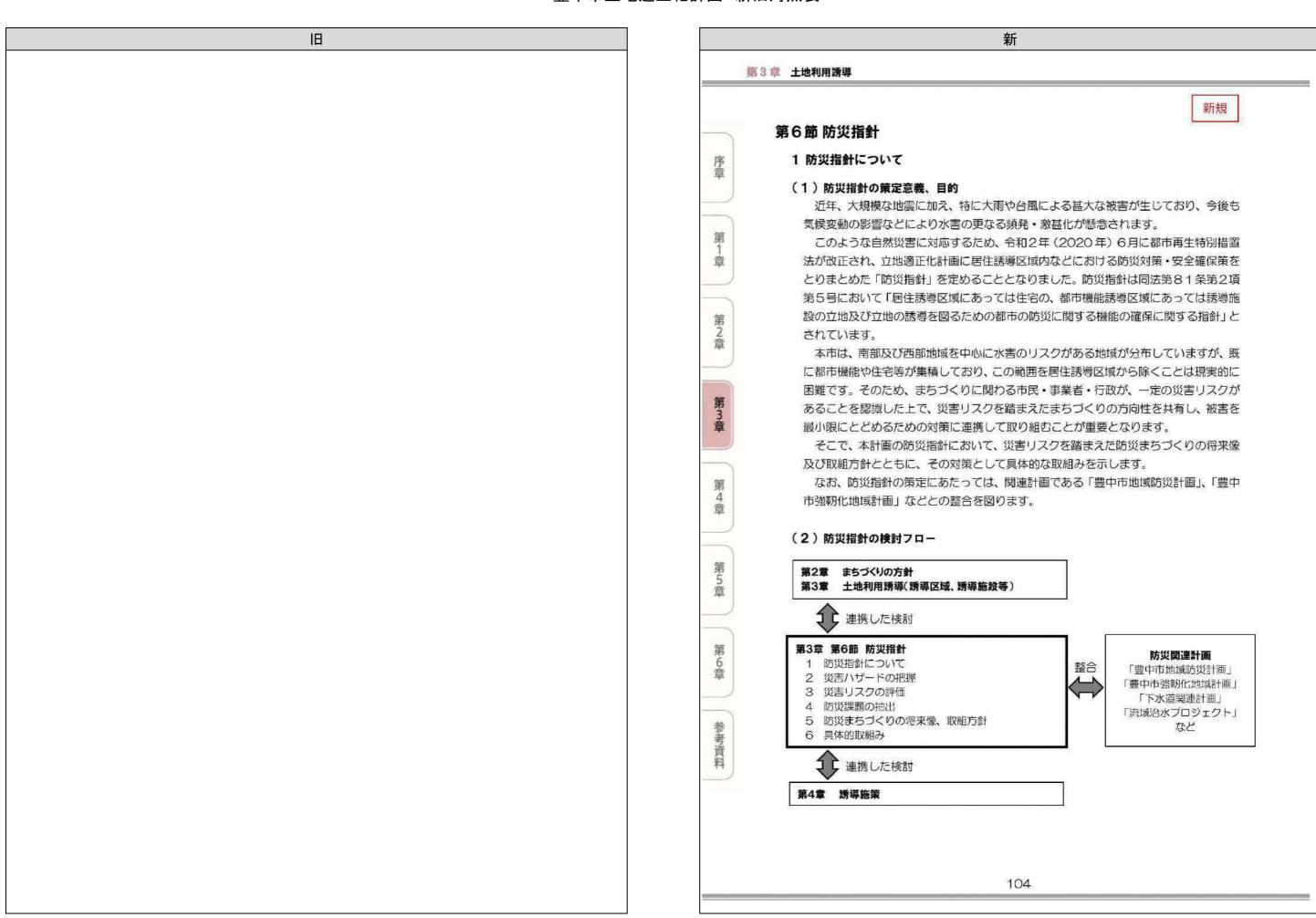
令和5年(2023年)4月の組織機構の改編に伴う改定を行いました。



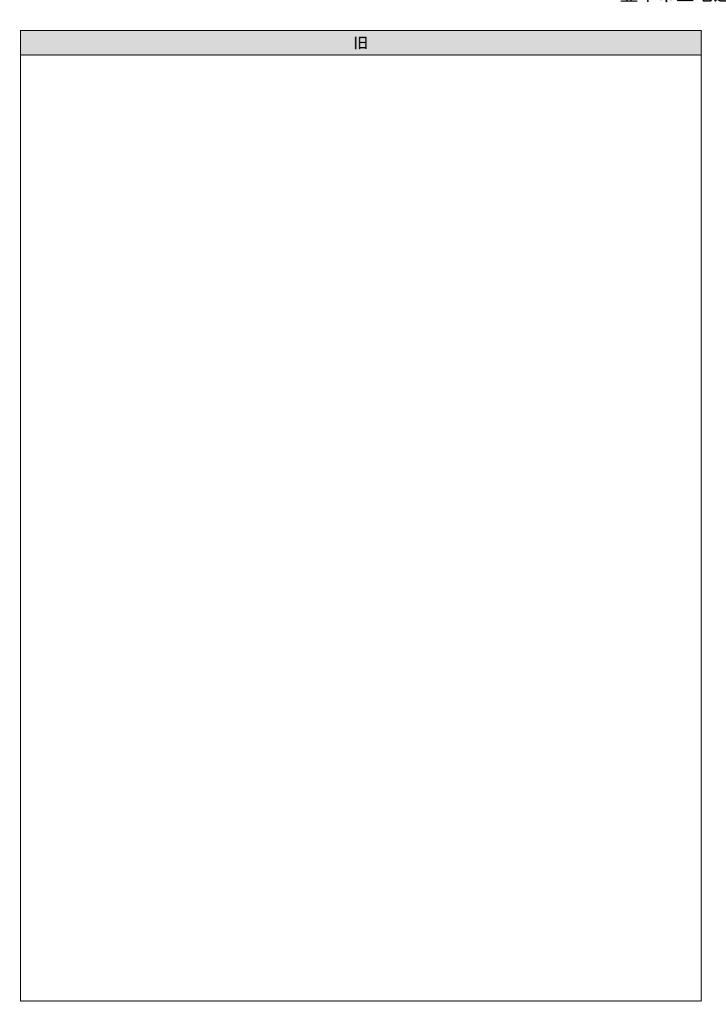


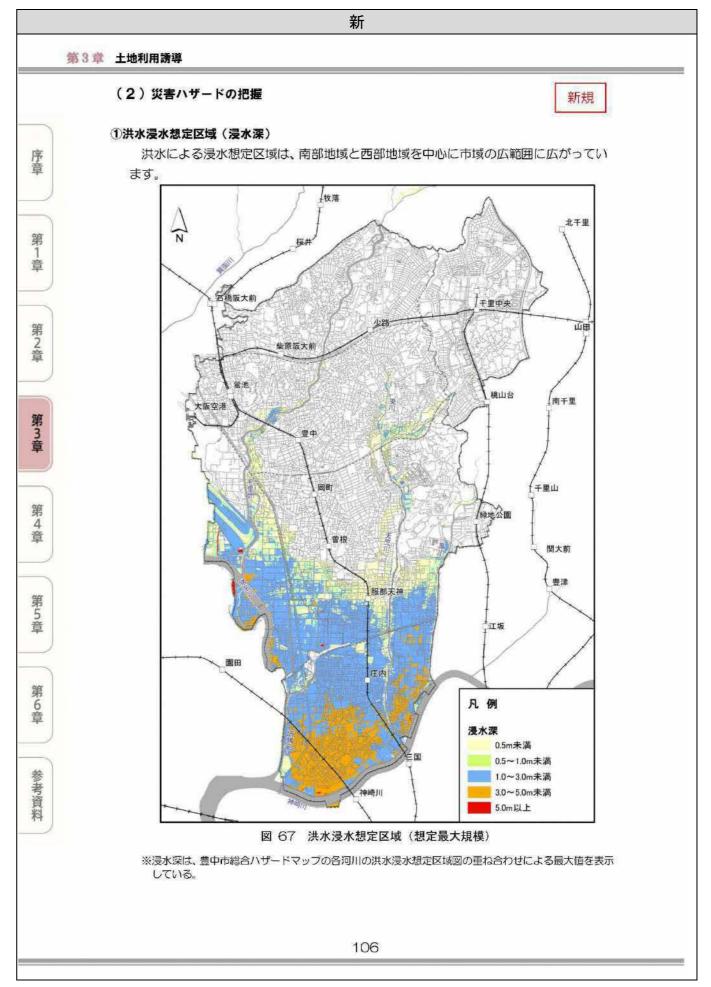


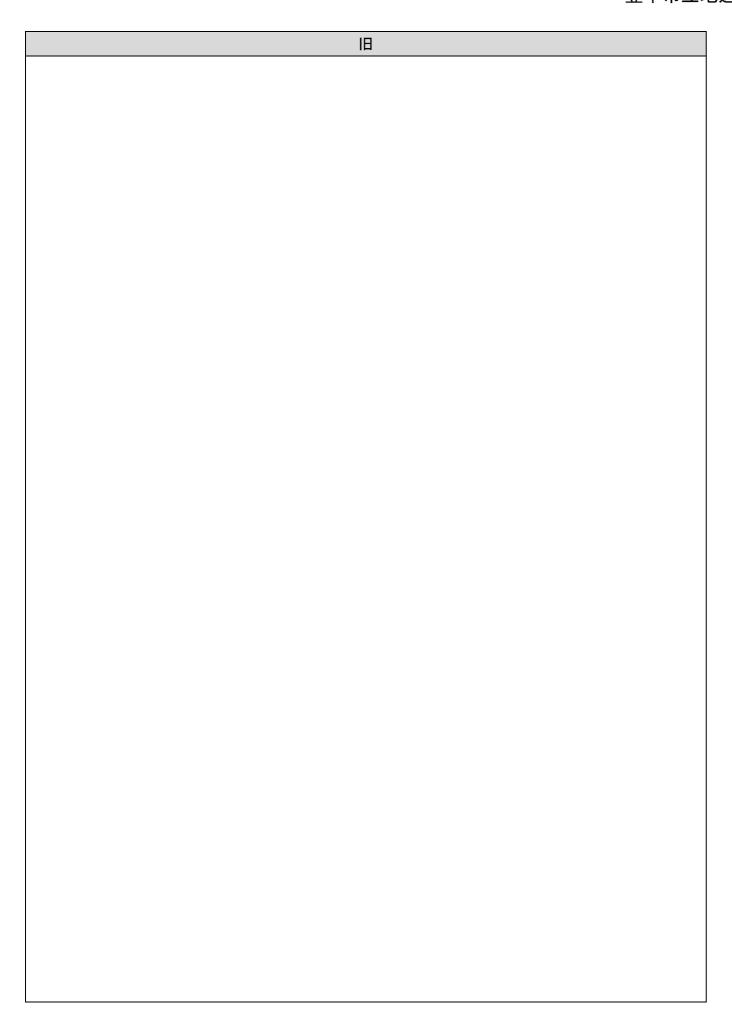


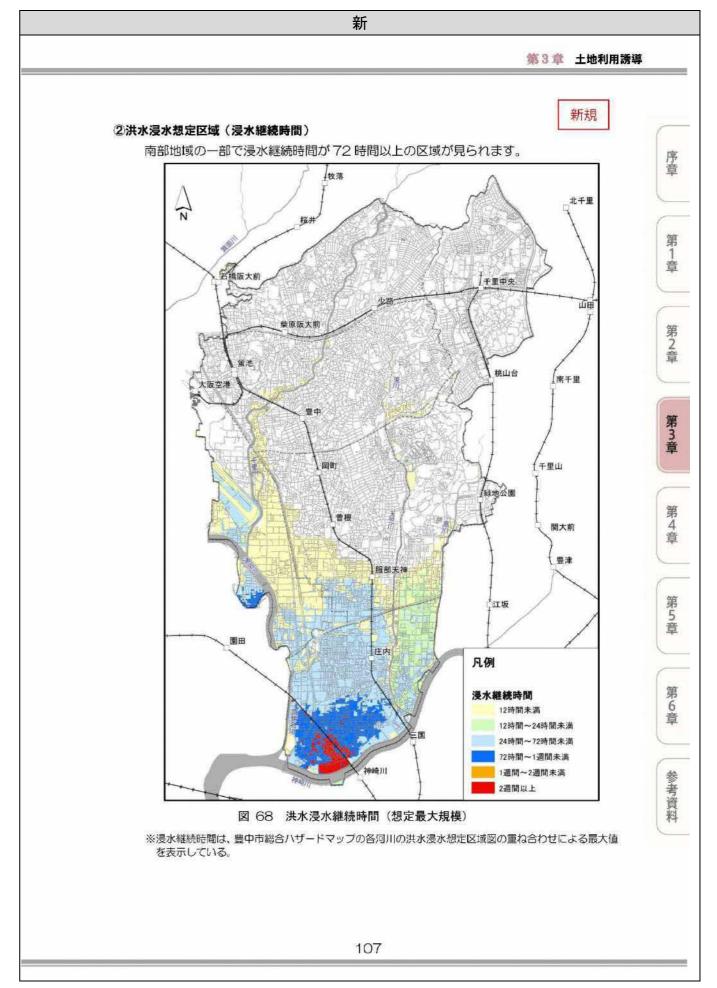


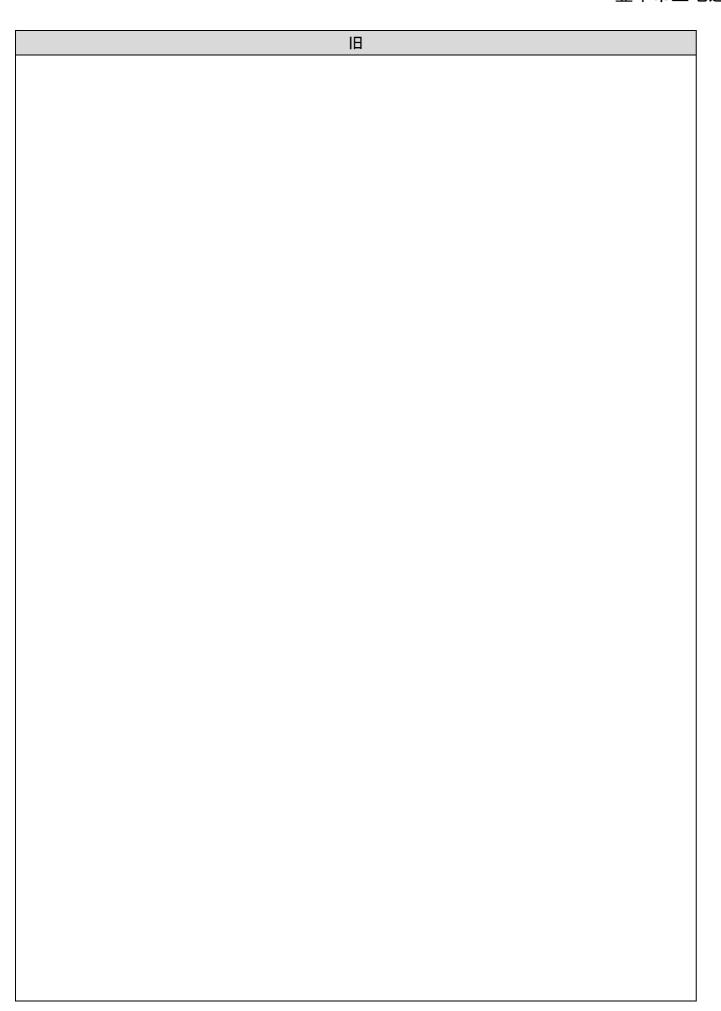
2 災害/ (1)災: 本市 種類 洪水
(1)災 本市 種類
本市 種類
種類
洪水
洪水
内水
高潮
津波
ため池
土砂災害
Ę
**1 洪水、[7
種類
洪水
内水

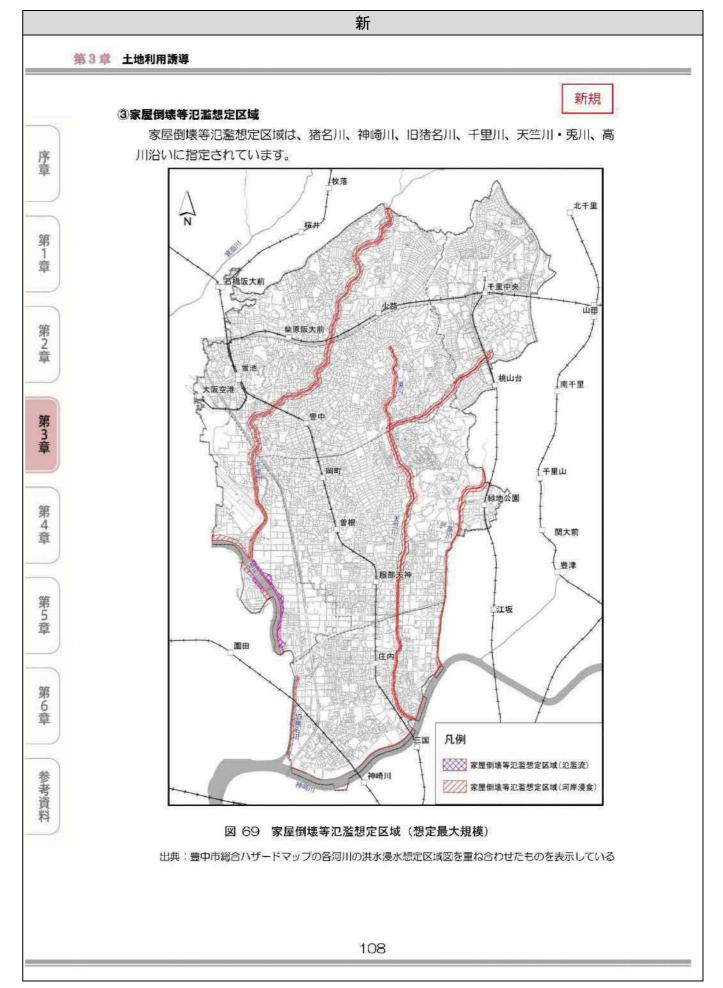


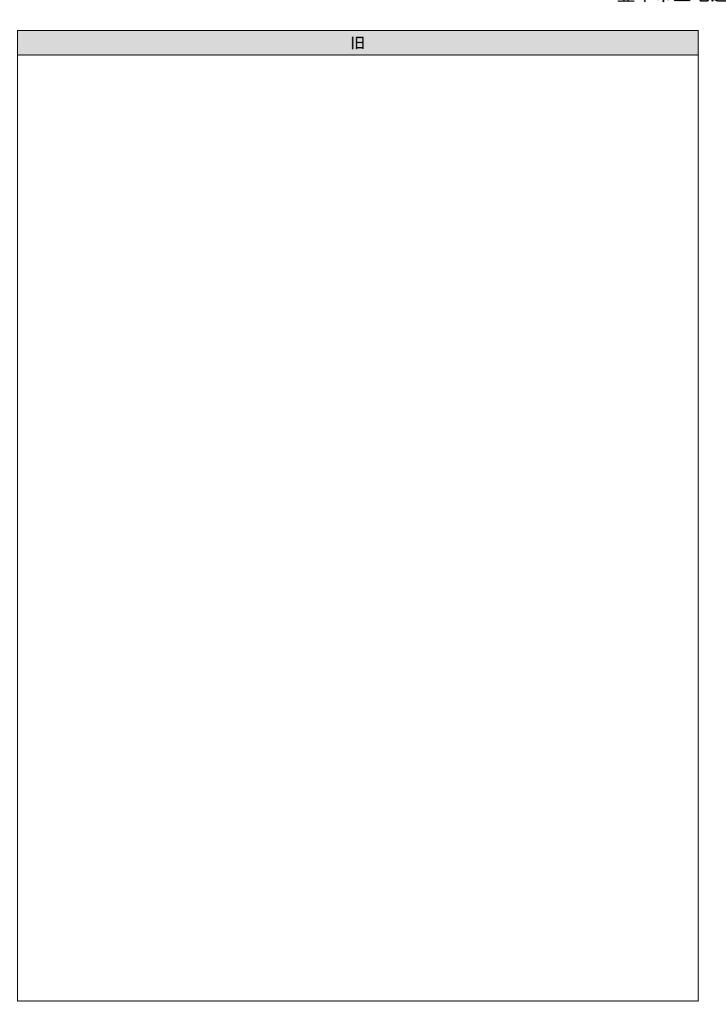


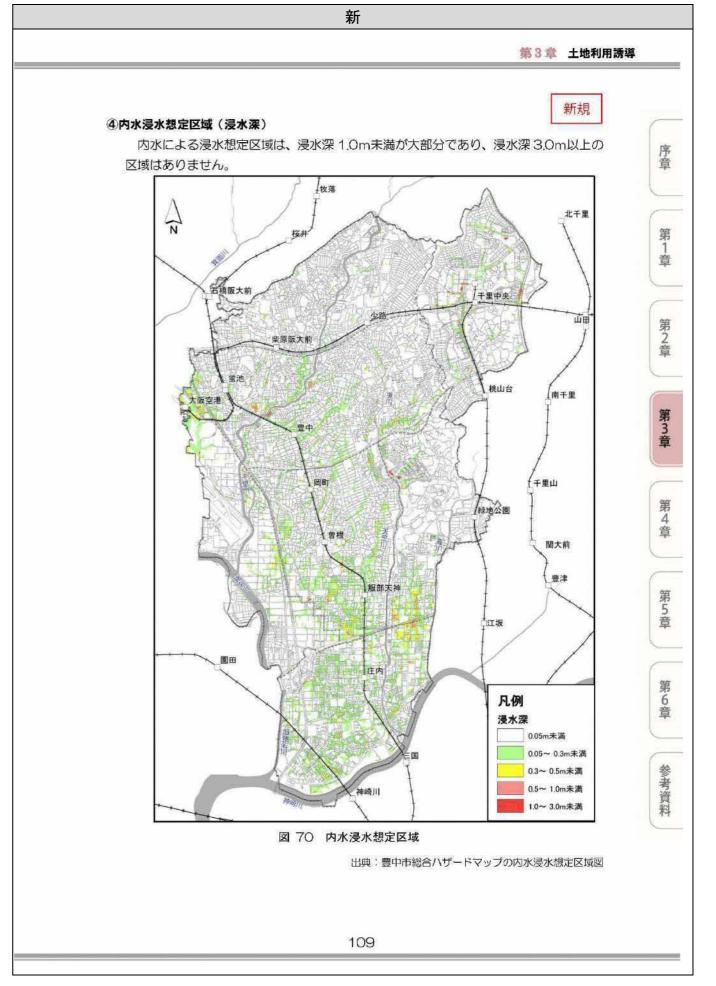


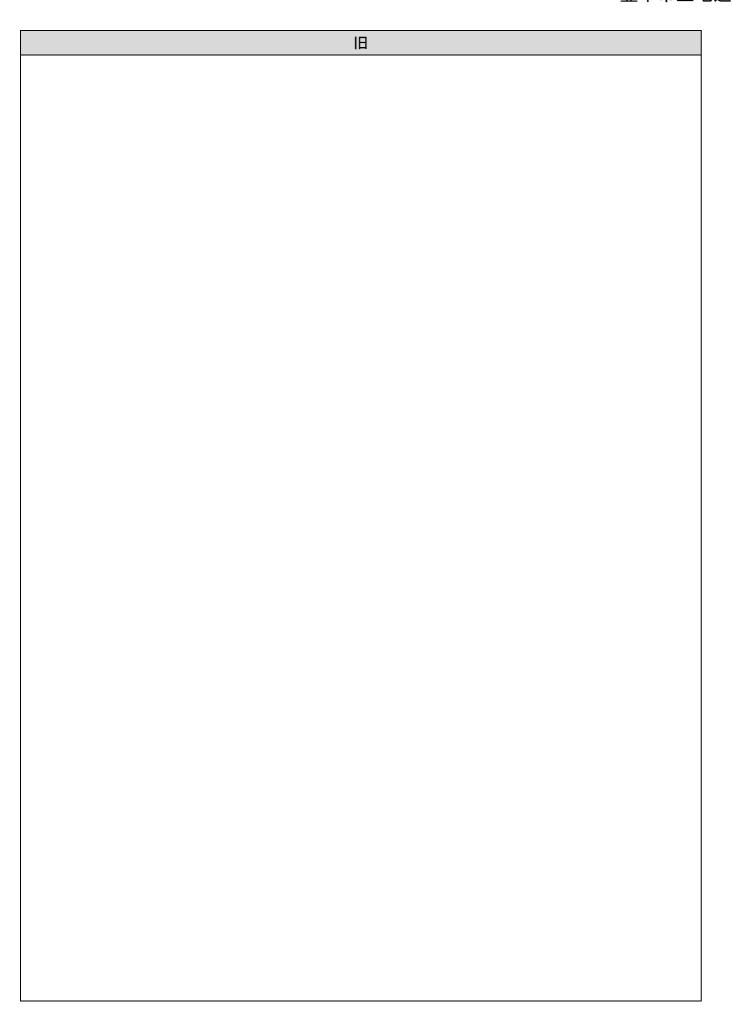


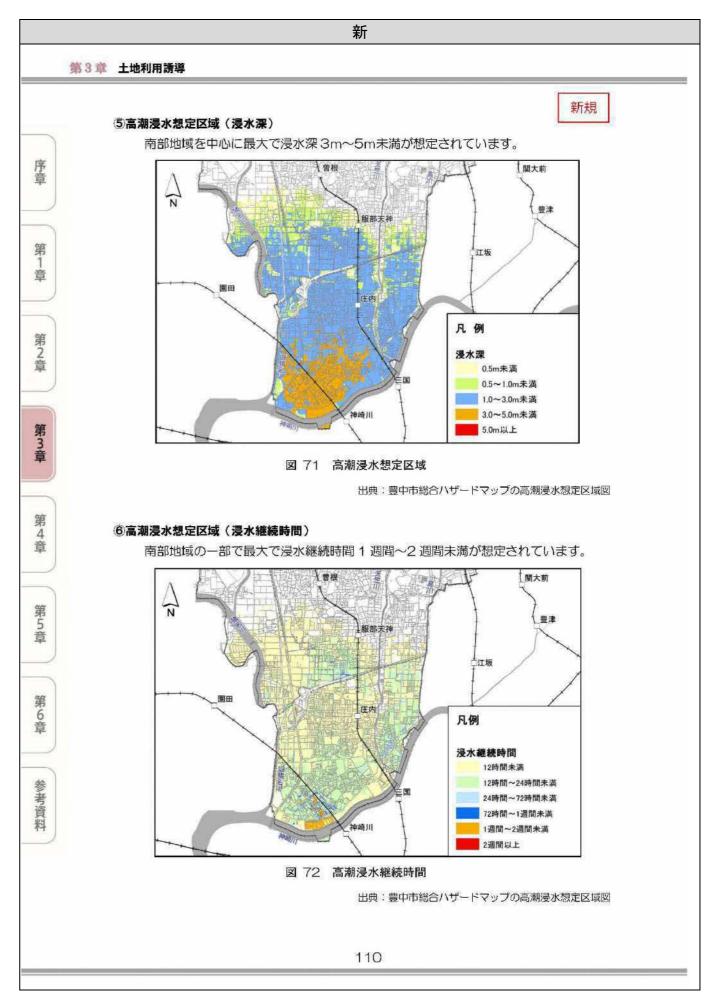


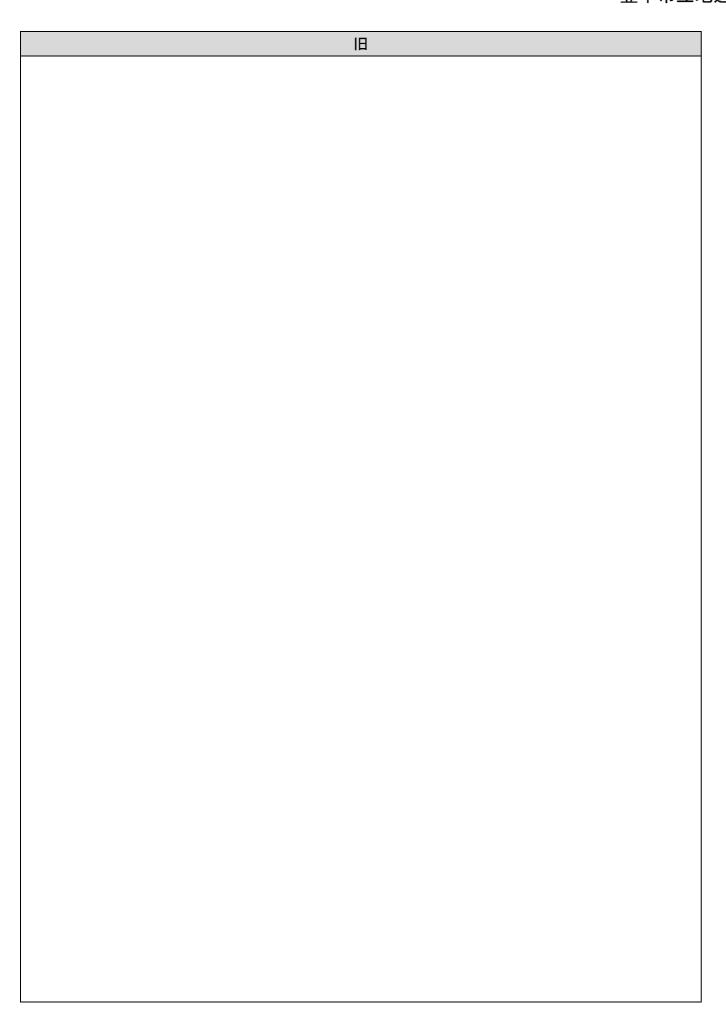




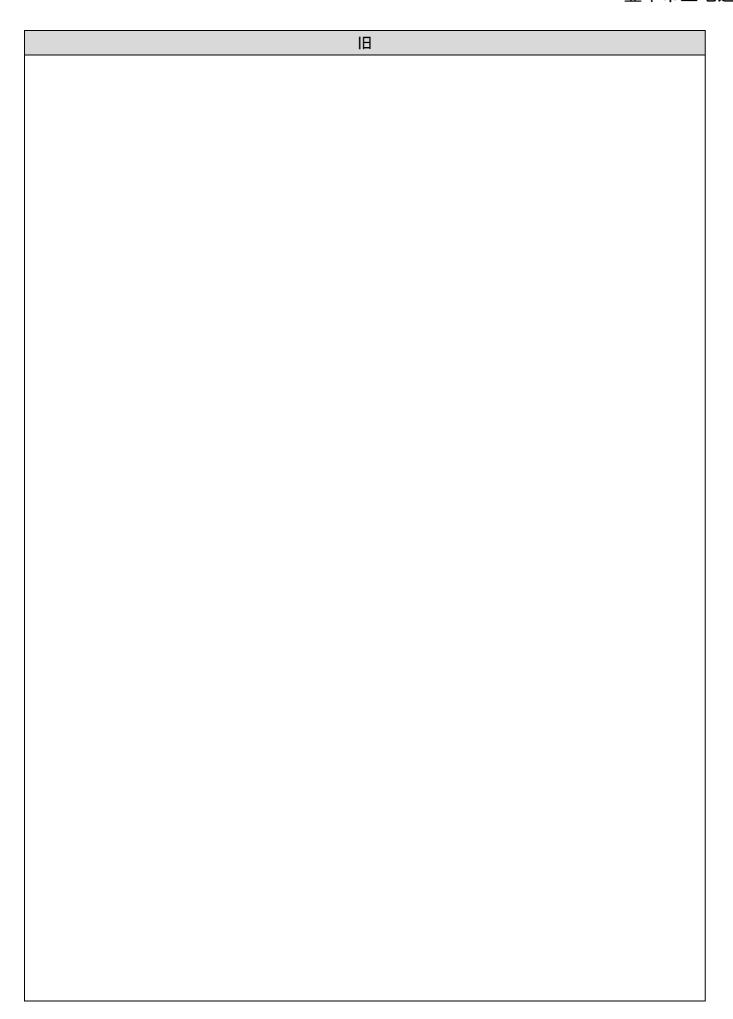


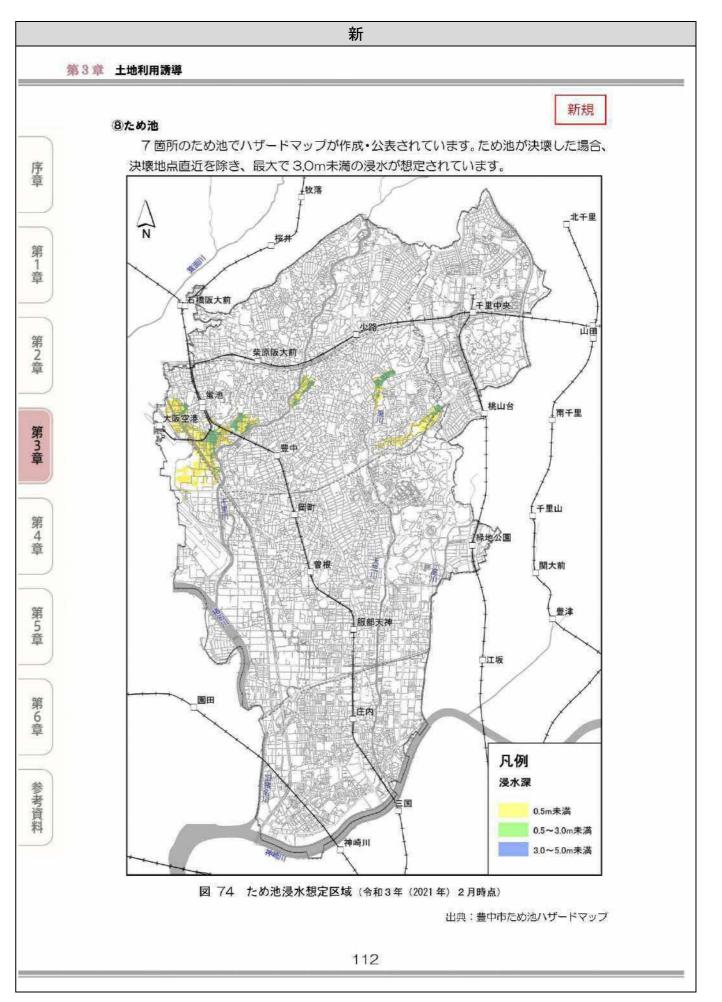


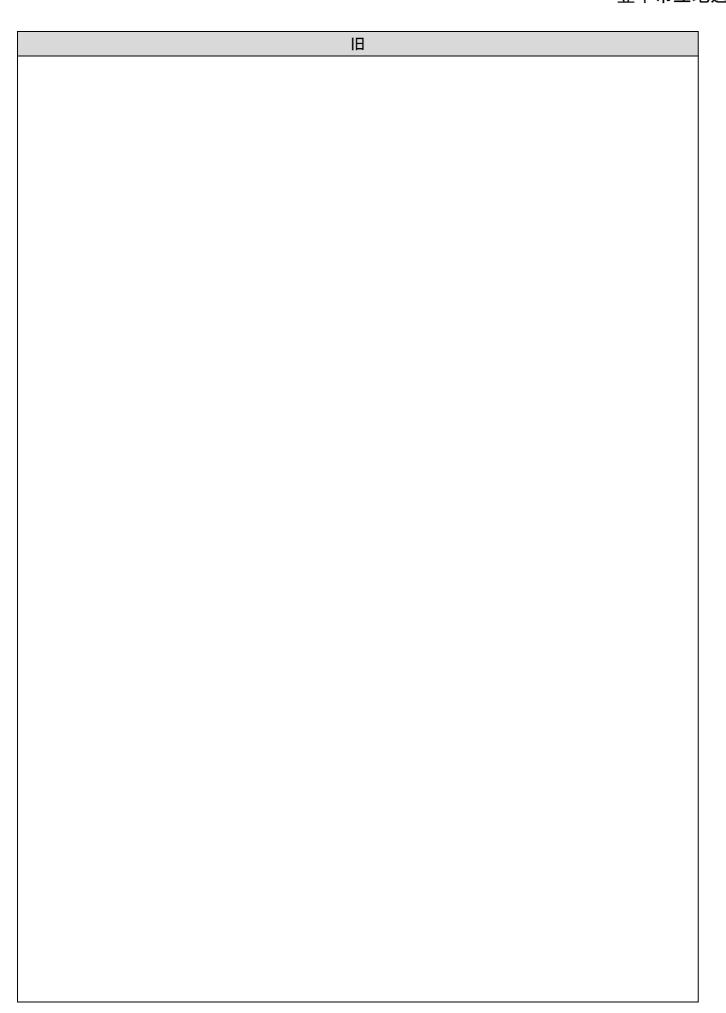


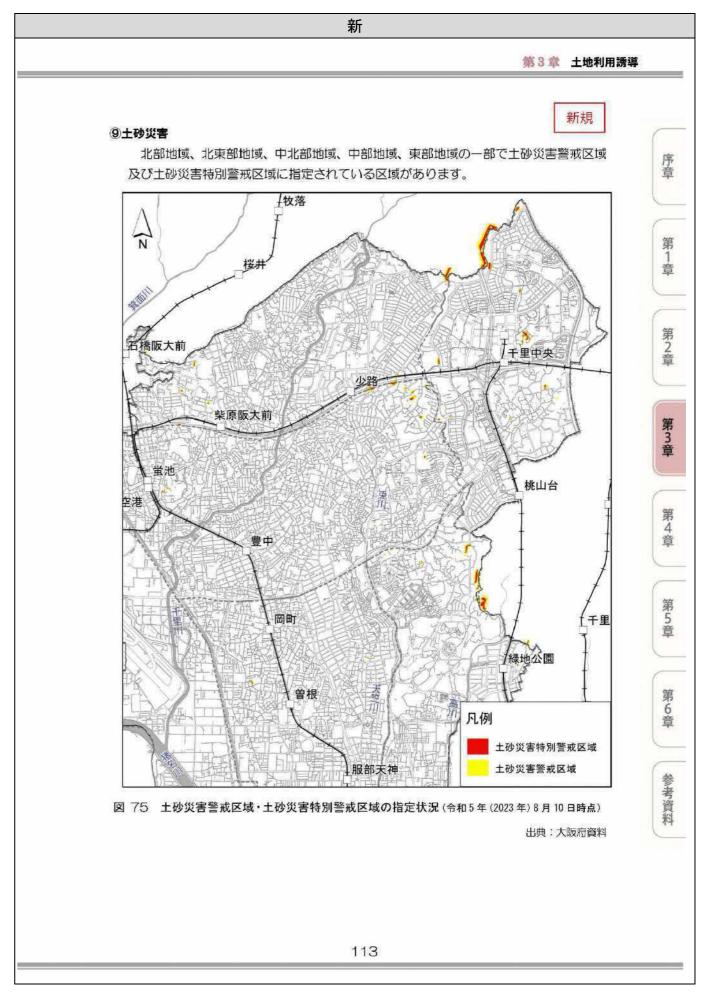


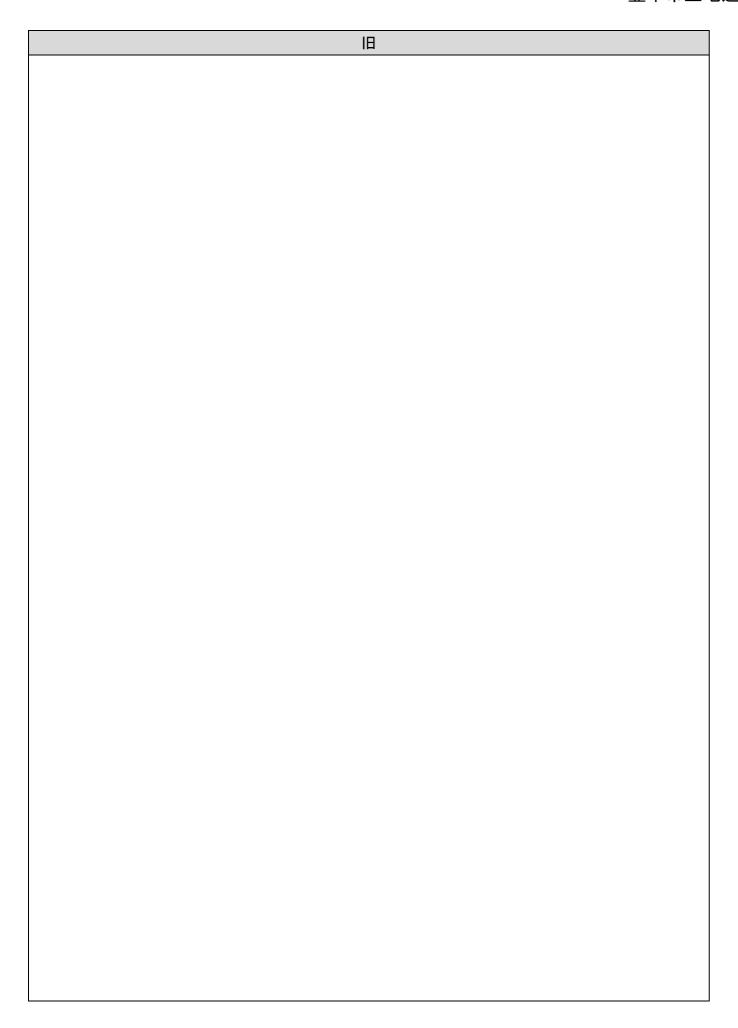


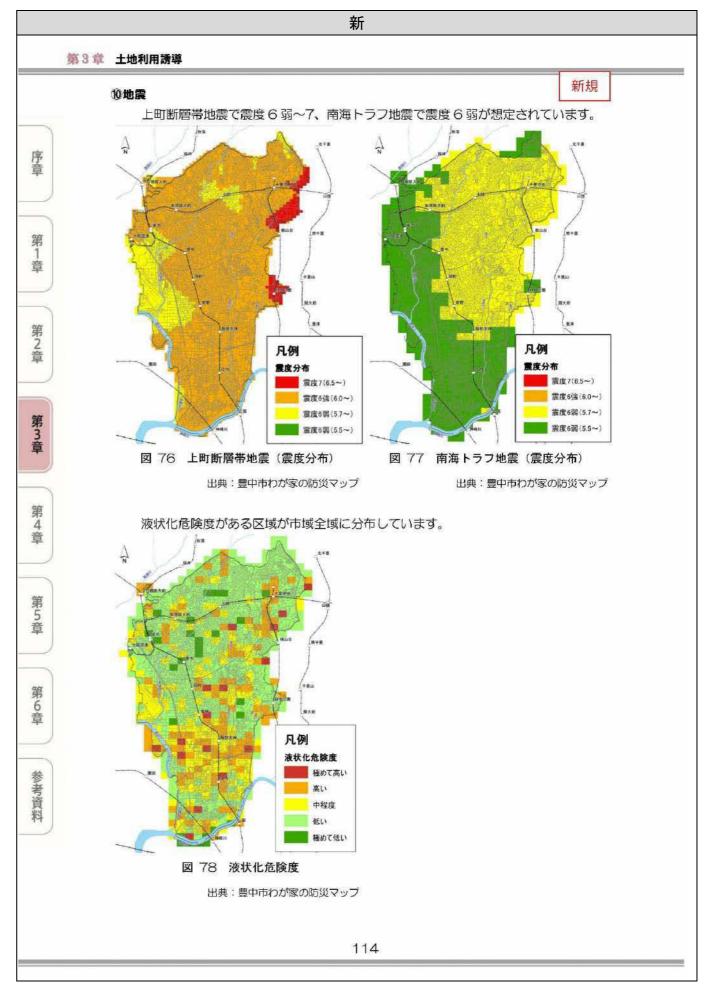


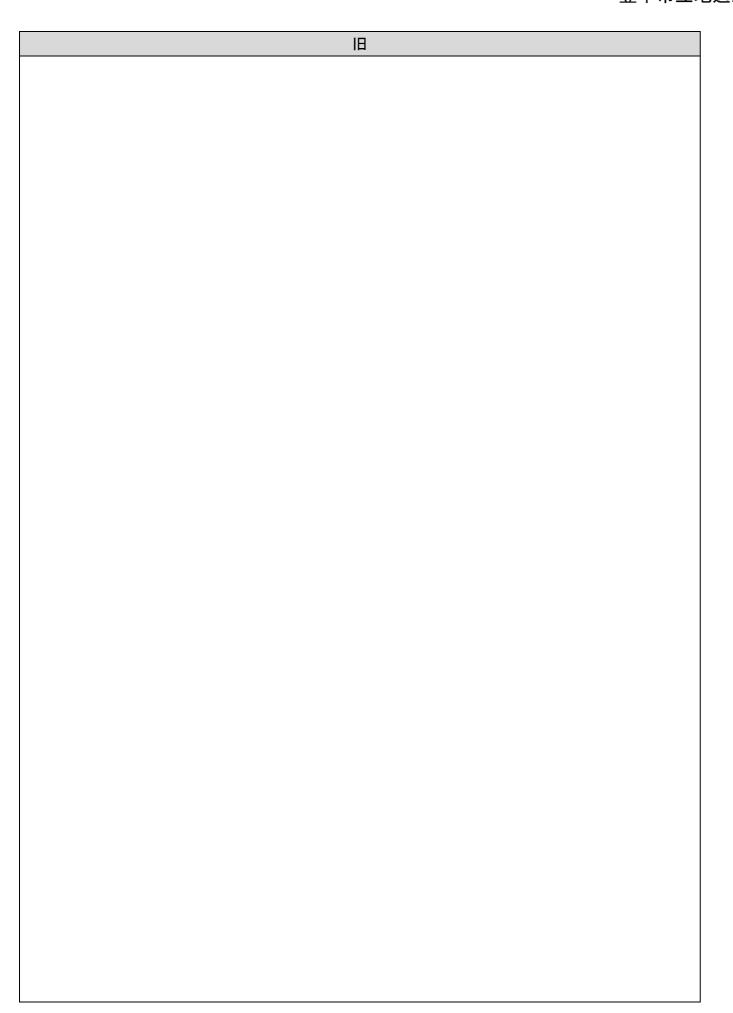














第3章 土地利用誘導

新規

第

章

章

章

章

第6

章

3 災害リスクの評価

(1)災害リスクの評価方法 ①主なリスク評価対象

○「浸水深」に関する災害リスクの考え方

一般的な家屋では、浸水深 0.5m 以上で 1 階床上が、 浸水深 3m 以上で 2階床上が、浸水深 5m 以上で 2階 部分が水没します。

また、浸水深 0.5m 以上が想定される地域は、歩い て避難することが困難になるため災害リスクがありま す。その中でも、浸水深 3m 以上の区域は家屋が水没 する恐れがあることから、災害リスクが高い地域であ ると考えられ、浸水深 3m 以上で人口密度が高いエリ アや、垂直避難が困難な住宅が集積するエリアは特に 災害リスクが高いエリアと考えられます。

○「漫水継続時間」に関する災害リスクの考え方

避難が困難となる深い浸水(0.5m以上)が続く時 間(浸水継続時間)が長い場合、建物の2階以上に垂 直避難し命が守られたとしても、その後の生活に支障 が出る恐れがあります。

垂直避難時には、各家庭での飲料水や食料等の備蓄 により生活を維持することになりますが、必要な量の 備蓄がない場合、健康障害の発生や最悪の場合は生命 に危険を及ぼす可能性があります。したがって、長時 間の浸水が想定される地域は災害リスクがあり、その 中でも3日(72時間)以上浸水し続ける地域で人口 密度が高いエリアは特に災害リスクが高いエリアと考 えられます。

漫水の深さ 5m以上 3 階床上~4 階軒下浸水 3m~ 5m未満 2階床上~軒下浸水 0.5m~ 3m未満 1 階床上~軒下浸水 0.5m未満 1 階床下浸水

図 79 浸水深と家屋等浸水の関係 出典:豊中市総合ハザードマップ



生活環境イメージ

○「家屋倒壊等氾濫想定区域」に関する災害リスクの考え方

家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の倒壊・流失をも たらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食 が発生する恐れがあることから、早期の立ち退き避難 が必要であるため、家屋倒壊等氾濫想定区域が指定さ れているエリアは災害リスクが高いエリアと考えられ ます。

○緊急交通路の途絶に関する災害リスクの考え方



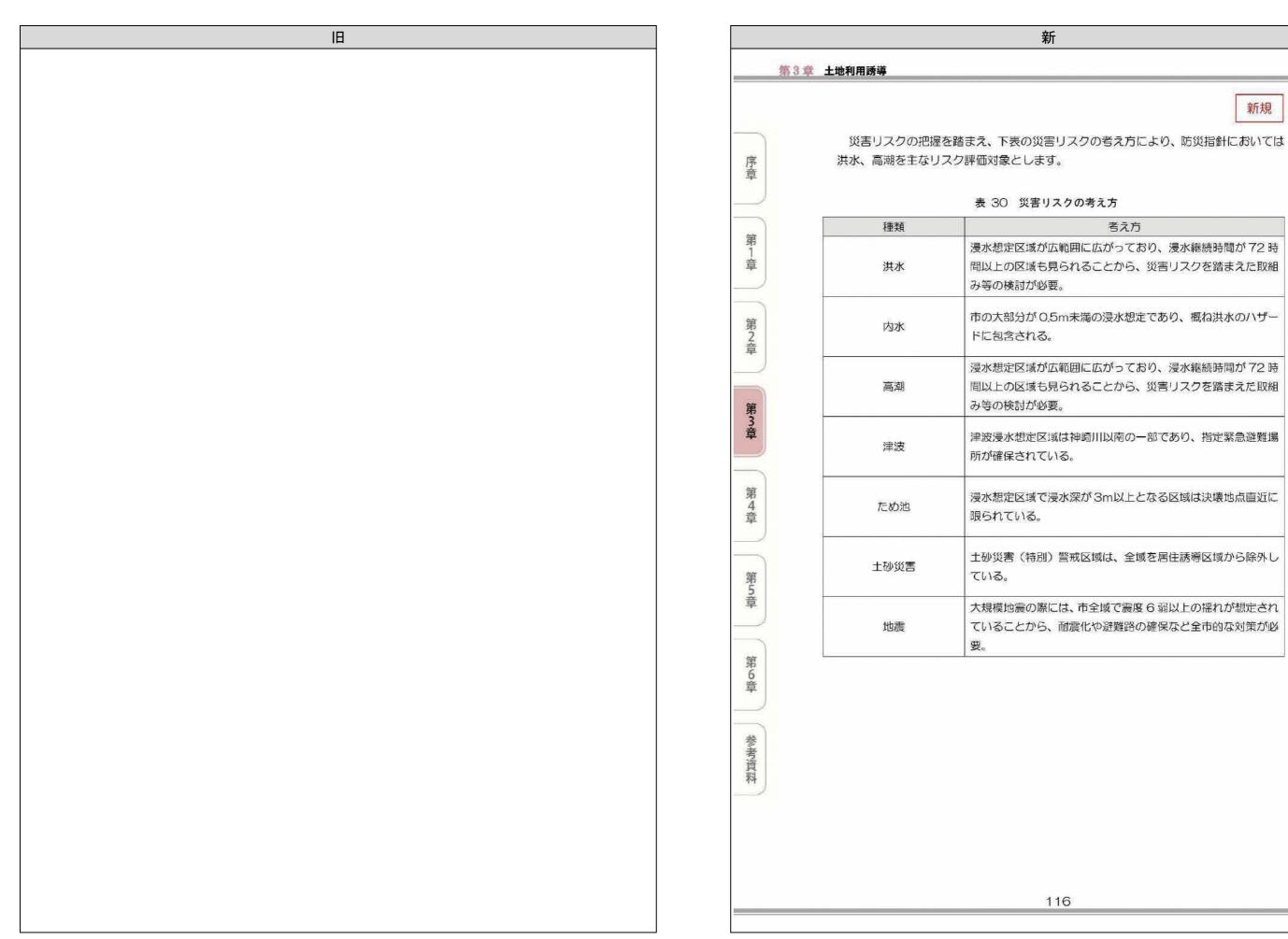
「河岸浸食」 地面が削られ家屋

(出典:内閣府)

流速が早いため、 木造家屋は倒壊す は建物ごと崩落す る恐れがある る恐れがある

図 81 家屋倒壊等氾濫想定区域のイメージ (出典:内閣府)

浸水深が O.3m以上になると、車の排気管やトランスミッション等が浸水し、走行できな くなり、緊急車両の出動に支障が出るとされています。また、浸水深 0.5m以上では、車が 浮いたり、車内に閉じ込められたりするなど避難時の車使用が危険となります。外水に関す る浸水深 O.3 mのハザードデータがないため、防災指針では、浸水深 O.5 m以上を緊急交通 路の活用に支障が出る基準とします。



②災害ハザードと都市情報の重ね合わせによるリスク分析 主なリスク評価対象である洪水・高潮について、災害リスクの高め、人口、住宅立地、指定緊急避難場所、緊急交通路等の配置など ド情報を重ね合わせ、どの地域でどのような課題があるかについる	
ā	
種類 分析:災害ハザ・	
洪水 ①浸水区域内の人口:	
浸水深×人口メッシ	
高潮 ②垂直避難が困難とな 浸水深×垂直避難困	
③長期(3日以上)浸	
浸水継続時間×人□	
④指定緊急避難場所の	
浸水深×指定緊急避	
5緊急交通路の活用可	
浸水深×緊急交通路	
6家屋倒壊の危険性: 家屋倒壊等氾濫想定	
浸水深×要配慮者利	
⑦要配慮者利用施設の	

第3章 土地利用誘導

新規

第1章

第2章

第4章

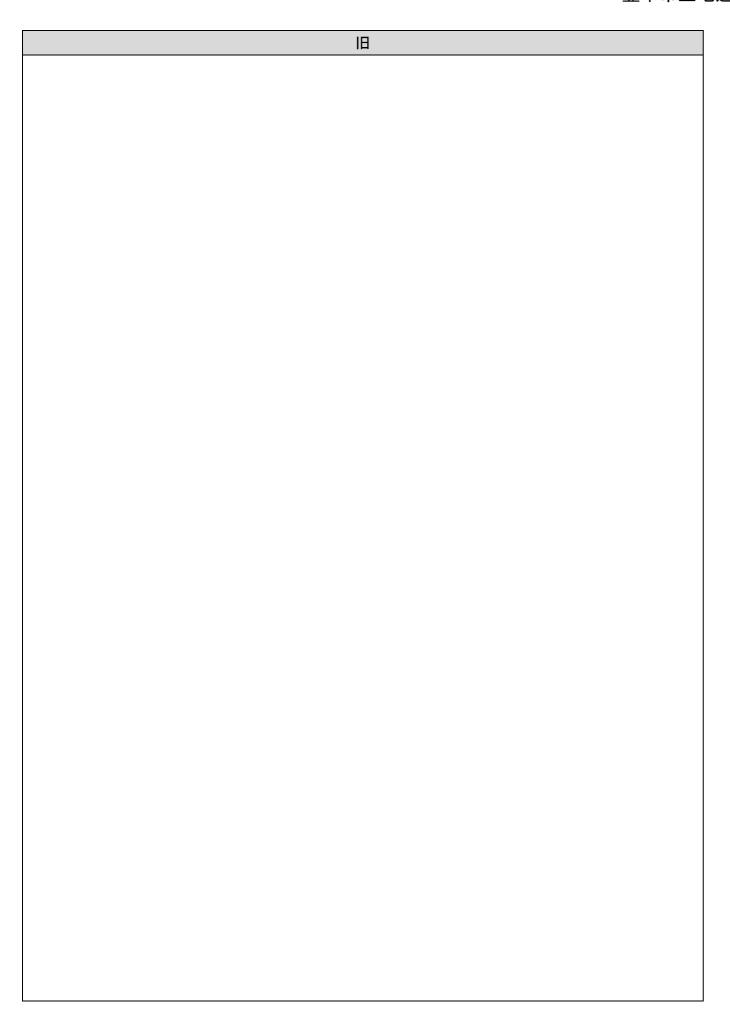
第5章

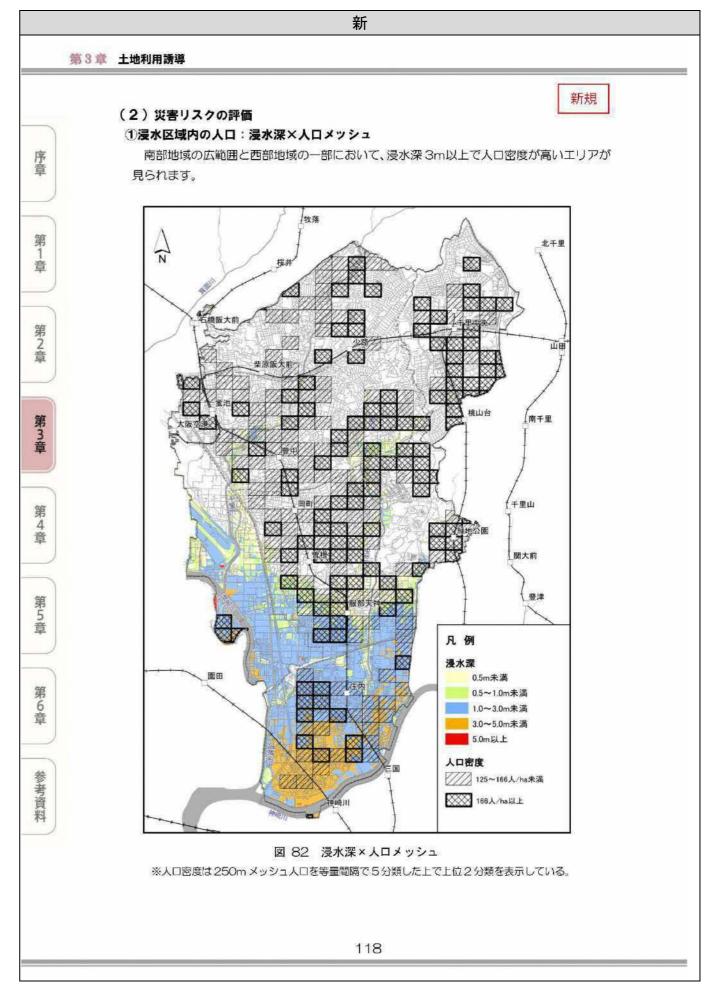
第6章

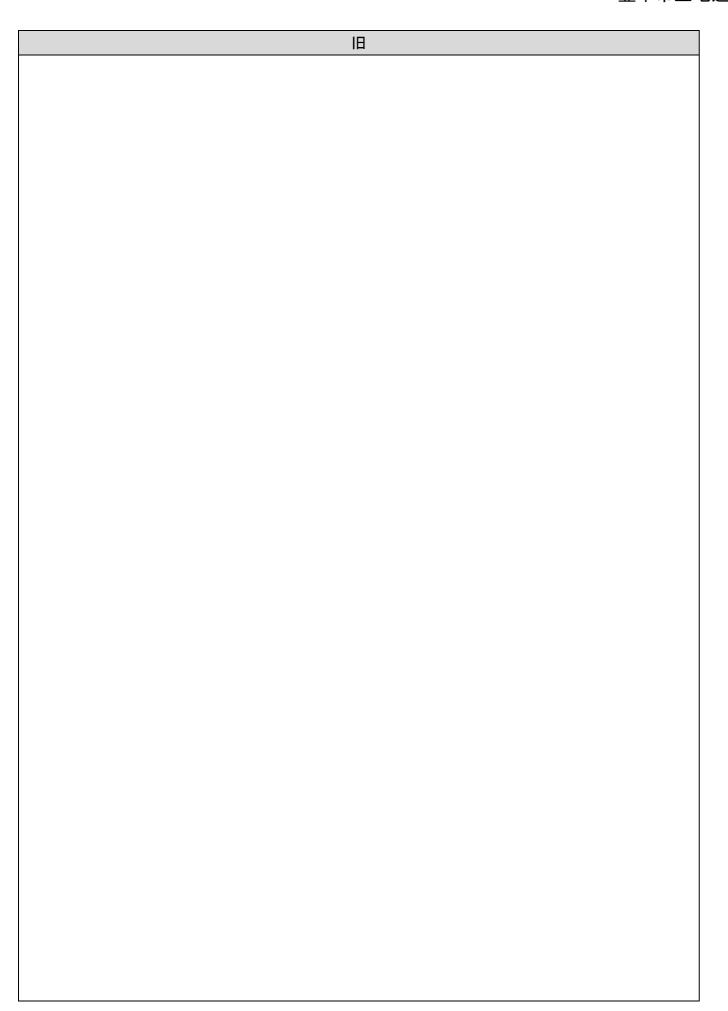
域を抽出するた 5情報とハザー 析を行います。

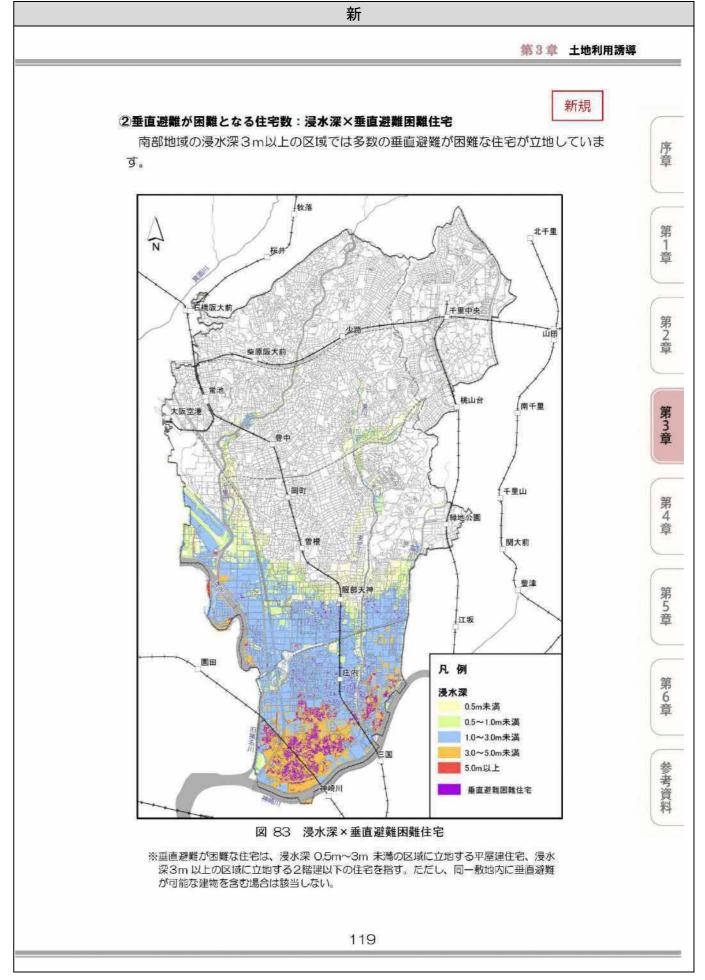
種類	分析:災害ハザード×都市情報	評価
洪水	①浸水区域内の人口:	浸水深 3m 以上の区域内に居住する人口
•	浸水深×人口メッシュ	
高潮	②垂直避難が困難となる住宅数:	垂直避難が困難な住宅数
	浸水深×垂直避難困難住宅	(浸水深 0.5~3m区域の平屋建、浸水深
		3m以上区域の2階建以下)
	③長期(3日以上)浸水区域内の人口:	浸水継続時間 72 時間以上区域内に居住
	浸水継続時間×人口メッシュ	する人口
	④指定緊急避難場所の配置:	浸水想定区域内に立地する指定緊急避難
	浸水深×指定緊急避難場所	場所数
	⑤緊急交通路の活用可能性:	緊急交通路のうち 0.5m以上浸水する道
	浸水深×緊急交通路	路の延長
	⑥家屋倒壊の危険性:	家屋倒壊等氾濫想定区域内で倒壊の危険
	家屋倒壊等氾濫想定区域×住宅	性がある住宅数
	⑦要配慮者利用施設の浸水可能性:	浸水想定区域内に立地する要配慮者利用
	浸水深×要配慮者利用施設	施設数

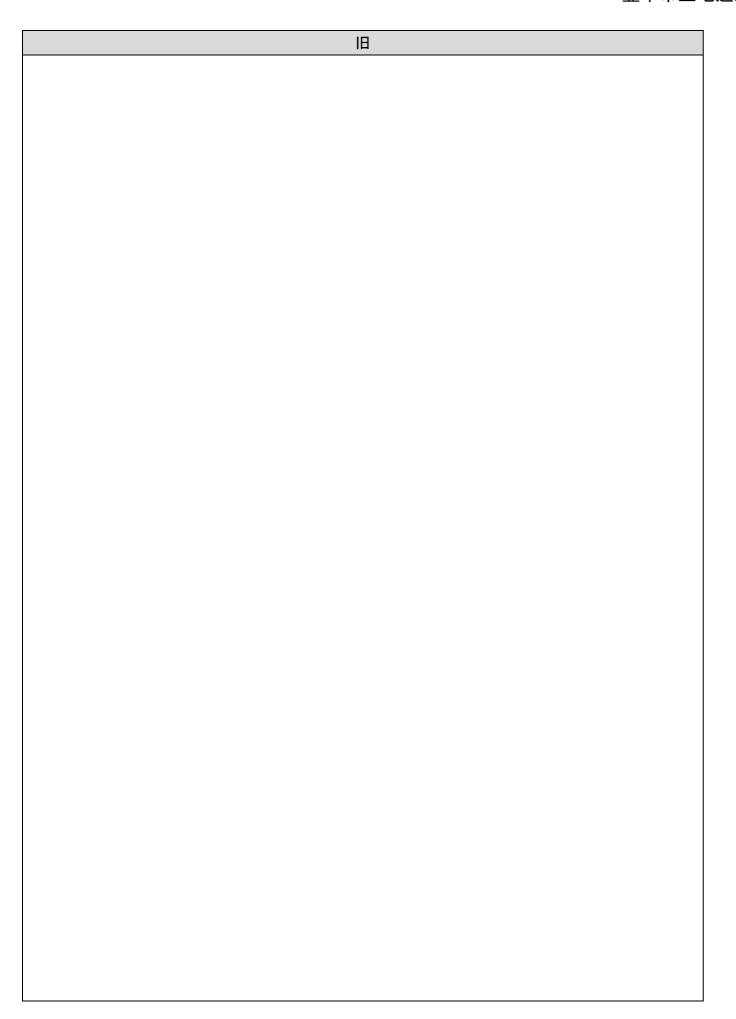
- を用いて算出
- 使用します。

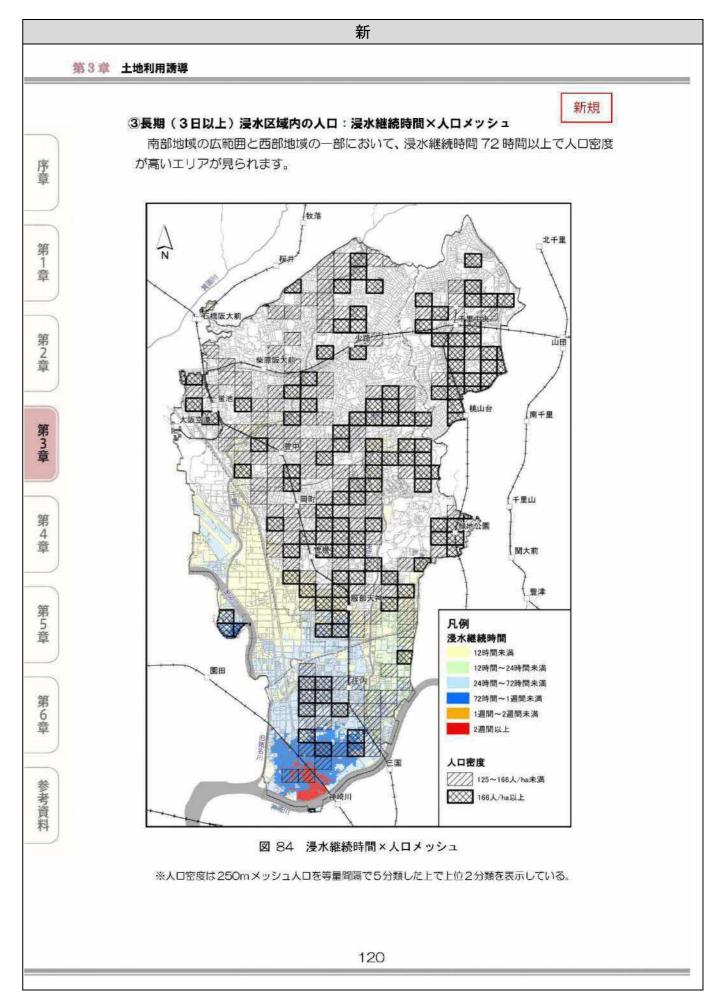


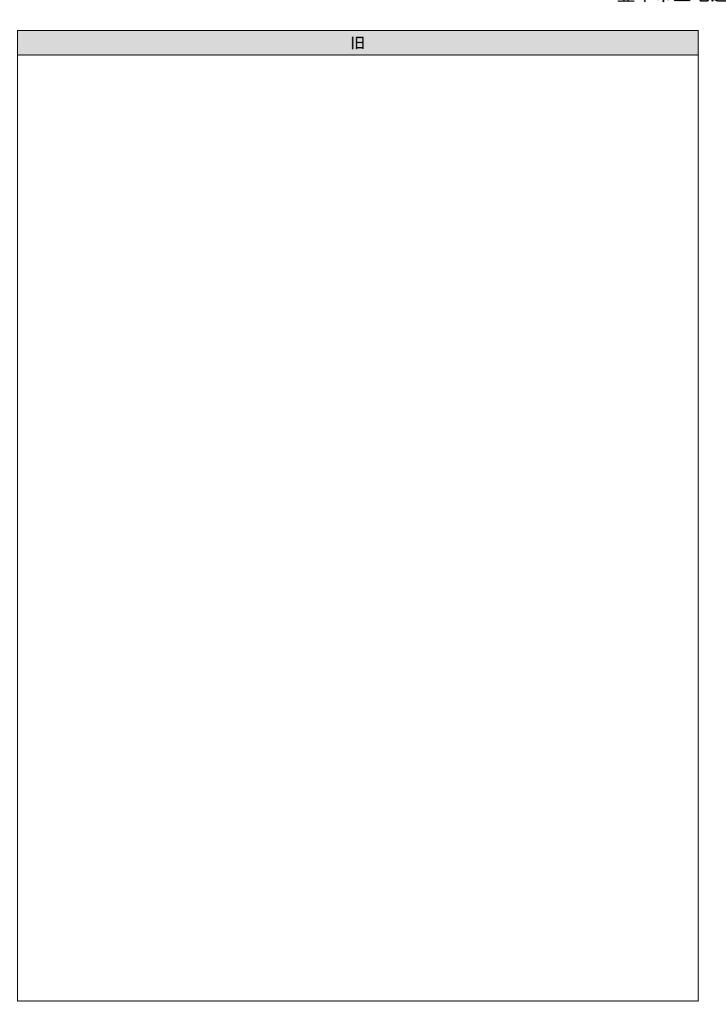


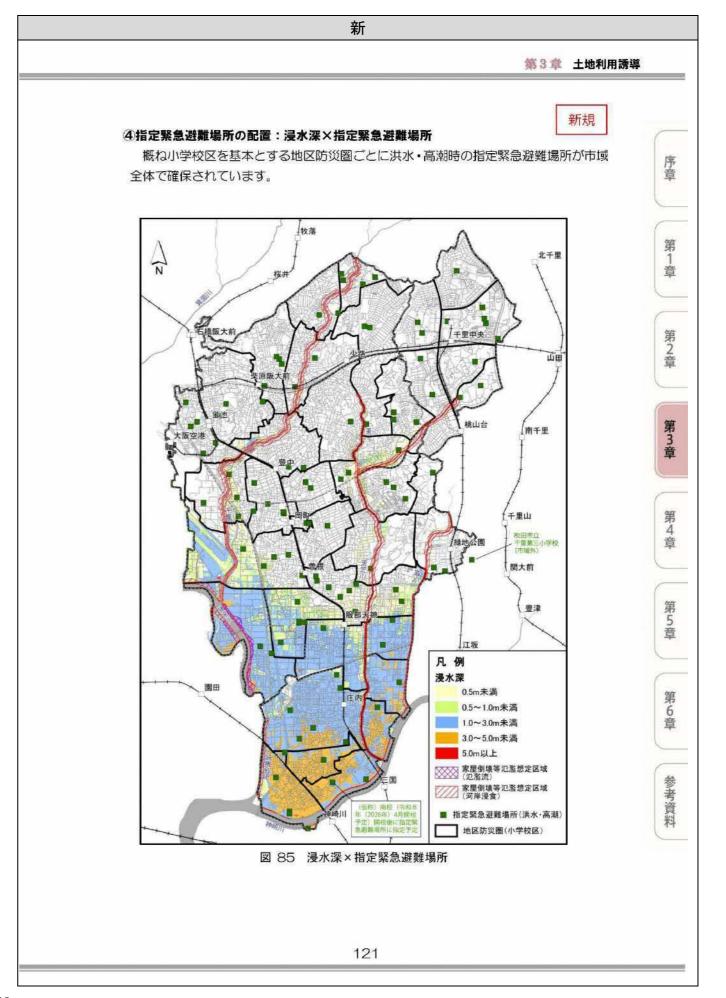


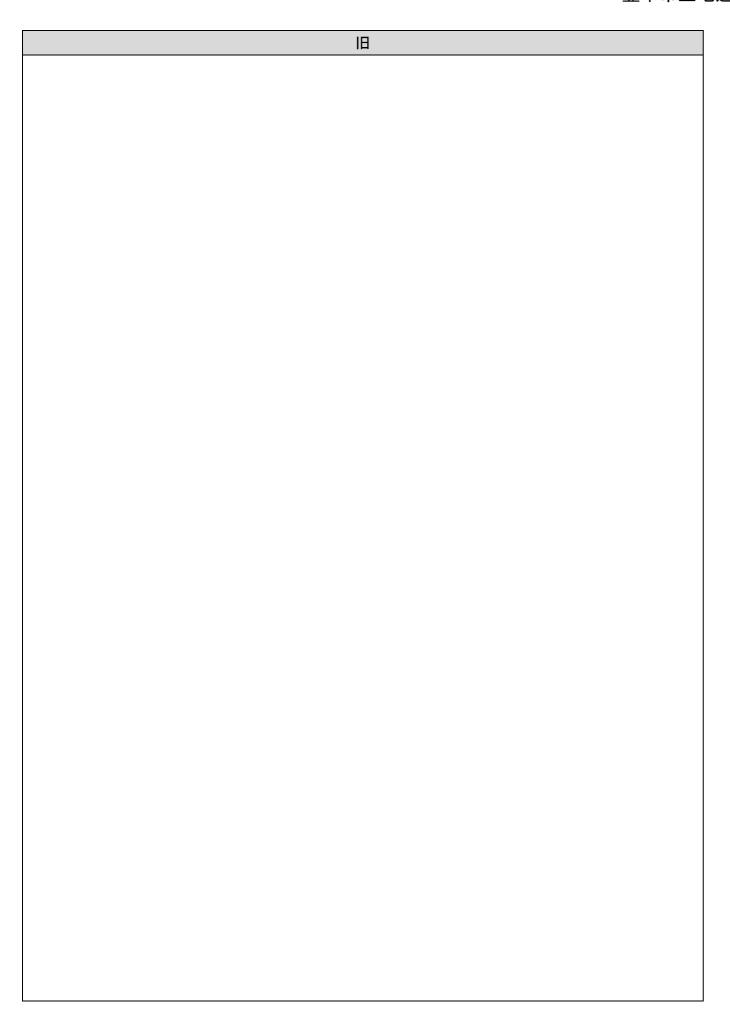


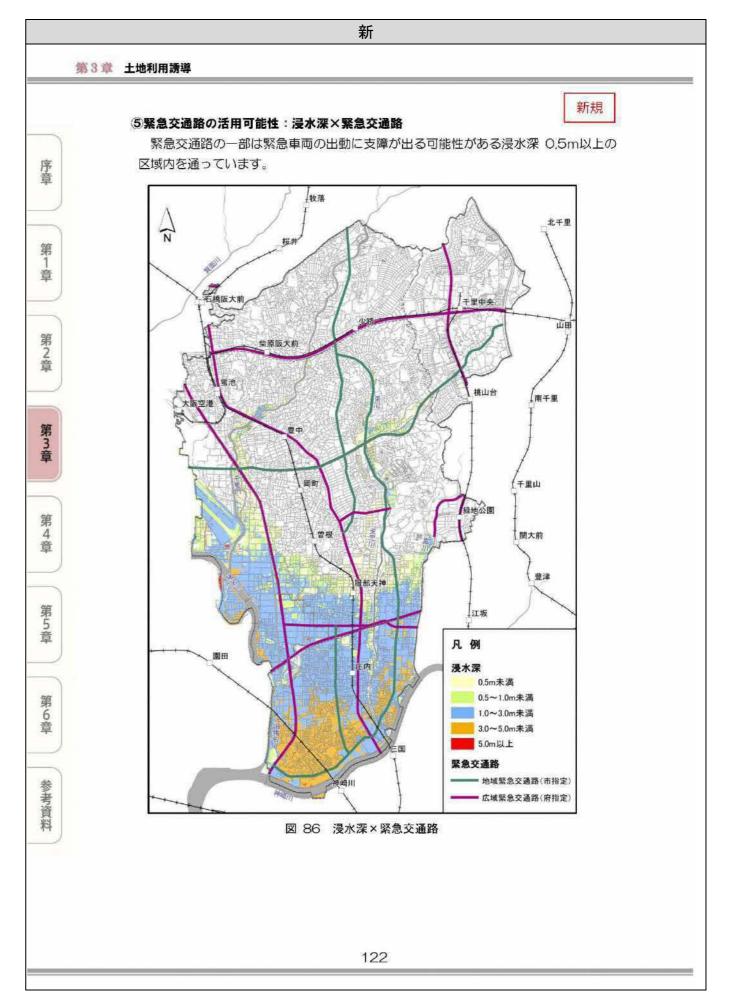


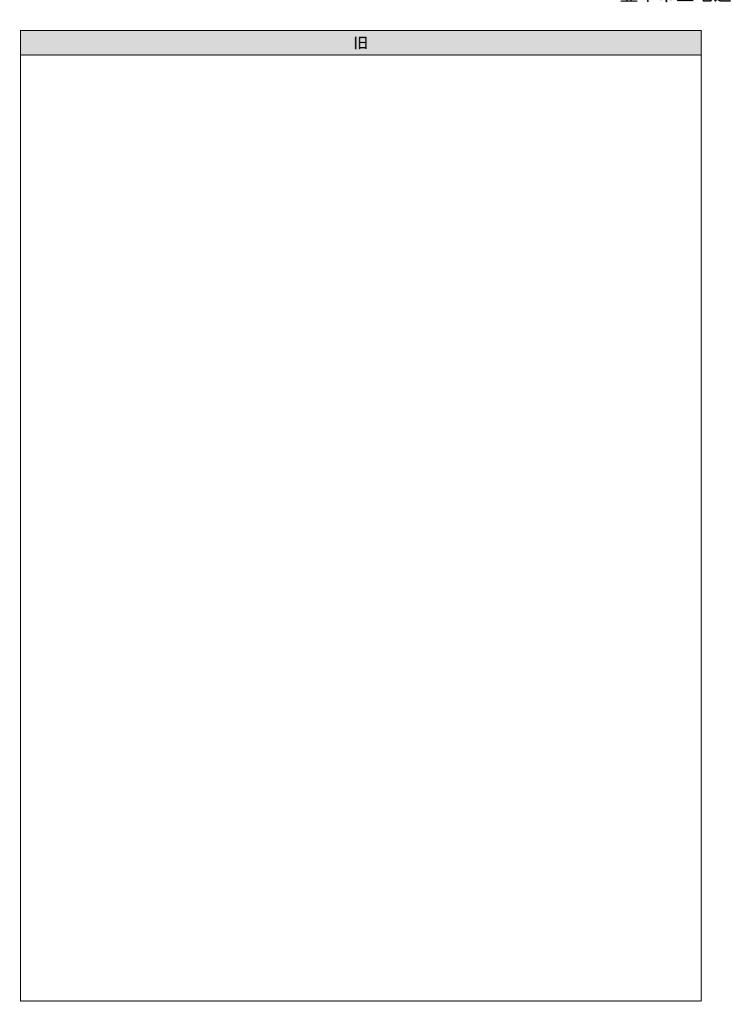


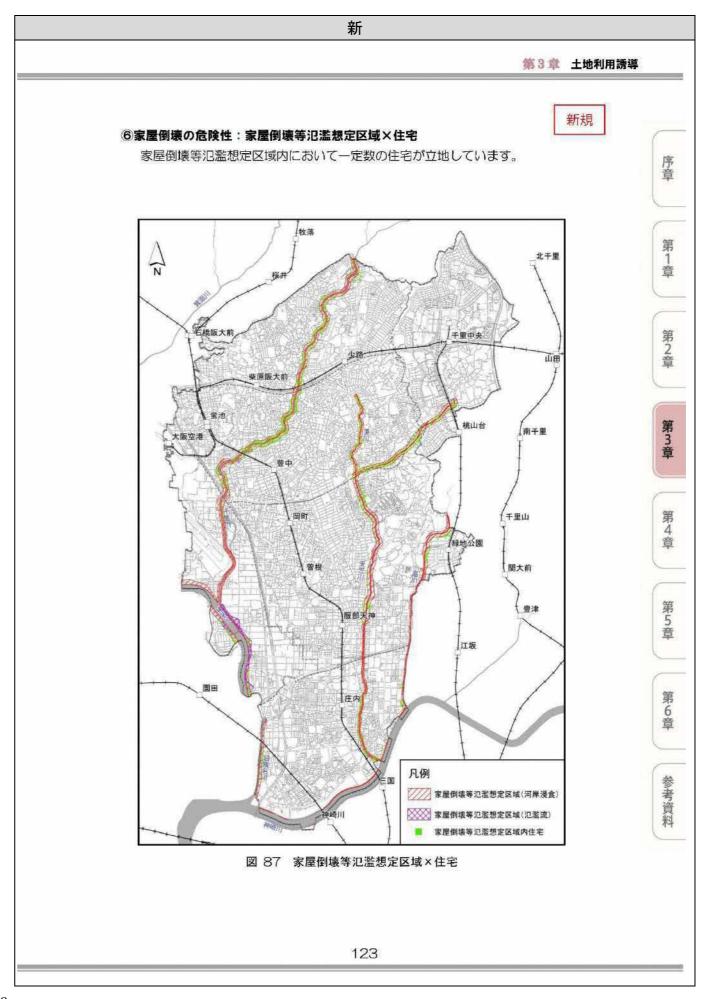


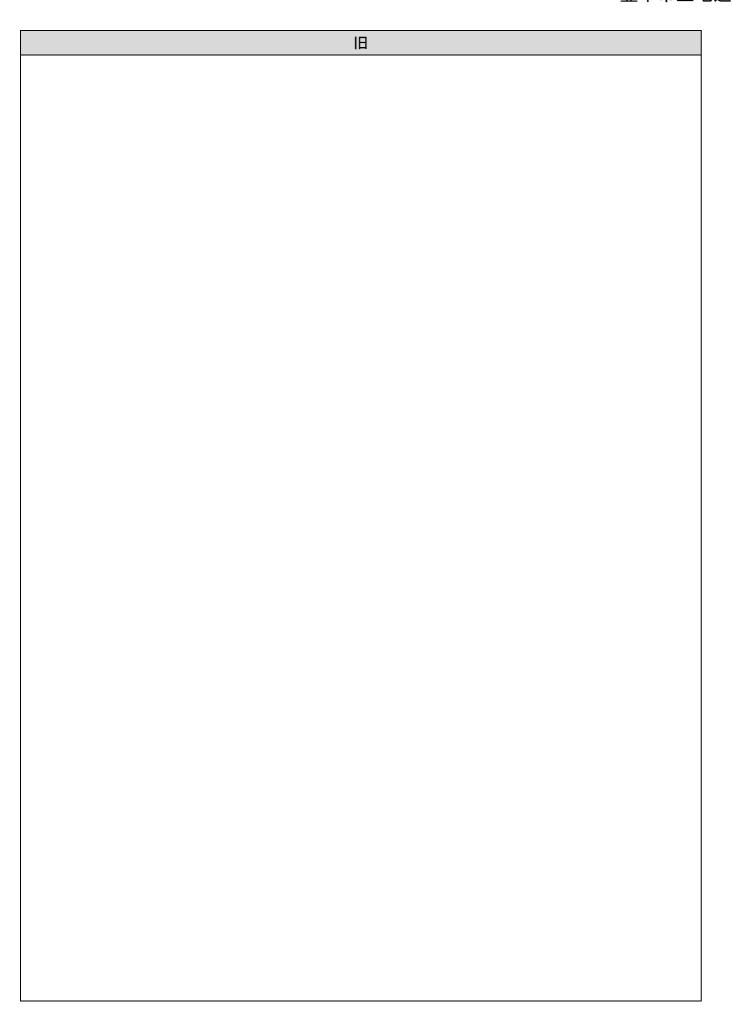


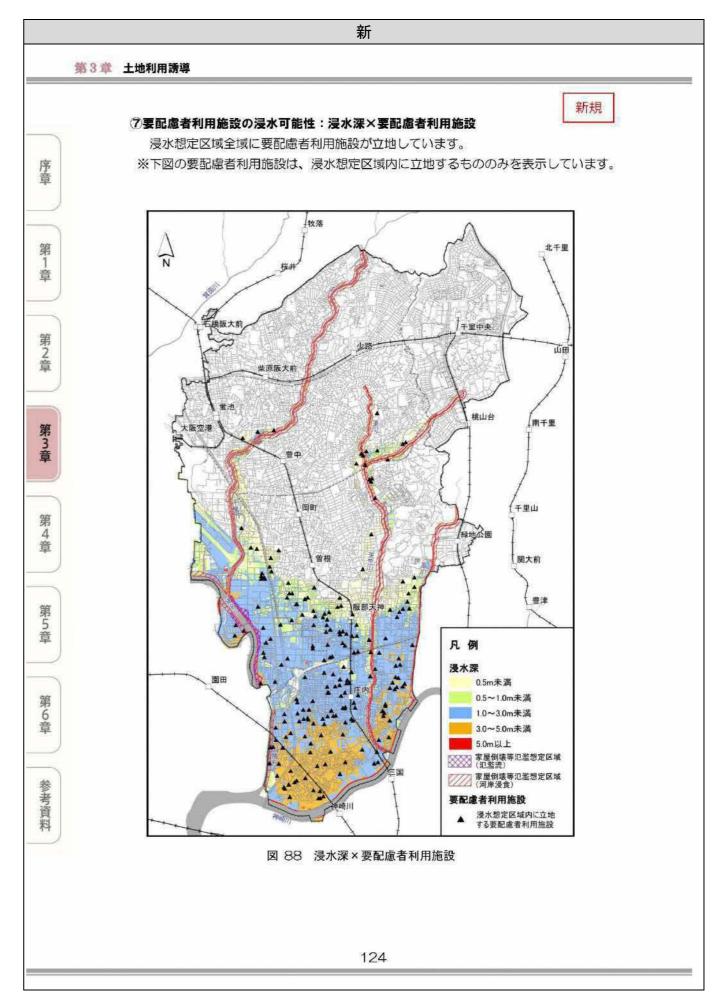












旧		新
		第3章
	4 防災課題の抽出	
	(1)防災課題の整理 防災指針では、洪水・高潮による災害 踏まえた防災まちづくりの将来像及び取 をとりまとめます。 評価結果を踏まえ、各地域の災害リス	双組方針を示し、その対策として具体的
	表 32 防	災課題の抽出
	分析:災害ハザード×都市情報	防災課題
	①浸水区域内の人口: 浸水深×人口メッシュ	①浸水深 3m以上の地域で、かつ人C い地域が存在する
	②垂直避難が困難となる住宅数: 浸水深×垂直避難困難住宅	②建物階数が浸水深よりも深く、垂 難な建物が集積する
	③長期(3日以上)浸水区域内の人口: 浸水継続時間×人口メッシュ	③浸水が 72 時間以上継続する区域 住している
	④指定緊急避難場所の配置: 浸水深×指定緊急避難場所	④地区防災圏(小学校区)ごとに指 場所が確保されている
	⑤繁急交通路の活用可能性: 浸水深×緊急交通路	⑤浸水による緊急交通路の遮断が懸
	⑥家屋倒壊の危険性: 家屋倒壊等氾濫想定区域×住宅	⑥洪水による家屋倒壊の危険がある® が立地する
	⑦要配慮者利用施設の浸水可能性: 浸水深×要配慮者利用施設	⑦浸水想定区域内に要配慮者利用施設 ている

章 土地利用誘導

新規

第1章

第2章

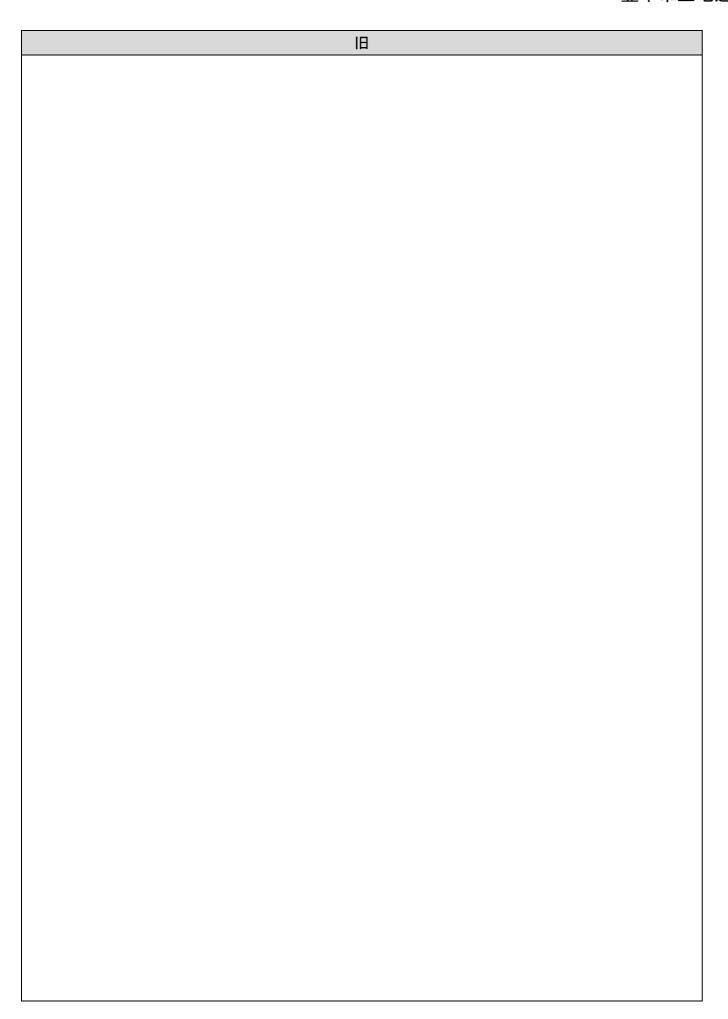
第4章

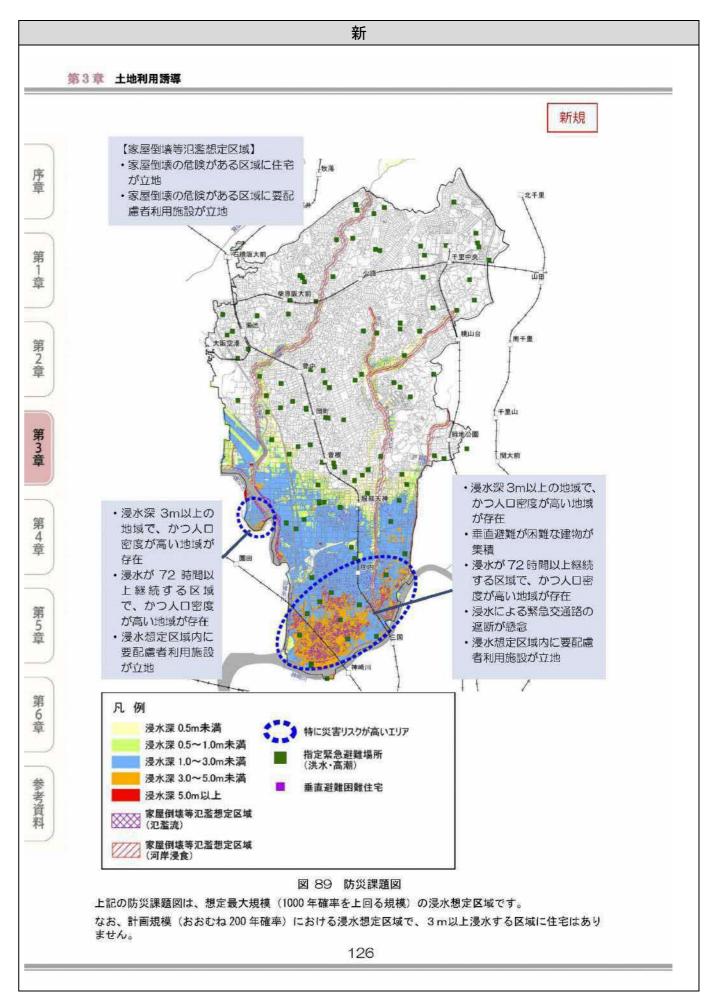
第5章

)分析結果を 的な取組み

整理します。

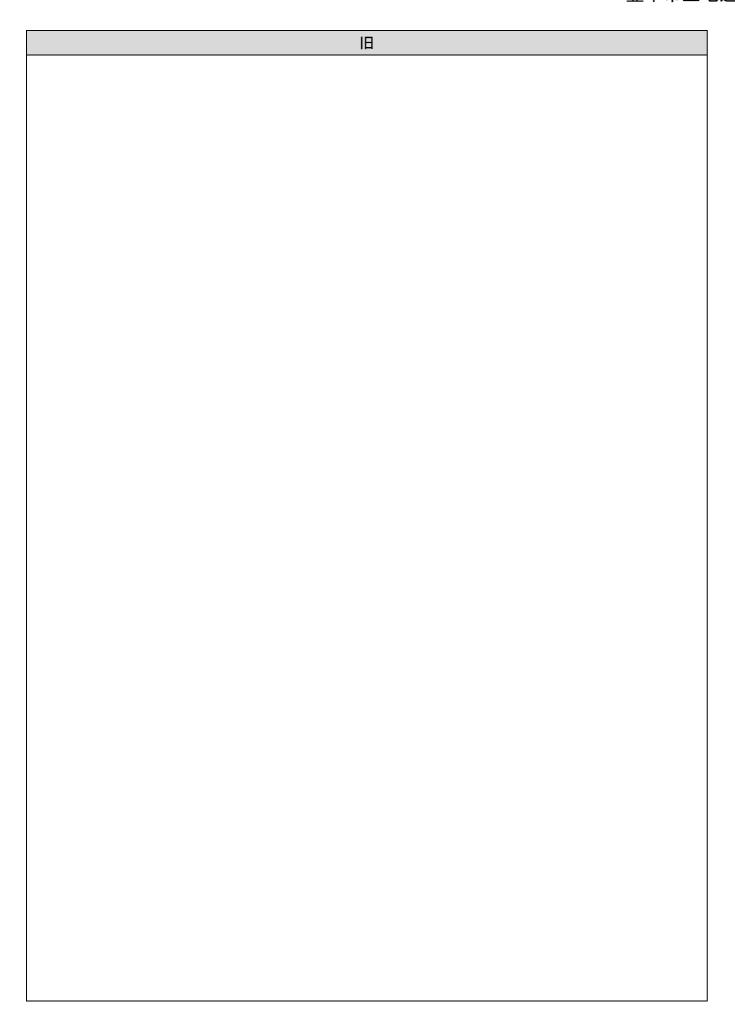
分析:災害ハザード×都市情報	防災課題
①浸水区域内の人口: 浸水深×人口メッシュ	①浸水深 3m以上の地域で、かつ人口密度が高い地域が存在する
②垂直避難が困難となる住宅数:	②建物階数が浸水深よりも深く、垂直避難が困
浸水深×垂直避難困難住宅	難な建物が集積する
③長期(3日以上)浸水区域内の人口: 浸水継続時間×人口メッシュ	③浸水が72時間以上継続する区域に多くが居住している
④指定緊急避難場所の配置:	④地区防災圏 (小学校区) ごとに指定緊急避難
浸水深×指定緊急避難場所	場所が確保されている
⑤緊急交通路の活用可能性: 浸水深×緊急交通路	⑤浸水による緊急交通路の遮断が懸念される
⑥家屋倒壊の危険性:	⑥洪水による家屋倒壊の危険がある区域に家屋
家屋倒壊等氾濫想定区域×住宅	が立地する
①要配慮者利用施設の浸水可能性:	⑦浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地し
浸水深×要配慮者利用施設	ている

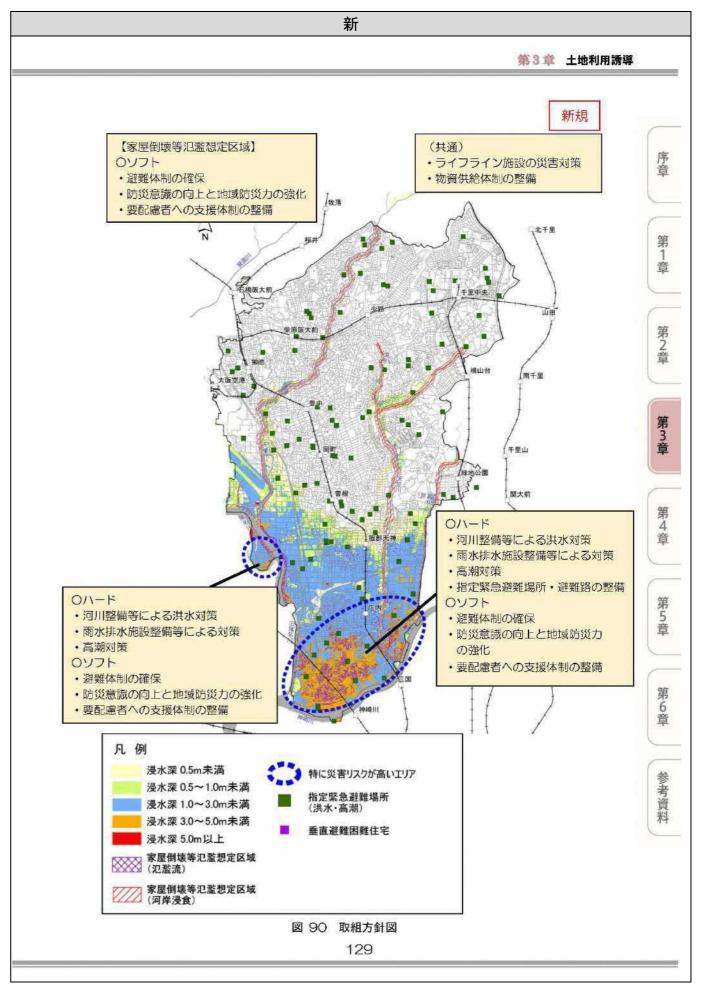




旧 新 第3章 土地利用誘導 5 防災まちづくりの将来像、取組方針 新規 (1)防災まちづくりの将来像 本市の防災まちづくりを推進するにあたり、豊中市地域防災計画で示す「防災ビジョ ン」の基本理念である「安全、安心、災害に強いまち豊中」を防災まちづくりの将来像 に定め、その実現に向け、同ビジョンの以下の3つの目標を共有し、取組みを展開しま 【目標 1 災害に柔軟に対応する「減災」を推進するまち】 章 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本に、人命を守ることを最優 先としたうえで、経済的被害も少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組み 合わせて効果的な取組みを推進する。 【目標2 生命と暮らしを守るまち】 章 日常時から、防災知識の普及(気象予警報や避難情報の意味・内容等についての啓発 を含む)や防災訓練の実施に努め、情報伝達体制の強化や、広域的な応援体制、協力体 制等の検討を進める。 【目標3 市民相互が「多様な視点」で支えあうまち】 市民等への防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努め、市民や事業者の防災に対す る自主的な取組みを推進するとともに、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取 組みを推進する。 (2)防災まちづくりの取組方針 章 防災まちづくりについて、市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、 ハード、ソフトの防災・減災対策を総合的に展開し、国、府、県、隣接市と連携しなが ら下記の方針に基づき取組みを進めます。 【ハード整備に関する取組方針】 章 ①河川整備等による洪水対策 各河川管理者のもと、河道掘削等の河川改修等による対策を進め、洪水による被害の 軽減を図ります。 6章 ②雨水排水施設整備等による対策 雨水バイパス管の整備や施設の耐水化による浸水対策により、水害に強いまちづくり を進めます。 3高潮対策 高潮時に備えた防災訓練の実施により、高潮による被害の防止・軽減を図ります。 127

In.	άτ
<u>IB</u>	新
	第3章 土地利用誘導
	新規
	原章 想定最大規模の降雨量に対しては、浸水深より高い位置にある学校の校舎等を開放することで、垂直避難が困難な建物にお住まいの方の人数以上の避難場所は確保できています。 さらに(仮称)南校への指定緊急避難場所の設置など、浸水想定区域内の新たな公共施設の整備の際に防災機能の導入を図るとともに、災害時に円滑に避難できる避難路の確保を進めます。 (5ライフライン施設の災害対策 災害による被害を最小限にとどめるため、災害時の迅速な復旧に向けた体制の整備や
	第2章 関係機関等との協力応援体制の充実を図り、平常時から施設機能の維持、保全に努めます。 【ソフト施策に関する取組方針】 ⑥物資供給体制の整備
	第 6 物資供給体制の整備 災害時の物資供給に必要な輸送手段・輸送拠点を把握・点検し、災害時に備えた協力 体制を整備します。 ⑦避難体制の確保
	第4 災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、指定緊急避難場所を選定し、周知 徹底を図るとともに、避難行動が円滑に行えるよう、避難誘導体制の強化を図ります。
	第5章 名地域の災害リスクに応じて、市民等が災害時に適切な行動がとれるよう、平時から市民一人ひとりの防災知識の向上と災害への備えを促すとともに、災害による被害拡大を防ぐため、市民、事業者による自主防災体制の充実・強化を図ります。総合ハザードマップの配布やHP、デジタル・ハザードマップと連動したマイ・タイムライン作成支援サービス、防災パネル展、とよなか防災アドバイザーの派遣などにより、ハザード情報の周知、啓発を行います。
	9 要配慮者への支援体制の整備 高齢者や子ども、障害者等の要配慮者は、避難に時間がかかることから、早期に避難 の判断や行動が必要となるため、要配慮者の安全を確保するため、住民、事業者等と連 携した取組みを進めます。
	128

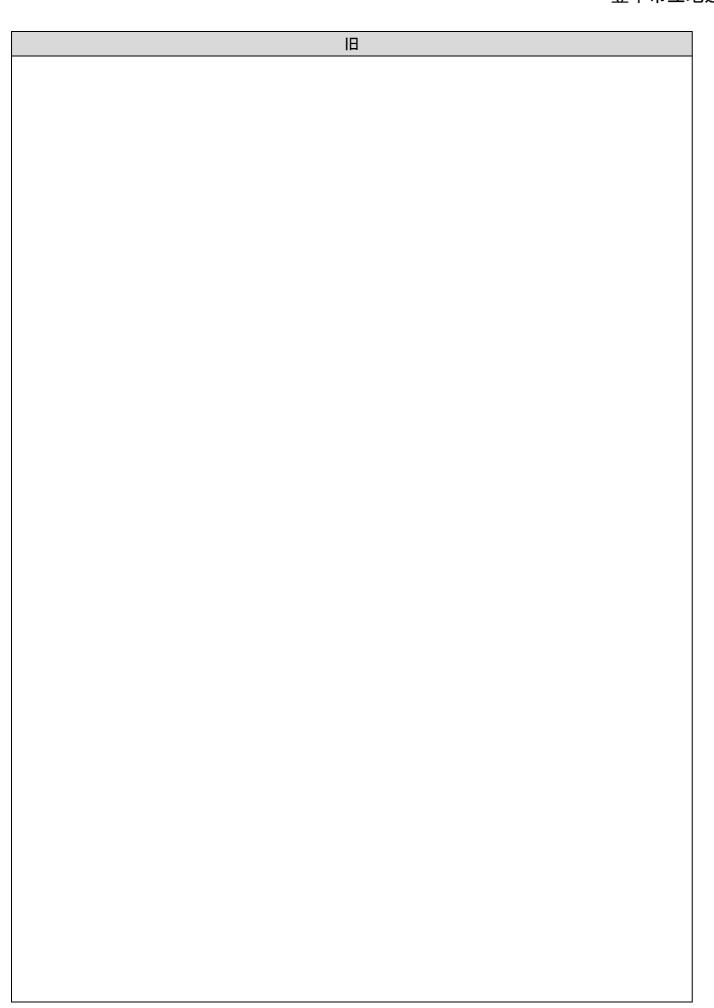




新	
第3章 土地利用誘導	
6 具体的取組み (1)具体的取組み及びスケジュール	新
取組みの実施に当たっては、防災まちづくりの取組方針の推進に向け計画的 を図るため、取組みの実施時期として、短期(概ね5年程度)、中期(概ね10 期(概ね20年程度)のスケジュールを設定します。	
表 33 防災指針の具体的取組み(1)	
自体的原纽3. 美胞 取他。	の実施日 中期 日
【取組方針①】河川整備等による洪水対策	
第 次書リスクの増大に備え、あらゆる関係者が共同して、	0
〇 (猪名川) 河道掘削と堤防強化 国/府/県 〇 路名川の河道掘削を実施	0
第 3 (神崎川) 河床掘削 府 中崎川の河床掘削により浸水被害軽減を図る	0
〇 (神崎川流域) 流域治水プロジェクトの推進 水害リスクの増大に備え、あらゆる関係者が共同して、 ハード・ソフトー体の事前防災対策により流域全体で水 害を軽減させる「流域治水」の考え方に基づく対策を総 合的に推進する	0
〇 (旧猪名川) 高潮の逆流防止対策 旧猪名川水門の閉鎖により、神崎川から旧猪名川への逆 流を防止し、水門閉鎖時には、旧猪名川から神崎川へポ	0
第 ンプ排水を行うことで、河川の排水機能も維持していく 5 章 【取組方針②】雨水排水施設整備等による対策	
○下水処理場、雨水ポンブ場の耐水化 南部地域は自然流下が困難な低地であり河川氾濫時の排 水機能の確保が重要であることから、施設の耐水化を進 める	
第6章 める ○下水道施設の整備による浸水対策 新免エリア等の浸水被害の危険がある区域に対して、既に設置している下水道管(既設管)に加え、更に新しい 下水道管(雨水バイパス管)等を設置することにより、 浸水被害を軽減する	0
参考 考済 資料 浸水被害を軽減する ○公共施設における雨水流出抑制の推進 校庭、公園、空港等での雨水貯留施設(貯留池)設置な 市	0

旧	

		第	3章	土地利
表 34 防災指針の具体的取組み(2)		亲	折規
具体的取組み	実施主体		サの実施中期	施時期 長期
【取組方針③】高潮対策	3-200			Massacco.
○治水安全度の確保 神崎川の防潮ラインは、防潮堤及び防潮鉄扉で高潮の進入 を防ぎ、治水安全度を確保する	庖	0	0	0
○高潮に備えた防災訓練の実施 台風来襲による高潮を想定し、職員各自の役割の確認と市 や水防組合などと連携のもと、水門や排水機場の運転指令 など、情報伝達確認を行う	府/市	0	0	0
【取組方針④】指定緊急避難場所・避難路の整備	15			
○公共施設整備における防災機能の導入 浸水想定区域内で新たに整備された庄内さくら学園と同様に、(仮称) 南校においても、指定緊急避難場所となるアリーナを2階に配置する	市	0	0	0
○避難路の整備 都市計画道路の整備推進	府/市	0	0	0
【取組方針⑤】ライフライン施設の災害対策	<i>10</i>	210	A. s	
○災害時の上下水道の機能強化、保全 災害時の上下水道の機能低下、供給停止を防止するため、 災害時の迅速な復旧に向けた体制の整備や関係機関等と の協力応援体制の充実など、施設機能の維持、保全に努める	市/供給事業者	0	0	0
【取組方針⑥】物資供給体制の整備	<u>l</u>	t-	1	
○緊急輸送体制の整備 民間との協定による災害時輸送手段の確保、関係機関との 応援要請・受入体制の整備を図る	国/府/市	0	0	0
○防災活動拠点の整備・充実 災害時の災害応急対応活動を迅速、的確に実施するため、 浸水想定区域等に配慮しつつ、防災活動拠点の確保を図る	市	0	0	0
【取組方針⑦】避難体制の確保	W.	¥.	4	9 9
〇指定緊急避難場所の確保 洪水時に氾濫による生命の危険がなくなるまでの期間、臨時的に受け入れすることのできる指定緊急避難場所を確保する。指定緊急避難場所へは、氾濫が開始する前に徒歩で避難することを原則とする		0	0	0
○浸水想定区域での円滑・迅速な避難の確保 ハザードマップを全戸配布し、市民に周知・啓発を図ると ともに、浸水が予測される地域住民等に対し、情報伝達の 経路、指定緊急避難場所や避難方法等についての出前講座 や啓発を行う	市/住民/事業者	0	0	0



				亲	折規
	表 35 防災指針の具体的取組み(3)			
	具体的取組み	実施主体		サリカ	施時期 馬斯
	〇避難誘導体制の整備 避難誘導体制の整備を図り、避難行動要支援者等の避難が 円滑に行えるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や 自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する	市/住民	0	0	O
)	〇洪水・高潮避難ビルの確保 浸水想定区域内において津波、洪水及び高潮発生時の一時 的な指定緊急避難場所となる「洪水・高潮避難ビル」を建 物所有者等との協定締結により確保し、被害の軽減を図る	市/住民/ 事業者	0	0	0
	〇コミュニティタイムラインの策定の促進 災害時の避難行動を円滑にするため、校区単位で「いつ」 「誰が」「何をするのか」を時系列で整理したコミュニティ タイムライン策定を促進する	市/住民	0	0	
	○災害情報網の整備 情報伝達体制の強化、災害時広報体制の整備を図る	市	0	0	
	【取組方針⑧】防災意識の向上と地域防災力の強化	1			
	〇防災知識の普及と意識啓発 パンフレット、ハザードマップ、防災出前講座や防災の専門家による講演、防災教育等を通じた普及啓発を推進する	市	0	0	0
	○マイ・タイムライン作成支援ツールの導入 豊中市ホームページ上で公開している「デジタル・ハザー ドマップ」と連動する形で「マイ・タイムライン作成支援 サービス」の構築により、マイ・タイムライン作成の手間 が大幅に短縮するとともに、市民の防災意識の向上をめざ す	市/住民	0		
	〇自主防災活動の充実・強化 校区自主防災組織の結成・活動の促進、防災マップ、地区 防災計画の策定を促進する	市/住民	0	0	0
	○事業者による防災対策 事業継続計画(BCP)の策定・運用の促進、事業所の実態・規模等に応じた防災計画作成を促進する	市/事業者	0	0	0
	○各種防災訓練の実施 総合的防災訓練、個別防災訓練、事業所・市民の防災訓練	市/住民	0	0	0
	○市民一人ひとりの防災対策 災害危険度の把握、家庭内備蓄の備え、マイ・タイムラインによる避難行動の確認、地域でのコミュニティづくりを 促進する	住民	0	0	0
	〇災害リスクの周知 ハザードマップの更新・周知、想定浸水深表示看板の整備 を図る	市	0	0	0

表 36 防災指針の具体的取組み(4)
具体的取組み実施を
【取組方針⑨】要配慮者への支援体制の整備
○社会福祉施設等における防災対策 高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者の安全を図るため、防災計画の作成、防災訓練、施設の安全点検など日頃からの対策を講じる
)要配慮者利用施設避難確保計画の策定及び訓練実施の推進 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者 利用施設要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の 作成及び避難訓練の実施が義務化されたことから、周知徹 底に取り組む
〇避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進 市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難 行動要支援者の同意が得られる場合について、避難支援等 を実施するための計画(個別避難計画)を作成する
福祉避難所の整備 豊中市福祉避難所基本方針に基づく、福祉避難所の選定、市 整備を推進する
みの進捗を分かりやすく示すため、定量的な 現状値
\$41.311.45cm \$41.5 年(2023年) 令i
・高潮避難ビル指定数 令和5年(2023年) 令記 イムライン作成支援サービス 令和5年(2023年) 令記 利用して作成した人数 〇人 ※
7件

IB

第4章

誘導施策

105

第4

新

誘導施策

旧 第4章 誘導施策 第4章 誘導施策 第1節 国等が行う施策 1 国等が直接行う施策 <税制支援> 民間事業者による誘導施設の整備に対する、税制上の特例措置(買換特例や所得 章 税軽減など)を行います。 <金融支援> 第2章 民間事業者による誘導施設の整備に対する、(一般財団法人)民間都市開発推進 機構による金融上の支援措置(事業者に対する支援限度額の引き上げ)を行います。 2 国の支援を受けて市が行う施策 第3章 <交付金の活用による事業実施> • 都市再生特別措置法に基づく国の支援制度の活用 老朽化した公共施設の施設再編による多機能化、複合化を進めます。 第6章 107

新 第4章 誘導施策 第4章 誘導施策 第1節 国等が行う施策 1 国等が直接行う施策 <税制支援> 民間事業者による誘導施設の整備に対する、税制上の特例措置(買換特例や所得 章 税軽減など)を行います。 <金融支援> 第2章 民間事業者による誘導施設の整備に対する、(一般財団法人)民間都市開発推進 機構による金融上の支援措置(事業者に対する支援限度額の引き上げ)を行います。 2 国の支援を受けて市等が行う施策 <交付金等の活用による事業実施> 章 ・都市再生特別措置法等に基づく国の支援制度の活用 老朽化した公共施設等の施設再編による多機能化、複合化等、国の支援制度を活 用して事業実施を進めます。 137

IΒ

第4章 誘導施策

序章

第1章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

第2節 市が独自に行う施策

表 28 市が独自に行う施策(1)

① 居住と産業のそれぞれを誘導する区域を設定

〇地域特性に応じた住環境の保全・形成

「地区計画」、「景観計画(都市景観形成推進地区)」など、地域特性に応じた土地利用 のルールづくりによる良好な住環境の保全・形成に向けた取組みを進めます。

- ○地域包括ケアシステムの推進…「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」 誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせるよう、地域医療や介護予防、地域での 支え合いなど多様な取組みを連携して進めます。
- ○地域活性化と人づくりの推進…「豊中市地域福祉計画」 社会福祉協議会などの組織との分野を超えた連携強化を図り、地域の活性化に向けた取組 みを進めます。
- ○子育ち・子育て支援…「こどもすこやか育みプラン・とよなか」 子どもの居場所づくりや保護者の悩みや不安に対する相談及び支援、ひとり親家庭への支援の充実などを進めます。
- ○交通パリアフリー化の取組み…「歩道改良実施計画」「住居地区パリアフリー事業計画」 道路のパリアフリー化を進め、誰もが安全に利用できる道路空間の形成を図ります。
- ○道路ネットワークの形成…「第3次豊中市道路整備計画」 未整備都市計画道路について、計画的に整備を進めます。
- ○産業振興の推進…「豊中市企業立地促進計画」 安定した操業環境の形成に向けた取組みや企業の立地促進奨励金などにより、企業立地を 促進します。
- ② 公共交通網で結ばれた拠点の魅力向上による居住誘導
- 〇公共施設等マネジメント…「豊中市公共施設等総合管理計画」

公共施設の多機能化と複合化の推進とともに、公民連携による公共施設などの整備や、公共施設跡地の有効活用を促進します。

都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用

特に、都市機能誘導区域内の施設再編による施設廃止や集約化後の跡地などの公的不動産の活用については、誘導施設の配置をはじめ、民間から具体的な活用手法の提案を募集するなどの公民連携手法について検討するなど、より有効な活用を進めます。

- 〇公共交通網の充実…「豊中市公共交通改善計画 (平成 30 年度 (2018 年度) 策定予定)」 公共交通網の充実に向けた取組みを進めます。
- ○千里中央地区の活性化…「千里中央地区活性化ビジョン」
 北部大阪の都市拠点として、多様な都市機能の導入、歩行者・交通ネットワークの強化・
 改善を進めます。
- 〇空港と地域の活性化

周辺市や地域の関係団体、大阪国際空港就航都市との連携により、空港と地域の活性化に取り組みます。

108

新

第4章 誘導施策

序

_

第 1

第 2

第

章

第4章

第5章

第6章

第2節 市が独自に行う施策

表 37 市が独自に行う施策(1)

① 居住と産業のそれぞれを誘導する区域を設定

〇地域特性に応じた住環境の保全・形成

「地区計画」、「景観計画(都市景観形成推進地区)」など、地域特性に応じた土地利用のルールづくりによる良好な住環境の保全・形成に向けた取組みを進めます。

- ○地域包括ケアシステムの推進…「豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針」 誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせるよう、地域医療や介護予防、地域での 支え合いなど多様な取組みを連携して進めます。
- 〇地域活性化と人づくりの推進…「豊中市地域福祉計画」 社会福祉協議会などの組織との分野を超えた連携強化を図り、地域の活性化に向けた取組 みを進めます。
- ○子育ち・子育て支援…「こどもすこやか育みプラン・とよなか」 子どもの居場所づくりや保護者の悩みや不安に対する相談及び支援、ひとり親家庭への支援の充実などを進めます。
- Oバリアフリー化の取組み…「歩道改良実施計画」

「豊中市バリアフリーマスターブラン」

多様な個性の人々が安全・安心に住み続けられるまちづくりを推進するため、ハード・ソフトの一体的なパリアフリー化に取り組みます。また、災害時等を想定したパリアフリー化を推進します。

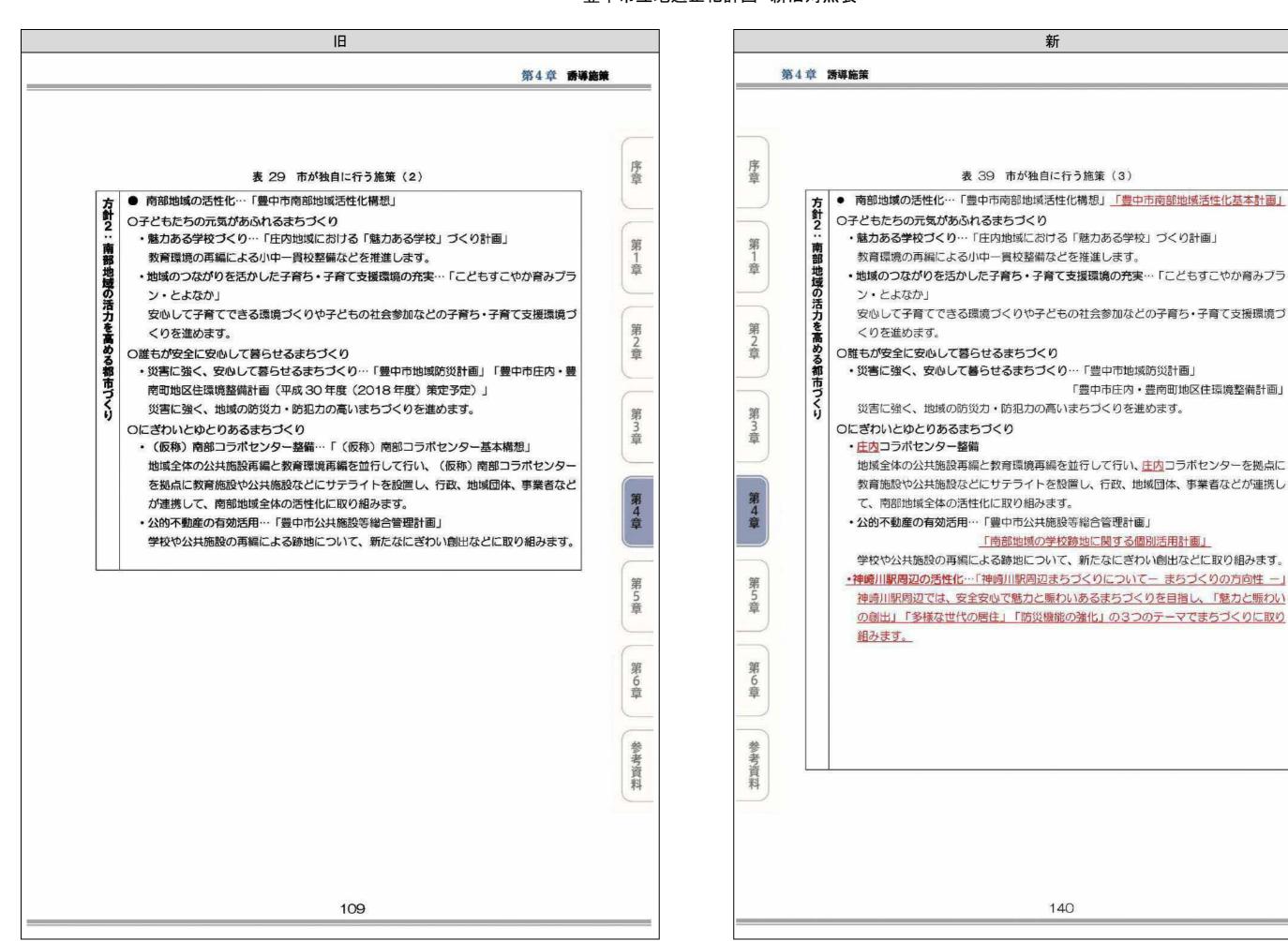
- ○道路ネットワークの形成…「第3次豊中市道路整備計画」 未整備都市計画道路について、計画的に整備を進めます。
- ○産業振興の推進…「豊中市企業立地促進計画」 特別用途地区の指定など、安定した操業環境の形成に向けた取組みや企業の立地促進奨励金などにより、企業立地を促進します。
- ○空き家の利活用…「豊中市空家等対策計画(令和5年度(2023年度)策定予定)」 令和5年度(2023年度)に豊中市空家等対策計画を策定し、空き家等の活用を促進し ます。なお、本市の低未利用土地は、空き家等の建物が存する土地であることから、低未 利用土地の活用についても空き家等の活用により推進することとします。
- ○老朽化した都市計画施設の改修事業の推進

既に整備された都市計画道路、都市計画公園等の都市計画施設は、老朽化の状況を考慮 したうえで、生活の安全性や利便性の維持、向上を図る観点から、計画的な改修を進め ます。

【参考】「老朽化した都市計画施設の改修事業」について

令和6年(2024年)2月時点において、立地適正化計画に位置付けられた「老朽化 した都市計画施設の改修事業」は該当ありませんが、具体的な事業を進めていく際は、 本計画の最新版に当該事業を記載しますので、本市ホームページ内の立地適正化計画 のページよりご確認ください。

②公共交通所で終してた拠点の競力的上による歴住返標 ②公共販売の多様能化・担合化の指導と対合の電子計画 医フィ 国別無路計画 公共販売の多様能化・世合化の指導と対合の電子計画 医フィ 国別無路計画 公共販売の多様能化・世合化の指導としては、公民連携による法規設などの監察や、公 共成設計場の自然にのための公的・予制度の活用 特に、避市機能が高度が成功の総数再編による法規設はいか、共同から具体的公託用法の原金 を解集するなどの公民選携事法について検討するなど、より育幼党法用形法の原金 を解集するなどの公民選携事法について検討するなど、より育幼党法用を進めます。 〇公共交通網の完全・「電中市公共交通改計計画(2)」 公共交通網の完全・「電中市公共交通改計画(2)」 公共交通網の完全・「電中市公共交通改計画(2)」 公共交通の正規により、原本な事を組みるため、金利を重要し、企業を を創めるとは、財産と基準の基本のより、企業をは対する。要は、公共交通 を創める。とは、財産と基準の基本のより、のようを対しています。 〇十里中央地区の活性化・「千里中央地区活性化どうション」 北部大政の活性組化・「千里中央地区活性化どうション」 北部大政の活性組化・「千里中央地区活性化でラン」 北部大政の活性地に、「大陸海市局域の身へ、参省・交通ネットワークの強化・ 改定、スマートシティの取扱り、新たなモビリティタービスの導入や、ウォーカブルを定 为なかの配性等を管理機体制に、「中央地区活性化であります。 〇連正な場の活を性に、 「東西県活性(ロアクタース)が基本により、空港と地域の活性化に 取り組みます。 ②変元などの様の対象が表示している影響を必要します。 ②変元などの関連的サービス側の構築・・「電中市「収置度からいフラン」 (伝統)中央関連監督は、「大阪西際企業技術的・との連路へより、全地で表現の活性化に 取り組みます。 ②変素を関連するとなると、表示の魅力を高なな影響のプロを達めます。 ②変素を関連を手を立ているであります。 ②変素を関連を手を立ているであります。 ②変素を関連を手を立ているであります。 ②変素を関連を手を立ているであります。 ②変素を表示されているのでは、まずを認っています。 ②変素を関連を手を立ています。 ②変素を関連を手を立ています。 ②変素を関連を表示されているのでは、まずを認っています。 ②変な表が表示されているのが表示されているのでは、まずを認っています。 ②変な表がを重えを図るといます。 ②変な表がを重えを図るといます。 ②変な表がを重えを図るといます。 ②変な表がで表えを必要ながき、つなま、人の性文や交流のを選挙を図ることにより、 ②を表述を記されているのでは、まずを図ることにより、 ②なることを必ずを認っています。 ②変な表がを表えているのでは、まずを記されています。 ②なることを表がまする。 ③なることを表がまする。 ③なるることを表がまする。 ③なるることを表がまする。 ③なるることを表がまする。 ③なるるるとを表がまする。 ③なるるるとなる。 ③なるるるなる。 ③なるるなるなるなるなるなるな	新	
②公共交通所で終してた拠点の競力的上による歴住返標 ②公共販売の多様能化・担合化の指導と対合の電子計画 医フィ 国別無路計画 公共販売の多様能化・世合化の指導と対合の電子計画 医フィ 国別無路計画 公共販売の多様能化・世合化の指導としては、公民連携による法規設などの監察や、公 共成設計場の自然にのための公的・予制度の活用 特に、避市機能が高度が成功の総数再編による法規設はいか、共同から具体的公託用法の原金 を解集するなどの公民選携事法について検討するなど、より育幼党法用形法の原金 を解集するなどの公民選携事法について検討するなど、より育幼党法用を進めます。 〇公共交通網の完全・「電中市公共交通改計計画(2)」 公共交通網の完全・「電中市公共交通改計画(2)」 公共交通網の完全・「電中市公共交通改計画(2)」 公共交通の正規により、原本な事を組みるため、金利を重要し、企業を を創めるとは、財産と基準の基本のより、企業をは対する。要は、公共交通 を創める。とは、財産と基準の基本のより、のようを対しています。 〇十里中央地区の活性化・「千里中央地区活性化どうション」 北部大政の活性組化・「千里中央地区活性化どうション」 北部大政の活性組化・「千里中央地区活性化でラン」 北部大政の活性地に、「大陸海市局域の身へ、参省・交通ネットワークの強化・ 改定、スマートシティの取扱り、新たなモビリティタービスの導入や、ウォーカブルを定 为なかの配性等を管理機体制に、「中央地区活性化であります。 〇連正な場の活を性に、 「東西県活性(ロアクタース)が基本により、空港と地域の活性化に 取り組みます。 ②変元などの様の対象が表示している影響を必要します。 ②変元などの関連的サービス側の構築・・「電中市「収置度からいフラン」 (伝統)中央関連監督は、「大阪西際企業技術的・との連路へより、全地で表現の活性化に 取り組みます。 ②変素を関連するとなると、表示の魅力を高なな影響のプロを達めます。 ②変素を関連を手を立ているであります。 ②変素を関連を手を立ているであります。 ②変素を関連を手を立ているであります。 ②変素を関連を手を立ているであります。 ②変素を表示されているのでは、まずを認っています。 ②変素を関連を手を立ています。 ②変素を関連を手を立ています。 ②変素を関連を表示されているのでは、まずを認っています。 ②変な表が表示されているのが表示されているのでは、まずを認っています。 ②変な表がを重えを図るといます。 ②変な表がを重えを図るといます。 ②変な表がを重えを図るといます。 ②変な表がで表えを必要ながき、つなま、人の性文や交流のを選挙を図ることにより、 ②を表述を記されているのでは、まずを図ることにより、 ②なることを必ずを認っています。 ②変な表がを表えているのでは、まずを記されています。 ②なることを表がまする。 ③なることを表がまする。 ③なるることを表がまする。 ③なるることを表がまする。 ③なるることを表がまする。 ③なるるるとを表がまする。 ③なるるるとなる。 ③なるるるなる。 ③なるるなるなるなるなるなるな	第4章 誘導施策	_
	② 公共交通網で結ばれた拠点の魅力向上による居住誘導 ○公共施設等マネシメント…「豊中市公共施設等総合管理計画」 「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」 公共施設等地の有効活用を促進します。 ・都市機能の必要機能化と複合化の推進とともに、公民連携による公共施設などの整備や、公共施設等地の有効活用を促進します。 ・都市機能誘導区域内の施設再編による施設廃止や集約化後の跡地などの公的不動産の活用については、誘導施設の配置をはしめ、民間から具体的な活用手法の提案を募集するなどの公民連携手法について検討するなど、より有効な活用を進めます。 ○公共交通網の充実…「豊中市公共交通改善計画(令和6年度(2024年度)中間見直し予定(地域公共交通計画化))」 公共交通網の充実…「豊中市公共交通改善計画(令和6年度(2024年度)に豊中市公共交通被書計画の中間見直しとあわせた法定計画化を予定しています。 ○千里中央地区の活性化…「千里中央地区活性化ビジョン」 北部大阪の都市拠点として、多様な都市機能の導入、歩行者・交通ネットワークの強化・改善、スマートシティの取組み、新たなモビリティサービスの導入や、ウォーカブルなまちなかの創出等を官民連携体制により推進します。 ○空港と地域の活性化 同辺市や地域の関係団体、大阪国際空港就航都市との連携により、空港と地域の活性化に取り組みます。 ○対応な図書館サービス網の構築…「豊中市立図書館みらいブラン」 (仮称)中央図書館を核とした新たな施設配置と、将来ニーズを見据えたサービス展開により、人と情報、人と人をつなぎ、まちの魅力を高める図書館づくりを進めます。 ○東西軸活性化 …「東西軸活性化アクションブラン」 大規模な再整備事業が予定されている服部縁地・原田縁地を結ぶ東西軸の活性化に向け、地域に点在する様々な資源をみがき、つなぎ、人の往来や交流の促進等を図ることにより、	序章 第1章 第2章 第3章 第5章 第6章 参表資料
		表 38 市が独自に行う施策(2) ② 公共交通網で結ばれた拠点の魅力向上による居住誘導 〇公共施設等マネジメント…「豊中市公共施設等総合管理計画」 「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」 公共施設の多機能化と複合の推進とともに、公民連携による公共施設などの整備や、公共施設動地の有効活用を促進します。 ・都市機能の断散防止のための公的不動産の活用 特に、都市機能誘導区域内の施設再編による施設施止や集約化後の節地などの公的不動産の活用については、誘導施設の配置をはしめ、民間から具体的な活用手法の提案を募集するなどの公民連携手法について検討するなど、より有効な活用を進めます。 〇公共交通網の充実…「豊中市公共交通改善計画(令和6年度(2024年度)中間見直し予定(地域公共交通計画化))」 公共交通網の充実に向けた取組みを進め、人口減少・少子高齢化社会の到来や、公共交通を取り参く遺域の変化など、新たな課題に備えるため、令和6年度(2024年度)に豊中市公共交通改善計画の中間見直しとあわせた法定計画化を予定しています。 〇千里中央地区の活性化・「千里中央地区活性化ビジョン」 北部大阪の都市拠点として、多様な都市機能の導入、歩行者・交通ネットワークの強化・改善、スマートシティの取組み、新たなモビリティサービスの導入や、ウォーカブルなま方なかの創出等を管民連携体制により推進します。 〇空港と地域の活性化 周辺市や地域の関係団体、大阪国際空港結就就都市との連携により、空港と地域の活性化に関い組みます。 〇野たな図書館サービス網の構築・・「豊中市立図書館みらいブラン」 (仮称)中央図書館を核とした動たな施設配置と、将来ニーズを見電えたサービス展開により、人と内を連めます。 ○東西輪活性化・・「東西輪活性化アクションブラン」 大規模な再整編事業が予定されている服的課題・原田接地を結ぶ東西軸の活性化に向け、地域に直在する様々な資源をみがき、つなぎ、人の往来や交流の促進等を図ることにより、



旧 届出制度 第1節 建築等の届出 113 第2節 休廃止の届出114

	新
	第5章
J	由山利及
	が 付けがらん ベアラン だん
第1節 建築等の届出	<u>143</u>
第2節 休廃止の届出	<u>144</u>
	141

旧 進行管理 第1節 目標と効果117 第2節 進行管理 119 115

新
笞
6
第 6 章
早
進行管理
第1節 目標と効果
第2節 進行管理
77-14 X=11 B-Z
145

旧

第6章 進行管理

第

章

第う

章

第3章

第4

章

第5

章

第6章 進行管理

第1節 目標と効果

1 目標

本計画に示す課題解決のための施策や誘導方針によりめざす目標を設定します。

○方針1:居住と産業の適切な土地利用誘導

指標 1一①	現況値 (平成28年(2016年))	目標値 (平成52年(2040年))
全人口に対する 居住誘導区域内人口の割合	99.3%	99.3%以上

【現況値】

- 平成 28年 (2016年) 住基台帳 (平成 27年 (2015年) 12月31日時点)
- ・居住誘導区域内人口/全人口×100=99.3%

【目標値】

・平成52年(2040年)の人口推計で減少が見込まれていることから、平成52年(2040年)においても現況値維持以上を目標とします。

指標1 一②	現況値 (平成28年(2016年))	目標値 (平成 52 年 (2040 年))
産業誘導区域内の 工業・運輸系事業所延床面積	699,136 m²	699,136 ㎡以上

【現況值】

- 平成 28年(2016年)土地建物現況調査
- ・産業誘導区域内に位置する「倉庫」、「工場」、「作業所」に該当する事業所の床面積の合計値 【目標値】
- ・事業所総数が減少傾向にある (平成 28年 (2016年) 豊中市統計書) ことから、平成 52年 (2040年) においても現況値維持以上を目標とします。

指標1 一③	現況値 (平成27年(2015年))	目標値 (平成52年(2040年))
公共交通の利用圏域カバー率	99.1%	99.1%以上

【現況値】

- 鉄道駅勢圏(半径 1.000m)及びバス停勢圏(半径 500m)でカバーされる地域(交通空白地以外の地域)の面積が市域面積に占める割合
 【目標値】
- 将来的な人口減少により利用者の減少が懸念されることから、平成52年(2040年)においても現 況値維持以上を目標とします。

○方針2:南部地域の活力を高める都市づくり

指標2	現況値 (平成 28 年 (2016 年))	目標値 (平成52年(2040年))
全年少人口に対する 南部地域の年少人口の割合	10.6%	12.3%以上

【現況値】

- · 平成 28年 (2016年) 住基台帳 (平成 27年 (2015年) 12月 31 日時点)
- ・南部地域年少人ロ/全年少人ロ×100=10.6%

【日標値】

- ・平成27年(2015年)住基台帳(平成26年(2014年)12月31日時点)を基準人口として平成52年(2040年)人口推計を作成(「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口の将来展望の考え方に基づき本計画において算出したもの)
- ・上記人口推計を用い、現況値と同じ計算式により目標値を設定 (南部地域年少人口推計/全年少人口推計×100=12.3%)

117

新

第6章 進行管理

第6章 進行管理

第1節目標と効果

1 目標

本計画に示す課題解決のための施策や誘導方針によりめざす目標を設定します。

○方針1:居住と産業の適切な土地利用誘導

指標 1一①	策定時 平成 <u>27</u> 年(<u>2015</u> 年)	<u>現況値</u> 令和 4 年(2022年)	目標値
全人口に対する居住誘導区域内人口の割合	99.3%	99,3%	99.3%以上

【策定時】

- ·平成27年(2015年)住基台帳(平成27年(2015年)12月31日時点)
- ・居住誘導区域内人口/全人口×100=99.3%

【現況值】

- · 令和 4 年 (2022 年) 住基台帳 (令和 4 年 (2022 年) 12 月 31 日時点)
- ・居住誘導区域内人口/全人口×100=99.3%

【目標値】

<u>令和22年</u>(2040年)の人口推計で減少が見込まれていることから、<u>令和22年</u>(2040年)においても策定時維持以上を目標とします。

指標1一②	策定時 平成28年(2016年)	<u>現況値</u> 令和 4 年(2022 年)	目標値
産業誘導区域内の工業・ 運輸系事業所延床面積	699,136 m²	746,709 m²	699,136 ㎡以上

【策定時】

- ·平成28年(2016年)土地建物現況調査
- ・産業誘導区域内に位置する「倉庫」、「工場」、「作業所」に該当する事業所の床面積の合計値 【現況値】
- 令和4年(2022年) 土地建物現況調査
- ・産業誘導区域内に位置する「倉庫」、「工場」、「作業所」に該当する事業所の床面積の合計値 【目標値】
- ・事業所総数が減少傾向にある (平成 28年 (2016年) 豊中市統計書) ことから、合和 22年 (2040年) においても策定時維持以上を目標とします。

序音

第1章

第

章

第3章

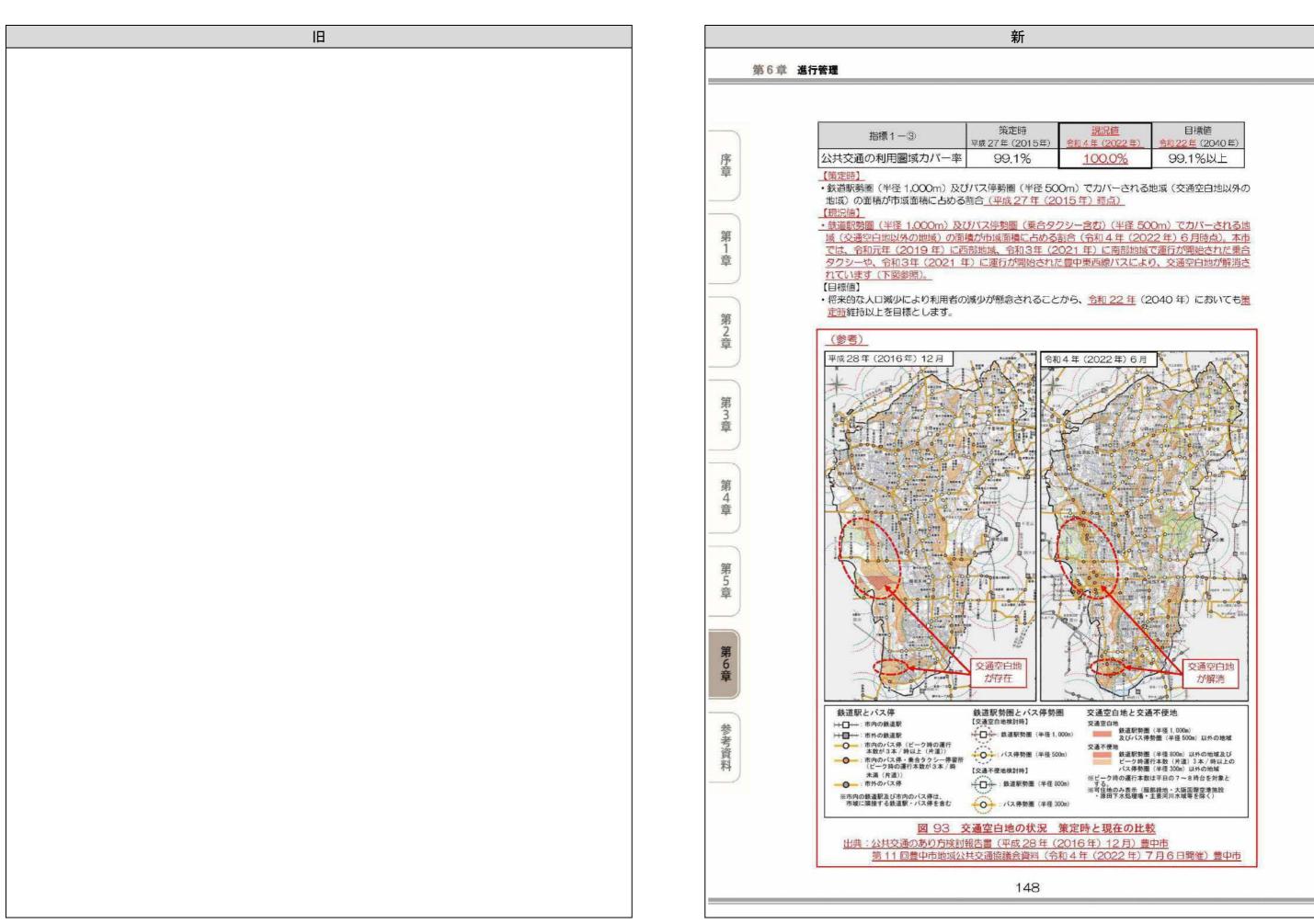
第4章

第5

章

第6章

参考資业



IΒ	新
	第6章 進行管理
	○方針2:南部地域の活力を高める都市づくり _{歩海2} 策定時 <u>現況値</u> 目標値
	指標2 策定時 現況値 目標値 会和4年(2022年) 全和22年(2040年) 10.6% 9.9% 12.3%以上 序章
	(報定時) ・平成 27年(2015年)住基台帳(平成 27年(2015年)12月31日時点) ・南部地域年少人口/全年少人口×100=10.6% [現況前] ・令和 4年(2022年)住基台帳(令和4年(2022年)12月31日時点) ・南部地域年少人口/全年少人口×100=9.9% [目標慮] ・平成 26年(2014年)住基台帳(平成 26年(2014年)12月31日時点)を基準人口として会 和 22年(2040年)人口推計を作成(「豊中市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口の将来 展望の考え方に基づき本計画において算出したもの) ・上記人口推計を用い、第定時と同じ計算式により目標値を設定 (南部地域年少人口推計/全年少人口推計×100=12.3%) 第3章
	第5章
	第6章
	参考資料
	149

序章

章

音

第

章

第

章

章

考資料

旧

第6章 進行管理

第

章

第つ

音

第

章

第

章

第

章

2 効果

基本的な方針で示す「本市の特性を活かした土地利用誘導と拠点の魅力向上により、 多世代の人々に選ばれる都市づくり」を進め、適切な土地利用誘導及び南部地域の活性 化に資する4つの目標達成により期待される効果を示します。

また、本計画を実行性のあるものとするため、期待される効果を定量的に示し、目標とともに進行管理を行うものとします。

≪目標の達成により期待される効果≫

適切な土地利用誘導と拠点の魅力向上による均衡のとれた都市

効果の定量化

効果の評価にあたっては、転入出による人口増減や土地利用の変化などに作用する地域ごとの都市づくりの成果が、住宅地地価の上昇・下落の変動の地域差に影響を及ぼすことに着目し、本計画に示す適切な土地利用誘導と拠点の魅力向上の取組みの効果として、変動の地域差のない「均衡のとれた都市」に至る達成状況を見極めます。

そこで、「住宅地地価変動の地域差指数」を指標として設定し、本計画の効果を適切に評価するため、重点的な方針を示している南部地域を対象として、市全体に対する比率で示します。

指標	現況値 (平成 28 年(2016 年))	目標值 (平成 52 年 (2040 年))	
住宅地地価変動の地域差指数	0.97	1,00以上	

【現況値】

• 地価公示

 南部地域の住宅地地価平均の対5年前(平成23年(2011年)に対する平成28年(2016年)時点) 増減比/市全体の住宅地地価平均の対5年前(平成23年に対する平成28年時点)増減比:0.977/ 1,003≒0.97

【月標值】

 現況値では、南部地域の地価平均増減比が市全体の地価平均増減比を下回り、南部地域の平均地価と市 平均地価との差が拡大しているため、南部地域の地価平均増減比が市全体の地価平均増減比と同等以上 となることを目標とします。

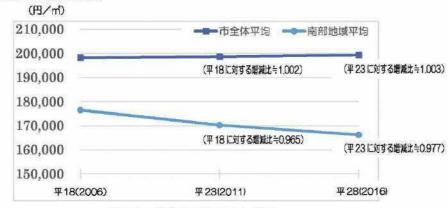


図71 住宅地地価平均の推移

118

新

第6章 進行管理

2 効果

基本的な方針で示す「本市の特性を活かした土地利用誘導と拠点の魅力向上により、 多世代の人々に選ばれる都市づくり」を進め、適切な土地利用誘導及び南部地域の活性 化に資する4つの目標達成により期待される効果を示します。

また、本計画を実行性のあるものとするため、期待される効果を定量的に示し、目標とともに進行管理を行うものとします。

≪目標の達成により期待される効果≫

適切な土地利用誘導と拠点の魅力向上による均衡のとれた都市

効果の定量化

効果の評価にあたっては、転入出による人口増減や土地利用の変化などに作用する地域ごとの都市づくりの成果が、住宅地地価の上昇・下落の変動の地域差に影響を及ぼすことに着目し、本計画に示す適切な土地利用誘導と拠点の魅力向上の取組みの効果として、変動の地域差のない「均衡のとれた都市」に至る達成状況を見極めます。

そこで、「住宅地地価変動の地域差指数」を指標として設定し、本計画の効果を適切に評価するため、重点的な方針を示している南部地域を対象として、市全体に対する比率で示します。

指標	策定時	<u>現況値</u>	目標値
	平成28年(2016年)	_{会和5年(2023年)}	6和22年 (2040年)
住宅地地価変動の地域差指数	0,97	0.96	1.00 以上

【策定時】

- 地価公示
- ・南部地域の住宅地地価平均の対5年前(平成23年(2011年)に対する平成28年(2016年)時点) 増減比/市全体の住宅地地価平均の対5年前(平成23年に対する平成28年時点)増減比:0.977/ 1.003≒0.974

【現況值】

- 地価公示
- ・南部地域の住宅地地価平均の対5年前(平成30年(2018年)に対する令和5年(2023年)時点) 増減比/市全体の住宅地地価平均の対5年前(平成30年に対する令和5年時点)増減比:1.024/ 1.063≒0.963

【目標值】

・ 策定時は、南部地域の地価平均増減比が市全体の地価平均増減比を下回り、南部地域の平均地価と市平均地価との差が拡大しているため、南部地域の地価平均増減比が市全体の地価平均増減比と同等以上となることを目標とします。



図 94 住宅地地価平均の推移

旧 参考資料

用語集	123
豊中市立地適正化計画の策定経緯	126
豊中市都市計画審議会委員	126
121	

新
参考資料
用語集

旧

参考資料

序章

第

章

第つ

章

第3

章

第4

章

第5

章

第

章

参考資料 用語集

あ行

●インフラ P59,73 道路や橋りょう、公園・緑地、上下水道、水路 などの社会基盤施設のことをいいます。インフ ラストラクチャーの略称です。

●沿道サービス施設 P7 広域的な道路沿いにあり、駐車できる店舗やガ ソリンスタンドなどのように、自動車での利用 者に対するサービス施設のことです。用途地域 では、大きな道路沿いの主に準住居地域や準工 業地域にあたります。

か行

●行財政運営基盤 P3.83 市民サービスの提供やまちづくりを支える、 人・組織、財政など、行財政運営の土台となる 要素をいいます。

●居住誘導区域 P3,27,78,84 他

人口減少のなかにあっても一定エリアにおいて 人口密度を維持することにより、生活サービス やコミュニティが持続的に確保されるよう、居 住を誘導すべき区域です。 本市では、住居系市街地において定める「一般 型居住誘導区域」と、工業系市街地のうち住工 混在地などにおいて、住民と事業者のお互いの

理解と尊重のもと、住宅と事業所が共生する市 街地の形成を図る区域を定める「住工共生型居 住誘導区域」があります。

- ●広域連携 P5,6,8,10 自治体同士が、互いに機能を補い合いながら広 域にわたり連携を図るという考え方です。
- ●公共施設等マネジメント P108 本市が保有し、または借り上げている建物施設 及びインフラ施設について、経営の視点から総 合的かつ持続的に企画、管理及び利活用する仕 組みをいいます。
- ●高次都市機能 P6,7,90 行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャ ーなど各分野において良質なサービスを提供す る施設を指し、市域だけでなく、広域的に影響 力のある機能のことです。
- ●交通結節点 P78 鉄道やバス、タクシーなどの複数の交通機関が 集まり、相互乗換えや連絡などが円滑に行える 場所のことです。
- ●公的不動産 P8,94,108,109 地方公共団体が所有する公共施設や公有地など の不動産のことです。

●国土軸 P8

国土交通省「21 世紀の国土のグランドデザイ ン」で定められた、文化と生活様式を創造する ための地域の連なりであり、本市を横断する中 国自動車道は「西日本国土軸」にあたります。

- ●コミュニティ P74,77 同じ地域に居住しながら利害や関心事をともに し、お互いの信頼のもとに結びついた住民のつ ながりや地域社会のことです。
- ●コンパクト・プラス・ネットワーク P3 居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコ ンパクトなまちづくりと公共交通によるネット ワークの連携によりまちづくりを進めることで
- ●コンパクトな都市構造(まちづくり) P.3,5,8,70,77,83 郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、中心市 街地の活性化などを図るため、暮らしに必要な 諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市を形 成することをいいます。

さ行

●産業誘導区域 P78,84,99,102,117 本市が独自に定める区域で、工業系市街地のう ち、事業所が集積し住宅立地が進んでいない地 域を、今後も事業所の立地誘導を図り、住工混 在の進行を防止することで、住民と事業者のお 互いの理解と尊重のもと、安定した操業環境の 維持・形成を図る区域として定めています。

●市街化区域 P3,33 「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、 既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年 以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区 域をいいます。

- ●事業所 P6,7,8,13,34 他 本計画では、特に記載のないものは、主に、製 造業や運輸業などの工業・運輸系事業所を指し
- ●自然増減 P26 出生と死亡による人口の増減です。出生が死亡 を上回れば自然増、下回れば自然減となります。
- 持続可能な都市 P5,73,77,83 「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代 の欲求も満足させる」というサスティナブル(持 続可能な~) の考え方に基づき、自然環境との 調和や、低炭素都市づくりの取組みを通して、 将来にわたって都市の経済や環境、生活の質を 維持していくという考え方です。
- ●社会増減 P26 転入と転出による人口の増減です。転入が転出 を上回れば社会増、下回れば社会減となります。

新

参考資料

序章

第

章

第

章

第

章

第

章

章

第

章

参考資料 用語集

あ行

- ●インフラ P<u>5,61</u>,73 道路や橋りょう、公園・緑地、上下水道、水路 などの社会基盤施設のことをいいます。インフ ラストラクチャーの略称です。
- ●上町断層帯地震 P105,114 豊中市を北端に大阪平野を南北に延びる上町断 層帯において発生する可能性があるとされる地 震のことです。地震の発生確率は30年以内に2 ~3%とされています。
- ●液状化(現象) P105,114 緩く堆積した砂層や土砂で埋め立てられた地盤 に、地震の揺れが作用することによって発生し、 地盤が液体状になることで地盤のずれが建築物 や土木構造物に被害を誘発する現象です。
- •SDGs P5 「Sustainable Development Goals (持続可 能な開発目標)」の略称。17のゴール・169の ターゲットから構成しており、地球上の「誰一 人取り残さない (leave no one behind)」こと を誓っています。発展途上国のみならず、先進 国も含めたすべての国、すべての人々が取り組 むべき国際目標のことです。
- ●沿道サービス施設 P8 広域的な道路沿いにあり、駐車できる店舗やガ ソリンスタンドなどのように、自動車での利用 者に対するサービス施設のことです。用途地域 では、大きな道路沿いの主に準住居地域や準工 業地域にあたります。

か行

●行財政運営基盤 P3.83 市民サービスの提供やまちづくりを支える、 人・組織、財政など、行財政運営の土台となる 要素をいいます。

●居住誘導区域 P3,29,78,84他

住誘導区域」があります。

- 人口減少のなかにあっても一定エリアにおいて 人口密度を維持することにより、生活サービス やコミュニティが持続的に確保されるよう、居 住を誘導すべき区域です。 本市では、住居系市街地において定める「一般 型居住誘導区域」と、工業系市街地のうち住工 混在地などにおいて、住民と事業者のお互いの 理解と尊重のもと、住宅と事業所が共生する市 街地の形成を図る区域を定める「住工共生型居
- ●緊急交通路 P115,117,122,125,126 災害発生時に救助・救急、消火、医療、緊急物 資の供給を迅速かつ的確に実施するための道路 **Cg**.

●広域連携 P6.7.9.11

自治体同士が、互いに機能を補い合いながら広 域にわたり連携を図るという考え方です。

- ●公共施設等マネジメント P139 本市が保有し、または借り上げている建物施設 及びインフラ施設について、経営の視点から総 合的かつ持続的に企画、管理及び利活用する仕 組みをいいます。
- ●高次都市機能 P7,8,90 行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャ ーなど各分野において良質なサービスを提供す る施設を指し、市域だけでなく、広域的に影響
- ●洪水 P85,105,106,107,108,116,117,121他 河川水位の上昇や、堤防の決壊によって、河川 から水があられることで、外水氾濫とも言いま す。家屋の倒壊や流出など、大規模な被害を引
- ●洪水・高潮避難ビル P132,133
- ●交通結節点 P78 場所のことです。
- ●公的不動産 P9,94,139,140 地方公共団体が所有する公共施設や公有地など
- ●国士軸 P9 国土交通省「21 世紀の国土のグランドデザイ ン」で定められた、文化と生活様式を創造する ための地域の連なりであり、本市を横断する中 国自動車道は「西日本国土軸」にあたります。
- 同じ地域に居住しながら利害や関心事をともに し、お互いの信頼のもとに結びついた住民のつ ながりや地域社会のことです。
- ●コンパクト・ブラス・ネットワーク P3 居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコ ンパクトなまちづくりと公共交通によるネット ワークの連携によりまちづくりを進めることで
- ●コンパクトな都市構造(まちづくり) P3.6.9.70.77.83

郊外への都市的土地利用の拡大の抑制、中心市 街地の活性化などを図るため、暮らしに必要な 諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市を形 成することをいいます。

155

力のある機能のことです。

き起こすこともあります。

今後起こりえる津波、洪水及び高潮による最大 級の被害に対応するため、津波、洪水及び高潮 発生時の一時的な避難場所として、市が指定す る施設のことです。

鉄道やパス、タクシーなどの複数の交通機関が 集まり、相互乗換えや連絡などが円滑に行える

の不動産のことです。

●コミュニティ P74,77,132

旧

参考資料

序章

第

章

第 章

第 章

第 章

第5 章

第 章

●住工混在 P7,74,78,99 住宅と工場が近接して立地している地域の状態

●職住近接 P78.83.99 住居と職場が近いことで、通勤時間の短縮によ り、生活の時間的なゆとりが得られるとともに、 通勤混雑が解消される、職と住が均衡した都市 構造のことです。

- ●生活サービス P3,8,62, 71,72,73,77,83 日常の生活に密着した個人向けのサービス機能 のことで、それほど大きくない身近な店舗が該 当します。用途地域では主に近隣商業地域にあ たります。
- ●生産緑地地区 P85,86,102,103 良好な都市環境を保全・確保する効果があり、 かつ、公園や緑地の公共施設などの敷地として 適している農地が、良好な都市環境の形成を図 ることを目的として指定されるもので、農地以 外での使用を制限されるほか、農地としての適 性な管理が義務づけられます。
- ●相互利用 P5 公共施設を近隣都市同士で相互に利用できる取 組みです。本市では、周辺市町の池田市、箕面 市、豊能町、能勢町、吹田市の図書館を利用で きる取組みなどを行っています。

た行

●第2次豊中市都市計画マスタープラン P4,5,8,9,10,87

本市の都市計画に関する基本的な方針を定める もので、平成52年(2040年)の人口減少期 を見据えた都市づくりの目標やその実現に向け た方針を示すとともに、「第 4 次豊中市総合計 画」が示すまちの将来像を都市計画の面から実 現するための、拠点整備や土地利用、道路・公 園などの整備、防災や景観面での取組みなどの 考え方をわかりやすく示しています。

●第4次豊中市総合計画 P4,9

「豊中市自治基本条例」に基づき、市政運営の 根幹となる「まちの将来像」を明らかにし、こ れを達成するための施策を総合的、体系的に示 すものです。施策の大綱を示す「基本構想」と、 まちの将来像実現に向けた体系別の施策を明ら かにする「基本計画」と、基本計画で示した施 策を実現するための事業を明らかにする「実施 計画」から構成されています。

●地域包括ケアシステム P108 可能な限り住み慣れた地域で全ての人が安心し て生活を継続できるよう、多様な主体でネット ワークを構築し、医療、介護、予防、住まい、 生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ 一体的に提供される体制のことです。

●地区計画 P108

「都市計画法」に基づいて、一定のまとまりを 持った「地区」を対象に、それぞれの地区のま ちなみや特性に応じて、道路・公園などの配置 や、建物の用途や形態などのきめ細かなルール を決めることができる制度です。

●超高齢社会 P3 65 歳以上の人口が総人口に占める割合(高齢 人口割合) によって分類されており、一般的に 高齢化社会(高齢人口割合 7%~14%)、高齢 社会(高齢人口割合14%~21%)、超高齢社会

低炭素型の都市構造 P3 地球温暖化問題に対応していくため、温室効果 ガスの一つである二酸化炭素の排出削減と吸収 を基本として、拡散型都市構造から集約型都市 構造への転換、緑地の保全や都市緑化の推進、 エネルギーの効率的な利用などの取組みを総合 的に推進していく都市づくりのことです。

(高齢人口割合21%以上)とされています。

●鉄道 P6.10.13.34.44他 本計画では、阪急宝塚線、北大阪急行線及びモ ノレールを「鉄道」として定義しています。

- ●特別緑地保全地区 P85,86,102,103 無秩序な市街化の防止となるもの、伝統的・文 化的意義を有するもの、動植物の生息地となる ものなどの保全を図ることを目的として指定す る地域地区のひとつで、建築物・工作物の建築、 宅地の造成などの行為が制限されます。
- ●都市機能 P3.5.6.7.8 他 文化や教育、医療、福祉、商業、工業などのサ ーピスを提供する機能や、居住機能のことです。
- ●都市機能増進施設 P87 居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るため に必要な施設であって、都市機能の増進に著し く寄与するもの。
- ●都市機能誘導区域 P3,78,84,87,88 他 医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心 拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、 これらの各種サービスの効率的な提供を図る区 域です。
- ●都市計画区域 P3,4,9 「都市計画法」に基づき、自然的・社会的条件、 人口、土地利用、交通量などの現況とその推移 を考慮して、一体の都市として、総合的に整備 し、開発し及び保全する必要のある区域として 都道府県により指定されるものです。
- ●都市構造 P3.5.6.8.10.62 他 人や産業が集中する拠点の位置と、主要な人や 物の流れによって形成されるネットワークなど から捉えた都市の骨格のことです。

参考資料

章

章

章

章

章

章

さ行

●産業誘導区域 P36,78,84,99,102,147 本市が独自に定める区域で、工業系市街地のう ち、事業所が集積し住宅立地が進んでいない地 域を、今後も事業所の立地誘導を図り、住工混 在の進行を防止することで、住民と事業者のお 互いの理解と尊重のもと、安定した操業環境の 維持・形成を図る区域として定めています。

●市街化区域 P35 「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、 既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年 以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区 域をいいます。

●事業所 P7,8,9,15,36 他 本計画では、特に記載のないものは、主に、製 造業や運輸業などの工業・運輸系事業所を指し

●自主防災組織 P127.132,133 地域住民が協力・連携し、災害から「自分たち の地域は自分たちで守る」ために活動すること を目的に結成する組織のことです。

●自然增減 P28 出生と死亡による人口の増減です。出生が死亡 を上回れば自然増、下回れば自然減となります。

●持続可能な都市 P5.6,73,77,83 「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代 の欲求も満足させる」というサスティナブル(持 続可能な~) の考え方に基づき、自然環境との 調和や、低炭素都市づくりの取組みを通して、 将来にわたって都市の経済や環境、生活の質を 維持していくという考え方です。

•指定緊急避難場所 P116,117,121,125,126,128,129,131,132 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 にその危険から逃れるための避難場所のことで す。本市では他に指定一般避難所、指定福祉避 難所、広域避難場所を定めています。 指定一般避難所(災害の危険性により避難され た方や、災害により自宅に戻れなくなった方が 一時的に滞在するための施設) 指定福祉避難所(一般の避難施設では避難生活 が困難な高齢者や障害者等の方が避難するため 広域避難場所(大規模な火災などによって危険 が迫った場合の避難場所)

●社会増減 P28 転入と転出による人口の増減です。転入が転出 を上回れば社会増、下回れば社会減となります。

●住工混在 P8.74.78,99 住宅と工場が近接して立地している地域の状態 のことです。

●職住近接 P78,83,99 住居と職場が近いことで、通勤時間の短縮によ り、生活の時間的なゆとりが得られるとともに、 通勤混雑が解消される、職と住が均衡した都市

• 浸水継続時間

構造のことです。

新

P105,107,110,115,116,117,120,125 浸水深が50cm以上になってから50cmを下回 るまでの時間のことです。

- ●生活サービス P3,9,62,71,72,73,77,83 日常の生活に密着した個人向けのサービス機能 のことで、それほど大きくない身近な店舗が該 当します。用途地域では主に近隣商業地域にあ たります。
- ●生産緑地地区 P85.86,102,103 良好な都市環境を保全・確保する効果があり、 かつ、公園や緑地の公共施設などの敷地として 適している農地が、良好な都市環境の形成を図 ることを目的として指定されるもので、農地以 外での使用を制限されるほか、農地としての適 性な管理が義務づけられます。
- ●相互利用 P6 公共施設を近隣都市同士で相互に利用できる取 組みです。本市では、周辺市町の池田市、箕面 市、豊能町、能勢町、吹田市の図書館を利用で

た行

●第2次豊中市都市計画マスターブラン P4,6,9,10,11,87

きる取組みなどを行っています。

本市の都市計画に関する基本的な方針を定める もので、令和 22 年 (2040年) の人口減少期 を見据えた都市づくりの目標やその実現に向け た方針を示すとともに、「第4次豊中市総合計画」 が示すまちの将来像を都市計画の面から実現す るための、拠点整備や土地利用、道路・公園な どの整備、防災や景観面での取組みなどの考え 方をわかりやすく示しています。

●第4次豊中市総合計画 P4,5,10 「豊中市自治基本条例」に基づき、市政運営の 根幹となる「まちの将来像」を明らかにし、こ れを達成するための施策を総合的、体系的に示 すものです。施策の大綱を示す「基本構想」と、 まちの将来像実現に向けた体系別の施策を明ら かにする「基本計画」と、基本計画で示した施 策を実現するための事業を明らかにする「実施 計画」から構成されています。

●地域包括ケアシステム P138 可能な限り住み慣れた地域で全ての人が安心し て生活を継続できるよう、多様な主体でネット ワークを構築し、医療、介護、予防、住まい、 生活支援の各サービスが切れめなく有機的かつ 一体的に提供される体制のことです。

156

IΒ	

新

参考資料

●地区計画 P138

「都市計画法」に基づいて、一定のまとまりを持った「地区」を対象に、それぞれの地区のまちなみや特性に応じて、道路・公園などの配置や、建物の用途や形態などのきめ細かなルールを決めることができる制度です。

- ●地区防災圏 P121,125 防災機能を整備・強化し、速やかな災害復旧等 のしくみを構築する単位である「防災生活圏」 のうち、豊中市地域防災計画で定める概ね小学 校区の範囲を基本とする圏域のことです。
- ●超高齢社会 P3 65歳以上の人口が総人口に占める割合(高齢人口割合)によって分類されており、一般的に高 齢化社会(高齢人口割合7%~14%)、高齢社会 (高齢人口割合14%~21%)、超高齢社会(高 齢人口割合21%以上)とされています。
- ●低炭素型の都市構造 P3 地球温暖化問題に対応していくため、温室効果 ガスの一つである二酸化炭素の排出削減と吸収 を基本として、拡散型都市構造から集約型都市 構造への転換、緑地の保全や都市緑化の推進、 エネルギーの効率的な利用などの取組みを総合 的に推進していく都市づくりのことです。
- ●鉄道 P7.15.36.46.48.50 他 本計画では、阪急宝塚線、北大阪急行線及びモ ノレールを「鉄道」として定義しています。
- ●特別緑地保全地区 P85,86,102,103 無秩序な市街化の防止となるもの、伝統的・文 化的意義を有するもの、動植物の生息地となる ものなどの保全を図ることを目的として指定す る地域地区のひとつで、建築物・工作物の建築、 宅地の造成などの行為が制限されます。
- ●都市機能 P3,6,7,8,9.36 他 文化や教育、医療、福祉、商業、工業などのサ ービスを提供する機能や、居住機能のことです。
- ●都市機能増進施設 P87 居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るため に必要な施設であって、都市機能の増進に著し く寄与するもの。
- ●都市機能誘導区域 P3.78.84.87.88 他 医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心 拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、 これらの各種サービスの効率的な提供を図る区 域です。
- ●都市計画区域 P3.4.10 「都市計画法」に基づき、自然的・社会的条件、 人口、土地利用、交通量などの現況とその推移 を考慮して、一体の都市として、総合的に整備 し、開発し及び保全する必要のある区域として 都道府県により指定されるものです。

- ●都市構造 P3.6.7.9.11.62 他 人や産業が集中する拠点の位置と、主要な人や 物の流れによって形成されるネットワークなど から捉えた都市の骨格のことです。
- ●都市再生特別措置法 P3.4.10.12.104.137.143.144 都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上 (都市の再生)を図り、都市の防災に関する機能を確保するための法律で、平成26年(2014年)の一部改正では、コンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度などが整備され

令和2年(2020年)の一部改正では、立地適 正化計画に記載すべき主な事項として、防災指 針が新たに定められました。

- ●都市施設 P87 道路、公園、下水道、都市高速鉄道、駐車場、 自動車ターミナルなど、都市生活を営むうえで 必要となる施設のことを「都市施設」といい、 このうち、必要に応じて各都市が都市計画決定 する都市施設のことを「都市計画施設」といい ます。
- ●都市のスポンジ化 P83 都市の内部において、空き地、空き家などの低 未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・ 空間的にランダムに、相当程度の分量で発生す る現象のことをいいます。
- ●土砂災害警戒区域 P85,86,102,103,105,113,133 急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民な どの生命または身体に危害が生じるおそれがあ ると認められる区域であり、危険の周知、警戒 避難体制の整備が行われます。
- ●土砂災害特別警戒区域 P85.86,102,103,105,113 急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物 に損壊が生じ住民などの生命または身体に著し い危害が生じるおそれがあると認められる区域 であり、特定の開発行為に対する許可制、建築 物の構造規制などが行われます。
- ●豊中市強靱化地域計画 P104 平成25年(2013年)12月に施行された「国 土強靱化基本法」の趣旨を踏まえ、大規模自然 災害が発生しても「致命的な被害を負わない強 さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもっ た「強靱な地域」をつくりあげるための取組み を定めています。
- ●豊中市地域防災計画 P4.85.104.127.140 災害対策基本法に基づき、防災活動の総合的か つ計画的な推進を図り、市民の生命、身体及び 財産を災害から保護することを目的とし、豊中 市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧 等に関し、豊中市と関係機関が処理すべき事 務・業務及び市民等が果だすべき役割を定めて います。

157

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

# 1	IB	新
関連	·	
158		#行 中の中の表している。
		158

旧

参考資料

参考資料 豊中市立地適正化計画の策定経緯

日 程	項目	内 容				
平成29年度(2017年度)						
8月17日	豊中市都市計画審議会	豊中市立地適正化計画素案(案)の報告				
11月21日	豊中市都市計画審議会	豊中市立地適正化計画素案の報告				
2月5日~2月26日	素案の意見公募	豊中市立地適正化計画素案の意見公募				
2月9日~2月16日	素案の市民説明会	豊中市立地適正化計画素案の市民説明会				
平成30年度(2018年度)						
5月8日	豊中市都市計画審議会	豊中市立地適正化計画原案の報告				
5月23日~6月13日	原案の意見公募	豊中市立地適正化計画原案の意見公募				
8月7日	豊中市都市計画審議会	豊中市立地適正化計画案の諮問・答申				
1月1日	告示(公表)	豊中市立地適正化計画の公表				

参考資料 豊中市都市計画審議会委員

度	区分	名前	所 属	備考
		岡 絵理子	関西大学教授	
		國貞 眞司	豊中商工会議所名誉会頭	~平成29年8月31日
		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	会長代理
平 或	学識	重村 達郎	弁護士	
双 20	経験者	久 隆浩	近畿大学教授	会長
29	1注版 日	藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授	
年度		水上 英雄	豊中商工会議所会頭	平成29年9月1日~
≥		森 彰男	豊中市農業委員会委員	7
2		吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	
Ō		石原 準司		
1	(III)	斉宮 澄江		
(市議会	今村 正		
(2017年度)	議員	植田 正裕	79	
9	man Plantonia	北之坊 晋次		
		高麗 啓一郎		
	市民	南井 幹子		
	i h EG	森 一孝		, -
		岡 絵理子	関西大学教授	at the same throught with
		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	会長代理
		重村 達郎	弁護士	
		林 倫子	関西大学准教授	平成30年7月1日~
	学識	久 隆浩	近畿大学教授	会長
Ш	経験者	藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授	~平成30年6月30日
平 成		水上 英雄	豊中商工会議所会頭	
30		森 彰男	豊中市農業委員会委員	70
年度		柳原 崇男	近畿大学准教授	平成30年7月1日~
度		吉田 長裕	大阪市立大学大学院准教授	~平成30年6月30日
		石原 準司		~平成30年6月4日
2		斉宮 澄江		Section 5-2 and
1		今村 正		~平成30年6月4日
8		神原 宏一郎		平成30年6月5日~
年	市議会	北之坊 晋次		~平成30年6月4日
(2018年度)	議員	高麗 啓一郎		~平成30年6月4日
	industrial color	高木 公香		平成30年6月5日~
		弘瀬 源悟		平成30年6月5日~
		藤田 浩史		
		宮地 和夫		平成30年6月5日~
	市民	南井 幹子		2.5 000 200 200 200 200 200 200 200 200 20
	中氏	森 一孝		

126

新

参考資料

参考資料 豊中市立地適正化計画改定版の策定経緯

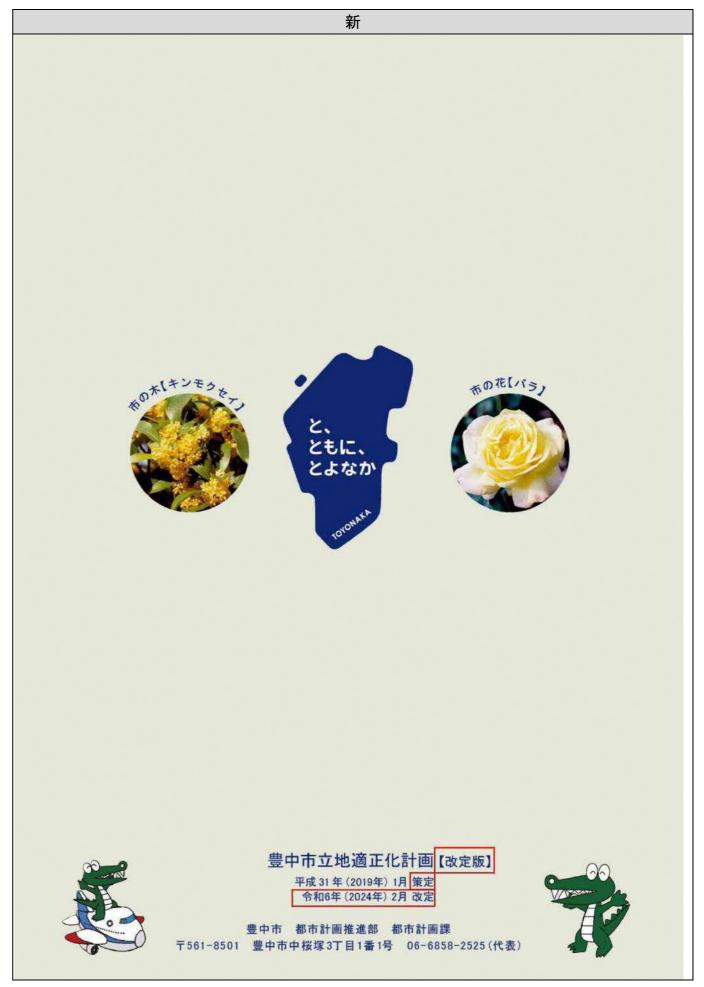
5	E	7	J	T	

日 程	項目	内 容				
令和5年度(2023年度)						
8月9日	豊中市都市計画審議会	豊中市立地適正化計画改定版素案(案)の報告				
10月4日~10月24日	素案の意見公募	豊中市立地適正化計画改定版素案の意見公募				
11月17日~12月7日	原案の意見公募	豊中市立地適正化計画改定版原案の意見公募				
1月29日	豊中市都市計画審議会	豊中市立地適正化計画改定版案の諮問・答申				
2月0日	告示(公表)	豊中市立地適正化計画改定版の公表				

参考資料 豊中市都市計画審議会委員

年度	区分	名前	所 属	備考
		大路 昌幸	豊中商工会議所副会頭	
		岡 絵理子	関西大学教授	
		紀伊 雅敦	大阪大学大学院教授	
	hazene (Tatheric	澤木 昌典	大阪大学名誉教授	会長代理
	学識 経験者	重村 達郎	弁護士	
令和		西本 健一	豊中市農業委員会委員	令和5年9月1日~
令和5年度		林 倫子	関西大学准教授	
度		久 隆浩	近畿大学教授	会長
(2023年度)		森 彰男	豊中市農業委員会委員	~令和5年8月31日
2		市橋 拓		
年		今村 正		
邑	市議会	神原 宏一郎		
	議員	久場 良孝		
		弘瀬 源悟		
		和田 愛美		
	市民	木村 貴史		
	THE	長谷川 久美		





1. 都市計画審議会(8月9日)における豊中市立地適正化計画の変更への意見とその対応一覧

No			該当箇所		質問/意見	回答/対応		修正前		修正後
INO	章	節	頁/行	項目			頁/行	内容	頁/行	内容
1	_	_	ı	_	南部地域は危ない、沈むという印象を受けるが、市では下水道の改修などを進めてきた。また大阪市ではもっと低い地域もある。南部地域は大阪市からの入り口でもあり非常に重要な地域でもあるので、南部地域の魅力向上に努めていただきたい。	構想や令和2年2月策定の豊中市南部 地域活化性基本計画において、「子ど	_	_	_	_
2	_	_	-	_	南部地域では人口が減っており、市では学校再編など、南部のまちづくりには力を入れているが、南部の将来的な都市像についてお聞きしたい。	のあるまちづくり」を3本の柱とし南 部地域活性化の実現に向け取り組むと しています。				
3	3	0)	-	_	P129の図のように、南部地域では浸水するエリアが広く、垂直避難困難住宅が多いが、3階建て住宅の助成や公共施設の1階をピロティにするなど、南部地域で安心、安全に住めることができる施策が必要では。	回る規模の降雨)に対してはハード対				・P126(追加) 「図89防災課題図」の下部に下記を追記。 「上記の防災課題図は、想定最大規模(1000年確率を上回る規模)の浸水想定区域です。なお、計画規模(おおむね200年確率)における浸水想定区域で、3m以上浸水する区域に住宅はありません。」 ・P128(修正) 「④指定緊急避難場所・避難路の整備」の説明文を修正。 ■修正前
4	3	6	_	-	避難計画などの具体的対策を住民の方にもわかるような見える化が必要。	ご意見をふまえて、記載を追記・修正 します。			各頁	「(仮称)南校への指定緊急避難場所の設置など、浸水想定区域内の新たな公共施設の整備において防災機能の導入を図るとともに、災害時に円滑に避難できる避難路の確保を進めます。」 ■修正後 「想定最大規模の降雨量に対しては、浸水深より
5	_		_	_	災害リスクを知らないままに家を建て後悔してしまうケースが増えているため、転入される方がリスクを理解し、対策を考えたうえで転居できる仕組みが必要。					高い位置にある学校の校舎等を開放することで、 垂直避難が困難な建物にお住いの方の人数以上の 避難場所は確保できています。 さらに(仮称)南校への指定緊急避難場所の設置 など、浸水想定区域内の新たな公共施設の整備の 際に防災機能の導入を図るとともに、災害時に円 滑に避難できる避難路の確保を進めます。」
6	_		_	_	すべての住民が避難できるかシミュレーションが必要。	ご意見をふまえて、記載を追記・修正 します。				・P128(追加) 「⑧防災意識の向上と地域防災力の強化」の説明 文に下記を追記。 「総合ハザードマップの配布やHP、デジタル・ ハザードマップと連動したマイ・タイムライン作 成支援サービス、防災パネル展、とよなか防災ア ドバイザーの派遣などにより、ハザード情報の周 知、啓発を行います。」

2. 大阪府意見照会における豊中市立地適正化計画の変更への意見とその対応一覧

NIa			該当箇所		庭 昀 / 辛日	回答/対応	修正前			修正後
No	章	節	頁/行	項目	質問/意見		頁/行	内容	頁/行	内容
1	3	2	P85	_	(意見) 大阪都市計画局が示している居住誘導区域設定の目安では、L1における浸水深3m以上の区域、家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域に含めないこととしており、浸水リスクを考慮した区域設定について検討頂きたい。	宅がないことを確認しており、P126	_	_	_	_
2	3	6	P106 ~ P108	_	(意見) 神崎川の洪水浸水想定区域図、洪水浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域については、安威川ダムの整備に伴い見直しを行っているため、図面を更新頂きたい。		_	_	\sim	安威川ダム整備後の神崎川の洪水浸水想定区域図 (浸水深、浸水継続時間)家屋倒壊氾濫想定区域 を反映した図に更新しました。
3	3	6	P126	_	(意見) 想定最大規模(1000年確率) ⇒想定最大規模(1000年確率を上回る規模) ※想定最大規模=1000年確率 ではないため	ご意見の通り修正します。	P126	上記の防災課題図は、想定最大規模(1000年確率)の浸水想定区域です。	P126	上記の防災課題図は、想定最大規模(1000年確率 <u>を上回る規模</u>)の浸水想定区域です。
4	3	6	P127	_	(意見) 「③高潮対策の推進」において、「防潮堤の改良」とは何 を指しているのでしょうか。	ご意見をふまえて、記載を修正しま す。	P127	③高潮対策の推進 防潮堤の改良を進めつつ、高潮時に備えた防災訓練の実施により、高潮による被害の防止・軽減を 図ります。	P127	③高潮対策の推進 高潮時に備えた防災訓練の実施により、高潮による被害の防止・軽減を図ります。
5	3	6	P129	_	(意見) 「ハード」の「高潮対策の推進」を「高潮対策」に修正願 います。	ご意見の通り修正します。	各頁	P127 ③高潮対策の推進 P129 図90 高潮対策の推進	各頁	P127 ③高潮対策 P129 図90 高潮対策
6	3	6	P130	_	(意見) (旧猪名川)高潮逆流防止対策は実施主体に兵庫県も含まれているので、県を追加いただきたい。	ご意見の通り修正します。	P130	表33 〇(旧猪名川)高潮の逆流防止対策 (実施主体) 府/市	P130	表33 〇(旧猪名川)高潮の逆流防止対策 (実施主体) 府/県/市
7	3	6	P130	_	(意見) (神崎川) 安威川ダムによる浸水被害の軽減 ⇒(神崎川) 河床掘削 神崎川の河床掘削により浸水被害軽減を図る ⇒実施主体について「国」を削除 ※安威川ダム整備済のためダムに関する記載を 削除し、神崎川の整備内容を記載 「(神崎川)流域治水プロジェクトの推進 ⇒「(神崎川流域)流域治水プロジェクトの推進」 に修正 ※千里川等、神崎川以外の河川も含む必要が あるため	ご意見の通り修正します。	P130	表33 〇(猪名川)流域治水プロジェクトの推進 〇(神崎川)安威川ダムによる浸水被害の軽減安威川ダム整備により神崎川の浸水被害軽減を図る (実施主体) 国/府 〇(神崎川)流域治水プロジェクトの推進	P130	表33 〇 (猪名川 <u>流域</u>) 流域治水プロジェクトの推進 〇 (神崎川) <u>河床掘削</u> 神崎川の河床掘削により浸水被害軽減を図る (実施主体) 府 〇 (神崎川 <u>流域</u>) 流域治水プロジェクトの推進
8	3	6	P131	_	(意見) 「高潮対策の推進」を「高潮対策」に修正願います。	ご意見の通り修正します。	P131	表34 【取組方針③】高潮対策の推進	P131	表34 【取組方針③】高潮対策
9	3	6	P131	_	(意見) 現段階で具体的な計画が定まっていないものについては、 記載内容を検討してください。	ご意見をふまえて、記載を修正します。 す。	P131	表34 ○橋梁嵩上げと防潮堤の建設による治水安全度の 向上 神崎川の防潮ラインは一応完成しているが、嵩上 げの困難な橋については、防潮鉄扉を設けて、高 潮の進入を防いでいる。治水安全度の一層の向上 を図るため、嵩上げが可能な橋については、順次 嵩上げ及び防潮堤の建設を進める	P131	表34 〇治水安全度の確保 神崎川の防潮ラインは、防潮堤及び防潮鉄扉で高 潮の進入を防ぎ、治水安全度を確保する

Nic	No 該当箇所			質問/意見	回答/対応		修正前		修正後	
1 10	章	節	頁/行	項目			頁/行	内容	頁/行	内容
10	3	6	P131	_	(意見) 高潮に備えた防災訓練の実施について、 実施主体に市を追加してください。	ご意見の通り修正します。	P131	表34 ○高潮に備えた防災訓練の実施 (実施主体) 府	P131	表34 ○高潮に備えた防災訓練の実施 (実施主体) 府 <u>/市</u>
11	3	6	P133	_	(意見) 要配慮者利用施設避難確保計画の策定推進 ⇒要配慮者利用施設避難確保計画の策定及び訓練実施 の推進	ご意見の通り修正します。	P133	表36 ○要配慮者利用施設避難確保計画の策定推進	P133	表36 ○要配慮者利用施設避難確保計画の策定 <u>及び訓練</u> 実施の推進
12	3	_	_	_	(気付いた点、助言) 今後、都市再生整備計画に基づく補助事業(旧まち交)により整備を計画されている誘導施設があれば、立地適正化計画に誘導施設としての位置づけが必要となりますので、 誘導施設の計画があれば記載してください。	該当の誘導施設はありません。	_	_	-	_
13	3	6	P105	_	(気付いた点、助言) 備考欄に1,000年に一度を上回る降雨量と記載があるが、 想定されている降雨量を数値で記載したほうが分かりやす いのでは。	ご意見の通り修正します。	_	_	P105	表29の下部に洪水および内水の想定最大規模降雨量を追加。
14	. 3	6	P109	-	(気付いた点、助言) 凡例には、浸水深0.05~0.3m未満、0.3m~0.5m未満、0.5m~1.0m未満、1.0m~3.0m未満と記載されているが、出典元のホームページを確認すると、0.05m未満の凡例もある。0.05m未満の記載を消している理由がないのであれば、出典元と同様に記載すればよいのでは。		_	_	P109	図70に0.05m未満の凡例を追加。

4. パブリックコメント(豊中市意見公募手続に関する条例) (令和5年10月4日から令和5年10月24日まで)

意見なし

5. 原案の縦覧(豊中市土地利用の調整に関する条例) (令和5年11月17日から令和5年12月7日まで)

意見なし